

呉市立地適正化計画(改定素案)

策 定 令和2年9月

届出開始 令和3年1月

改 定 令和●年●月

呉市

目 次

第1章 立地適正化計画の概要

| | |
|--------------|---|
| 1 作成の目的と位置付け | 1 |
| 2 上位・関連計画 | 3 |
| 3 計画期間と対象区域 | 6 |
| 4 構成 | 6 |

第2章 呉市の現況と課題

| | |
|--------------|----|
| 1 呉市の概況・特徴 | 7 |
| 2 呉市を取り巻く状況 | 10 |
| (1) 人口 | 10 |
| (2) 土地利用 | 18 |
| (3) 都市交通 | 22 |
| (4) 経済 | 25 |
| (5) 財政 | 28 |
| (6) 地価 | 30 |
| (7) 災害 | 31 |
| (8) 都市機能 | 32 |
| (9) 都市施設 | 37 |
| (10) にぎわいと交流 | 40 |
| 3 呉市の現況と課題 | 43 |

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 目指すべき都市像 | 44 |
| (1) まちづくりの理念 | 44 |
| (2) まちづくりの方針 | 44 |
| (3) 立地適正化計画における将来都市構造 | 48 |
| 2 リーディングプロジェクト（呉駅周辺地域総合開発基本計画） | 49 |
| 3 都市機能誘導区域と居住誘導区域に関する基本方針 | 51 |
| (1) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の概要 | 51 |
| (2) 区域等の設定の考え方 | 52 |
| (3) 誘導施設の考え方 | 54 |
| 4 公共交通に関する基本方針 | 55 |

第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 誘導施設の設定 | 56 |
| (1) 誘導施設設定の考え方 | 56 |
| (2) 必要な生活サービス施設の整理 | 57 |
| (3) 誘導施設の設定 | 65 |
| 2 誘導区域等の設定 | 66 |
| (1) 都市機能誘導区域の区域設定の考え方 | 66 |
| (2) 都市機能誘導区域の対象とすべき区域の抽出 | 68 |
| (3) 居住誘導区域及び一般居住区域の区域設定の考え方 | 69 |
| (4) 居住誘導区域の対象とすべき区域の抽出 | 70 |
| (5) 居住誘導区域の対象外とすべき区域の抽出 | 71 |
| (6) 誘導区域の設定 | 73 |
| (7) 居住誘導区域の人口の検証 | 95 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 3 誘導施策の設定 | 97 |
| (1) 誘導施策の基本的な考え方 | 97 |
| (2) 誘導施策の設定 | 97 |
| (3) 都市拠点（中央・広）等における施策等の考え方 | 105 |
| (4) 一般居住区域における施策等の考え方 | 106 |
| (5) 市街化調整区域（郷原地域）における拠点形成の考え方 | 106 |
| (6) 都市計画区域外の施策等の考え方 | 106 |
| (7) 低未利用土地利用等指針 | 106 |
| (8) 公的不動産の活用方針 | 108 |
| 4 コンパクトな都市構造を実現する取組のまとめ | 109 |
| 5 届出制度 | 111 |
| (1) 都市機能誘導区域外における開発行為、建築行為の届出 | 111 |
| (2) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出 | 112 |
| (3) 居住誘導区域外における開発行為、建築行為の届出 | 113 |

第5章 防災指針

| | |
|---------------------------|-----|
| 1 防災指針の基本的な考え方 | 116 |
| (1) 防災指針の作成について | 116 |
| (2) 防災指針の位置付け | 117 |
| (3) 防災指針作成の流れ | 118 |
| 2 災害ハザード情報等の収集・整理 | 119 |
| (1) 分析の対象とする災害・規模 | 119 |
| (2) 分析の単位 | 121 |
| (3) 分析の項目 | 122 |
| 3 市全域を対象とした災害リスク分析（マクロ分析） | |
| (1) 地形（標高図） | 124 |
| (2) 人口分布 | 125 |
| (3) 洪水 | 126 |
| (4) 高潮 | 130 |
| (5) 土砂災害 | 134 |
| (6) 津波 | 135 |
| (7) 地震 | 136 |
| (8) ため池氾濫 | 138 |
| (9) 取組方針と具体的な取組の検討 | 139 |
| 4 地域単位での災害リスク分析（ミクロ分析） | 141 |
| (1) 中央地域 | 142 |
| (2) 宮原地域 | 144 |
| (3) 警固屋地域 | 146 |
| (4) 吉浦地域 | 148 |
| (5) 天応地域 | 150 |
| (6) 昭和地域 | 152 |
| (7) 郷原地域 | 154 |
| (8) 阿賀地域 | 156 |
| (9) 広地域 | 158 |
| (10) 仁方地域 | 160 |
| (11) 川尻地域 | 162 |
| (12) 安浦地域 | 164 |
| (13) 音戸地域 | 166 |

| | |
|---------------------|-----|
| (14) 倉橋地域 | 168 |
| (15) 下蒲刈地域 | 170 |
| (16) 蒲刈地域 | 172 |
| (17) 豊浜地域 | 174 |
| (18) 豊地域 | 176 |
| (19) ミクロ分析結果のまとめ | 178 |
| (20) 取組方針と具体的な取組の検討 | 179 |
| 5 防災まちづくりの将来像と取組方針 | 182 |
| (1) 防災まちづくりの将来像 | 182 |
| (2) 取組方針及び具体的な取組 | 182 |
| 6 目標値 | 184 |

第6章 計画の推進

| | |
|-------------------------|-----|
| 1 取組目標 | 185 |
| (1) 計画の評価指標及び目標値の設定の考え方 | 185 |
| (2) 評価指標及び目標値の設定 | 185 |
| (3) 目標達成により期待される効果 | 187 |
| 2 計画の進行管理 | 188 |
| (1) 計画の進行管理等 | 188 |
| (2) 評価体制 | 188 |
| (3) 計画の推進に向けた取組 | 188 |
| 卷末資料 | 189 |
| 策定の経緯 | |
| 呉市立地適正化計画検討委員会委員名簿 | |

第1章 立地適正化計画の概要

1 作成の目的と位置付け

■立地適正化計画制度創設の背景

多くの地方都市においては、急速に人口が減少しており、拡大した市街地のまま人口減少が進めば、一定の人口集積により支えられてきた医療や商業等の生活サービスの提供や持続可能な都市経営が困難となることが想定されています。

そのため、医療・福祉・商業施設等の都市機能や住宅等がまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が、公共交通によりこれらの都市機能にアクセスできる等、福祉や交通等を含めて都市全体の構造を見直すことが必要となります。

このような背景から、行政と市民や民間事業者が一体となってまちづくりを促進するため、平成26年8月に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の一部改正法の施行により立地適正化計画制度が創設され、市町村は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、「立地適正化計画」を作成することができるようになりました。今後は、都市計画制度の活用と併せ、立地適正化計画による人口減少に対応したまちづくりを行っていくことが必要です。

■立地適正化計画の作成の目的

本市においても、昭和50年をピークとして人口が減少しており、今後も減少傾向が続くことが見込まれています。

このような人口減少に対応したまちづくりを推進するため、呉市都市計画マスターplan（令和5年3月改定）では、「つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市「くれ」」をまちづくりの基本理念とし、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指すこととしています。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、国籍や年齢、性別等にかかわらず、誰もが住みたい、住み続けたい、行ってみたいと思えるまちづくりを進めることとしています。

上記のような方向性を踏まえ、コンパクトシティの実現と活力あふれるまちづくりに向、医療・福祉・商業施設等の都市機能と居住機能の適正な配置の考え方について、官民で共有を図るとともに、戦略的に誘導を行うための実施計画として呉市立地適正化計画を作成します。

■立地適正化計画の改定の趣旨

立地適正化計画は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、おおむね5年ごとに計画の進捗状況や妥当性等の分析・評価を行うよう努めることとされております。

また、昨今の頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月に法改正され、立地適正化計画に「防災指針」を記載することとされました。

さらに、本計画作成後に、上位計画である「呉市長期総合計画」や「広島圏域都市計画マスターplan」、「呉市都市計画マスターplan」等の関連する計画が改定されています。

こうした状況を踏まえ、本計画における誘導施策等の見直しを実施するとともに、法改正による「防災指針」の追加及び防災指針に基づく防災・減災対策の取組の位置付けを行い、災害に強くコンパクトなまちづくりを推進していきます。

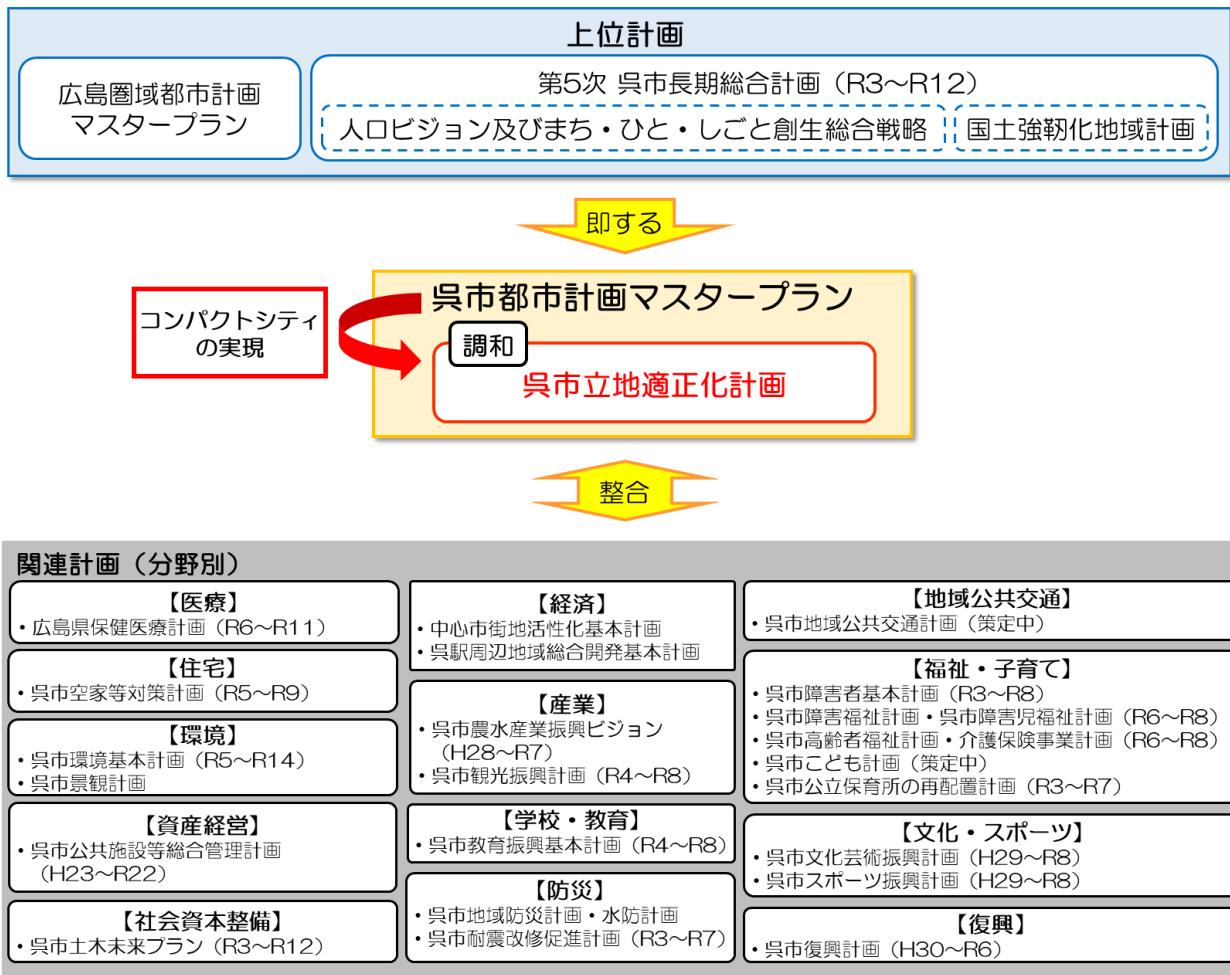
なお、第2章「呉市の現況と課題」等の人口推計値や更新が困難であるデータについては、計画作成後において特筆すべき状況の変化等がない場合、計画作成時のデータのままとしています。

■立地適正化計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第5次呉市長期総合計画」及び「広島圏域都市計画マスタープラン」に即するとともに、市町村の都市計画に関する基本的な方針である「呉市都市計画マスタープラン」と調和が保たれたものとして作成します。

また、コンパクトシティの形成に向けた取組は、公共交通や医療・福祉、子育て、防災等のまちづくりに関わる様々な分野の施策と連携を図る必要があることから、各分野の関連計画とも整合を図り、作成します。

[呉市立地適正化計画の位置付け]



2 上位・関連計画

広島圏域都市計画区域マスターplan（令和3年3月）

都市計画区域マスターplanでは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクト+ネットワーク型」の都市の再構築を目指すこととしています。

呉市中心部は、高次都市機能の集積・強化と、移動の円滑化による都市間相互の連携強化を図ることで、圏域の中核都市である広島市の役割を分担する拠点として位置付けられています。

[圏域の目指すべき将来像]

中四国地方の発展を牽引する“中枢圏域ひろしま”

[都市の目指すべき将来像]

コンパクト+ネットワーク型の都市

活力を生み出す都市

魅力あふれる都市

安全・安心に暮らせる都市

住民主体のまちづくりが進む都市

[将来都市構造]



| | | |
|------|---------------------|--|
| 拠点 | 中枢拠点 中核拠点 (核) | |
| | 広域拠点 | |
| 地域拠点 | 都市計画区域 | |
| | 都市計画区域外 | |

出典：広島県「広島圏域都市計画区域マスターplan（令和3年3月）」

第5次呉市長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月）

第5次呉市長期総合計画では、豊かで安心な生活が実現し、若者、高齢者、女性、障害者、外国人等、全ての人々が住みたい、住み続けたい、行ってみたいと思う、人を惹きつける魅力的なまちを目指すこととしています。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、国籍や年齢、性別等にかかわらず、誰もが住みたい、住み続けたい、行ってみたいと思えるまちづくりを進めていくこととしています。

前期基本計画（令和3年度～令和7年度）では各政策分野の施策推進に共通する四つの視点をもって本計画を推進することとしています。

[将来都市像]

誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」
～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～

[未来の姿]

- ① 質の高い生活が実現されるスマートシティ「くれ」
- ② 新たなチャレンジでビジネスチャンスを生み育てる「くれ」
- ③ 都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」
- ④ 災害に屈しない強靭なまち「くれ」
- ⑤ SDGs を通して豊かな未来を創る「くれ」

[横断的な視点]

- ① 先端技術の積極的な活用による Society5.0 の実現
- ② 少子化と人口減少への対応
- ③ 様々な危機への対応と将来のリスクへの備え
- ④ 市民や企業、高等教育機関等多様な主体との取組の推進

[前期基本計画（R3～R7）基本政策]

都市基盤分野

誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち

出典：呉市「第5次呉市長期総合計画」

国土強靭化地域計画（第5次吳市長期総合計画 第3編第3章）（令和3年3月）

国土強靭化は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な国づくり・地域づくりを推進するものです。

呉市では、豪雨や台風等による被害を受けやすく、これまでにも土砂崩れや高潮による浸水などにより、市民の生命や財産などが甚大な被害を受け、その度に災害から立ち直る経験をしてきた歴史があります。さらに、今後の地球温暖化に伴い、大雨及び短時間強雨の増加や台風の勢力が強まることが予測されています。

こうしたことから、今後起こり得る災害への備えとして、ハードとソフトの両面から国土強靭化に向けた取組を計画的に進めていくための指針となる地域計画として策定しています。

[大規模自然災害に対するリスクの設定]

- 台風や豪雨等による風水害
 - ・ 土石流・がけ崩れ等による災害
 - ・ 洪水による浸水被害
 - ・ 高潮による浸水被害
- 大規模地震による災害
 - ・ 地震による構造物の倒壊や地盤災害
 - ・ 地震に伴う津波による浸水被害

[基本目標]

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

[基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標]

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

呉市都市計画マスタープラン（令和5年3月）

呉市都市計画マスタープランでは、人口減少下における持続可能なまちづくりに向け「コンパクト+ネットワーク」の都市構造の構築を目指すこととしています。

将来都市構造では、都市経営を持続可能なものとするとともに、地球環境に優しく、誰もが便利で快適に暮らせる都市を実現するため、多様な都市機能が集積した拠点と各拠点間が道路・公共交通・情報通信で連携されたコンパクト+ネットワークによる都市構造を構築することとしています。

[まちづくりの基本理念]

つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市「くれ」

～人が中心、安全で持続可能な都市を目指して～

[都市の将来像]

- 1 持続可能で、質の高い生活を実現するコンパクトでスマートな都市「くれ」
- 2 多様な産業が生まれ育ち活力あふれる都市「くれ」
- 3 心地よい暮らしが人々を惹きつける魅力ある都市「くれ」
- 4 安全に住み続けられる強靭な都市「くれ」

[将来都市構造図]



出典:呉市「呉市都市計画マスタープラン(令和5年3月)」

3 計画期間と対象区域

■計画期間

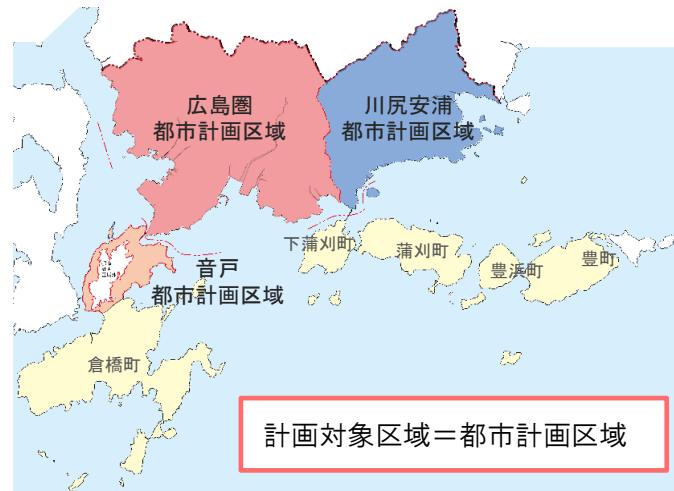
立地適正化計画は、都市計画マスター プランと調和し、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しながら、併せてその先の将来も考慮する必要があります。

ただし、人口減少が進展する中で、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、持続可能な都市経営を可能とする計画であるため、本計画の目標年次は令和 2 年度の計画作成時のままとし、旧呉市都市計画マスター プラン（平成 29 年）の目標年次に合わせて、令和 17 年とします。

■計画対象区域

立地適正化計画の区域は、原則として都市計画区域全域とすることとなっています。本市においても、都市計画区域の全域を立地適正化計画の対象とします。

ただし、本計画は、本市の持続可能なまちづくりに向けた計画であることから、都市計画区域外の地域との連携を踏まえた計画として作成します。



出典：呉市「呉市都市計画マスター プラン（令和 5 年 3 月）」

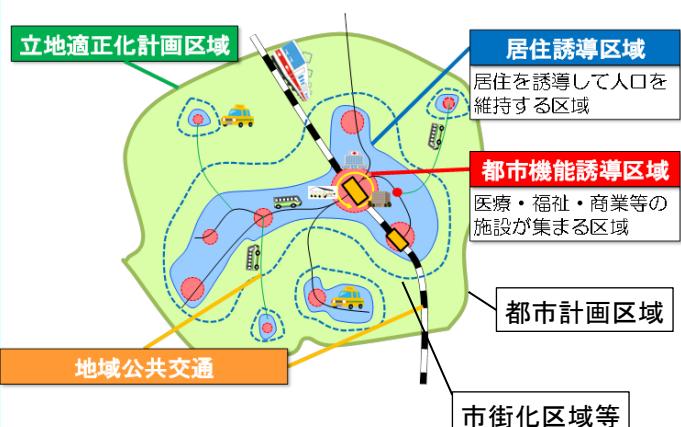
4 構成

立地適正化計画の作成に当たっては、呉市のコンパクトシティ実現のための現状と課題を整理し、**第5次呉市長期総合計画**等の上位計画に掲げられた将来都市像を踏まえ、まちづくりの方針や誘導区域等を設定していきます。

| |
|--|
| 第1章 立地適正化計画の概要 |
| 作成の目的と位置付け、上位・関連計画、計画期間と対象区域、構成 |
| 第2章 呉市の現況と課題 |
| 呉市の概況・特徴、呉市を取り巻く状況、呉市の現況と課題 |
| 第3章 立地の適正化に関する基本的な方針 |
| 目指すべき都市像、リーディングプロジェクト（呉駅周辺地域総合開発基本計画）、都市機能誘導区域と居住誘導区域に関する基本方針、公共交通に関する基本方針 |
| 第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定 |
| 誘導施設の設定、誘導区域等の設定、誘導施策の設定、コンパクトな都市構造を実現する取組のまとめ、届出制度 |
| 第5章 防災指針 |
| 防災指針の基本的な考え方、災害ハザード情報等の収集・整理、市全域を対象とした災害リスク分析(マクロ分析)、地域単位での災害リスク分析(ミクロ分析)、防災まちづくりの将来像と取組方針、目標値 |
| 第6章 計画の推進 |
| 取組目標、計画の進行管理 |

（参考）都市再生特別措置法に基づき立地適正化計画で定めるべき事項

- 1) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 2) 居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）及び誘導するための施策
- 3) **都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域**（都市機能誘導区域）及び**誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）**、誘導施設の立地を誘導するための施策
- 4) **都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業**
- 5) 住宅や誘導施設の立地及び立地の誘導を図るために都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）
- 6) 誘導施策や防災指針に基づく取組等の推進に関する必要な事項
- 7) 住宅及び誘導施設の立地の適正化を図るために必要な事項



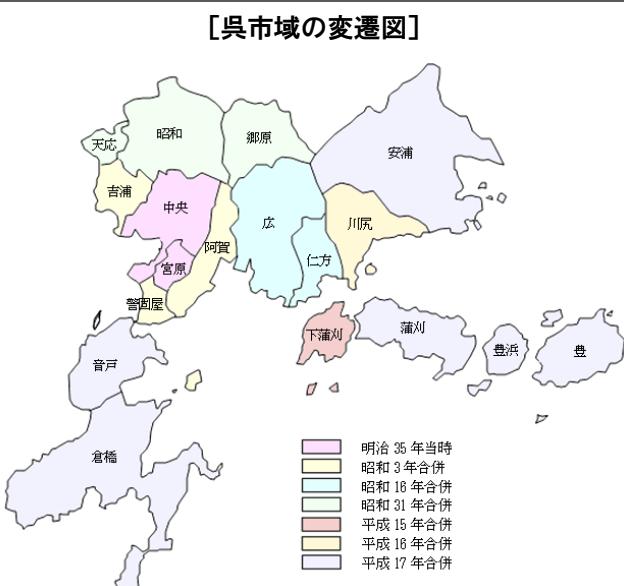
第2章 呉市の現況と課題

1 呉市の概況・特徴

■呉市の成り立ち（市域の変遷）

本市は、明治の初めまで、半農半漁の四つの村落でしたが、明治 19 年、第二海軍区軍港の指定、同 22 年呉鎮守府の開庁とともに本格的な海軍基地の建設が進められ、軍港都市、海軍の町として発展してきました。

その後、明治 35 年 10 月 1 日に 4 町村（宮原、和庄、莊山田及び二川）が合併して市制を施行しました。近年では、平成 15 年から 17 年にかけ下蒲刈、川尻、音戸、倉橋、蒲刈、安浦、豊浜及び豊の近隣 8 町と合併して現在の市域となりました。

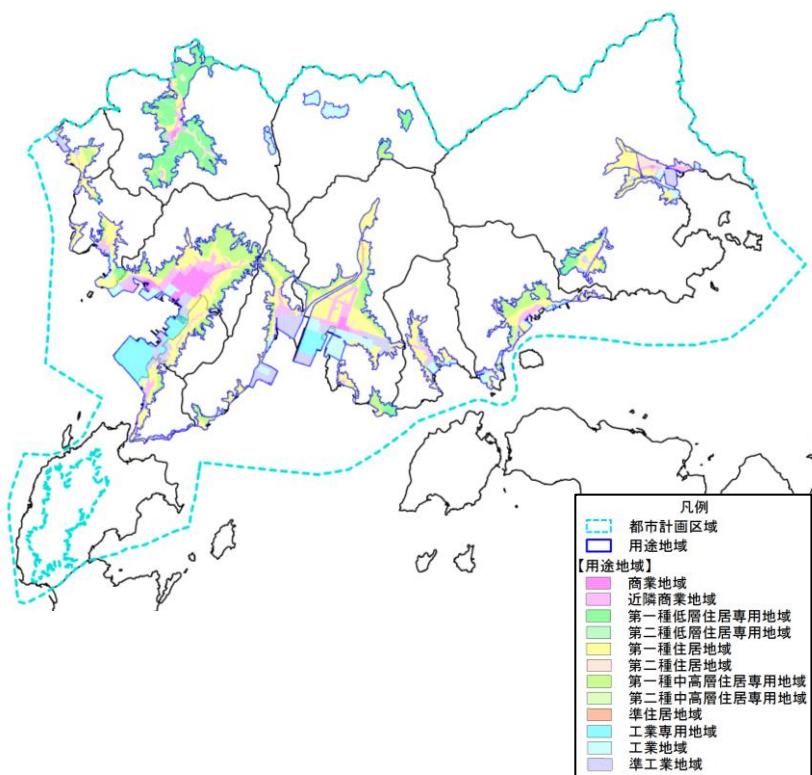


■都市計画の状況

呉市では、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき、広島圏都市計画区域（14,622ha）、川尻安浦都市計画区域（7,979ha）、音戸都市計画区域（1,246ha）が指定されています。

また、用途地域の指定は 4,220ha となっており、都市計画区域の 17.7%，市域全体の 11.9% を占めています。

【呉市の用途地域指定状況（都市計画区域内）】



【区域区分等の面積と人口・人口密度（令和 6 年 3 月時点）】

| | 面積 (ha) | 割合 (%) | 人口 (人) | 割合 (%) | 人口密度 (人/ha) |
|-------------|---------|--------|---------|--------|-------------|
| 市域 | 35,283 | 100.0% | 204,484 | 100.0% | 5.8 |
| 都市計画区域 | 23,847 | 67.6% | 194,917 | 95.3% | 8.2 |
| (広島圏) 市街化区域 | 3,575 | 10.1% | 163,173 | 79.8% | 45.6 |
| 市街化調整区域 | 11,047 | 31.3% | 4,388 | 2.1% | 0.4 |
| (川尻安浦) 用途地域 | 644 | 1.8% | 14,954 | 7.3% | 23.2 |
| 用途白地 | 8,581 | 24.3% | 12,402 | 6.1% | 1.4 |
| 都市計画区域外 | 11,436 | 32.4% | 9,567 | 4.7% | 0.8 |

■「ものづくりのまち」

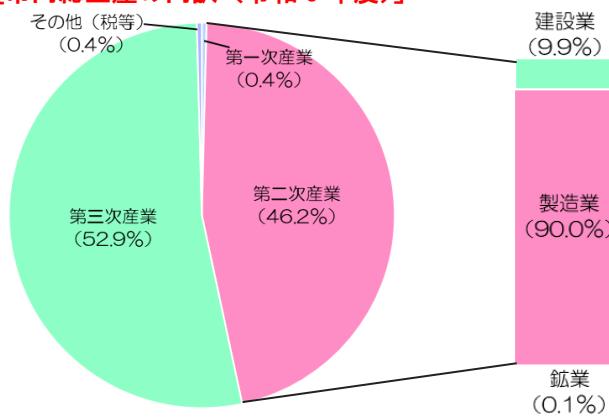
- ・呉市は、戦後、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）の施行により、海軍関連施設跡地に多くの企業を迎えることに成功しました。
- ・呉市は、瀬戸内海における有数の工業都市として、広島県の産業経済の発展をけん引しており、ものづくり産業の発展が地域の活性化に結び付いています。また、造船や鉄鋼等の重工業や精密加工機械製造等の層の厚い産業を形成するとともに、世界屈指の技術や世界的に高いシェアを持つ企業が立地する等、世界に誇る「ものづくりのまち」として発展し、さらなる発展を推進するため、阿賀マリノポリスや苗代工業団地等の産業拠点を創出してきました。
- ・呉市内の総生産における第二次産業の割合は、46.2%と高く、そのうち、90.0%を製造業が占めています。
- ・製造業出荷額の県内に占める割合をみると、呉市は、広島市、東広島市に次ぐ第3位となっています。

[ものづくり産業]



出典：呉市資料

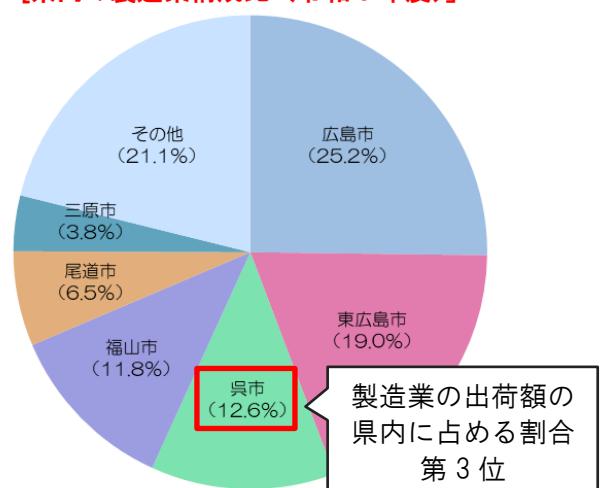
[市内総生産の内訳（令和3年度）]



※参考

第二次産業の割合：中核市平均 27.7%

[県内の製造業構成比（令和3年度）]



出典：広島県「市町民経済計算結果（令和3年度）」

■斜面地に形成された市街地

- ・呉市は、急しづらんな地形と延長が約300kmに及ぶ海岸線を有し、中央地区は、灰ヶ峰と休山に囲まれる等、特異な地理的条件を有しています。
- ・明治35年に市制を施行し、昭和18年には、人口40万人を超える日本一の海軍工廠のまちとして急速に発展し、急激な人口増加を伴いました。当時、呉市の平坦部は、その多くを軍が使用していたため、新たな海軍関係者や職工を始めとする住民の居住場所は、山腹まで広がり、生活道路等の基盤整備がされないまま斜面地に市街地が拡大しました。



出典：呉市資料（平成28年度）

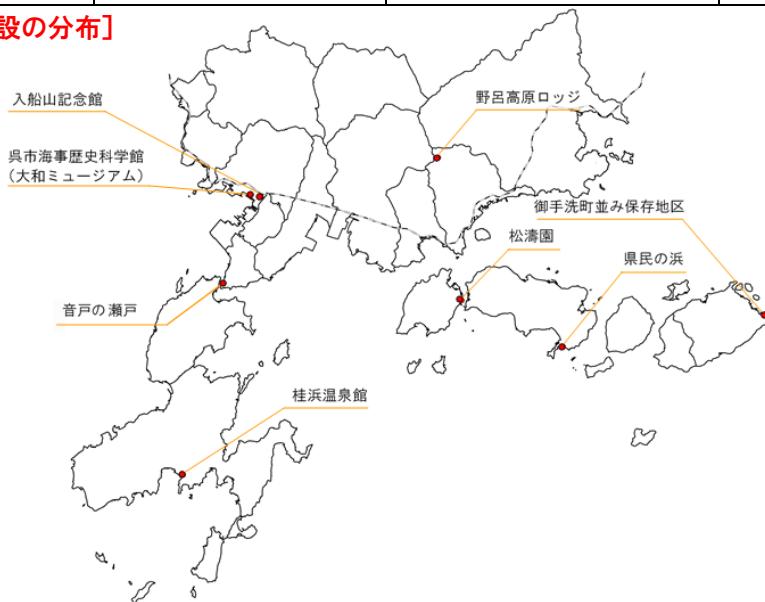
■呉市の多彩な地域資源と観光まちづくり

・呉市は、明治 22 年に呉鎮守府が開庁以来、海軍による優れた技術が培われ、東洋一の軍港として栄えてきました。その歴史等を紹介する呉市海事歴史科学館（以下「大和ミュージアム」といいます。）等旧海軍ゆかりの観光資源があります。また、島嶼部等周辺エリアには、遣唐使船（倉橋）、北前船（御手洗）、朝鮮通信使（下蒲刈）等、多様な歴史や文化、瀬戸内海の豊かで美しい自然も有しています。これらの観光資源は、市内全域に広く点在しています。

| | |
|---|---|
| 大和ミュージアム | 入船山記念館 |
| 10 分の 1 戦艦「大和」を始め、呉の歴史と造船・科学技術を紹介している。平成 17 年 4 月開館。令和 5 年 12 月には累計来館者数 1,600 万人を達成 |  |
| 御手洗町並み保存地区 | 音戸の瀬戸 |
| 江戸時代から昭和初期に至るまで風待ち・潮待ちの港町として栄え、今もその痕跡を集落内にとどめている。 平成 6 年に重要伝統的建造物群保存地区として選定 |  |
| 県民の浜 | 松濤園 |
| 海水浴を始めいろいろなマリンスポーツが楽しめる一大健康保養地。「日本の渚・百選」に選ばれています。 | 三之瀬瀬戸の急潮を借景に、松を中心としたみどり豊かな落ち着きと潤いのある庭園で、朝鮮通信使が立ち寄った下蒲刈の歴史や文化等を紹介している。 |
| 野呂高原ロッジ | 桂浜温泉館 |
| 新鮮な食材を生かした料理や、野呂山で捕れた猪のぼたん鍋が評判の宿。 瀬戸内海国立公園の四季折々の景色と標高 800m からのすばらしいロケーションを楽しめる。 | 露天風呂・打たせ湯等を楽しむことができる日帰り温泉施設。近くには復元遣唐使船を展示した「長門の造船歴史館」がある。 |

[市内の主要観光施設の分布]

出典：呉市資料



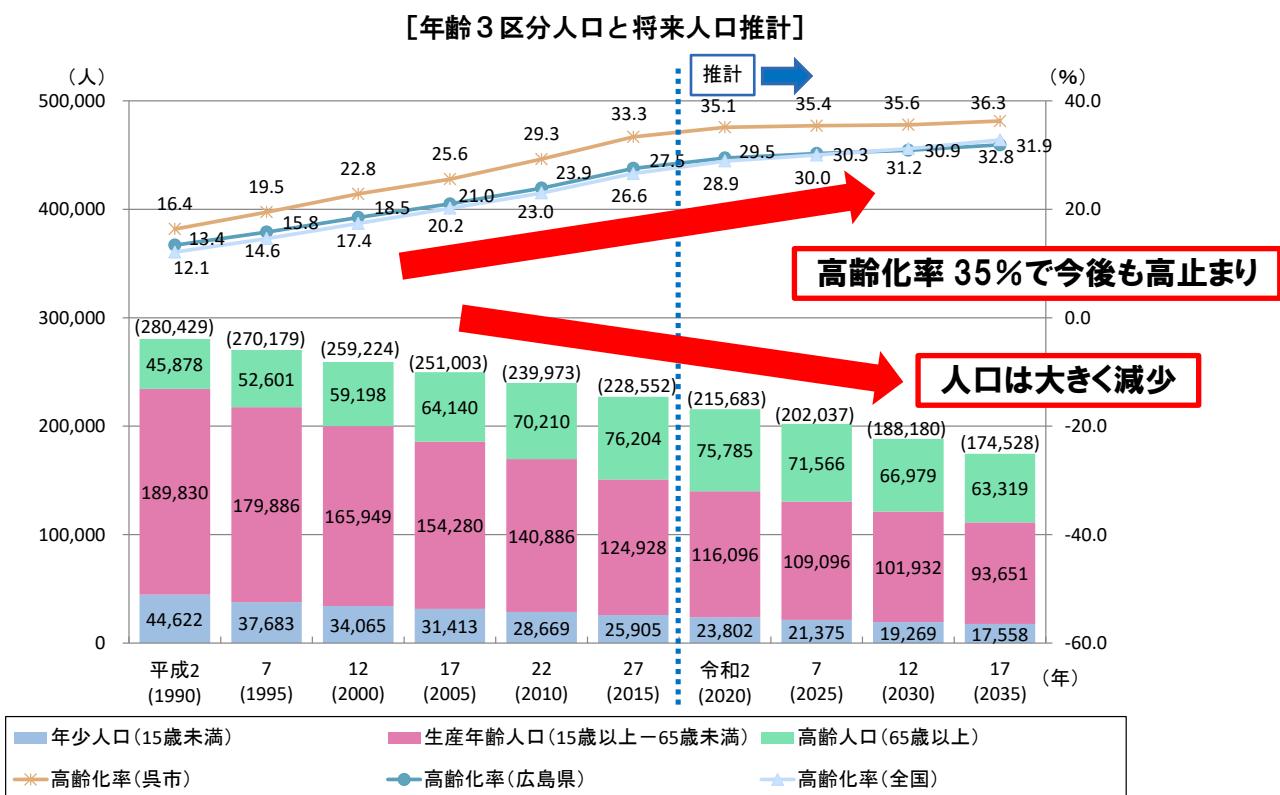
2 呉市を取り巻く状況

(1) 人口

■人口の推移 - 今後も人口減少が進行することが想定されています。

- ・呉市の人口は、減少を続けており、令和12年には、20万人を下回り、令和17年には、約17.5万人になると想定されています。
- ・今後、年齢3区分人口の比率に大きな変化はありませんが、全ての区分で人口が減少することが想定されています。
- ・高齢者数は平成27年にピークを迎えたものの、高齢化率は約35%と高止まり、令和17年には、高齢人口：生産年齢人口=1:1.5程度となります。

呉市立地適正化計画で用いる人口推計値は、将来における人口減少の課題を明確にするため、平成27年（2015年）の国勢調査結果を踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）の推計値を用いるものとします。

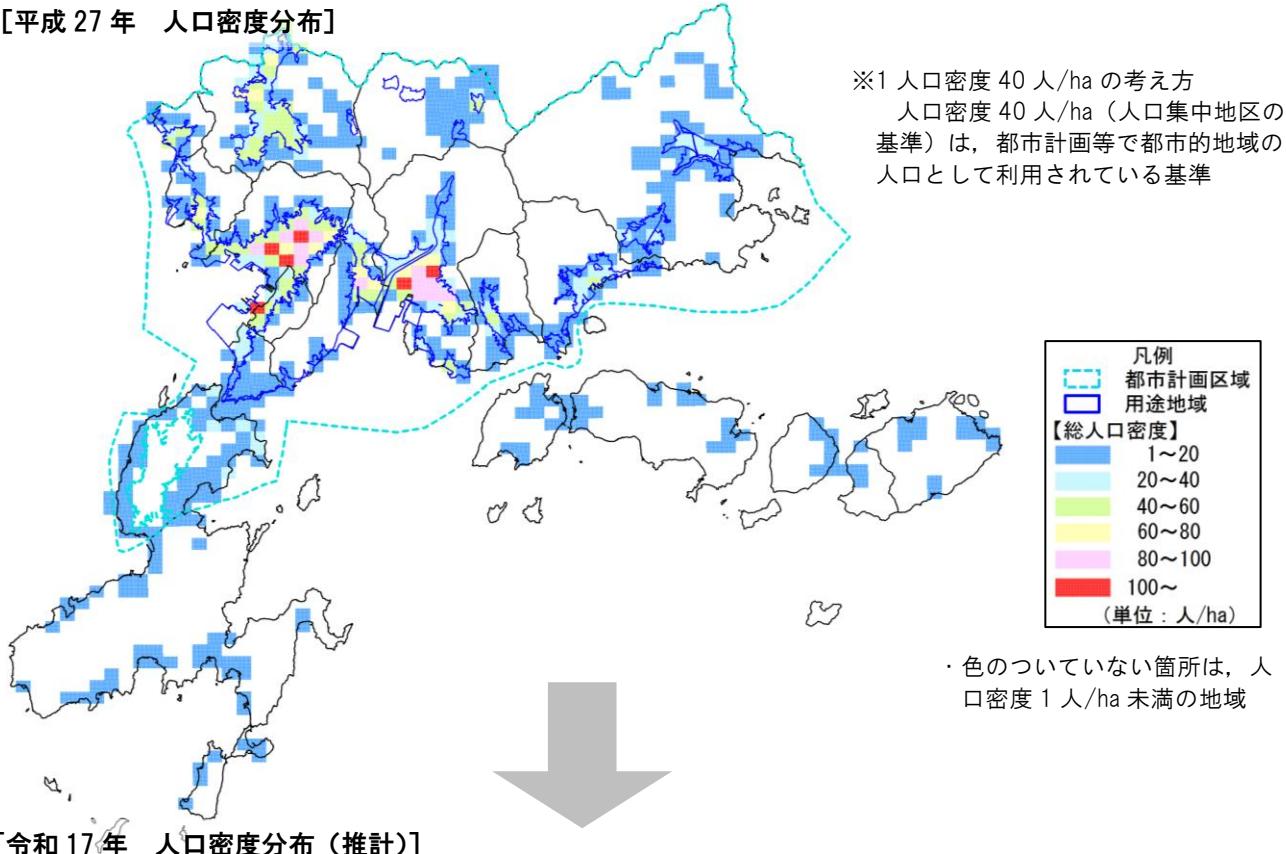


人口減少・少子高齢化が進行することで、地域社会の活力、経済活力、生活機能等の低下による都市の衰退が懸念されるため、今後の人口減少・少子高齢化に対応した持続可能で効率的な都市構造を構築する必要があります。

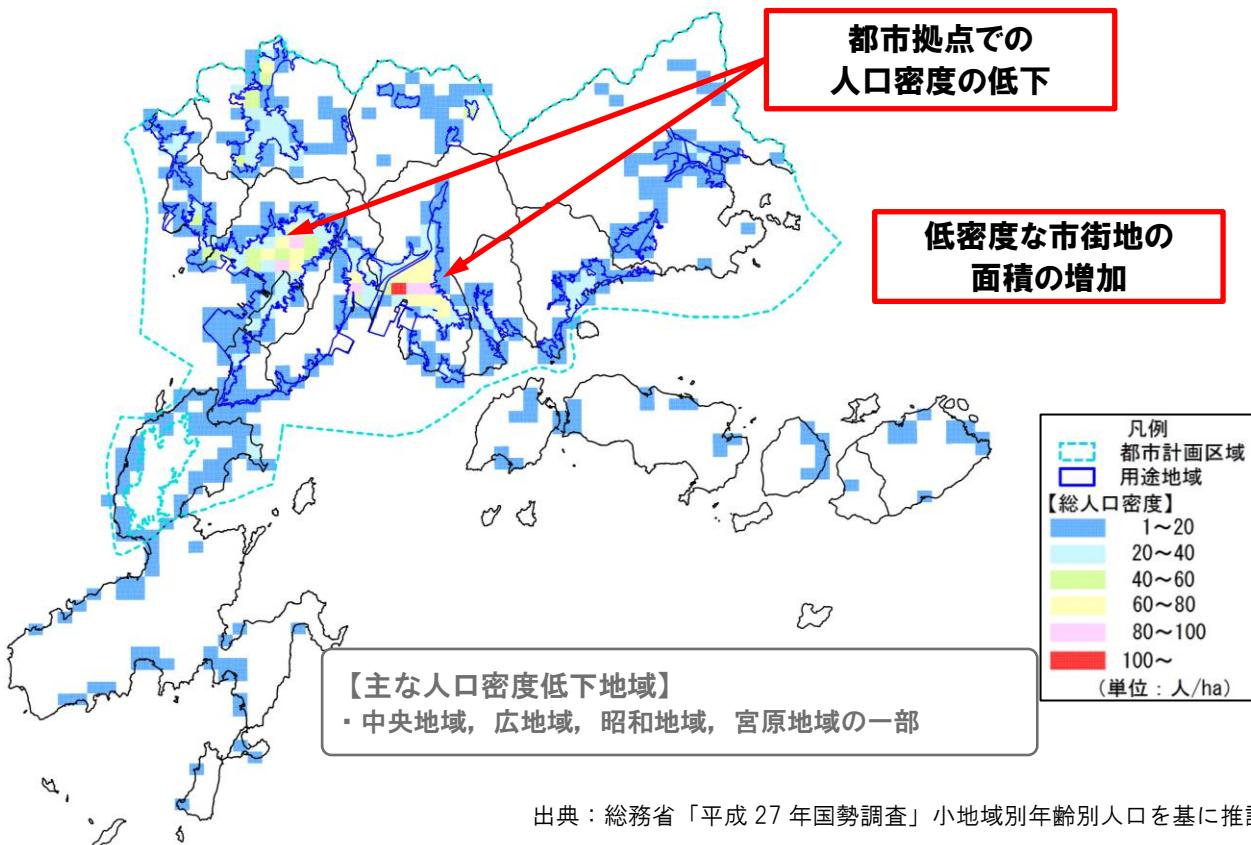
■人口密度分布 - 都市拠点での密度が低下、低密度市街地の面積が増加しています。

- ・平成 27 年では、都市拠点である中央地域と広地域に 60 人／ha 以上の人団密度を有する地域が分布しています。令和 17 年には、両地域でも人口密度の大幅な低下が想定されています。また、人口密度が 40 人／ha^{*1} を下回る低密度な市街地の面積が増加することが想定されています。

[平成 27 年 人口密度分布]



[令和 17 年 人口密度分布（推計）]

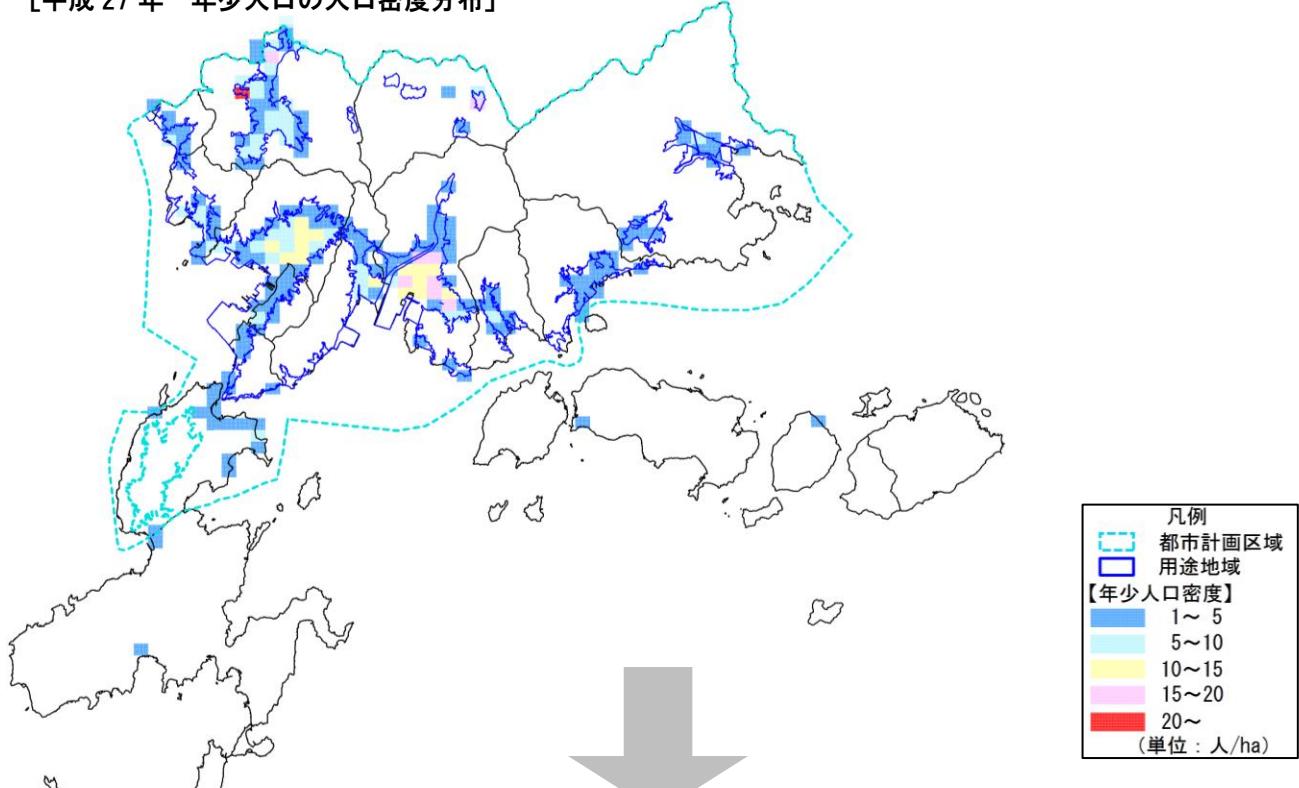


出典：総務省「平成 27 年国勢調査」小地域別年齢別人口を基に推計

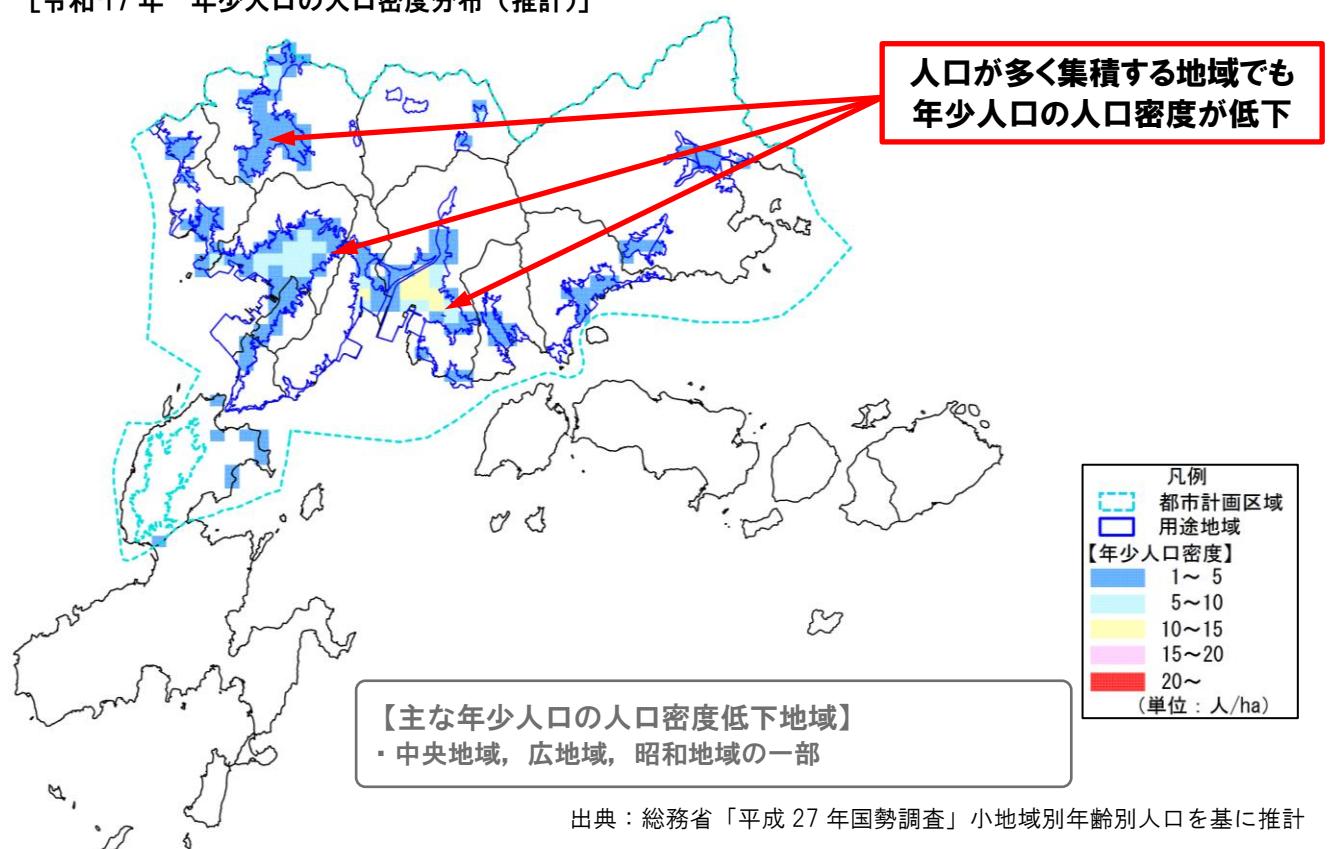
人口密度の低下によって、都市活力の低下や人口集積を必要とする生活サービス施設の維持の困難化が懸念されるため、居住の誘導により、人口密度を維持する必要があります。

- ・年少人口の人口密度分布の推計では、市内全域で人口密度が低下すると考えられ、本市の中でも人口集積の高い中央や広、昭和地域においても人口密度の低下が想定されています。

[平成 27 年 年少人口の人口密度分布]



[令和 17 年 年少人口の人口密度分布（推計）]

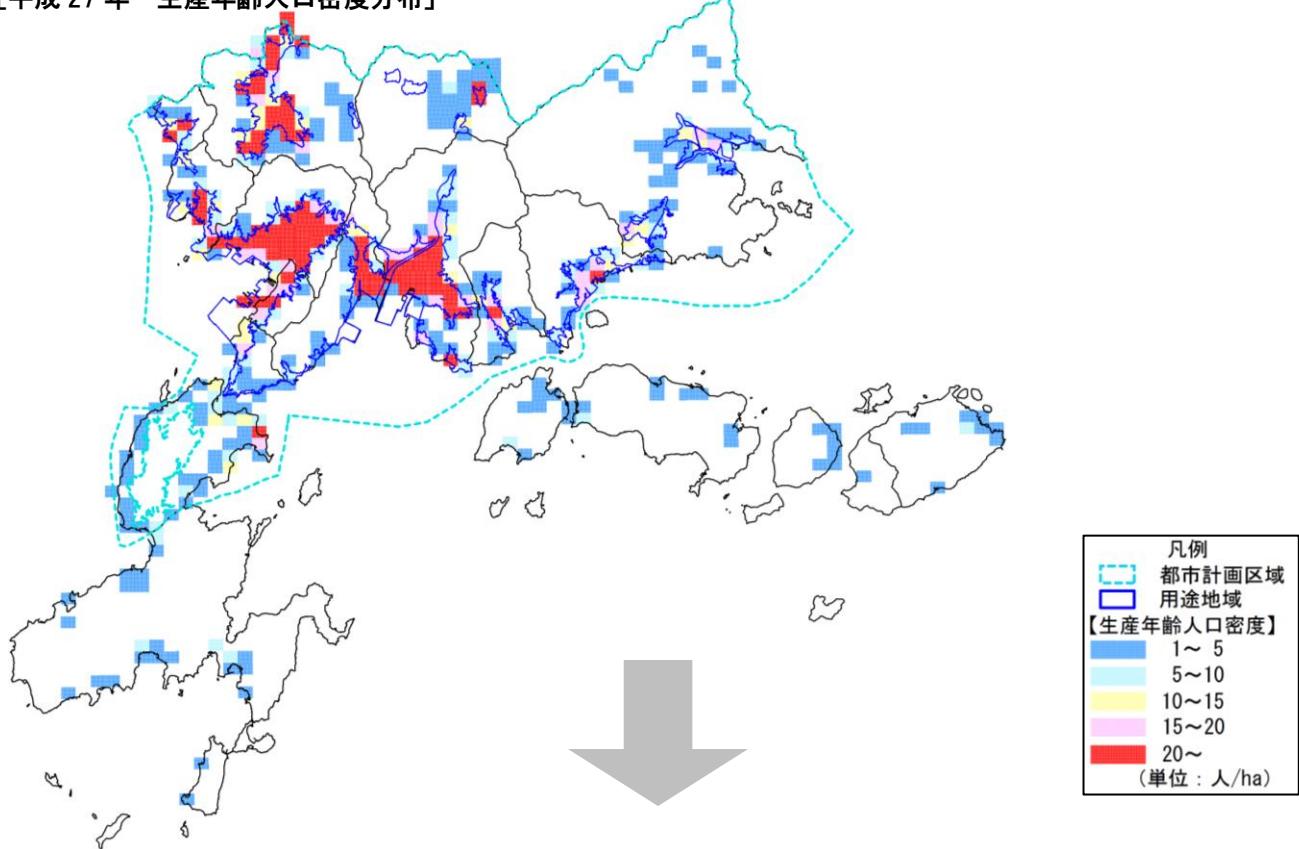


出典：総務省「平成 27 年国勢調査」小地域別年齢別人口を基に推計

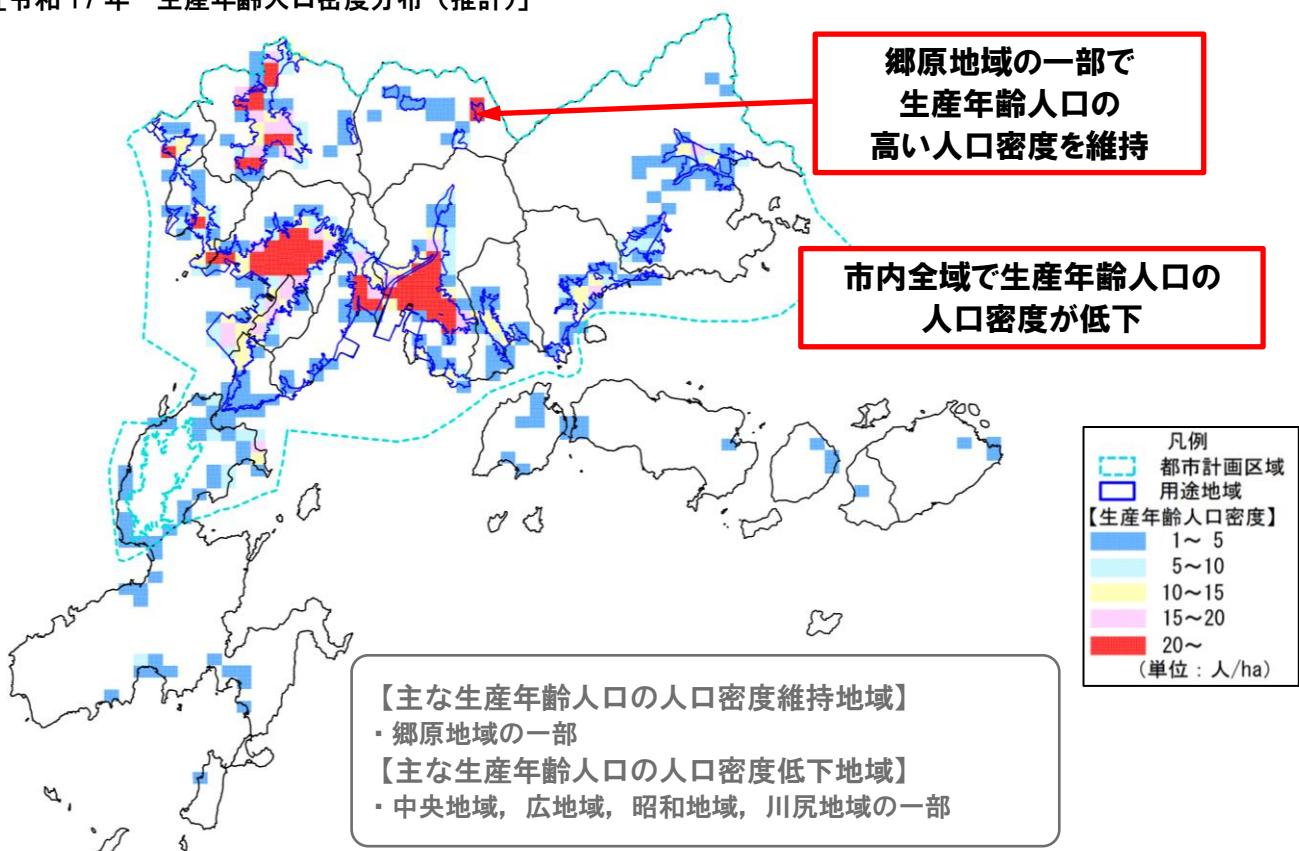
年少人口の規模に応じた子育て関連・教育施設の配置やそれらの配置を踏まえた居住の在り方を検討する必要があります。

- ・生産年齢人口の人口密度分布の推計では、市内の各地域で人口密度の低下が想定される一方で、郷原地域の一部では高い人口密度を維持しています。

[平成 27 年 生産年齢人口密度分布]



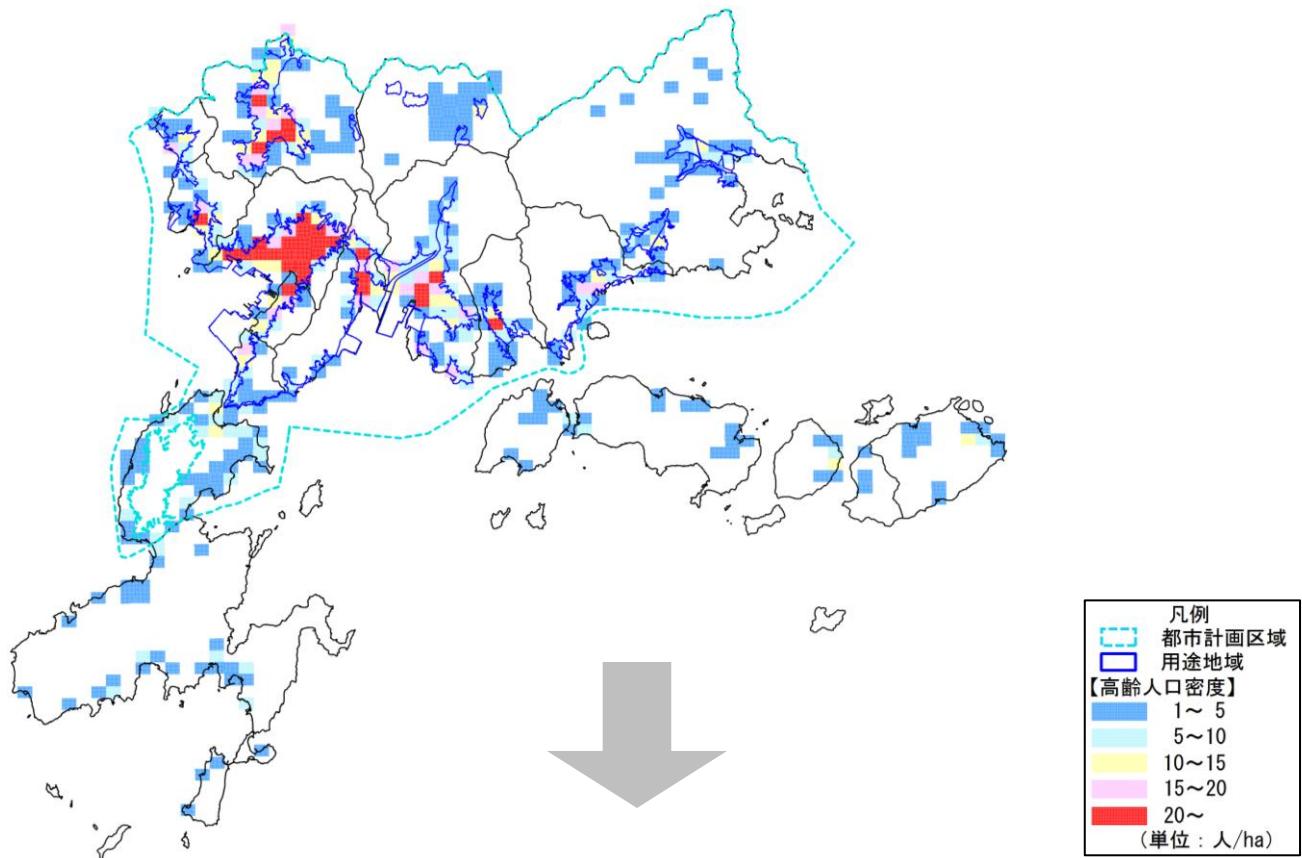
[令和 17 年 生産年齢人口密度分布（推計）]



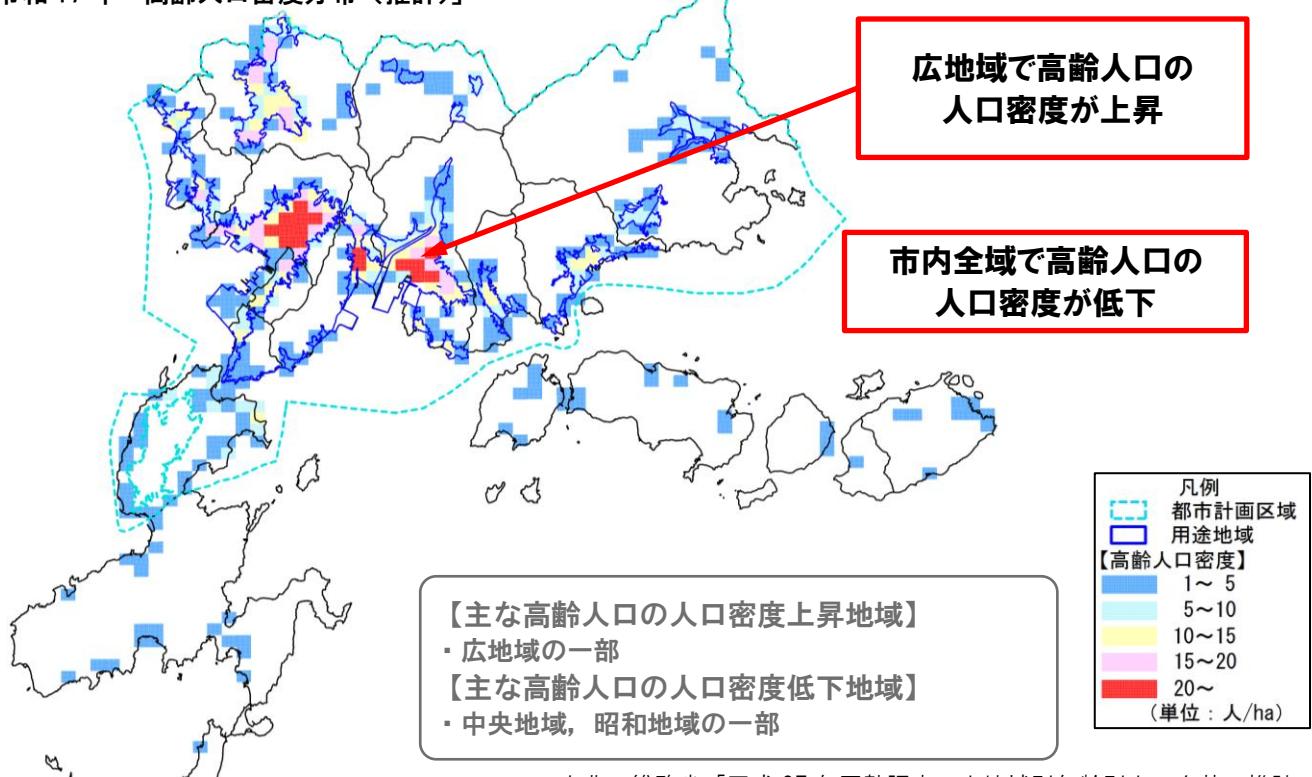
出典：総務省「平成 27 年国勢調査」小地域別年齢別人口を基に推計

- ・高齢人口の人口密度分布の推計では、市内全域で人口密度の低下が想定され、特に人口集積の高い中央、昭和地域では大幅に低下しています。一方で広地域では上昇しています。

[平成 27 年 高齢人口密度分布]



[令和 17 年 高齢人口密度分布（推計）]



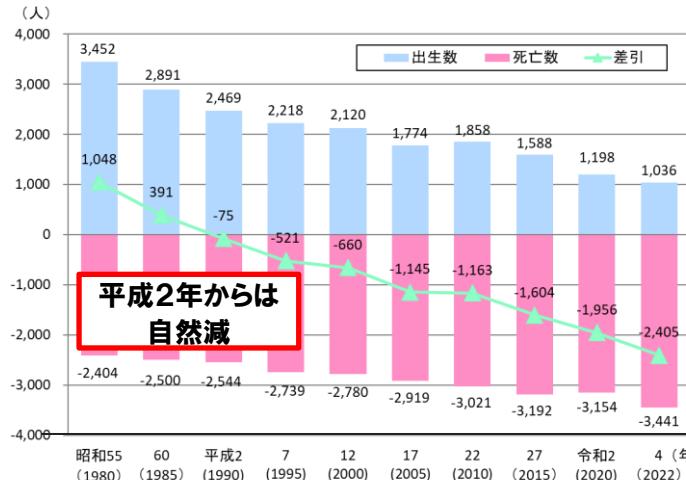
出典：総務省「平成 27 年国勢調査」小地域別年齢別人口を基に推計

高齢人口の規模に応じた医療・福祉施設の配置やそれらの配置を踏まえた居住の在り方を検討する必要があります。

■人口動態（自然動態） - 自然減となり、人口が減少しています。

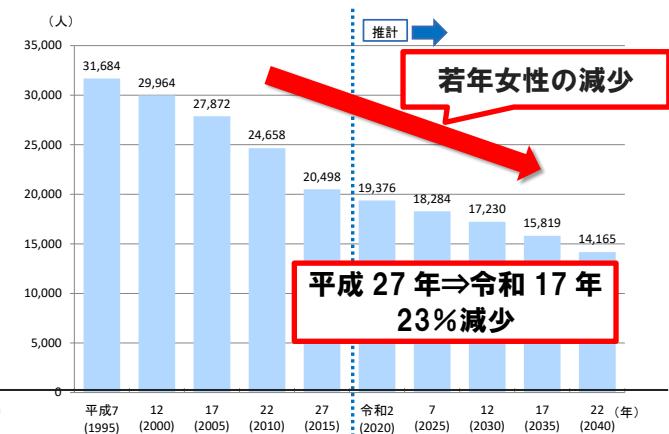
- ・減少傾向が続く出生数に対して、高齢化を背景とした死亡数の増加は続き、平成2年からは死亡数が出生数を上回る「自然減」となっています。
- ・合計特殊出生率は増加傾向にあるものの、若年女性人口（20歳～39歳）の減少が顕著であり、出生数の低下に大きく影響しています。

[自然動態と出生・死者数の推移]



出典：厚生労働省「人口動態統計」

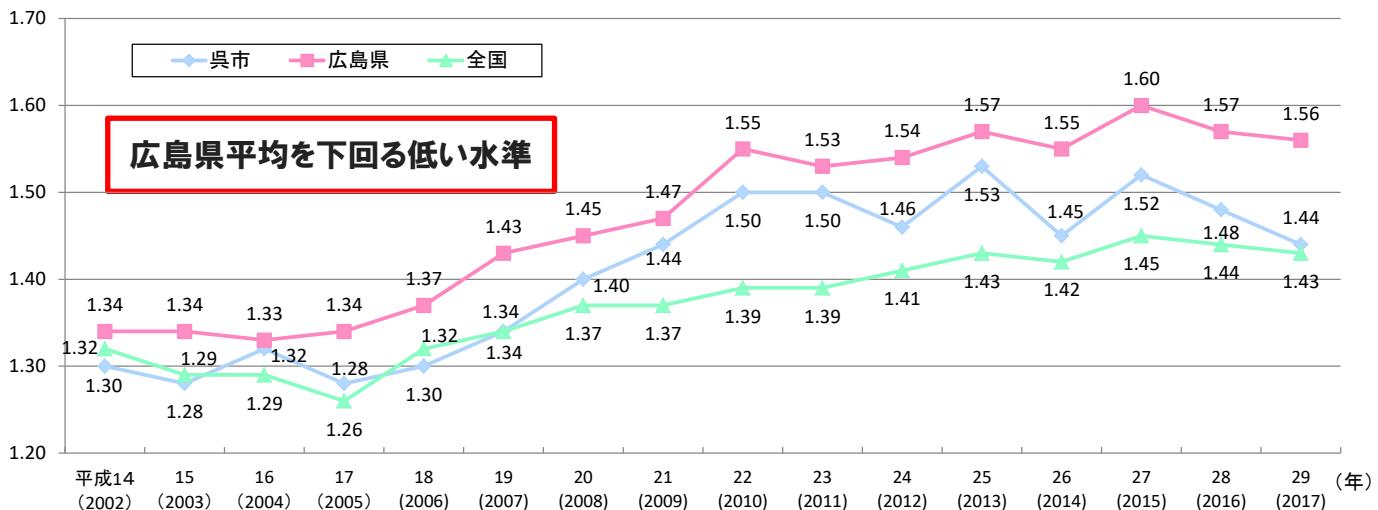
[若年女性人口(20歳～39歳)の推移と推計]



出典：総務省「国勢調査」,
社人研「日本の地域別将来人口推計」

- ・一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示した合計特殊出生率は、広島県平均を下回る低い水準で推移しています。

[合計特殊出生率の推移]



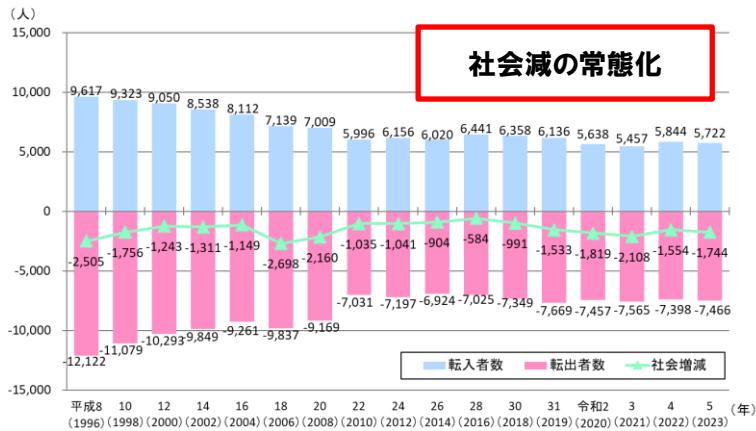
出典：厚生労働省「人口動態統計」

若年女性の減少は、更なる人口減少を加速させ、地域活力やにぎわい等の都市活力の低下を助長させるため、若年女性が働きやすい環境を整える等、若年女性の減少対策に取り組む必要があります。

■人口動態（社会動態） - 社会減が常態化しています。

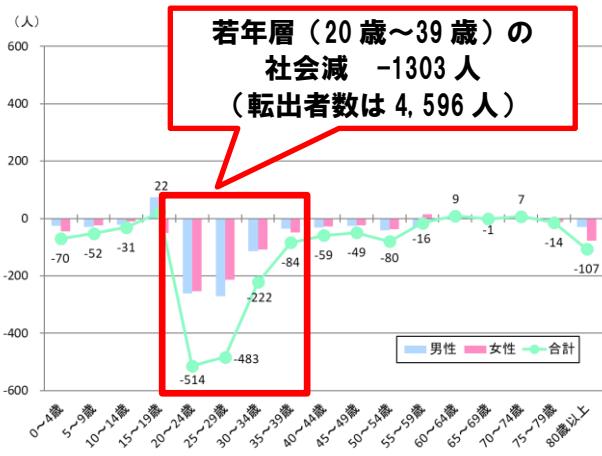
- ・転入数、転出数ともに減少傾向にあり、毎年1,000人程度の「社会減」が続いていましたが、近年は改善傾向にあります。
- ・若年層（20歳～39歳）の転出超過が顕著な状況です。

[社会動態と転入・転出者の推移]



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

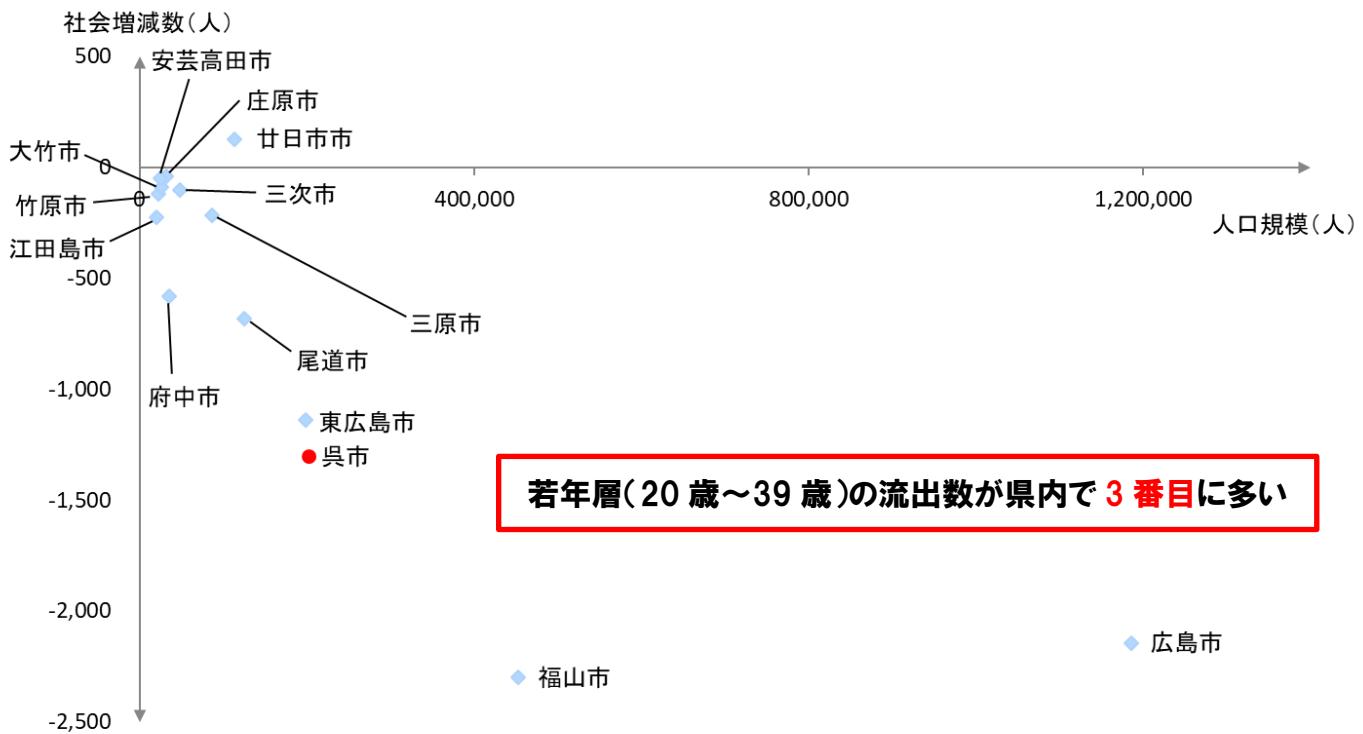
[年齢別転出入人口移動（令和5年）]



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（令和5年）」

- ・広島県内の各市の若年層（20歳～39歳）の社会増減の状況を見ると、廿日市市を除き、全ての市で減少しています。また、呉市の若年層の社会増減は、人口同規模の都市の東広島市や尾道市よりも多く、県内で3番目に多くなっています。

[広島県内各市の若年層（20歳～39歳）の社会増減の状況（令和5年）]

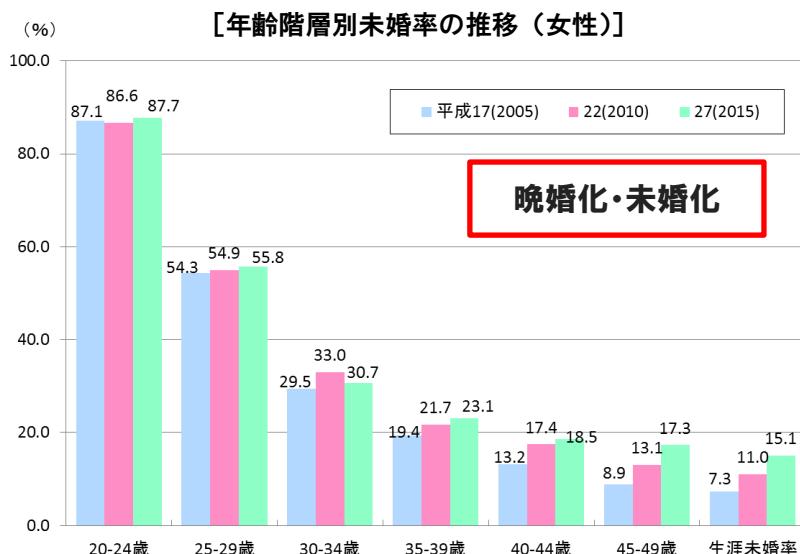
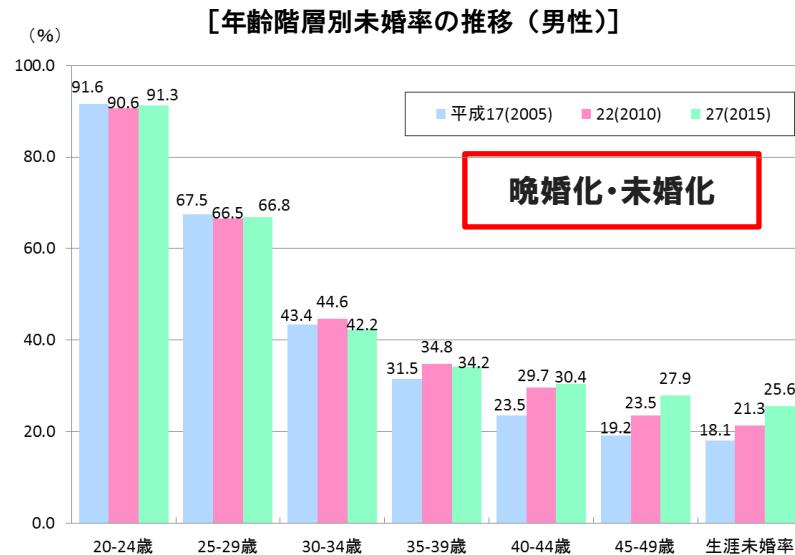


出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（令和5年）」

労働力を支える若年層の流出は、子育て世代の減少につながり、更なる人口減少を加速させ、地域活力やにぎわい等の都市活力の低下を助長させるため、若年層が定住しやすい環境を整備する必要があります。

■年齢階層別未婚率の推移 - 男女間の未婚率に差が生じています。

- ・平成 17 年から平成 27 年までの年齢階層別の未婚率の推移をみると、男性は 20 歳～34 歳で微減し、女性は 20 歳～34 歳で微増しており、女性の晩婚化が進行しています。また生涯未婚率^{※1}は男女ともに約 1.5 倍程度増加しており、未婚化が進行しています。
- ・男女の未婚率の状況を比較すると、男性の未婚率が女性の未婚率よりも高い状況にあります。



※1 生涯未婚率

50 歳時点で一度も結婚したことのない人の割合で、45 歳～49 歳の未婚率と 50 歳～54 歳の未婚率の平均で表します。

出典：総務省「国勢調査」

晩婚化・未婚化の進行は、出生数の減少による更なる人口減少を加速させるため、結婚しやすい環境を整えるとともに、結婚後に呉市に定住してもらえる取組を行う必要があります。

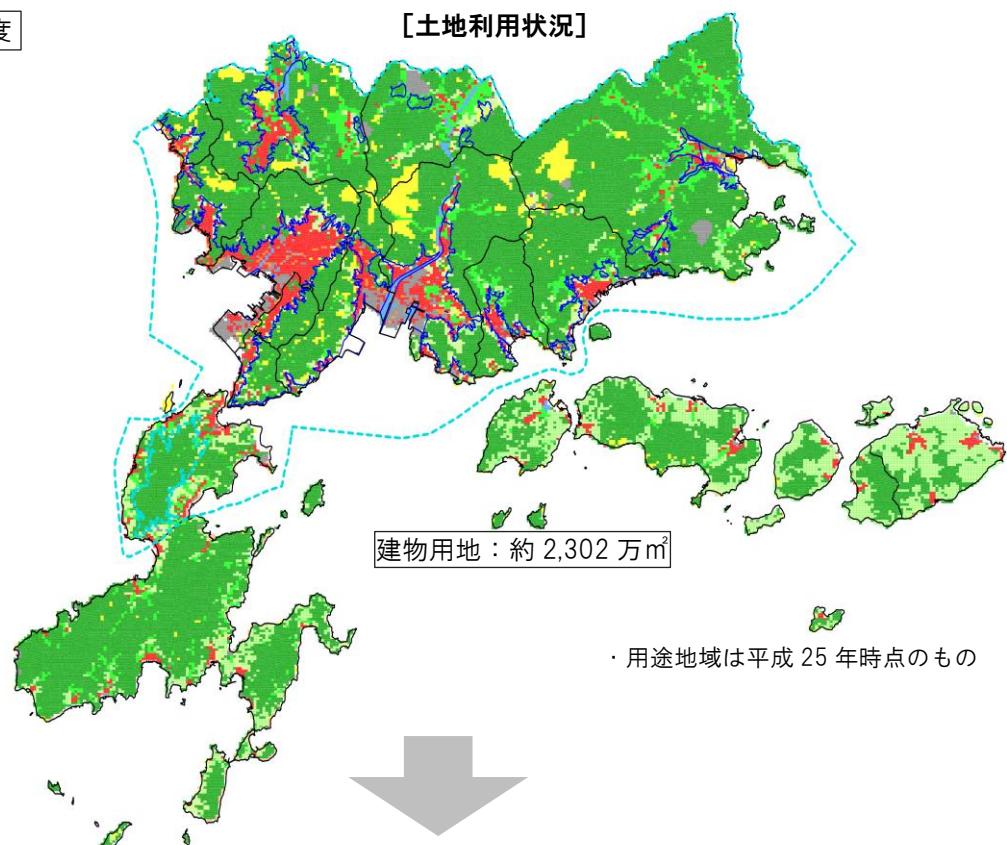
(2) 土地利用

■土地利用 - 都市的土地利用^{※1}が増加しています。

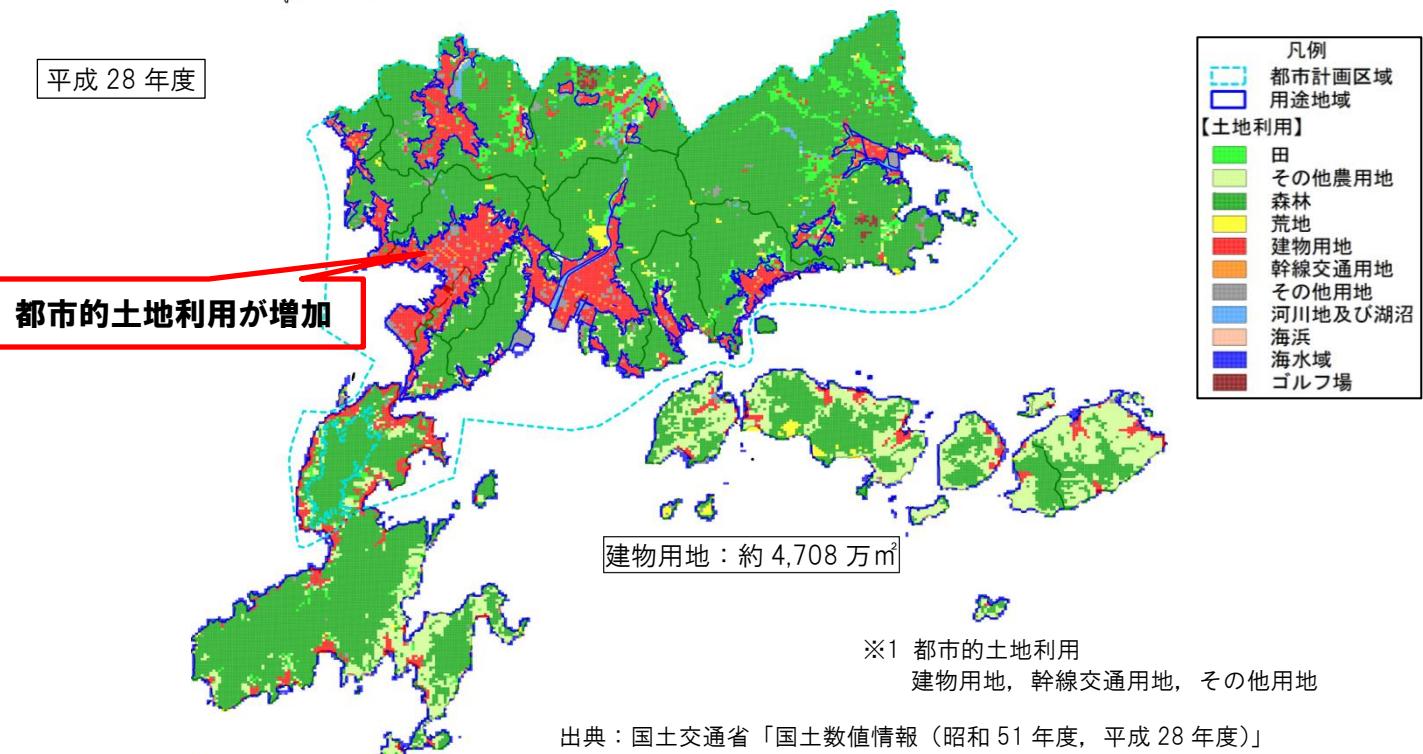
- ・農地、森林が減少し、都市的土地利用面積が増加しています。
- ・建物用地の面積は、呉市の人口が減少に転じた昭和 51 年度の約 2,302 万m²から平成 28 年度に約 4,708 万m²となり、約 2 倍に増加しています。なお、平成 21 年度では 4,420 万m²と近年は都市的土地利用の増加が鈍化しています。

昭和 51 年度

【土地利用状況】



平成 28 年度

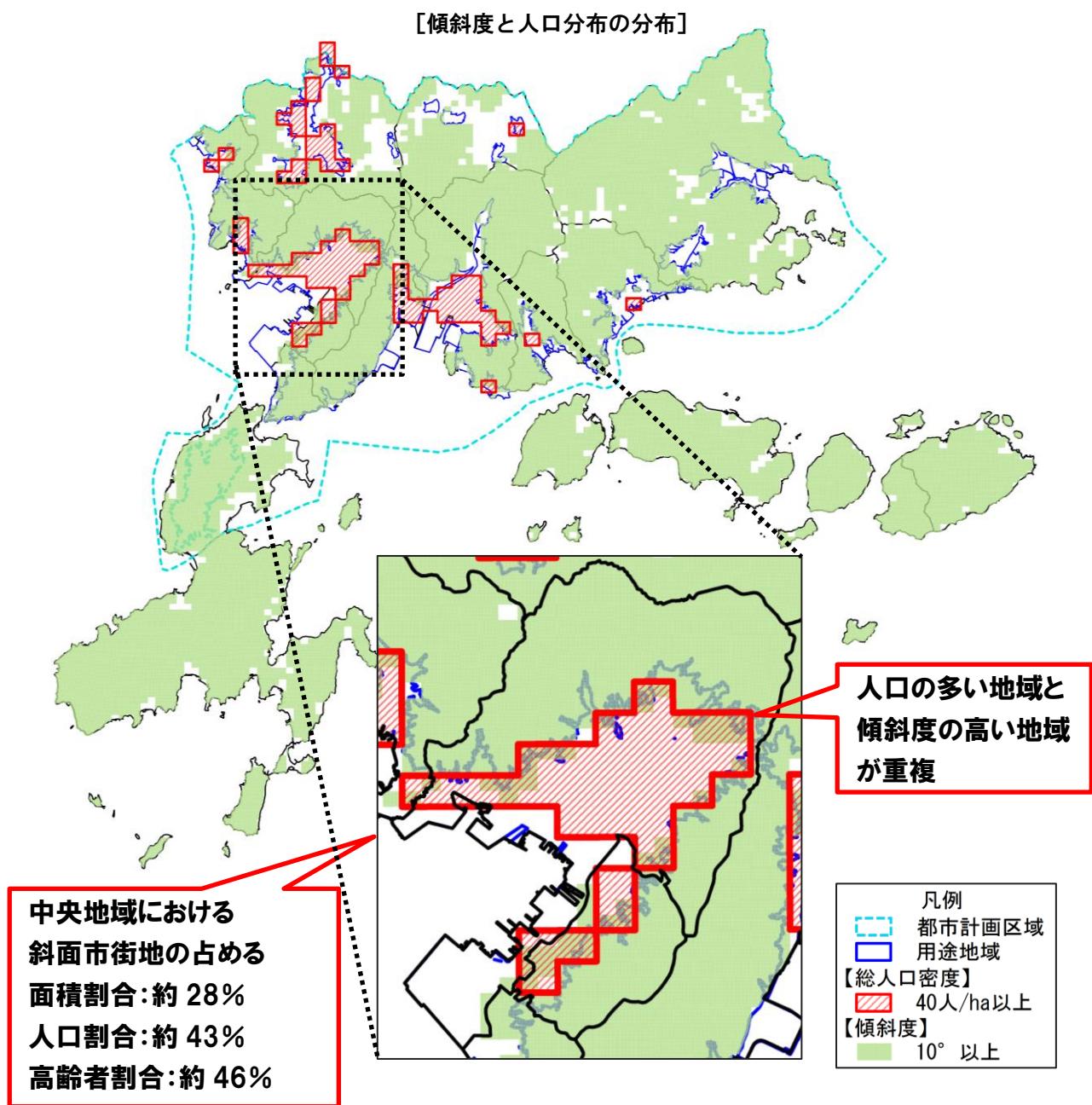


出典：国土交通省「国土数値情報（昭和 51 年度、平成 28 年度）」

都市的土地利用が増加しているものの、人口が減少していることから、人口密度の低下が懸念されます。持続可能で効率的な都市経営を進める上で、人口規模に適したコンパクトな市街地に転換する必要があります。

■傾斜度と人口密度との関係 - 傾斜度の高い地域にも、多くの市民が居住しています。

- ・呉市の地形的な特徴として、平たん地が少なく傾斜度の高い地域が多く存在します。
- ・傾斜度の高い地域にも、市街地が広がり、多くの市民が居住しています。
- ・中央地域では、斜面市街地※1の割合が約 28%，斜面市街地に居住する人口の割合は約 43%と非常に高い状況にあります。



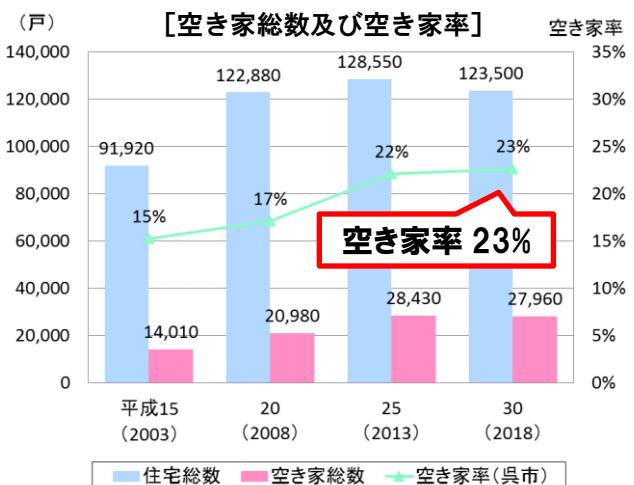
出典：国土交通省「国土数値情報（平成 23 年度）」，総務省「平成 27 年国勢調査」，
呉市資料（平成 28 年度）

※1 斜面市街地の定義
傾斜が 10 度以上で、かつ、人口密度が 40 人/ha の地域

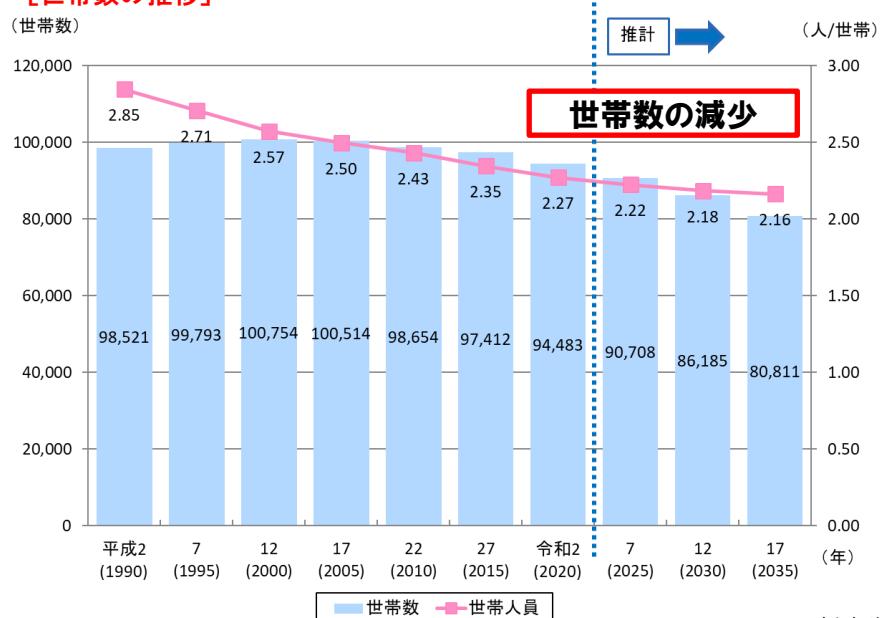
呉市の地形的特性として斜面市街地が多く存在し、一般的に居住に適さない傾斜度の高い地域から利便性の高い平たん地へと居住を誘導する必要があります。

■空き家 -空き家率の更なる増加が想定されます。

- 空き家総数は平成25年にピークを迎え、その後減少に転じ、平成30年で27,960戸(県内第6位)になっていますが、依然として空き家率は増加傾向にあります。

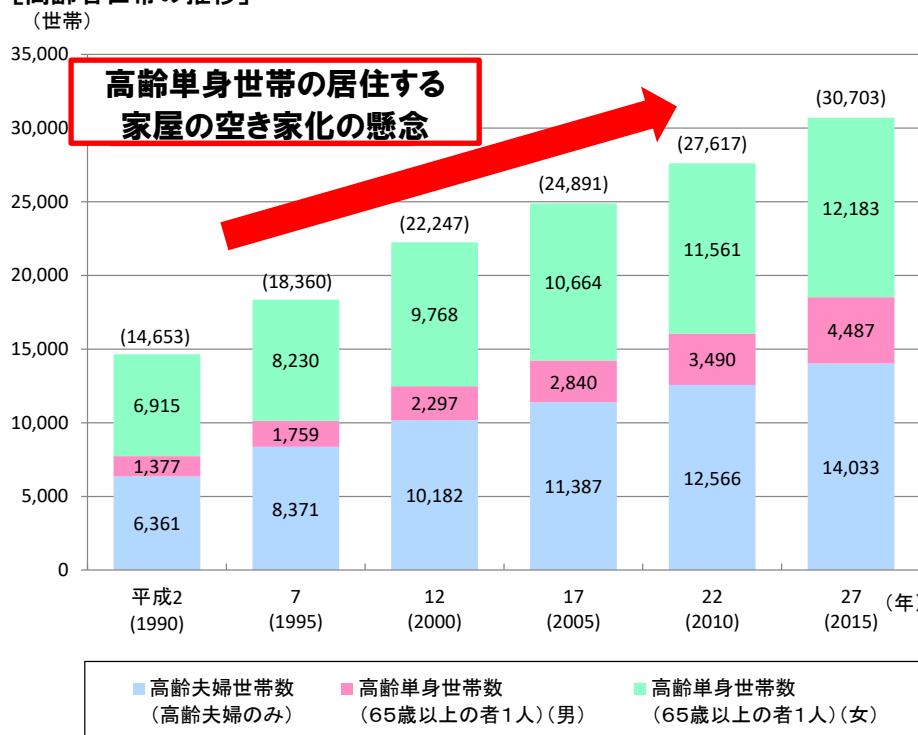


【世帯数の推移】



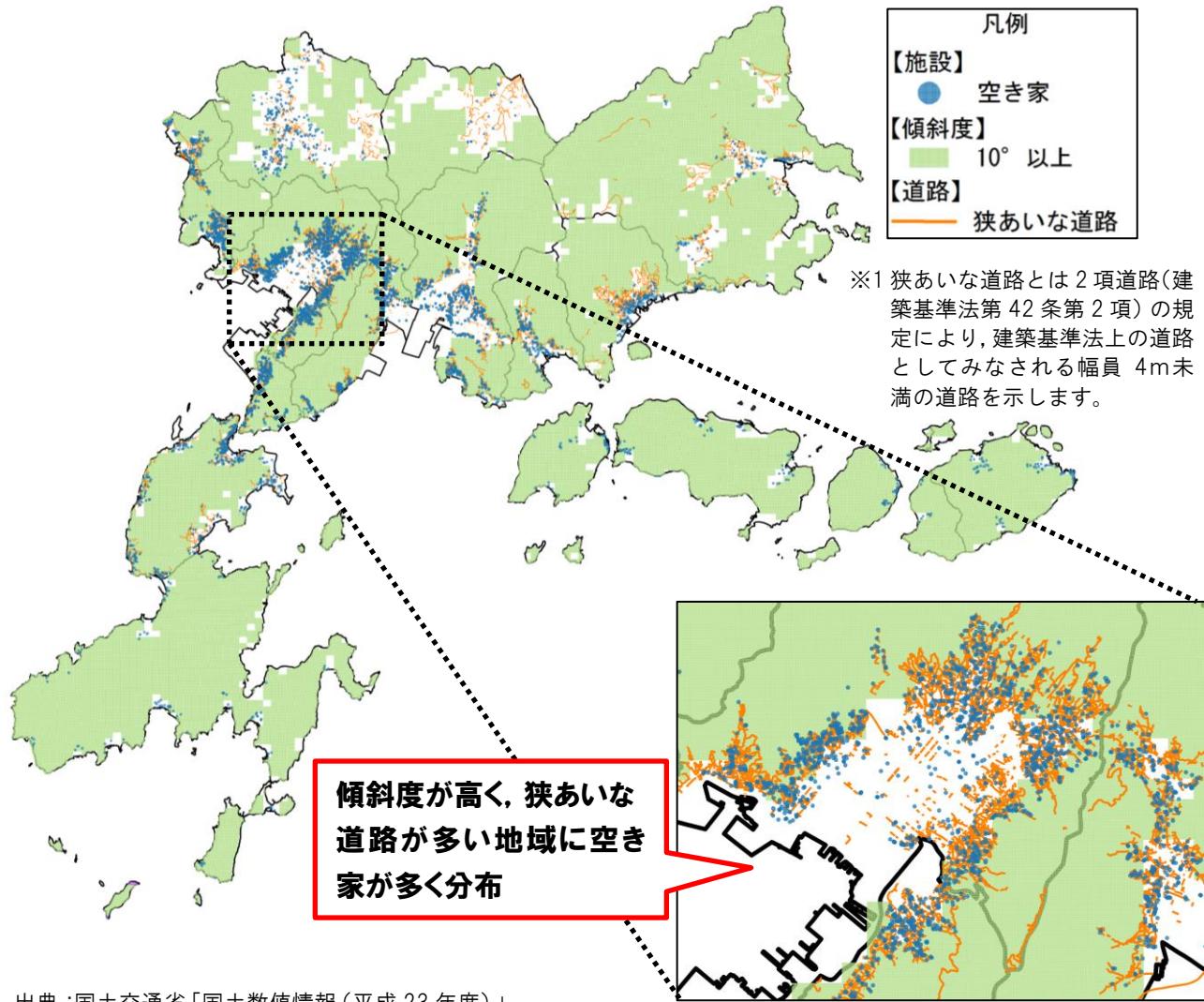
・将来世帯数はトレンド推計より算出

【高齢者世帯の推移】



- 市内には斜面地等を始めとして狭あいな道路^{※1}が多く存在しており、幅員4.0m未満の道路割合は、道路全体でみると、旧呉市（約38%）、川尻町（約44%）、安浦町（約39%）、音戸町（約47%）となっています。
- 呉市全体で空き家が見られ、斜面地に限らず平地部でも発生していますが、傾斜度が高く、狭あいな道路が多い地域では特に多く分布しています。

[空き家と居住環境の関係（呉市空き家実態調査（平成27年度））]



今後人口減少等に伴い空き家が増加することが懸念されます。生活安全性やコミュニティを確保する上でも、地域特性に応じて空き家の利活用や跡地の管理等に取り組み、居住環境の改善を図る必要があります。

(3) 都市交通

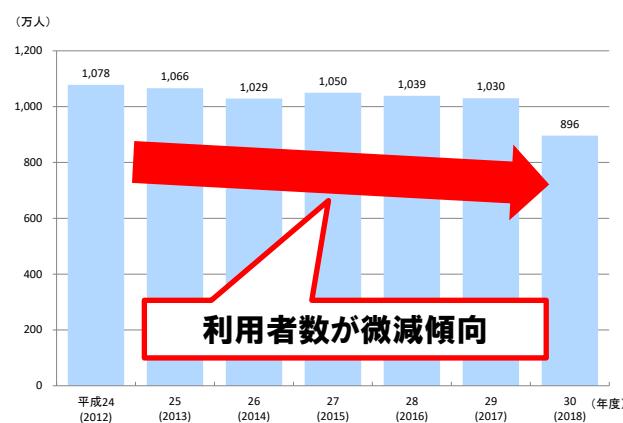
■公共交通ネットワークと利用状況 - 公共交通の利用者が減少しています。

- ・JR 呉線の年間の乗車人員は、平成 19 年度以降、微減傾向にあります。
- ・市域の大半を担う広島電鉄株式会社が運行する市内路線バスの年間の乗車人員は、減少傾向にあります。



出典：呉市資料

[JR市内駅年間乗車人員の推移]



利用者数が微減傾向

[市内路線バスの年間乗車人員の推移
(広島電鉄株式会社)]



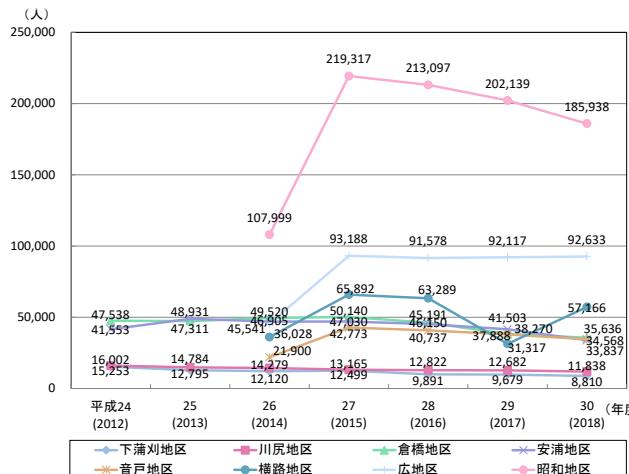
利用者数が減少傾向

出典：JR 西日本広島支社資料

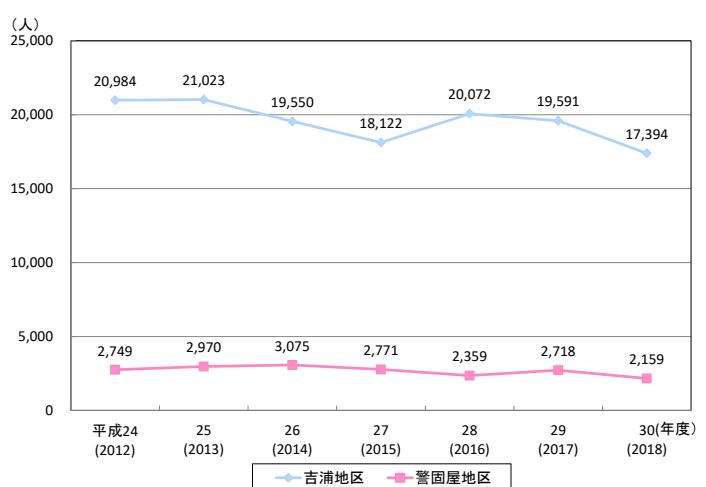
出典：広島電鉄株式会社資料

- ・島しょ部地域等で運行する生活バスの年間乗車人員は、地域差はあるものの全体的に微減傾向にあります。
- ・吉浦地域と警固屋地域で運行されている乗合タクシーの年間の乗車人員は、吉浦地区では減少傾向、警固屋地区ではほぼ横ばいで推移しています。

[生活バスの年間乗車人員の推移]



[乗合タクシーの年間乗車人員の推移]

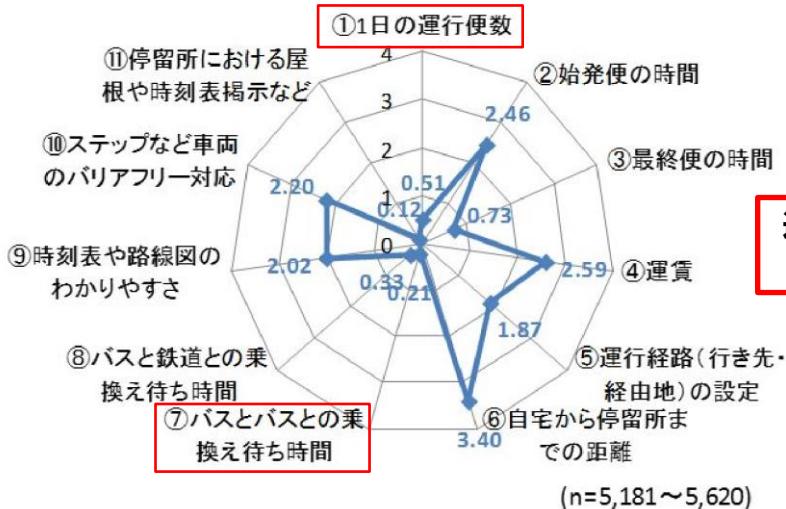


出典：呉市資料（平成 30 年度）

出典：呉市資料（平成 30 年度）

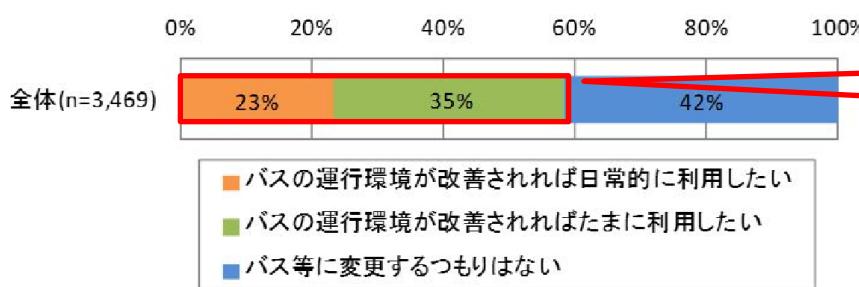
- ・音戸、横路、広及び昭和地区の循環線については、平成 26 年 10 月に広島電鉄株式会社が路線退出し、呉市生活バスとして運行されています。
- ・現在バスを利用していない人についても一定程度の利用の意向はあるため、運行環境の改善により利用が増加する見込みがあります。

[バス等に対する満足度]



運行便数、待ち時間について
満足度が低い

[バスを利用していない人の利用意向]



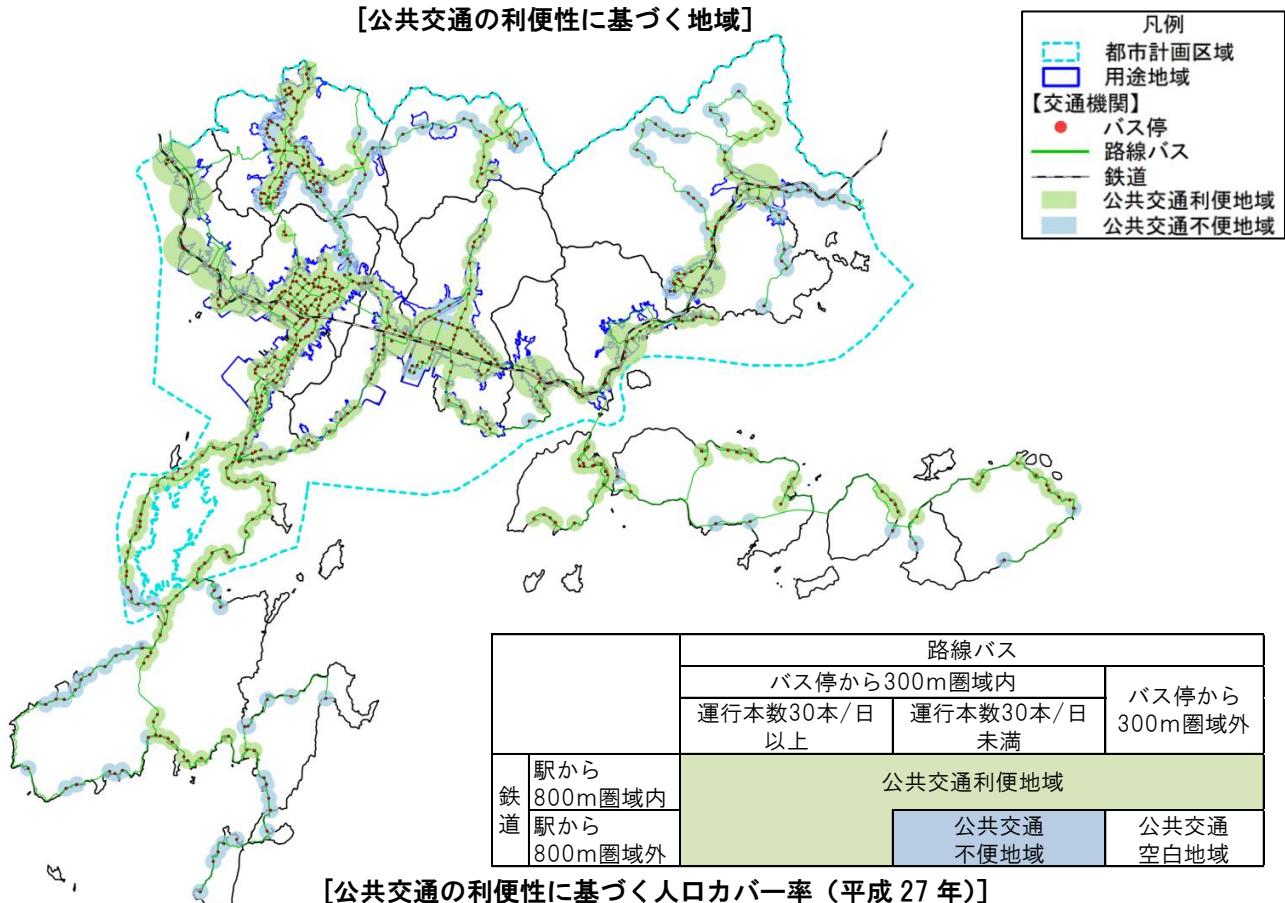
運行環境改善による
利用者増加の見込みあり

出典：呉市資料（平成 26 年度）

■公共交通カバー率 - 公共交通の利便性が低い地域があります。

- 公共交通サービスは、市街化区域等の居住地をおおむねカバーできていますが、公共交通利便性でみると昭和地域や郷原地域では、他の市街化区域と比較して公共交通不便地域が多くなっています。
- 川尻安浦都市計画区域や音戸都市計画区域等では公共交通空白地域が多く存在しています。
- 総人口の約71%に当たる市民が、公共交通の利便性の高い地域に居住しています。

[公共交通の利便性に基づく地域]



| 区域 | エリア | エリア 人口 ① | 公共交通利便地域 | | 公共交通不便地域 | | 公共交通空白地域 | |
|------------|-----|----------------|------------|-------------------|------------|-------------------|------------------|---------------------------|
| | | | カバー人口 ② | 人口カバー率 ②/①×100 | カバー人口 ③ | 人口カバー率 ③/①×100 | カバー人口 ①-(②+③) | 人口カバー率 [①-(②+③)]/①×100 |
| 広島圏都市計画区域 | 中央 | 48,945 | 40,912 | 83.6% | 3,863 | 7.9% | 4,170 | 8.5% |
| | 宮原 | 10,421 | 7,931 | 76.1% | 666 | 6.4% | 1,824 | 17.5% |
| | 警固屋 | 3,697 | 3,422 | 92.6% | 102 | 2.8% | 173 | 4.7% |
| | 吉浦 | 8,310 | 7,008 | 84.3% | 0 | 0.0% | 1,302 | 15.7% |
| | 天応 | 4,062 | 2,923 | 72.0% | 1,011 | 24.9% | 128 | 3.2% |
| | 昭和 | 32,716 | 18,446 | 56.4% | 11,565 | 35.3% | 2,705 | 8.3% |
| | 郷原 | 4,918 | 1,925 | 39.1% | 1,743 | 35.4% | 1,250 | 25.4% |
| | 阿賀 | 15,053 | 12,875 | 85.5% | 75 | 0.5% | 2,103 | 14.0% |
| | 広 | 46,168 | 36,022 | 78.0% | 4,766 | 10.3% | 5,380 | 11.7% |
| 川尻安浦都市計画区域 | 仁方 | 5,599 | 4,166 | 74.4% | 146 | 2.6% | 1,287 | 23.0% |
| | 川尻 | 7,493 | 5,612 | 74.9% | 0 | 0.0% | 1,881 | 25.1% |
| 音戸都市計画区域 | 安浦 | 11,032 | 5,595 | 50.7% | 2,578 | 23.4% | 2,859 | 25.9% |
| | 音戸 | 9,629 | 5,042 | 52.4% | 516 | 5.4% | 4,071 | 42.3% |
| 都市計画区域外 | 倉橋 | 4,335 | 1,725 | 39.8% | 1,134 | 26.2% | 1,476 | 34.0% |
| | 下蒲刈 | 1,144 | 567 | 49.6% | 0 | 0.0% | 577 | 50.4% |
| | 蒲刈 | 1,486 | 598 | 40.2% | 246 | 16.6% | 642 | 43.2% |
| | 豊浜 | 1,233 | 467 | 37.9% | 391 | 31.7% | 375 | 30.4% |
| | 豊 | 1,675 | 458 | 27.3% | 214 | 12.8% | 1,003 | 59.9% |
| 市域全域 | | 217,917 | 155,694 | 71.4% | 29,016 | 13.3% | 33,207 | 15.2% |

・エリア人口及びカバー人口は、平成27年国勢調査における500mメッシュ人口を用い、メッシュの中心点がエリアに含まれるメッシュの人口を積み上げることで算出しています。そのため、市域全域の人口は、人口等基本集計結果の数値と異なります。

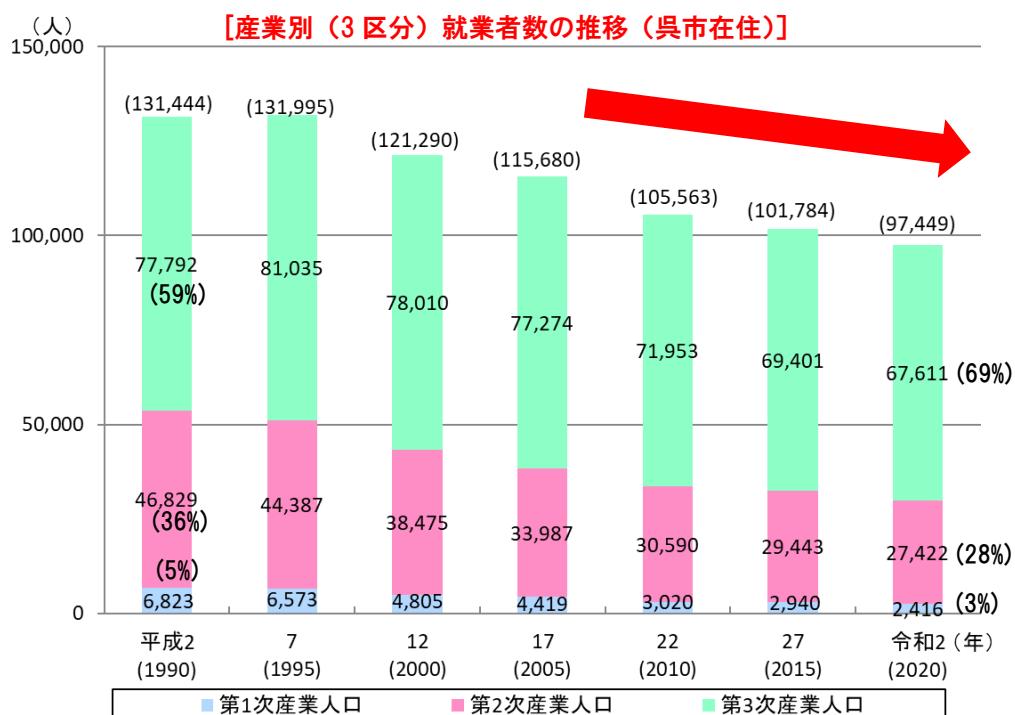
出典：総務省「平成27年国勢調査」、呉市資料（平成29年）を基に作成

おおむね公共交通サービスはカバーできていますが、人口減少下で、公共交通利用者数が減少することによって、公共交通サービスの維持が困難になることが懸念されます。高齢者を中心として、誰もが公共交通を利用して気軽に外出できる環境を整備し、持続的な公共交通を確保する必要があります。

(4) 経済

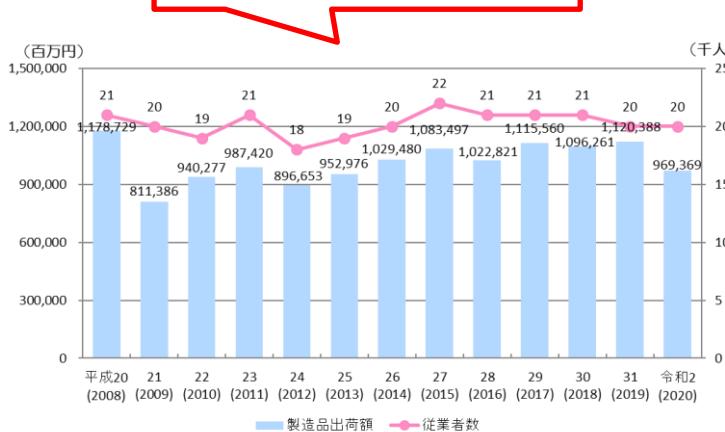
■産業動向 - 商業の年間販売額・従業者数が減少しています。

- ・産業別（3区分）就業者数の推移を見ると、平成7年をピークに3区分いずれも就業者数は減少しています。区分ごとの割合は、令和2年は約7割が第三次産業に属しており、第一次産業と第二次産業の割合は減少傾向にあります。
- ・工業の従業者数、製造品出荷額等は、ともに横ばい傾向となっています。
- ・商業の年間商品販売額、従業者数及び事業所数は、ともに微減傾向となっています。



出典：総務省「国勢調査」

【従業者数及び製造品出荷額等の推移（工業）】



出典：経済産業省「工業統計調査」

【小売業の年間商品販売額、従業者数及び事業所数の推移（商業）】

販売額、従業者数、事業所数、ともに微減傾向



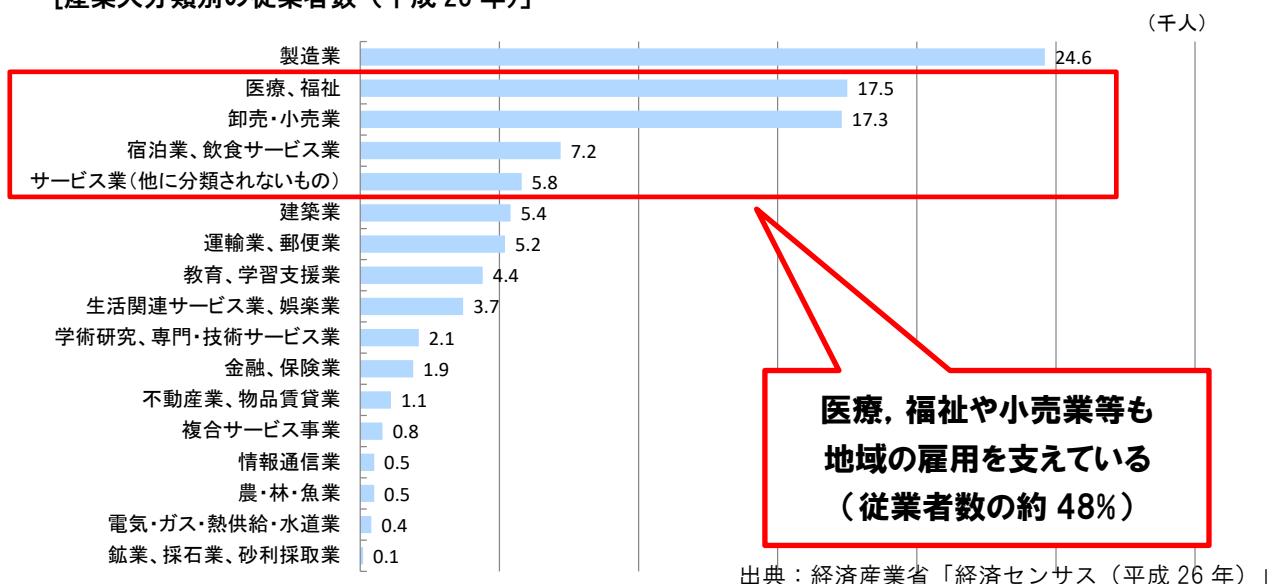
出典：経済産業省「商業統計調査」

「経済センサス」

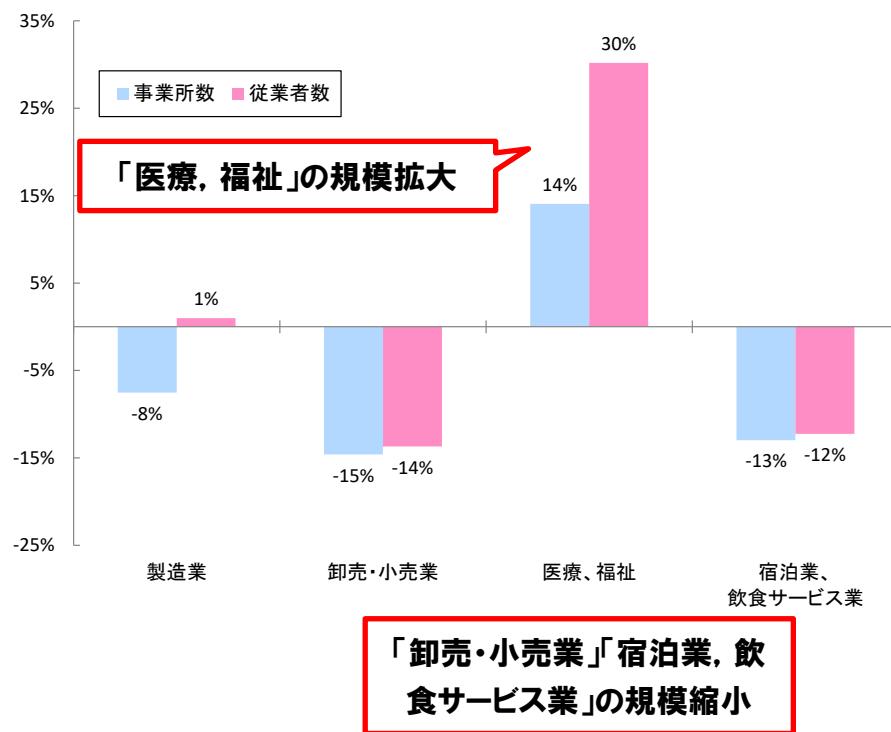
■産業構造（雇用の受け皿） - 医療、福祉を除いて、事業所数・従業者数が減少しています。

- 平成 26 年の産業大分類別の従業者数を見ると、「製造業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「卸売・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」となつておる、モノづくりのまちのイメージが強い本市ですが、医療、福祉や小売業等のサービス業も雇用の受け皿として地域の雇用を支えています。
- 上位四つの産業の過去 5 年間（平成 21 年から平成 26 年）の変化を見ると、医療、福祉では、従業者数を増加させる一方で、製造業は横ばい、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業では大きく事業所数・従業者数が減少しています。

[産業大分類別の従業者数（平成 26 年）]



[過去 5 年間の民営事業所数・従業者数の変化（平成 21 年-平成 26 年）]



飲食店や小売店等の減少は、地域の生活サービス機能の低下や雇用の減少等の都市活力の低下につながることが懸念されるため、飲食店や小売店等の減少に歯止めを掛けるための取組を行う必要があります。

■雇用の状況 - 大学を除いて、専門学校・専門学科高校の卒業生の市内への就職率が高い傾向です。

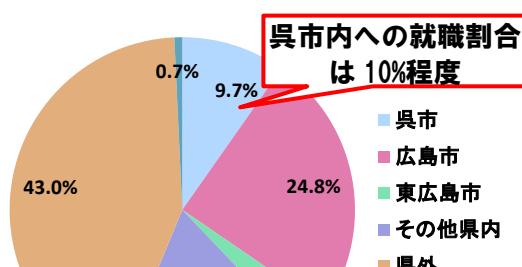
- 市内には大学、専門学校、専門学科高校があり、その中でも工業系学科や医療看護系学科が多い状況です。
- 市内の大学等からの市内への就職は、10%程度です。
- 市内の専門学校からの市内への就職は、63%程度です。
- 市内の専門学科高校からの市内への就職は、60%程度です。

[呉市内の主要な大学・高専の概要（平成30年度）]

[呉市内にある大学・高専就職先（平成30年度）]

| 種別 | 学部・学科 | 学生数 | 修了・卒業者数 | 就職者数 |
|---------------|---|--------|---------|-------------------------|
| 呉市内に立地する大学・高専 | 社会情報学部 人間健康学部 看護学部 薬学部 医療栄養学部 工学部 等 | 3,350名 | 723名 | 544名 (呉市内に就職) 53名 |

出典：呉市資料



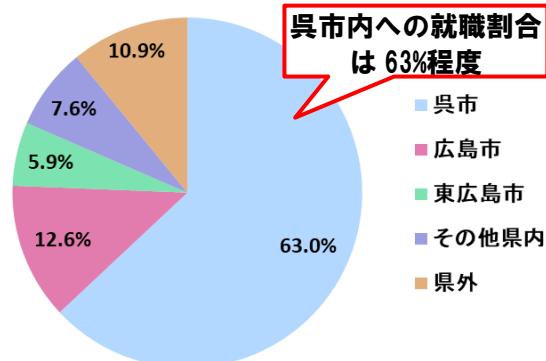
[呉市内の主要な専門学校の概要（平成30年度）]

| 種別 | 学科 | 学生数 | 修了・卒業者数 | 就職者数 |
|--------------|-------------------|------|---------|-------------------------|
| 呉市内に立地する専門学校 | 看護学科 准看護科 等 | 448名 | 128名 | 119名 (呉市内に就職) 75名 |

出典：呉市資料

[呉市内にある専門学校

就職先（平成30年度）]



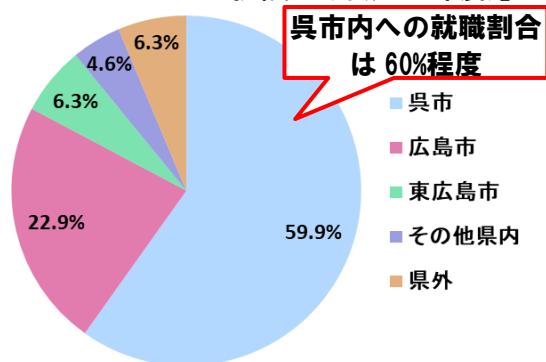
[呉市内の主要な専門学科高校の概要（平成30年度）]

| 種別 | 学科 | 学生数 | 修了・卒業者数 | 就職者数 |
|----------------|---|--------|---------|--------------------------|
| 呉市内に立地する専門学科高校 | 普通 工業 機械 電気 電子機械 材料工 機械材料工 商業 会計 情報処理 等 | 1,590名 | 503名 | 284名 (呉市内に就職) 170名 |

出典：呉市資料

[呉市内にある専門学科高校

就職先（平成30年度）]



専門学校や専門学科高校の就職先は市内が多いものの、大学卒業生の就職先は市外が多い状況です。大学の学科と雇用の受け皿である産業はおおむね一致しているものの、市外へ卒業生が流出しています。大学生等の若年層の流出は、都市活力を低下させることが懸念されるため、関係機関との連携により大学生や高校生等に市内へ定住してもらえる取組を行う必要があります。

(5) 財政

■公共施設等の改修・更新費用 - 公共施設等の改修・更新費用は増加する見込みです。

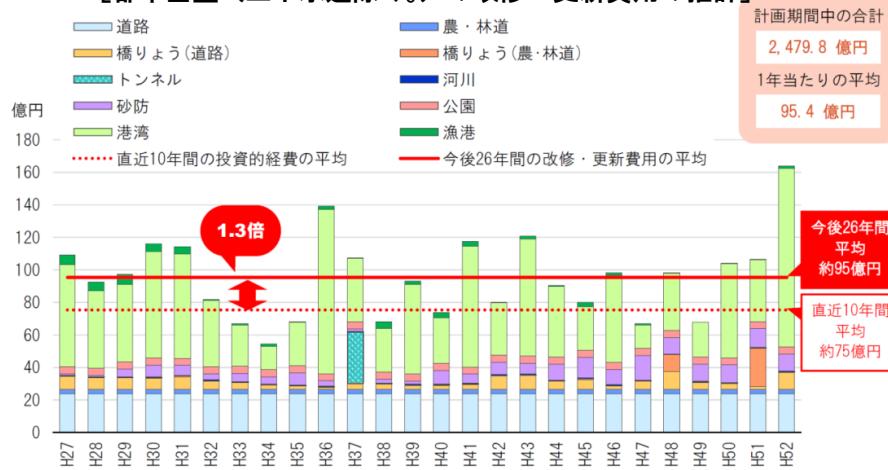
- 平成 27 年度から令和 22 年度までの 26 年間における市の所有する公共施設等の改修・更新費用の年平均試算額は、公共施設で年平均約 112 億円となり、直近 10 年間実績の約 2.5 倍、上下水道を除く都市基盤で年平均約 95 億円となり、直近 10 年間実績の約 1.3 倍、上下水道等で年平均約 66 億円となり、直近 10 年間実績の約 2.3 倍になると想定されています。これらの合計で、年平均約 273 億円となり、直近 10 年間実績の約 1.8 倍となります。

[公共施設の改修・更新費用の推計]

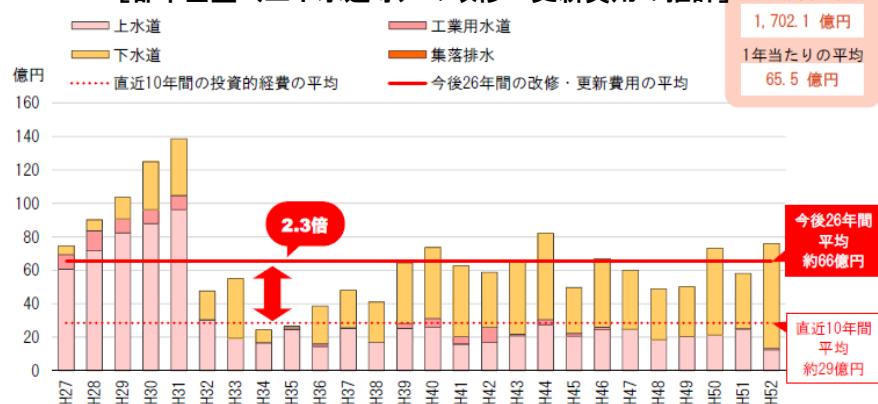


- (1) (一財) 地域総合整備団体の「公共施設等更新費用試算ソフト」により、50 年で建替と仮定した試算です。
(2) 築後 25 年で大規模改修を実施すると仮定し試算しています。既に 25 年を経過している施設の改修は、
10 年間で均等に行うと仮定した試算です。

[都市基盤（上下水道除く。）の改修・更新費用の推計]



[都市基盤（上下水道等）の改修・更新費用の推計]

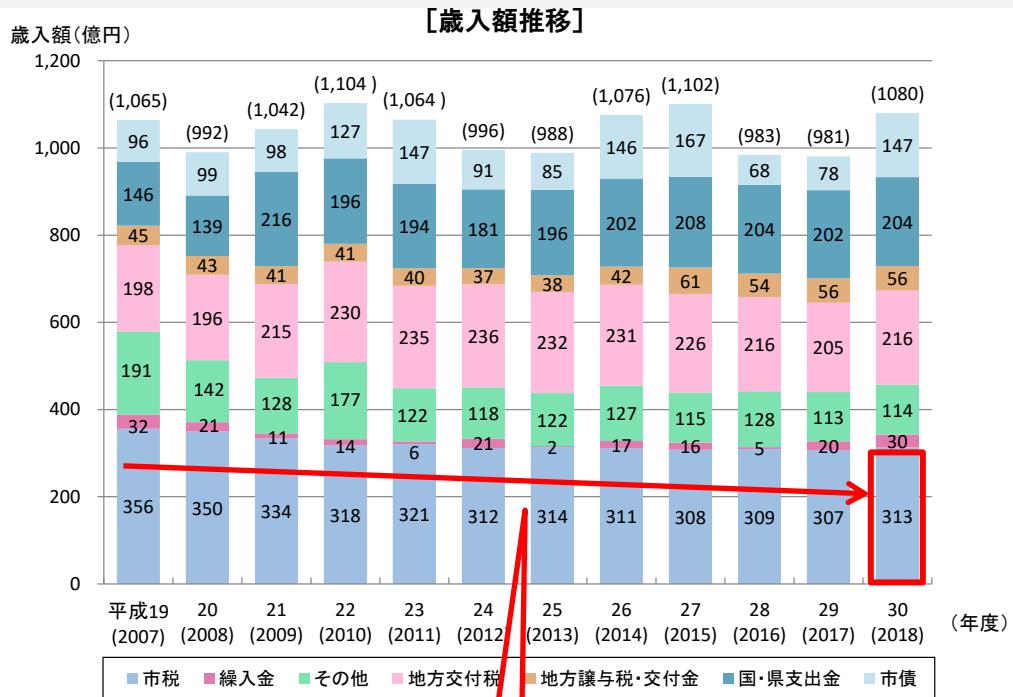


出典：呉市「呉市公共施設等総合管理計画（平成 27 年度）」

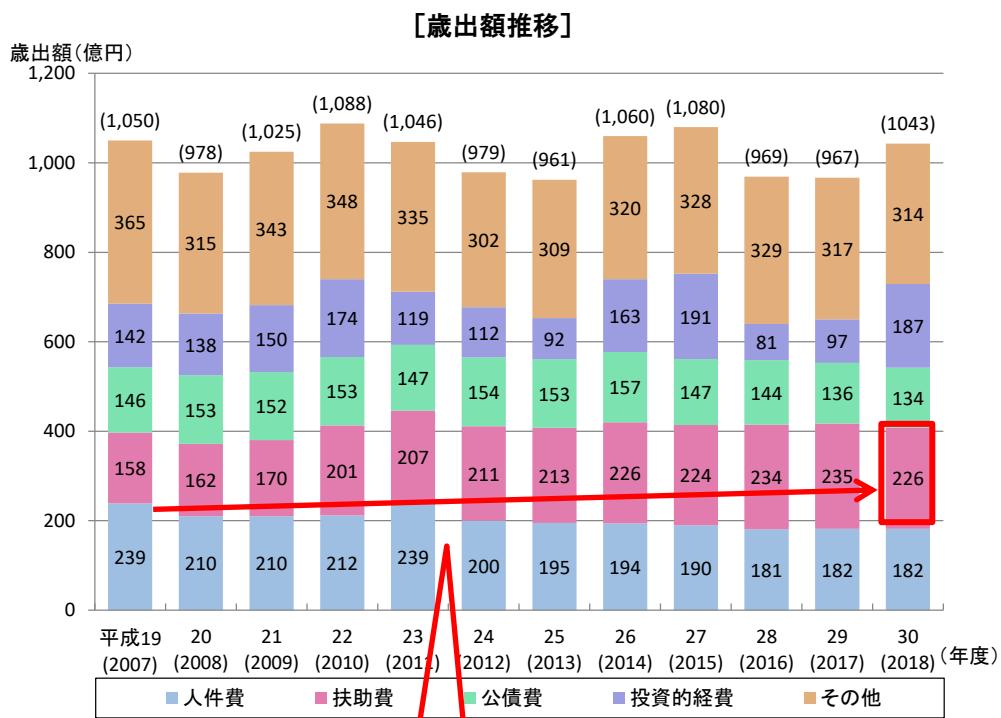
老朽化対策の必要な公共施設等が増加し、施設の改修・更新費用が増加する見込みであるため、施設再編等により、施設の改修・更新費用の増加を抑制する必要があります。

■歳入・歳出 - 市税は減少し、扶助費は増加しています。

- ・歳入額は1,000億円前後で推移しており、市税と地方交付税で約50%を占めています。
- ・自主財源である市税は減少傾向で、平成19年度から平成30年度の間で43億円減少し、313億円（1割減）となっています。
- ・歳出額では、扶助費が増加傾向にあり、平成19年度から平成30年度で68億円増加し226億円となり、約1.4倍に増加しています。



自主財源である市税は減少傾向



扶助費が増加傾向

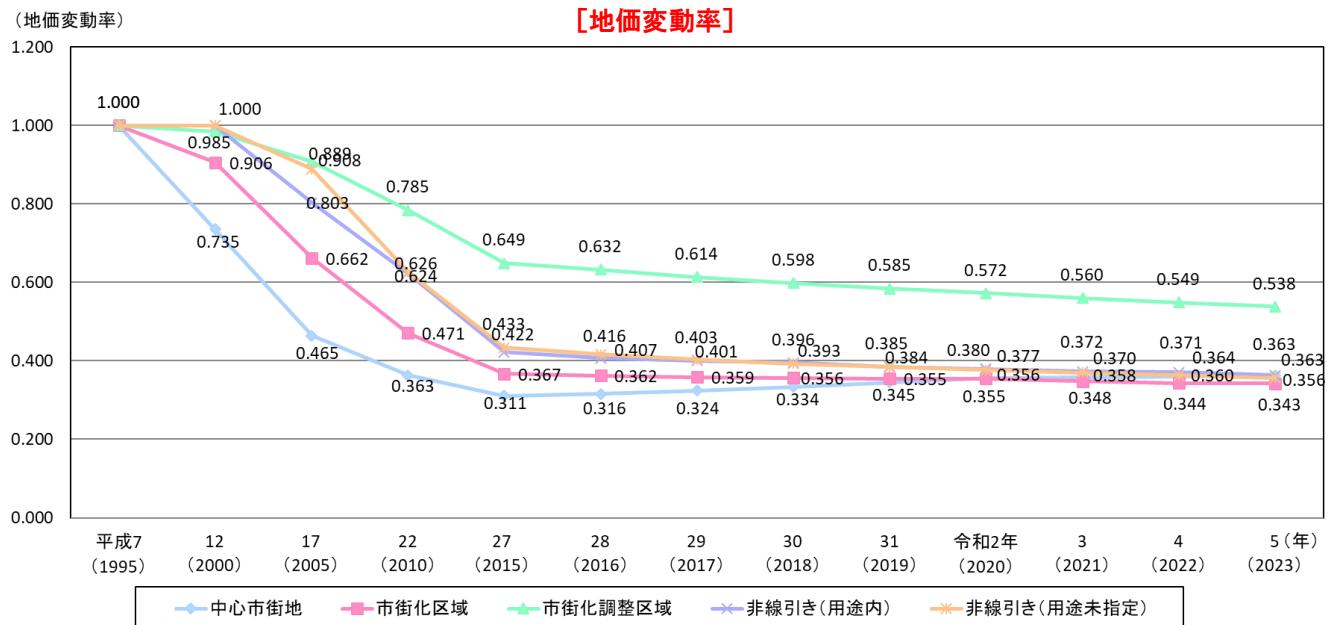
出典：呉市資料（平成30年度）

人口減少等に伴う市税の減少や高齢化の進展等による扶助費の増加が見込まれることから、行政サービスの効率化を図る等、持続可能性を高める必要があります。

(6) 地価

■地価の動向 - 下落傾向にありましたが、近年は横ばいにあります。

- 平成 7 年から令和 5 年までの呉市の公示地価の変動率は、長期的に下落していますが、近年は下げ止まり傾向が見られます。特に平成 7 年から平成 17 年までの中心市街地の下落率は顕著ですが、近年、一部の地区において微増となっている箇所もあります。



出典：国土交通省「地価公示・都道府県地価調査」

- 地価変動率
平成 7 年を基準 (1.0) としたときの、各地域の地価の割合

中心市街地の地価の下落は、固定資産税に影響し、市の税収が減少することにより、行政サービスの低下につながることが懸念されます。そのため、居住や都市機能の集約化等により都市活力を向上し、地価の下落を抑制する必要があります。

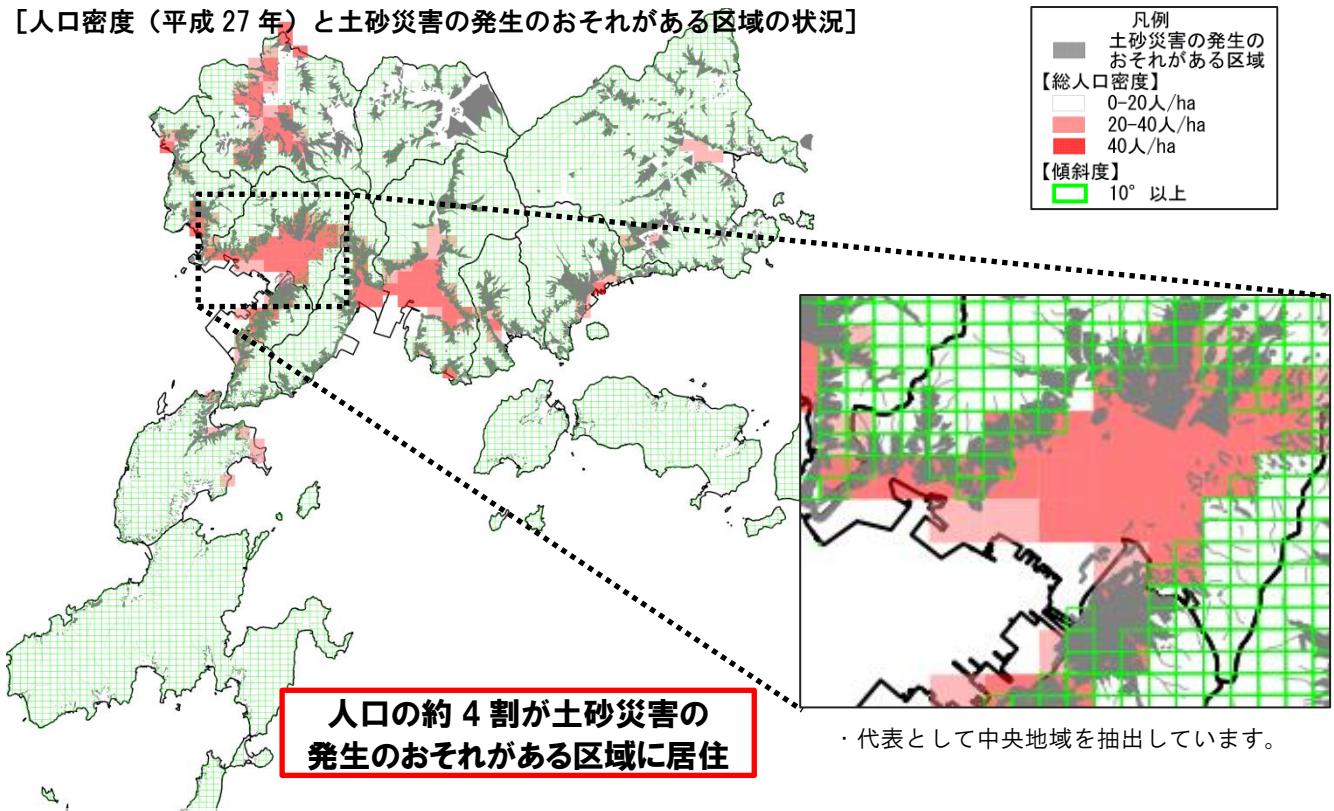
(7) 災害

■人口密度と災害の発生のおそれがある区域との関係

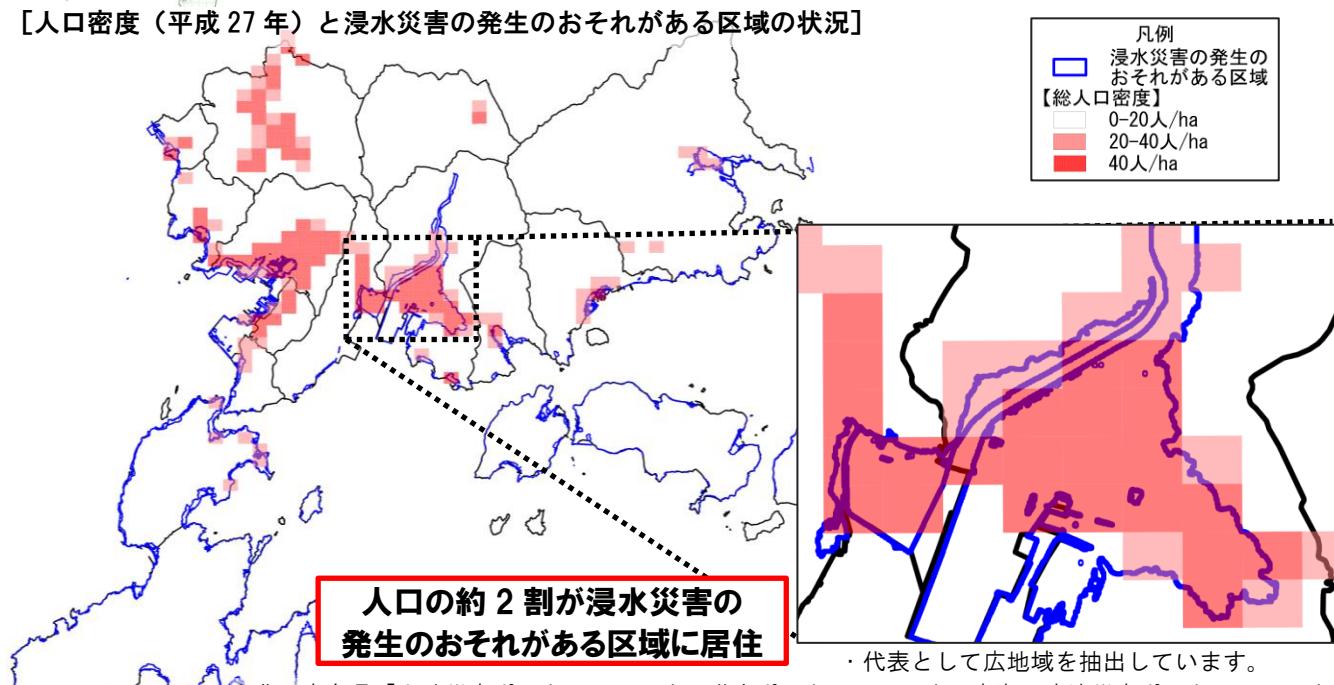
- 人口密度の高い地域と災害の発生のおそれがある区域との重複が見られます。

- ・ 人口密度の高い中心市街地や斜面市街地に、土砂災害警戒区域等が指定され、沿岸部では津波災害警戒区域と高潮による浸水想定区域、河川沿いにおいては洪水による浸水想定区域が分布しています。
- ・ 人口の約4割が土砂災害の発生のおそれがある区域に、約2割が浸水災害の発生のおそれがある区域に居住しています。

[人口密度（平成27年）と土砂災害の発生のおそれがある区域の状況]



[人口密度（平成27年）と浸水災害の発生のおそれがある区域の状況]



出典：広島県「土砂災害ポータルひろしま」、洪水ポータルひろしま、高潮・津波災害ポータルひろしま
総務省「平成27年国勢調査」

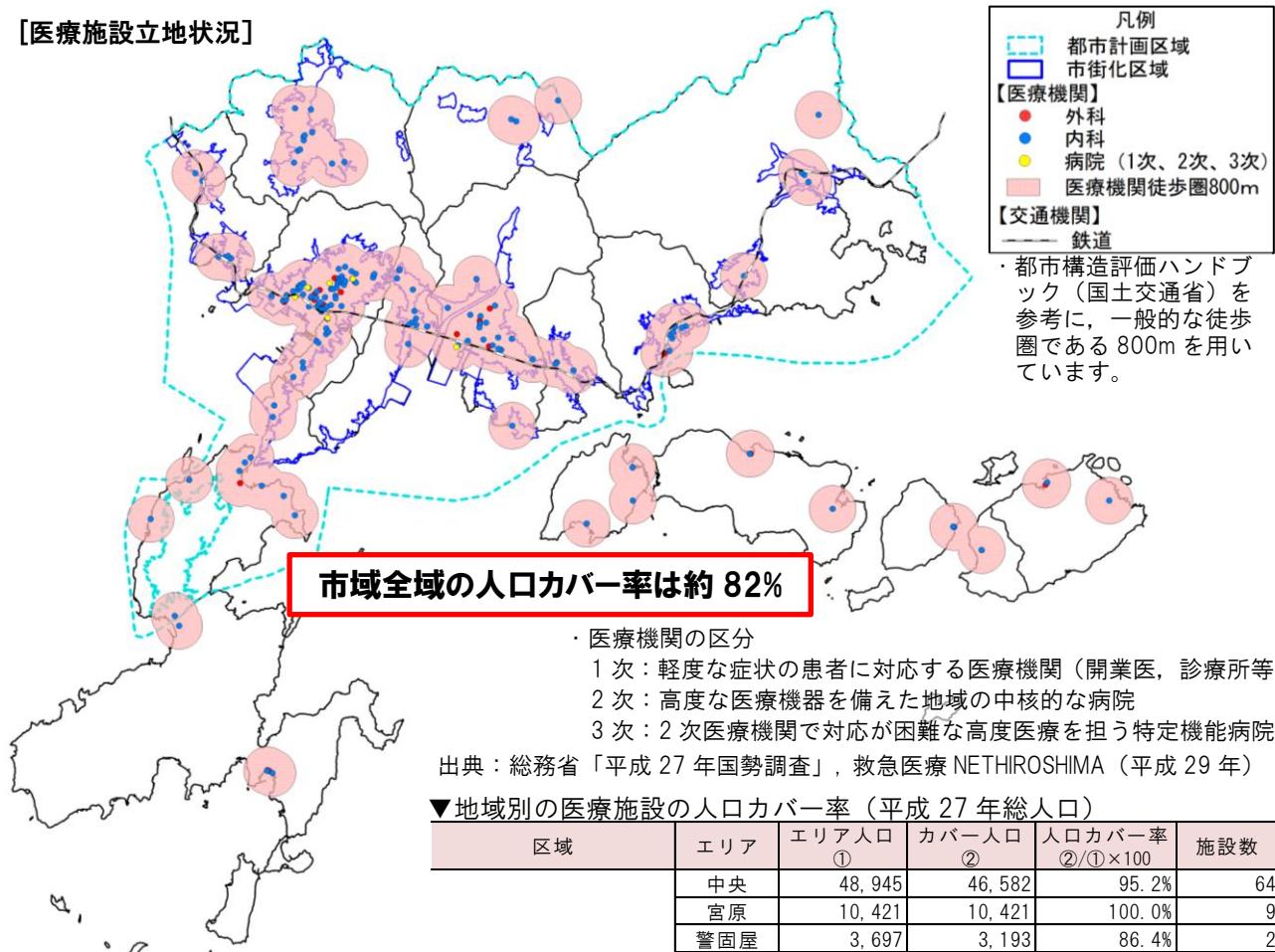
市内の各地域に災害の発生のおそれがある区域が分布していることから、防災対策と併せて、居住誘導等により安全な市街地の形成に取り組む必要があります。なお、他災害の詳細は「第5章防災指針」に整理しています。

(8) 都市機能

■医療施設 - 病院施設数や人口カバー率は高い状況です。

- ・徒歩圏（半径 800m）の人口カバー率は、市域全域でおおむね 8 割程度で、地方都市（おおむね 30 万人）の平均値を上回っています。
- ・市内のほぼ全域に分布しており、特に中央地域では充実していますが、その他の地域の徒歩圏内では不足している地域があります。
- ・人口当たりの医療機関数は、全国・県平均を上回り、医療環境は量的に充実しています。

【医療施設立地状況】



▼地域別の医療施設の人口カバー率（平成 27 年総人口）

| 区域 | エリア | エリア人口 ① | カバー人口 ② | 人口カバー率 ②/①×100 | 施設数 |
|------------|------|------------|------------|-------------------|-----|
| 広島圏都市計画区域 | 中央 | 48,945 | 46,582 | 95.2% | 64 |
| | 宮原 | 10,421 | 10,421 | 100.0% | 9 |
| | 警固屋 | 3,697 | 3,193 | 86.4% | 2 |
| | 吉浦 | 8,310 | 5,016 | 60.4% | 5 |
| | 天応 | 4,062 | 3,703 | 91.2% | 2 |
| | 昭和 | 32,716 | 24,888 | 76.1% | 12 |
| | 郷原 | 4,918 | 2,069 | 42.1% | 3 |
| | 阿賀 | 15,053 | 14,105 | 93.7% | 11 |
| | 広 | 46,168 | 41,297 | 89.4% | 23 |
| 川尻安浦都市計画区域 | 仁方 | 5,599 | 4,748 | 84.8% | 3 |
| | 川尻 | 7,493 | 5,695 | 76.0% | 8 |
| 音戸都市計画区域 | 安浦 | 11,032 | 5,566 | 50.5% | 5 |
| | 音戸 | 9,629 | 5,826 | 60.5% | 11 |
| 都市計画区域外 | 倉橋 | 4,335 | 1,151 | 26.6% | 3 |
| | 下蒲刈 | 1,144 | 836 | 73.1% | 3 |
| | 蒲刈 | 1,486 | 626 | 42.1% | 2 |
| | 豊浜 | 1,233 | 932 | 75.6% | 3 |
| | 豊 | 1,675 | 1,315 | 78.5% | 2 |
| | 市域全域 | 217,917 | 177,969 | 81.7% | 171 |

出典：厚生労働省「医療施設調査（平成 30 年）」を基に作成

・病院：病床数 20 床以上の入院施設（病棟）を持つものを指す

- ・カバー人口とは、各施設から半径 800m 以内に居住する総人口
- ・エリア人口及びカバー人口は、平成 27 年国勢調査における 500m メッシュ人口を用い、メッシュの中心点がエリアに含まれるメッシュの人口を積み上げることで算出しています。そのため、市域全域の人口は、人口等基本集計結果の数値と異なります。

【徒歩圏人口カバー率の他都市等との比較】

（単位：%）

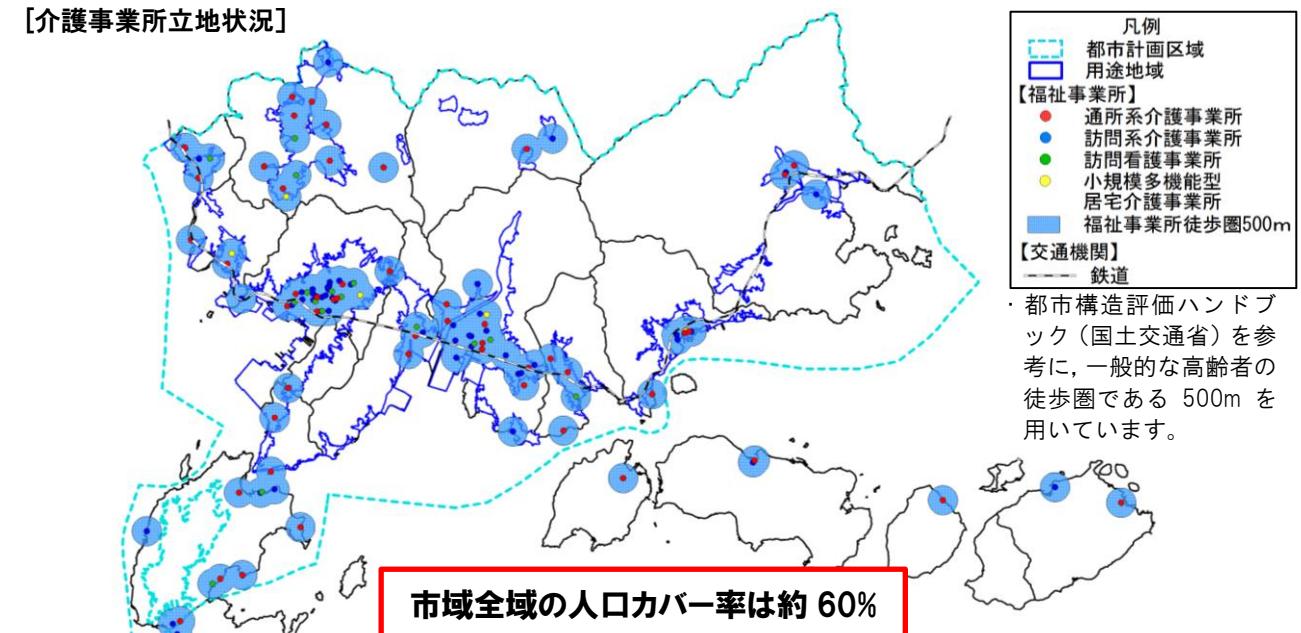
| 評価指標 | 呉市 | 都市規模別平均値 | | | |
|------|----|----------|------|---------|---------|
| | | 全国 | 地方都市 | | |
| | | | 政令都市 | おおむね30万 | おおむね10万 |
| 医療施設 | 82 | 85 | 91 | 76 | - |

地方都市の
平均値を
を上回る

■介護事業所 - 人口カバー率は低い状況で、徒歩圏内で施設が不足している地域があります。

- ・徒歩圏（半径 500m）の高齢人口カバー率は、市域全域でおおむね 6 割程度であり、地域間での差が生じています。また、地方都市（おおむね 30 万人）の平均値を下回っています。
- ・徒歩圏内では、中央・広地域では比較的充実している傾向にありますが、その他の地域では不足している地域があります。

[介護事業所立地状況]



出典：総務省「平成 27 年国勢調査」，呉市資料（平成 29 年）

▼地域別の介護事業所の人口カバー率（平成 27 年高齢人口）

| 区域 | エリア | エリア人口 ① | カバー人口 ② | 人口カバー率 ②/①×100 | 施設数 |
|------------|------|------------|------------|-------------------|-----|
| 広島圏都市計画区域 | 中央 | 17,699 | 12,124 | 68.5% | 34 |
| | 宮原 | 2,595 | 704 | 27.1% | 0 |
| | 警固屋 | 1,577 | 1,157 | 73.4% | 5 |
| | 吉浦 | 2,774 | 1,753 | 63.2% | 4 |
| | 天応 | 1,385 | 1,365 | 98.6% | 4 |
| | 昭和 | 10,613 | 6,696 | 63.1% | 12 |
| | 郷原 | 1,305 | 524 | 40.2% | 2 |
| | 阿賀 | 5,083 | 2,553 | 50.2% | 4 |
| 川尻安浦都市計画区域 | 広 | 11,033 | 8,189 | 74.2% | 25 |
| | 仁方 | 2,025 | 1,565 | 77.3% | 4 |
| | 川尻 | 2,665 | 1,751 | 65.7% | 7 |
| | 安浦 | 3,848 | 950 | 24.7% | 4 |
| 音戸都市計画区域 | 音戸 | 3,741 | 1,641 | 43.9% | 10 |
| | 倉橋 | 2,055 | 675 | 32.8% | 5 |
| | 下蒲刈 | 488 | 159 | 32.6% | 1 |
| | 蒲刈 | 847 | 112 | 13.2% | 2 |
| | 豊浜 | 819 | 71 | 8.7% | 1 |
| | 豊 | 1,119 | 631 | 56.4% | 2 |
| | 市域全域 | 71,671 | 42,620 | 59.5% | 126 |

- ・カバー人口とは、各施設から半径 500m 以内に居住する高齢人口
- ・エリア人口及びカバー人口は、平成 27 年国勢調査における 500m メッシュ人口を用い、メッシュの中心点がエリアに含まれるメッシュの人口を積み上げることで算出しています。そのため、市域全域の人口は、人口等基本集計結果の数値と異なります。

[徒歩圏人口カバー率の他都市等との比較]

(単位 : %)

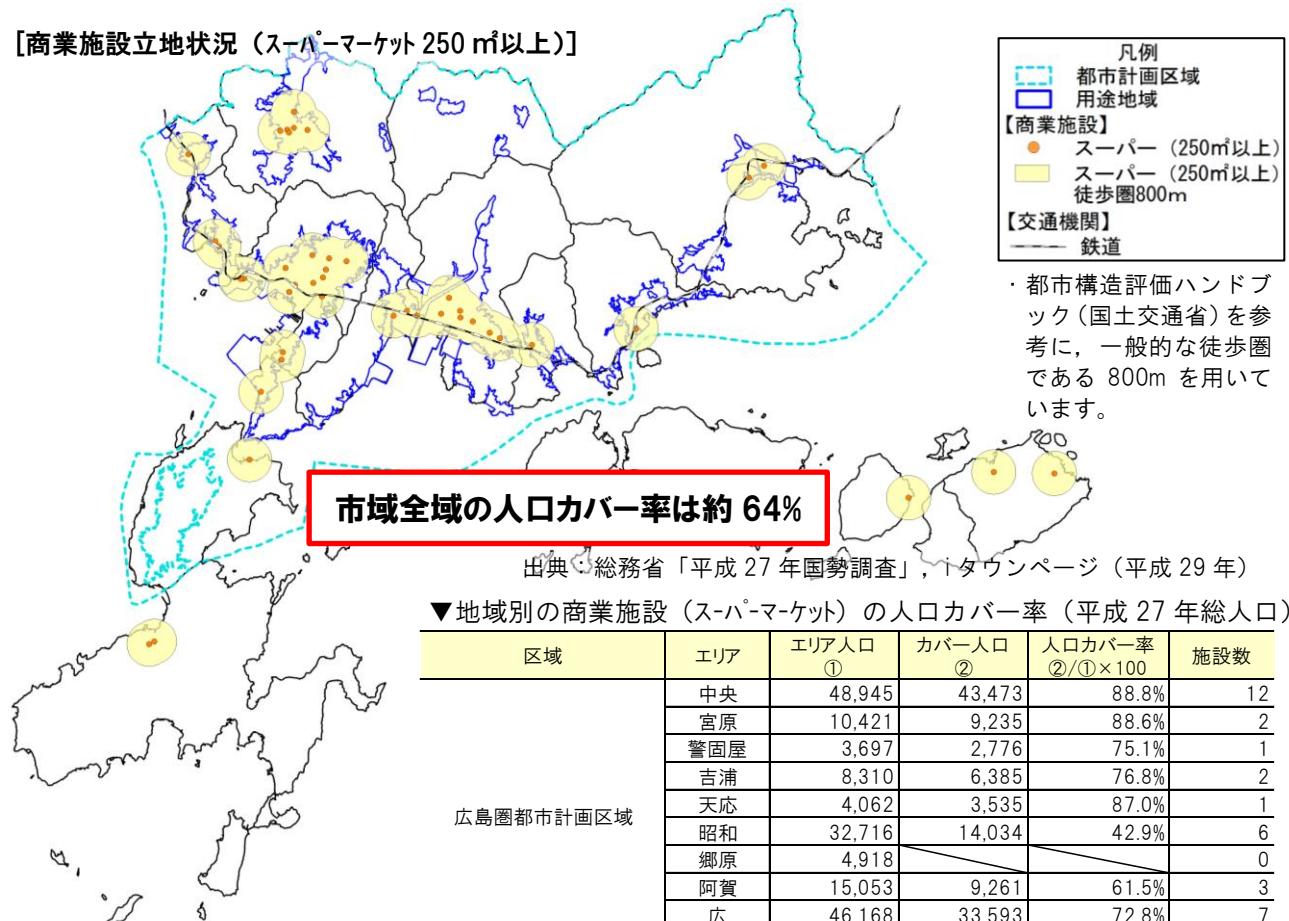
| 評価指標 | 呉市 | 都市規模別平均値 | | |
|-------|----|----------|------|---------|
| | | 全国 | 地方都市 | |
| | | | 政令都市 | おおむね30万 |
| 介護事業所 | 60 | 79 | 90 | 73 |

地方都市の
平均値を
下回る

■商業施設 - 徒歩圏内で施設が不足している地域があります。

- ・徒歩圏（半径 800m）の人口カバー率は、市内全域でおおむね 6 割程度で地方都市（おおむね 30 万人）の平均値と同等程度となっており、中央・広地域等では 8 割程度となっています。
- ・中央・広地域では比較的充実していますが、昭和地域等徒歩圏内に施設が不足している地域も広く分布しています。
- ・市民のニーズによれば、買物環境の充実が特に望まれています。

[商業施設立地状況（スーパー・マーケット 250 m²以上）]

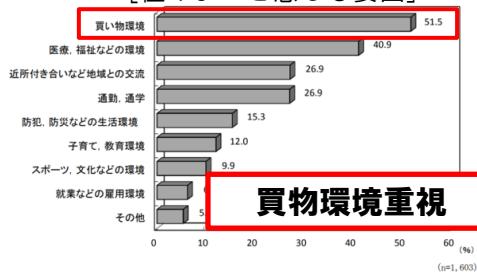


▼地域別の商業施設（スーパー・マーケット）の人口カバー率（平成 27 年総人口）

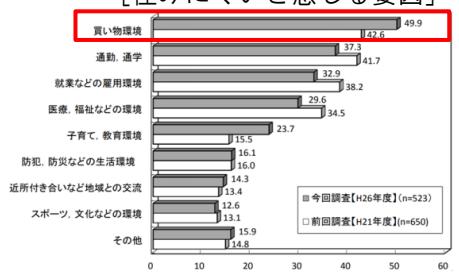
| 区域 | エリア | エリア人口 ① | カバー人口 ② | 人口カバー率 ②/①×100 | 施設数 |
|------------|-----|------------|------------|-------------------|-----|
| 広島圏都市計画区域 | 中央 | 48,945 | 43,473 | 88.8% | 12 |
| | 宮原 | 10,421 | 9,235 | 88.6% | 2 |
| | 警固屋 | 3,697 | 2,776 | 75.1% | 1 |
| | 吉浦 | 8,310 | 6,385 | 76.8% | 2 |
| | 天応 | 4,062 | 3,535 | 87.0% | 1 |
| | 昭和 | 32,716 | 14,034 | 42.9% | 6 |
| | 郷原 | 4,918 | - | - | 0 |
| | 阿賀 | 15,053 | 9,261 | 61.5% | 3 |
| | 広 | 46,168 | 33,593 | 72.8% | 7 |
| 川尻安浦都市計画区域 | 仁方 | 5,599 | 4,376 | 78.2% | 1 |
| | 川尻 | 7,493 | 3,709 | 49.5% | 1 |
| | 安浦 | 11,032 | 3,790 | 34.4% | 2 |
| 音戸都市計画区域 | 音戸 | 9,629 | 1,665 | 17.3% | 1 |
| | 倉橋 | 4,335 | 620 | 14.3% | 2 |
| | 下蒲刈 | 1,144 | - | - | 0 |
| | 蒲刈 | 1,486 | - | - | 0 |
| | 豊浜 | 1,233 | 716 | 58.1% | 1 |
| 市域全域 | 豊 | 1,675 | 1,338 | 79.9% | 2 |
| | | 217,917 | 138,506 | 63.6% | 44 |

- ・カバー人口とは、各施設から半径 800m 以内に居住する総人口
- ・エリア人口及びカバー人口は、平成 27 年国勢調査における 500m メッシュ人口を用い、メッシュの中心点がエリアに含まれるメッシュの人口を積み上げることで算出しています。そのため、市域全域の人口は、人口等基本集計結果の数値と異なります。

[住みよいと感じる要因]



[住みにくいと感じる要因]



出典：吳市「吳市民意識調査報告書」
(平成 26 年度)

[徒歩圏人口カバー率の他都市等との比較]

(単位：%)

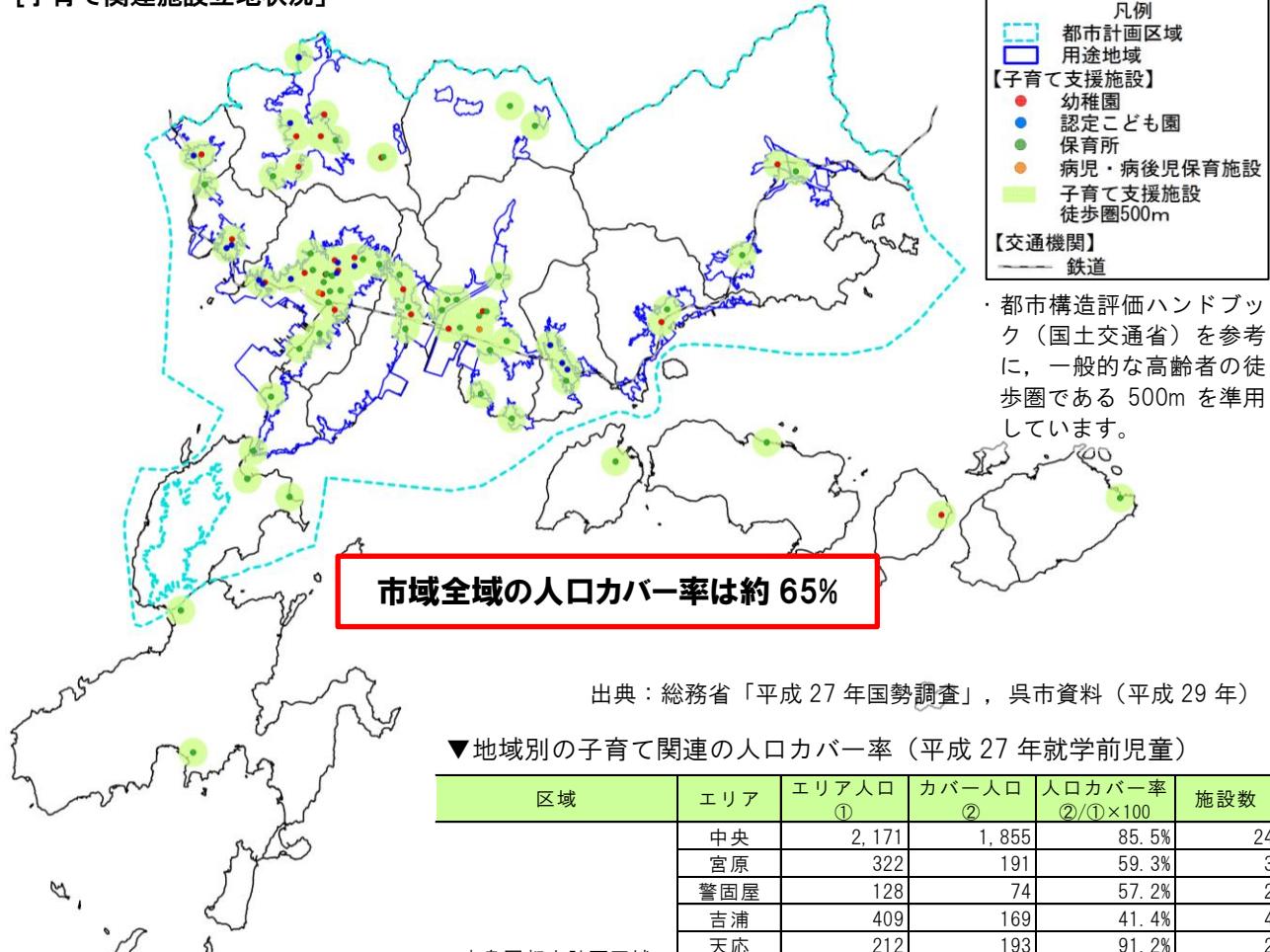
| 評価指標 | 呉市 | 都市規模別平均値 | | |
|------|----|----------|------|------|
| | | 全国 | 地方都市 | 政令都市 |
| 商業施設 | 63 | 75 | 82 | 65 |

**地方都市の
平均値と同等程度**

■子育て関連施設 - 徒歩圏内で施設が不足している地域があります。

- 市内のほぼ全域に分布しており、特に中央地域は充実していますが、徒歩圏内（半径 500m）に施設が不足している地域が多くあります。

[子育て関連施設立地状況]

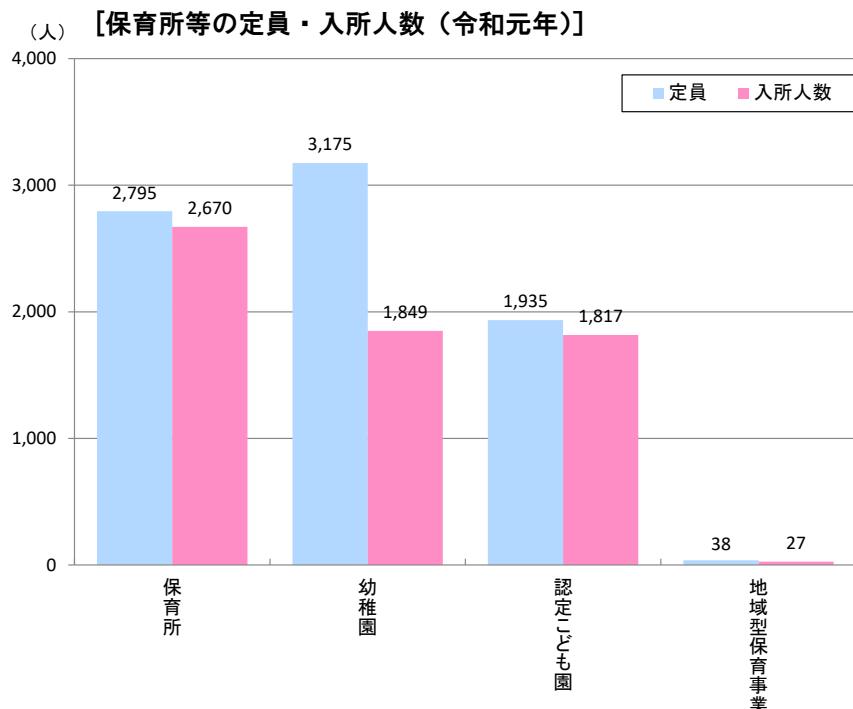


▼地域別の子育て関連の人口カバー率（平成 27 年就学前児童）

| 区域 | エリア | エリア人口 ① | カバー人口 ② | 人口カバー率 ②/①×100 | 施設数 |
|------------|-----|------------|------------|-------------------|-----|
| 広島圏都市計画区域 | 中央 | 2,171 | 1,855 | 85.5% | 24 |
| | 宮原 | 322 | 191 | 59.3% | 3 |
| | 警固屋 | 128 | 74 | 57.2% | 2 |
| | 吉浦 | 409 | 169 | 41.4% | 4 |
| | 天応 | 212 | 193 | 91.2% | 2 |
| | 昭和 | 1,984 | 971 | 48.9% | 12 |
| | 郷原 | 395 | 197 | 49.8% | 2 |
| | 阿賀 | 745 | 480 | 64.5% | 5 |
| | 広 | 3,038 | 2,237 | 73.6% | 16 |
| | 仁方 | 264 | 243 | 92.0% | 4 |
| 川尻安浦都市計画区域 | 川尻 | 325 | 167 | 51.2% | 2 |
| | 安浦 | 455 | 200 | 44.0% | 3 |
| 音戸都市計画区域 | 音戸 | 320 | 140 | 43.7% | 2 |
| | 倉橋 | 130 | 23 | 17.4% | 2 |
| 都市計画区域外 | 下蒲刈 | 31 | 11 | 34.8% | 1 |
| | 蒲刈 | 31 | 0 | 0.0% | 1 |
| | 豊浜 | 31 | 10 | 32.4% | 1 |
| | 豊 | 27 | 6 | 21.7% | 2 |
| 市域全域 | | 11,018 | 7,166 | 65.0% | 88 |

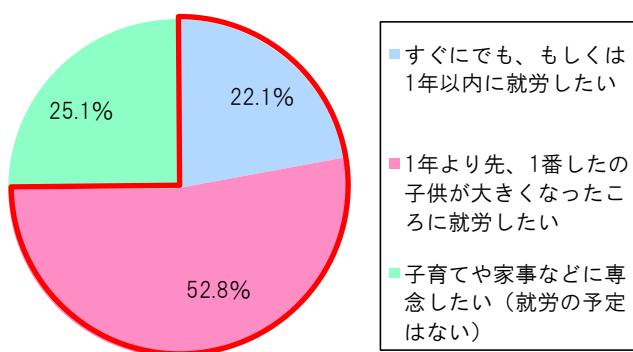
- カバー人口とは、各施設から半径 500m 以内に居住する人口
- エリア人口及びカバー人口は、平成 27 年国勢調査における 500m メッシュ人口を用い、メッシュの中心点がエリアに含まれるメッシュの人口を積み上げることで算出しています。そのため、市域全域の人口は、人口等基本集計結果の数値と異なります。

- ・保育所等の入所人については、少子化や保育士・幼稚園教諭等の不足により、定員に達していない施設があります。
- ・現在就労していない母親のうち就労を希望する者の割合は、約75%程度で高い状況です。
- ・子育て世代にとって、小学校就学後の子どもの居場所について、自宅や放課後児童会の利用希望が高くなっています。



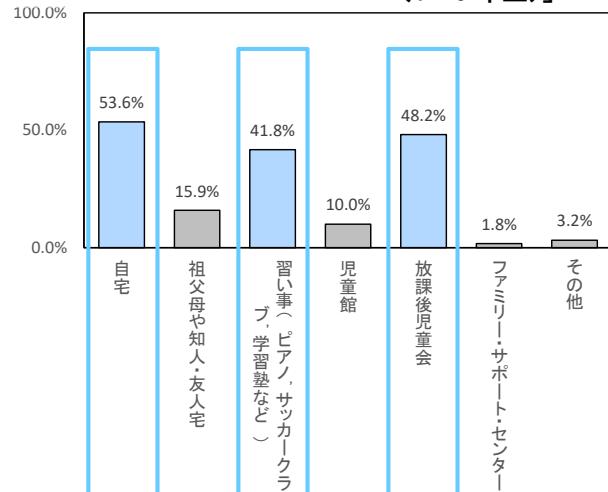
出典：呉市資料

[母親の就労希望（現在就労していない方）]



母親の就労希望が高い(74.9%)

[小学校就学後の放課後の過ごし方について（1～3年生）]



**自宅(53.6%)に次いで
放課後児童会(48.2%)の利用希望が高い**

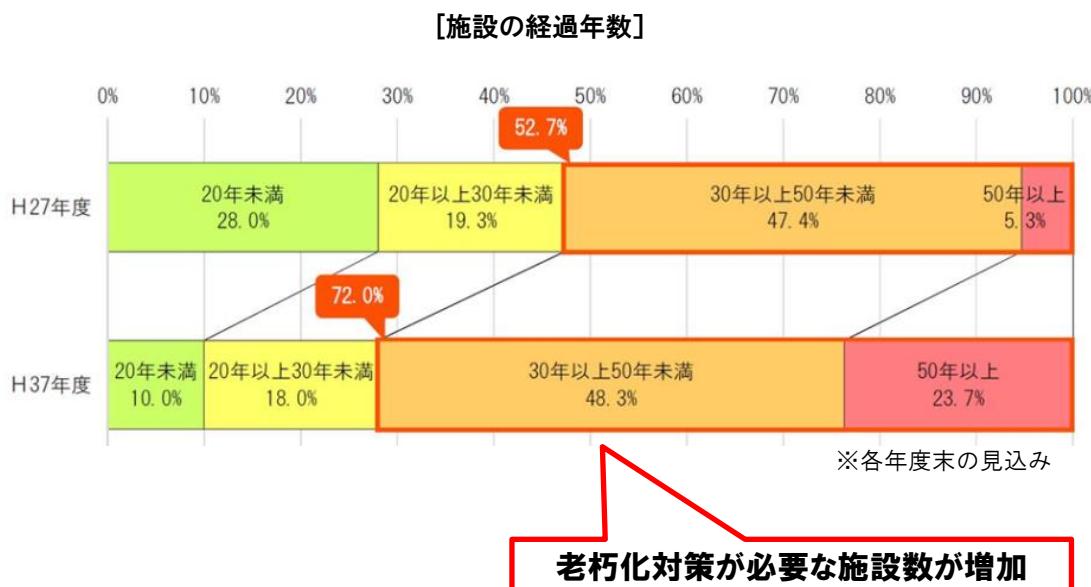
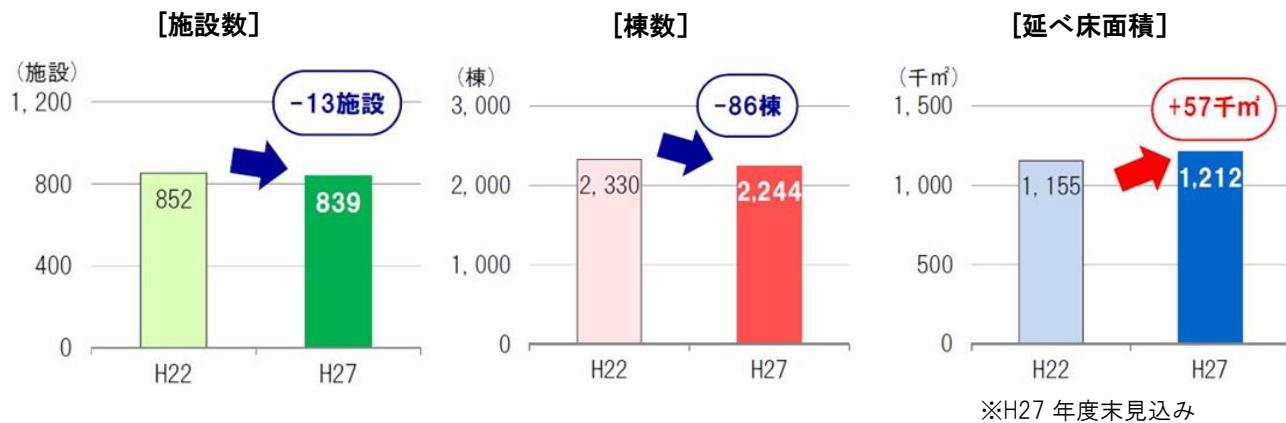
出典：呉市「子ども・子育て支援事業計画（令和元年度）」のアンケート調査結果を基に作成

人口減少に伴って各種生活サービス施設（医療施設・介護事業所・商業施設・子育て関連施設等）の利用者が減少し、身近な生活サービス施設が撤退することが懸念されることから、生活サービス施設の維持に向け、施設周辺の人口密度を高める等居住の誘導が必要です。また生活サービス施設が不足する地域では、他の地域にある施設で補完できるように地域間で連携を図る必要があります。

(9) 都市施設

■公共施設 - 老朽化対策の必要な施設が増加する見込みです。

- ・公共施設の施設数と棟数は、減少していますが、延べ床面積は、約 5.7 万 m²の増加となっています。
- ・現在、建築後 30 年以上の公共施設は、延べ床面積全体の約 50%を占めています。
- ・10 年後には、70%を超える、老朽化対策が必要な公共施設が増加します。



出典：呉市「呉市公共施設等総合管理計画（平成 27 年度）」

老朽化対策が必要な公共施設の増加によって、財源の確保が困難となることから、適正な維持管理を行うとともに、公共施設の統合や再配置について検討する必要があります。

■都市計画道路の整備状況 - 未整備の都市計画道路の整備を行っています。

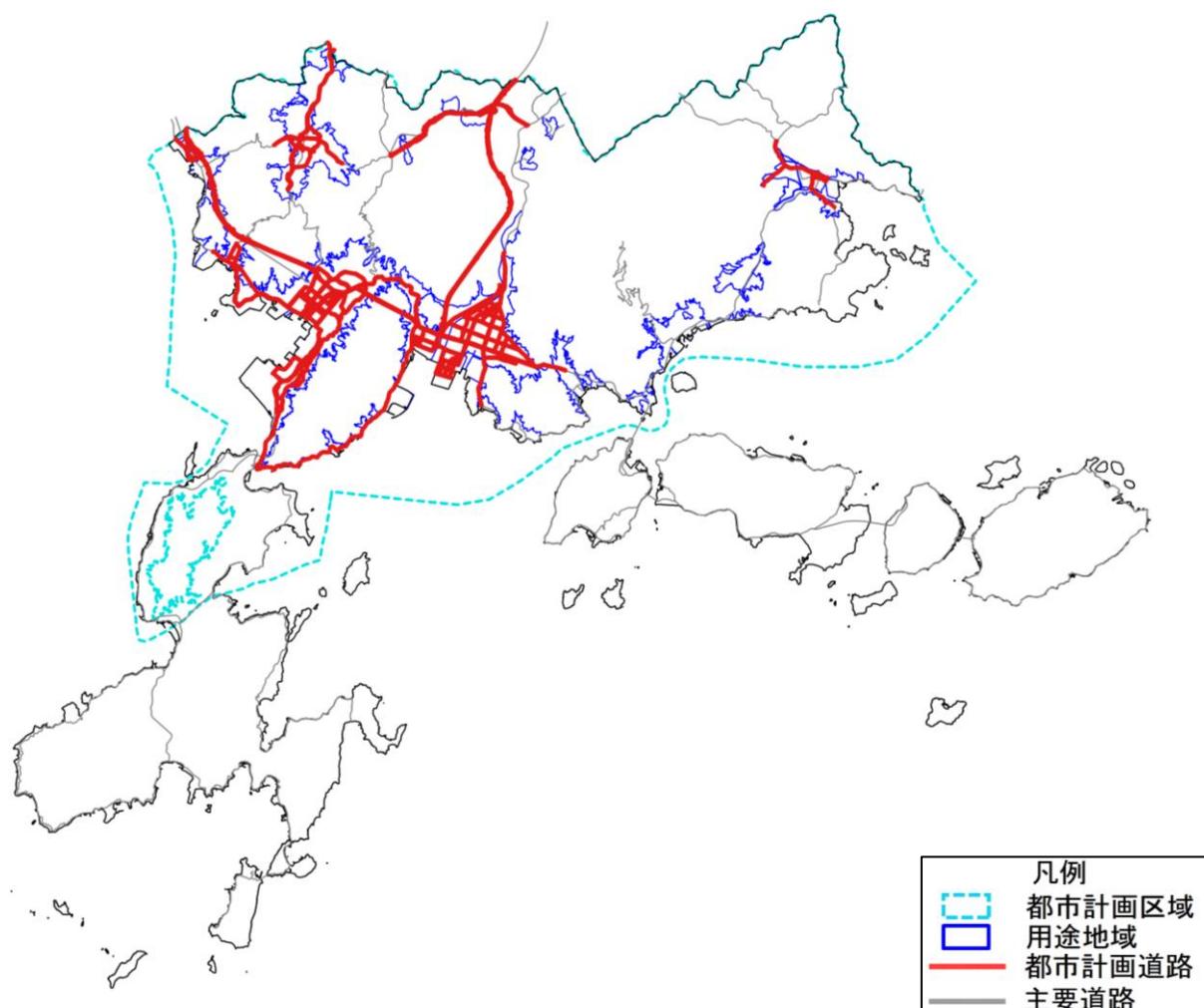
- ・呉市では、広島圏都市計画区域及び川尻安浦都市計画区域内で都市計画道路を決定しており、改良済みとなる道路の整備率は、令和5年度末で約52%となっています。
- ・現在も広地域における都市計画道路の整備を推進しているところです。

▼都市計画道路の整備状況（令和6年3月末現在）

| 道路種別 | 改良済延長※1 (m) | 未整備延長※2 (m) | 計 (m) |
|---------|----------------|----------------|---------|
| 自動車専用道路 | 0 | 17,590 | 17,590 |
| 幹線街路 | 62,830 | 46,240 | 109,070 |
| 区画街路 | 6,150 | 390 | 6,540 |
| 特殊街路 | 1,700 | 0 | 1,700 |
| 計 | 70,680 | 64,220 | 134,900 |
| | 52% | 48% | 100% |

※1 改良済延長は、道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長をいいます。

※2 未整備延長には、暫定2車線で供用している道路延長も含まれます。

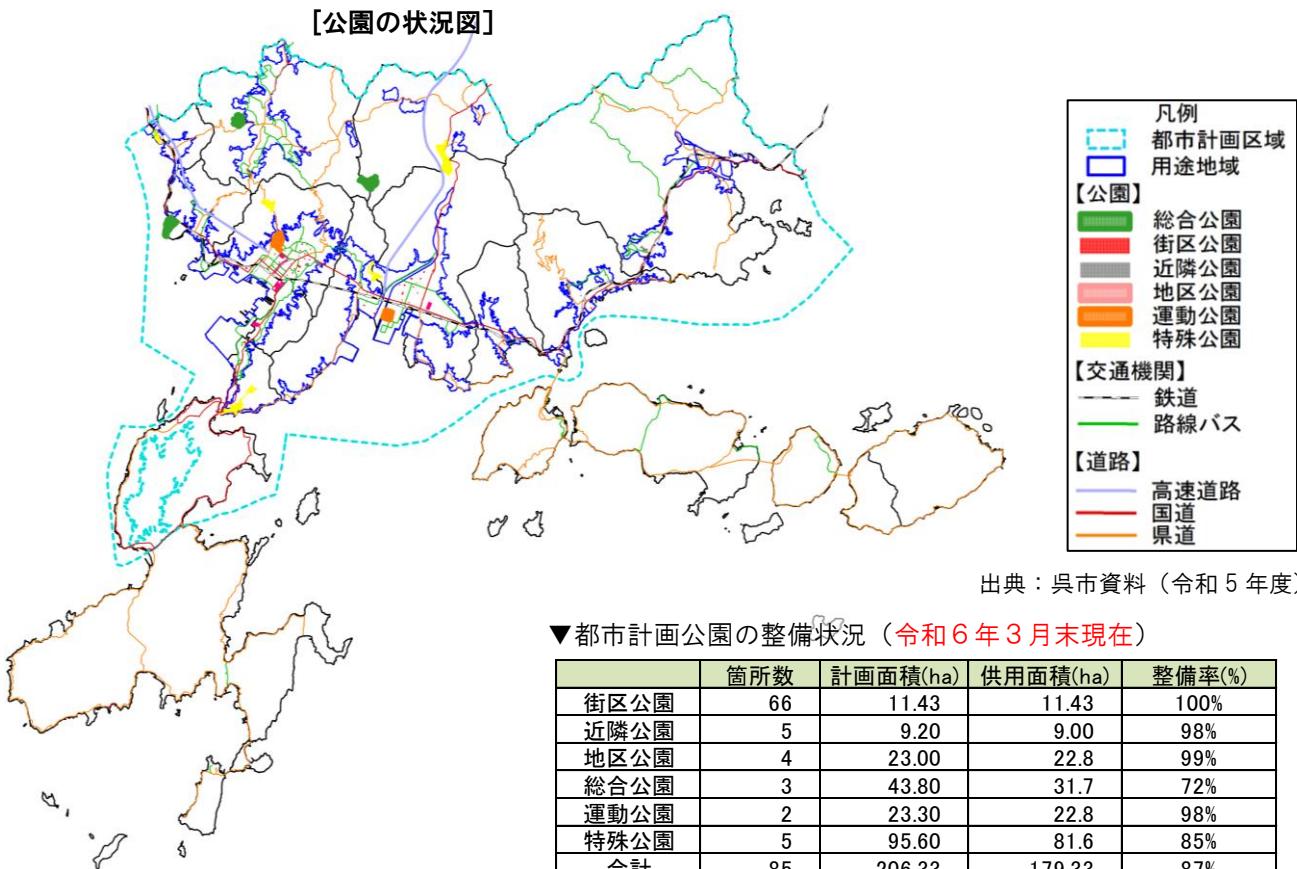


出典：呉市資料（令和5年度）

■都市基盤（公園・上下水道）の整備状況-公園・下水道とともに整備が進んでいます。

- ・呉市では、広島圏都市計画区域及び川尻安浦都市計画区域で都市計画公園を決定しており、令和5年度末で85か所、約206haあり、整備率は約87%となっています。
- ・都市計画区域内の上下水道の人口普及率は、令和5年度末現在で上水道が約99%，下水道で約92%となっています。

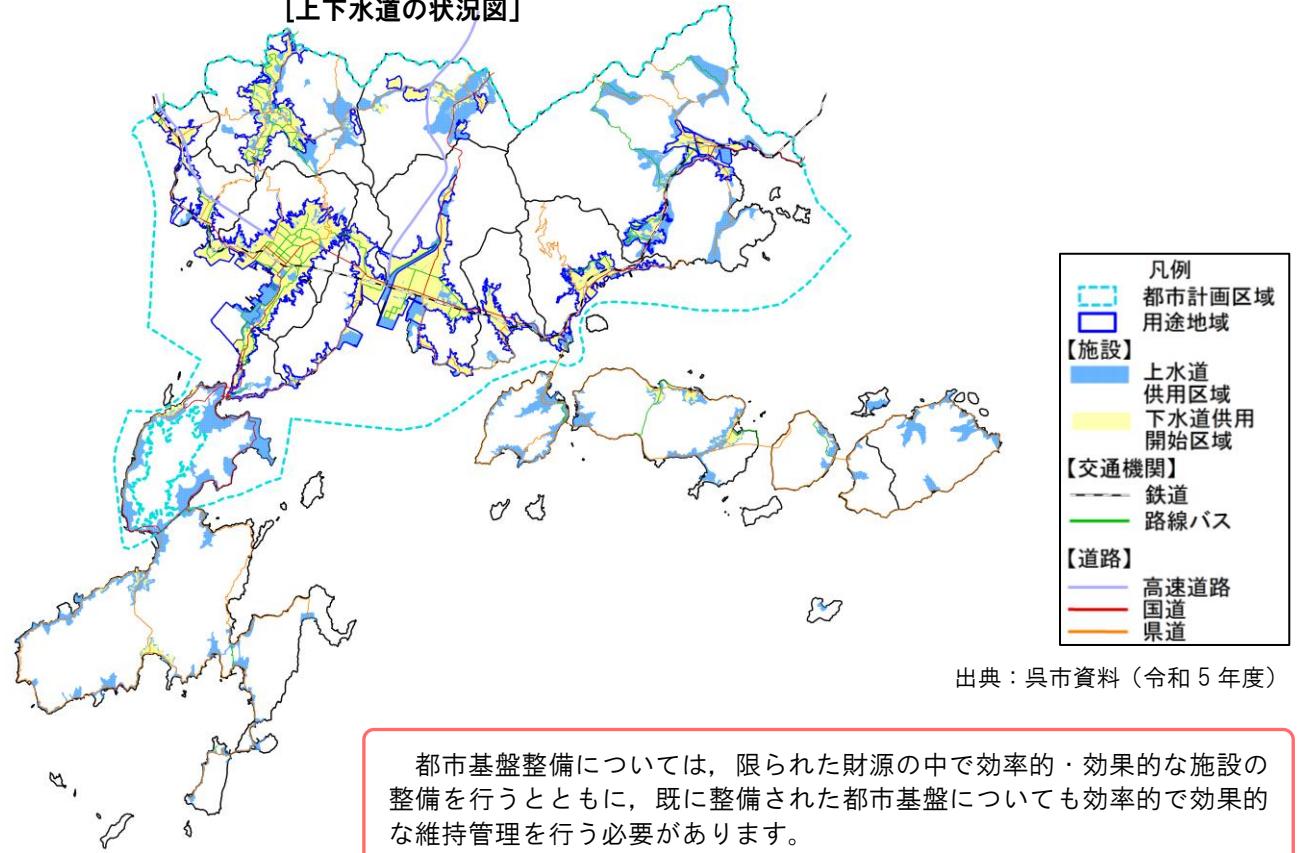
[公園の状況図]



▼都市計画公園の整備状況（令和6年3月末現在）

| | 箇所数 | 計画面積(ha) | 供用面積(ha) | 整備率(%) |
|------|-----|----------|----------|--------|
| 街区公園 | 66 | 11.43 | 11.43 | 100% |
| 近隣公園 | 5 | 9.20 | 9.00 | 98% |
| 地区公園 | 4 | 23.00 | 22.8 | 99% |
| 総合公園 | 3 | 43.80 | 31.7 | 72% |
| 運動公園 | 2 | 23.30 | 22.8 | 98% |
| 特殊公園 | 5 | 95.60 | 81.6 | 85% |
| 合計 | 85 | 206.33 | 179.33 | 87% |

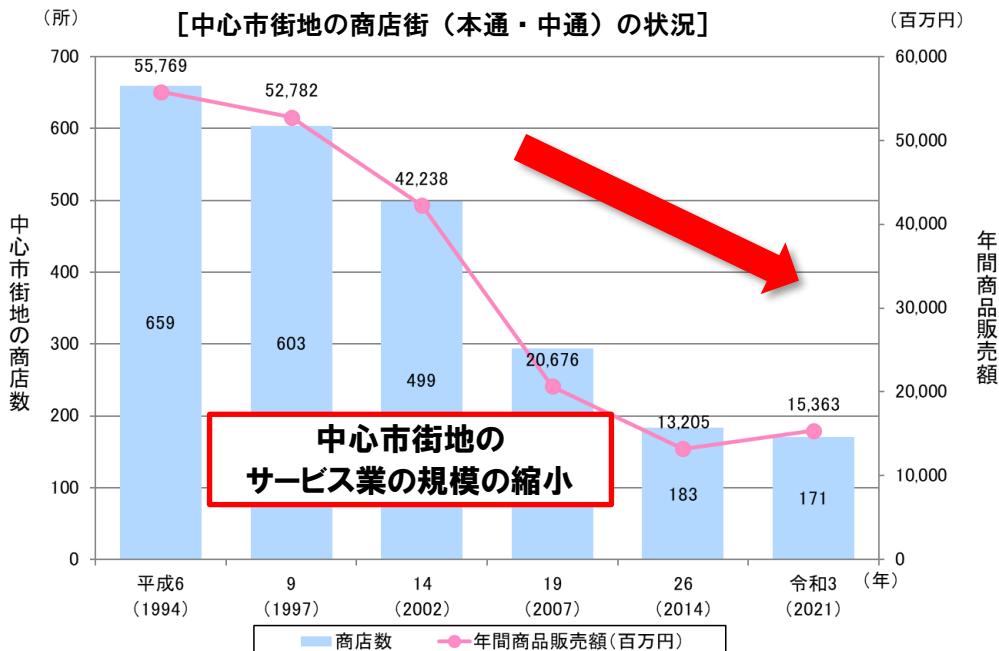
[上下水道の状況図]



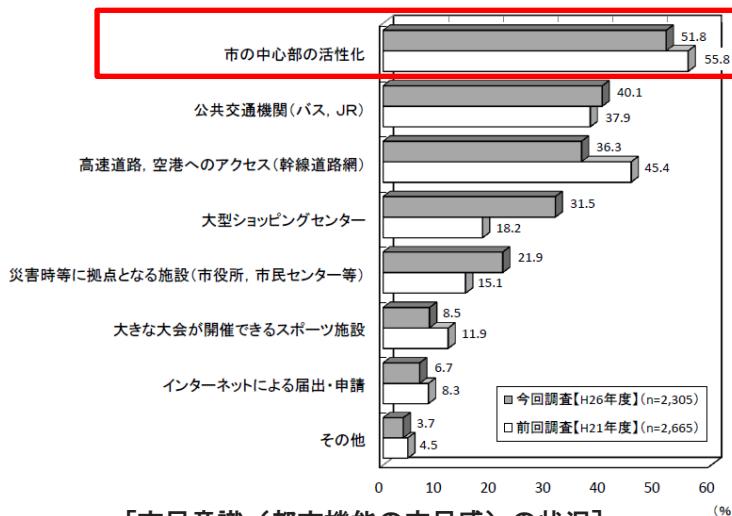
(10) にぎわいと交流

■にぎわいと交流を生むサービス業の状況 - サービス業の規模が縮小しています。

- ・中心市街地の商店街の状況を見ると、商店数及び年間商品販売額ともに減少し続けており、平成26年には商店数が平成6年の約3分の1まで減少しています。
- ・市民意識調査によると、市の中心部の活性化が求められており、若者の都市機能の充足感も低い状況です。

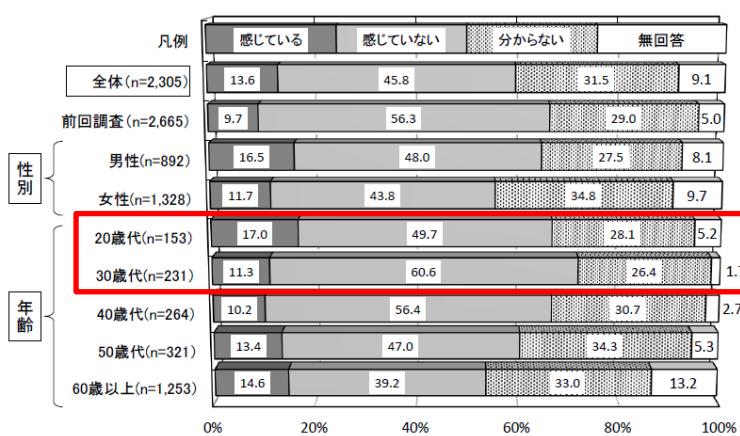


[市民意識（求められる都市機能）の状況]



中心市街地の活性化が
求められている。

[市民意識（都市機能の充足感）の状況]



若者のニーズとして
都市機能の充実が求められている。

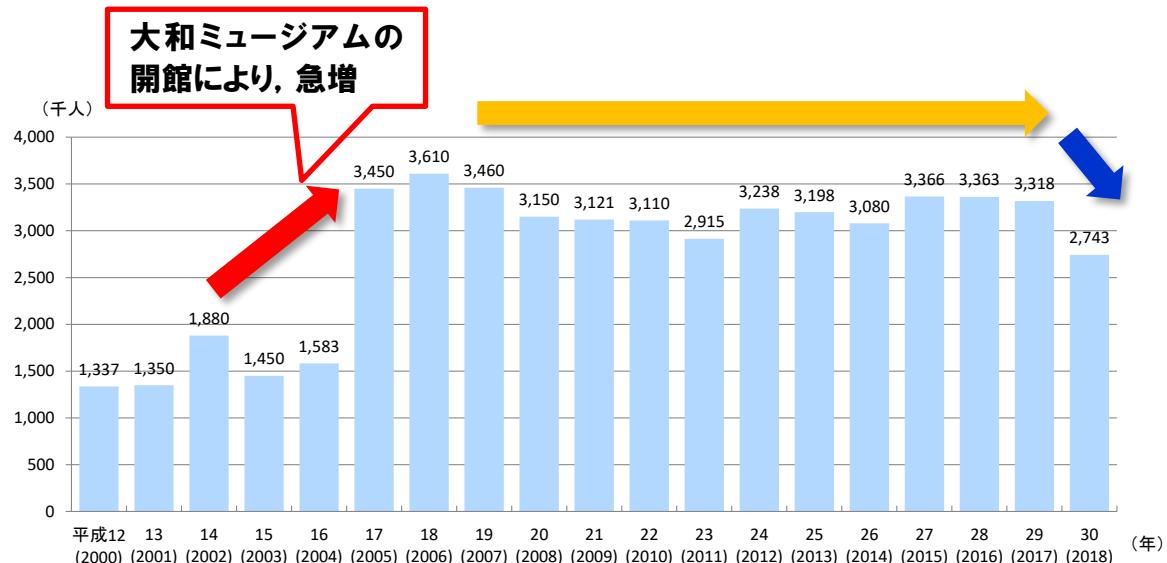
出典：呉市「呉市民意識調査結果報告
(平成26年度)」

中心市街地のサービス業の規模が縮
小しており、雇用の減少やにぎわいの
低下に歯止めを掛けるために、中心市
街地の魅力を高める必要があります。

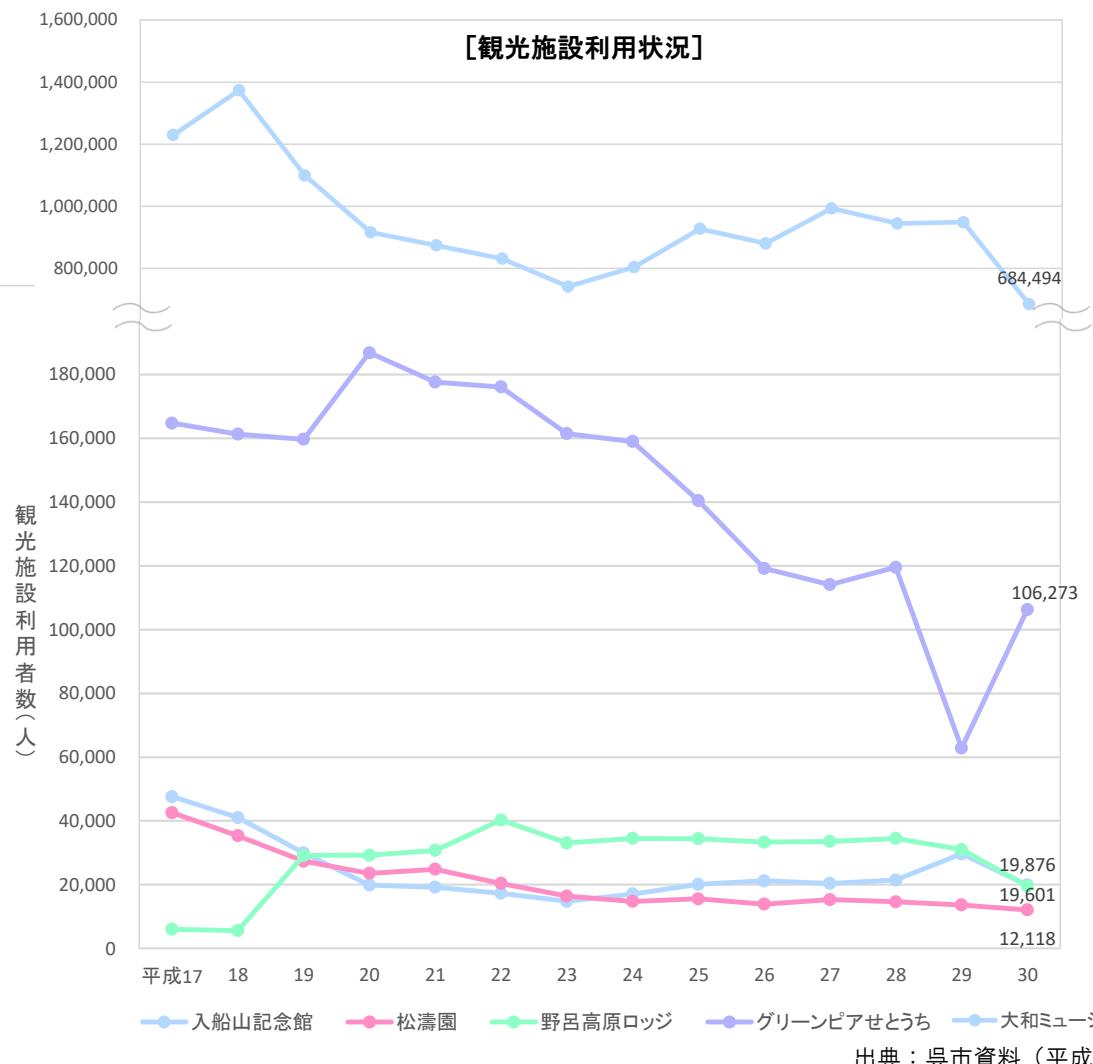
■観光交流の動向 - 大和ミュージアム周辺のみの限定的なにぎわいと交流となっています。

- ・呉市への観光入込客数は、平成17年度の大和ミュージアムの開館により急増し、それ以降は横ばい傾向にあります。平成30年に7月豪雨災害の影響により減少に転じています。
- ・本市の主要な観光施設の利用状況は、大和ミュージアムが年間約90万人（平成30年は7月豪雨災害の影響により一時的に減少）で他の施設を大きく引き離しており、周辺エリアの観光施設においては、大和ミュージアムの1割程度以下となっています。

[観光入込客数の推移]

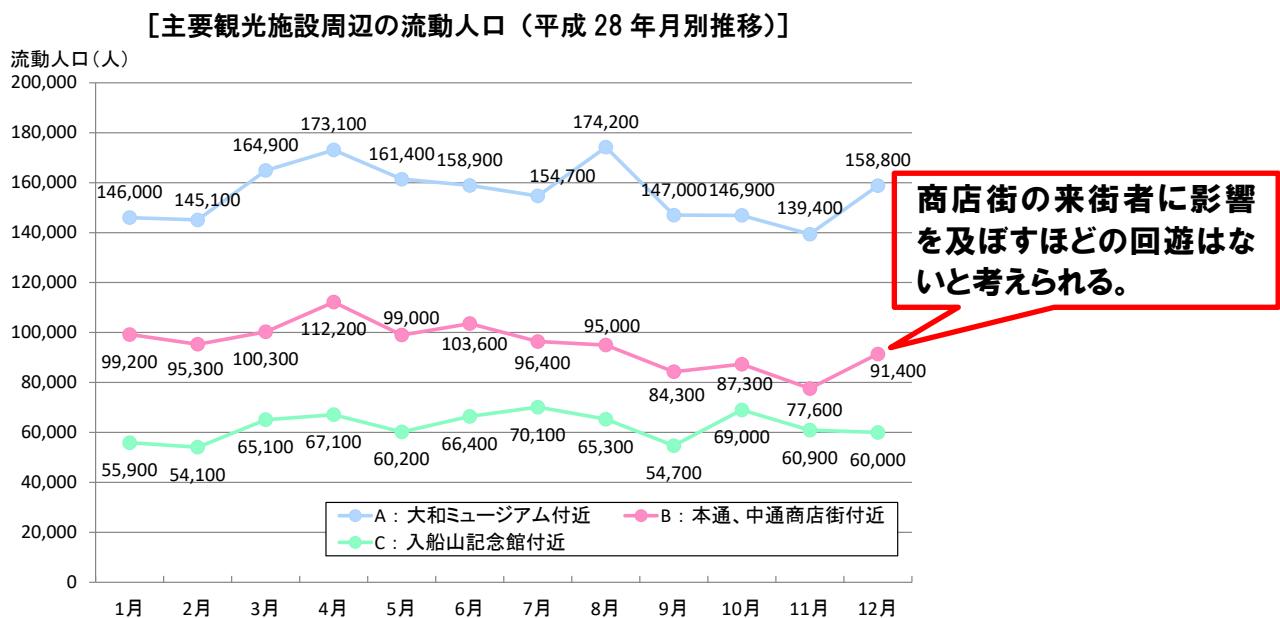


出典：呉市資料



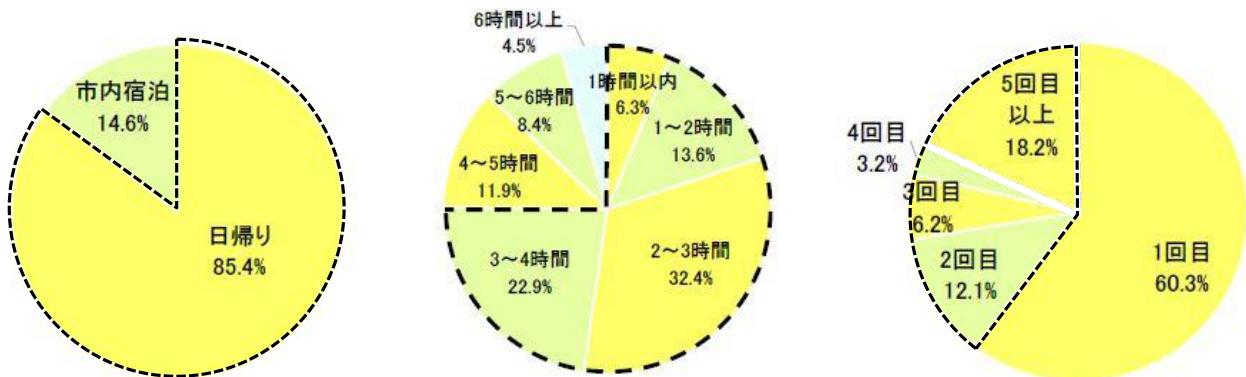
出典：呉市資料（平成30年）

- 市の中心部の主要観光施設の月ごとの流動人口をみると、大和ミュージアム付近に流動人口が集中しており、そのほかのエリアは流動人口が少なくなっています。
- また、大和ミュージアムと入船山記念館等の間には、一定の回遊はみられるものの、本通、中通商店街の来街者数に影響を及ぼすほどの中心市街地での回遊はないと考えられます。



出典：地域経済分析システム（RESAS）のデータを基に作成

- 呉市を訪れる人の滞在は、日帰りが多く、約 85% を占めています。
- 日帰り客の 4 分の 3 が、4 時間未満の滞在となっています。
- 呉市への来訪が 2 回以上となるリピーター訪問者が約 4 割存在します。



日帰りが多く、滞在時間も短い

出典：呉市「市中心部におけるにぎわいの更なる創出・向上に向けて（平成 29 年 5 月行政報告資料）」

大和ミュージアム周辺に観光客が集中しており、本通・中通商店街等の中心市街地への来街者に影響を及ぼすほどの回遊性がないことが推察されます。商店街や飲食店の魅力を高め、周遊・滞在・交流を促し、中心市街地の活性化に取り組む必要があります。

3 呉市の現況と課題

| 【呉市の現況】 | |
|----------------|---|
| 人口 | <ul style="list-style-type: none"> 人口減少が続き、令和17年には、平成27年の4分の3の約17.5万人に減少する。年齢3区分の比率は変化しないが、全ての区分で人口が減少する。 高齢化率は約35%となり、高齢人口と生産年齢人口の比率も1:1.5程度となる。 市全域で人口密度が40人/haを下回る低密度市街地が拡大し、都市拠点においても人口密度が低下する。 |
| 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> 建物用地の面積が昭和51年から平成28年の間で約2倍に増加するものの、人口が減少していることにより、人口密度が低下している。 中央地域では地域の約28%が斜面市街地で、約43%の人口が居住している。 市全体で空き家が発生し（空き家率約23%（平成30年））、特に狭い道路の多い地域や斜面地に多く分布している。 |
| 都市交通 | <ul style="list-style-type: none"> 公共交通利用者数は市全体で減少傾向にある。 総人口の約71%に当たる市民が、公共交通の利便性の高い徒歩圏内（駅から800m、バス停から300m圏域内）に居住している。 |
| 経済活動 | <ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉、サービス業等で市全体の従業者数の約5割を占める。 小売業やサービス業等の事業所数・従業者数は減少しているが、医療、福祉については、事業所数・従業者数も増加している。 市内の大学卒業者の市内就職率は約1割だが、専門学校・専門学科高校については約6割となる。 |
| 財政 | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の改修・更新費用は平成27年から令和22年の間で直近10か年実績の約1.8倍になり、年平均約273億円が見込まれる。 自主財源である市税は平成19年から平成30年の間で1割減少している。：313億円 高齢化の進行に伴い、扶助費は平成19年から平成30年の間で約1.4倍増加している。：226億円 |
| 地価 | <ul style="list-style-type: none"> 地価は市内全域で長期的に減少傾向にあったが、近年は横ばい傾向にある。 |
| 災害 | <ul style="list-style-type: none"> 人口密度が高い中心市街地や斜面市街地で土砂災害警戒区域等が広く指定され、沿岸部では高潮・津波による浸水想定区域、河川沿いにおいては洪水による浸水想定区域が分布している。 土砂災害の発生のおそれがある区域に人口の約4割、浸水災害の発生のおそれがある区域に約2割の市民が居住している。 |
| 都市機能 | <ul style="list-style-type: none"> 医療施設の人口カバー率（施設の徒歩圏人口の割合）は約82%で地方都市平均を上回る。人口当たりの医療機関数は全国・県平均を上回る。 介護事業所の高齢人口カバー率は約60%で地方都市平均を下回る。 商業施設の人口カバー率は約64%で地方都市平均と同程度だが、市民ニーズでは賃物環境の充実が望まれる。 子育て支援施設の年少人口カバー率は約65%，母親の就労希望割合は高い。 地域によっては不足する生活サービス施設が存在する。 |
| 都市施設 | <ul style="list-style-type: none"> 建築後30年以上の老朽化対策の必要な公共施設の割合が平成27年から令和7年の間で約20%増加し、約72%となる。 令和元年度における都市計画道路の整備率は約51%，公園は約87%，上下水道は約96%となる。 |
| にぎわいと交流 | <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地（本通・中通）の商店数、販売額は減少し、商店数は平成6年から平成26年の間で約3分の1に減少している。 大和ミュージアムから中心市街地付近への回遊性が不足している。 |

今までは・・・

持続可能なまちを目指すためには

【今後想定される問題】

若年層の流出が続くと・・・

- 呉市の産業や消費、地域づくりを支える人材の不足により、にぎわいが低下
- 生産年齢人口が減少することにより、高齢者を支える人材が不足し、一人当たりの負担が増加
- 若年層の減少による更なる人口減少

中心市街地が衰退すると・・・

- 中心市街地のサービス業等の規模の縮小により、都市の魅力の低下
- 商店数の減少による雇用の喪失
- 市外から訪れる観光客の回遊性が低下することにより、にぎわいが低下
- 地価の下落により、税収が減少

人口密度の低下が進むと・・・

- 人口減少に伴う生活サービス施設の利用者が減少することにより、必要な生活サービス施設が撤退し、利便性が低下
- 生活サービス施設の不足する地域で、施設までのアクセスに要する時間が増加

財政が悪化すると・・・

- 公共施設や都市基盤の維持管理が困難となる、行政サービスの低下等

拡大したままのまちでは・・・

- 人口減少に伴う生活サービス施設の利用者が減少することにより、必要な生活サービス施設が撤退し、利便性が低下
- 公共施設や都市基盤の維持管理が困難となる、行政サービスの低下等

災害の発生のおそれがある斜面地では・・・

- 相当数の人口が災害の発生のおそれがある区域に居住することにより、危険性が継続
- 世帯減少に伴う、空き家や空き地の増加により、周辺の生活環境や治安が悪化し、生活安全性・地域コミュニティの活力が低下

公共交通利用者が減少し続けると・・・

- 路線廃止や便数減少等により、公共交通サービスの利便性が低下し、外出機会が減少
- 各地域間のネットワークが衰退することにより、地域間連携が妨げられ、生活環境が悪化

都市に関する課題

若年層の定住促進

- 更なる人口減少に歯止めを掛けるため、呉市の将来を担う若年層の定住促進が必要

中心市街地のにぎわいと交流の促進

- 都市の魅力の向上のため、中心市街地のにぎわいと交流の促進が必要

生活サービス施設の適正配置

- 生活利便性を維持するため、地域ごとで必要となる生活サービス施設の適正配置を図ることが必要

公共施設等の適正化

- 限られた財源の中で、効率的で効果的な行政サービスを行うため公共施設等の「量」と「質」の適正化を図ることが必要

居住に関する課題

居住誘導による人口密度の確保

- 生活の利便性と行政サービスを維持するため、居住誘導による人口密度の維持が必要

安全・安心な市街地の形成

- 生活安全性を確保するため、災害の危険性を踏まえた、安全・安心な市街地の形成が必要

公共交通に関する課題

移動ニーズへの対応と

- 拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの確保
- 生活利便性を維持するため、移動ニーズへの対応と拠点間を結ぶ効率的・効果的な公共交通ネットワークの確保が必要

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

1 目指すべき都市像

(1) まちづくりの理念

立地適正化計画は、呉市都市計画マスターplanで掲げるコンパクトシティの実現のための実施計画であるため、本計画におけるまちづくりの理念は、呉市都市計画マスターplanのまちづくりの基本理念と同じとします。

『まちづくりの理念（呉市都市計画マスターplan）』

つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市「くれ」

～人が中心、安全で持続可能な都市を目指して～

(2) まちづくりの方針

まちづくりの理念の実現に向けて、施策等の基本的な方向性を示すため、まちづくりの方針を次のとおり定めます。

ア 都市計画区域内のまちづくりの方針

解決すべき課題

若年層の定住促進

更なる人口減少に歯止めを掛けるため、呉市の将来を担う若年層の定住促進が必要

まちづくり方針1

若者や子育て世代のニーズに応える環境整備による、若者の定住を促進するまちづくり

○呉市の強みである医療機関への雇用を維持するとともに、新たな雇用の場となるにぎわいを生む施設の誘導や新産業の育成により、都市の魅力の向上や生活環境を整えることで、若者の定住を促進するまちづくりを推進します。

○子育て世代のニーズに対応するため、子育てしながらでも働く環境、子育てしやすい環境を作り、子育て世代が暮らしやすい生活環境を整備します。

解決すべき課題

中心市街地のにぎわいと交流の促進

都市の魅力の向上のため、中心市街地のにぎわいと交流の促進が必要

まちづくり方針2

魅力ある地域資源を生かし、中心市街地や各地域の交流を導き、呉市のにぎわいを生み出すまちづくり

○呉の魅力である多彩な地域資源を生かしつつ、市内外の人々の交流を促進するため、中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の誘導・配置を行います。

○中心市街地の交流が各地域に広がっていくよう、民間の活力を取り入れながら呉市のにぎわいを生み出すまちづくりを推進します。

○観光産業による所得向上と雇用創出により、活力あるまちづくりを目指します。

解決すべき課題

生活サービス施設の適正配置

生活の利便性を維持するため、地域ごとで必要となる生活サービス施設の適正配置を図ることが必要

公共施設等の適正化

限られた財源の中で、効率的で効果的な行政サービスを行うため公共施設等の「量」と「質」の適正化を図ることが必要

居住誘導による人口密度の確保

生活の利便性と行政サービスを維持するため、居住誘導による人口密度の維持が必要

まちづくり方針3

地域規模等に応じた都市機能と公共施設等の適正配置による、生活利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくり

- 居住の誘導により人口密度の高い地域を確保することで、各地域の特性に応じた生活サービス施設の集積につながり、生活利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくりにつなげます。
- 歩いて暮らせるまちづくりによって健康増進を図るとともに、医療・福祉施策と連携することで、健康・医療・福祉のまちづくりを総合的に推進します。
- 呉市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な配置や統廃合を進めるとともに、施設を適切に維持管理することで長寿命化等を図り、行政サービスを安全かつ継続的に提供します。

解決すべき課題

安全・安心な市街地の形成

生活安全性を確保するため、災害の危険性を踏まえた、安全・安心な市街地の形成が必要

まちづくり方針4

安全な市街地への居住誘導による、安心して暮らせるまちづくり

- 斜面市街地等の災害の発生のおそれがある区域から安全な市街地へ居住を誘導することで、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- これまでの災害を踏まえた防災・減災機能を有する施設の整備や道路ネットワーク等の交通基盤の強化等を推進し、^{じん}強靭化・機能強化による市街地の安全性の向上を図ります。
- 災害の発生のおそれがある区域の周知や避難態勢の強化等に取り組み、地域の防災力の向上を図ります。
- 利用可能な空き家や空き地を活用し、定住・移住を推進することで、生活安全性を高め、健全な地域コミュニティを維持します。

※具体的な取組内容等につきましては、第5章の防災指針にも記載しています。

解決すべき課題

移動ニーズへの対応と拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの確保

生活利便性を維持するため、移動ニーズへの対応と拠点間を結ぶ効率的・効果的な公共交通ネットワークの確保が必要

まちづくり方針5

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成による、つながりの強いまちづくり

現在、策定中の呉市地域公共交通計画と調整中

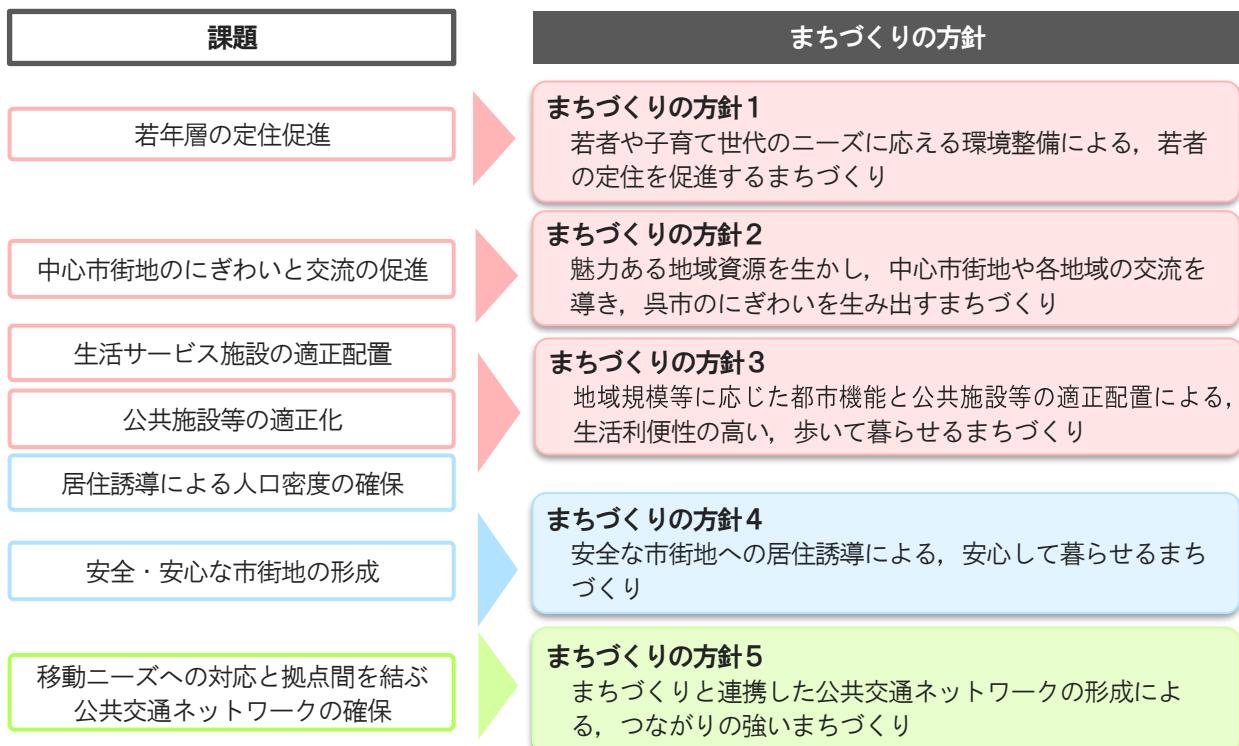
- 各拠点の連携を高める効率的で効果的な公共交通ネットワークを維持・確保することで、拠点間の都市機能の補完や交流を促進し、つながりの強いまちづくりを推進します。
- 鉄道や路線バス、生活バス、乗合タクシーなど、より実態に即した交通サービスを維持・確保するとともに、交通結節点等における利用環境の向上を図り、日常の暮らしの中で、自由に移動することができる交通基盤を確保します。
- B R T^{※1}や自動運転車等の次世代モビリティの導入検討やM a a S^{※2}の導入検討など新技術を取り入れた次世代の公共交通について検討し、スマートシティ^{※3}に向けた取組を推進します。

※1 B R T：“Bus Rapid Transit”的略。連結バス、公共車両優先システム、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム

※2 M a a S（マース）：“Mobility as a Service”的略。複数のモビリティを一つの交通サービスと捉える考え方

※3 スマートシティ：都市や地域の抱える様々な課題に対して、A IやI o Tなどの新技術を活用してマネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られた持続可能な都市・地区

■課題とまちづくりの方針



イ 都市計画区域外のまちづくりの方針

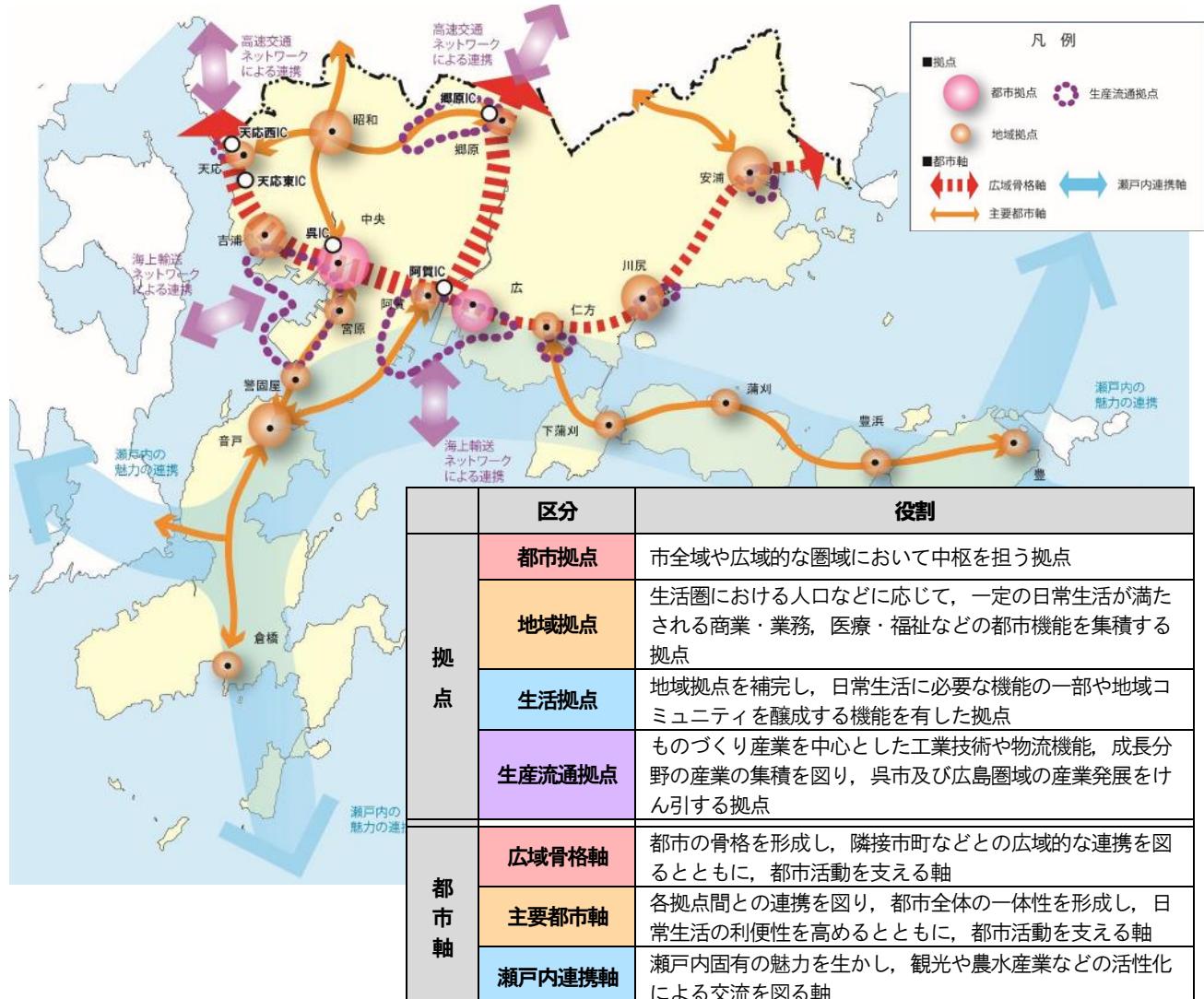
倉橋，下蒲刈，蒲刈，豊浜，豊地域（都市計画区域外）のまちづくりの方針

- 各地域の特性・役割に応じた生活サービス施設を適正に配置することで、生活利便性の維持に向けたまちづくりを推進します。
- 防災・減災施設の整備、災害の発生のおそれがある区域の周知、避難態勢の強化等に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 空き家の有効利用、農水産業等の担い手の育成、新規就業者支援等により、子育て世代等の移住を促し、多様な価値観やライフスタイルに対応できるまちづくりを推進します。
- 各拠点の連携を高める効率的で効果的な公共交通ネットワークを確保することで、拠点間の都市機能の補完や交流を促進し、つながりの強いまちづくりを推進します。

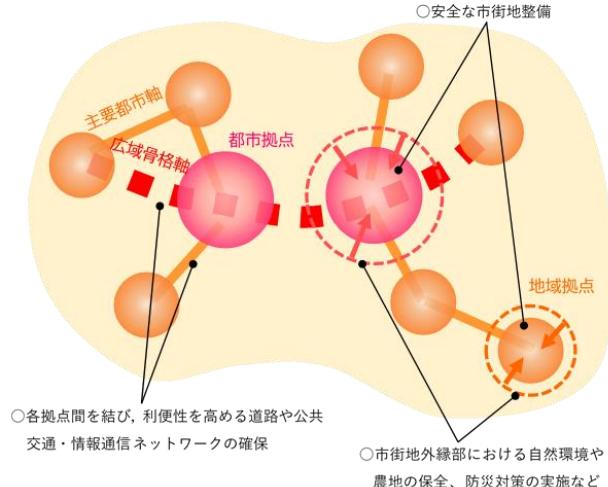
(3) 立地適正化計画における将来都市構造

呉市立地適正化計画においては、呉市都市計画マスターplanで掲げるコンパクト+ネットワークを基本とする多極ネットワーク型の都市構造の形成を目指します。また、市内の各拠点へその役割に応じた都市機能の集積を図りながら、各拠点を公共交通ネットワークで結び、都市機能の補完・連携を図ることで、持続的に住み続けられるまちを形成します。

■将来都市構造図



【コンパクト+ネットワークを基本とする都市構造の概念図】



出典：呉市「呉市都市計画マスターplan
(令和5年3月)」

2 リーディングプロジェクト（呉駅周辺地域総合開発基本計画）

立地適正化計画の将来都市構造である、コンパクト＋ネットワークのまちづくりを実現するためには、市全域の中核を担う拠点が必要となります。本市では、呉駅周辺地域をその拠点として位置付け、未来の理想的なまちの姿を先行的に具現化し、今後の市全体のまちづくりを牽引する起点として、呉駅周辺の総合的な開発を目指す「呉駅周辺地域総合開発基本計画」を推進します。

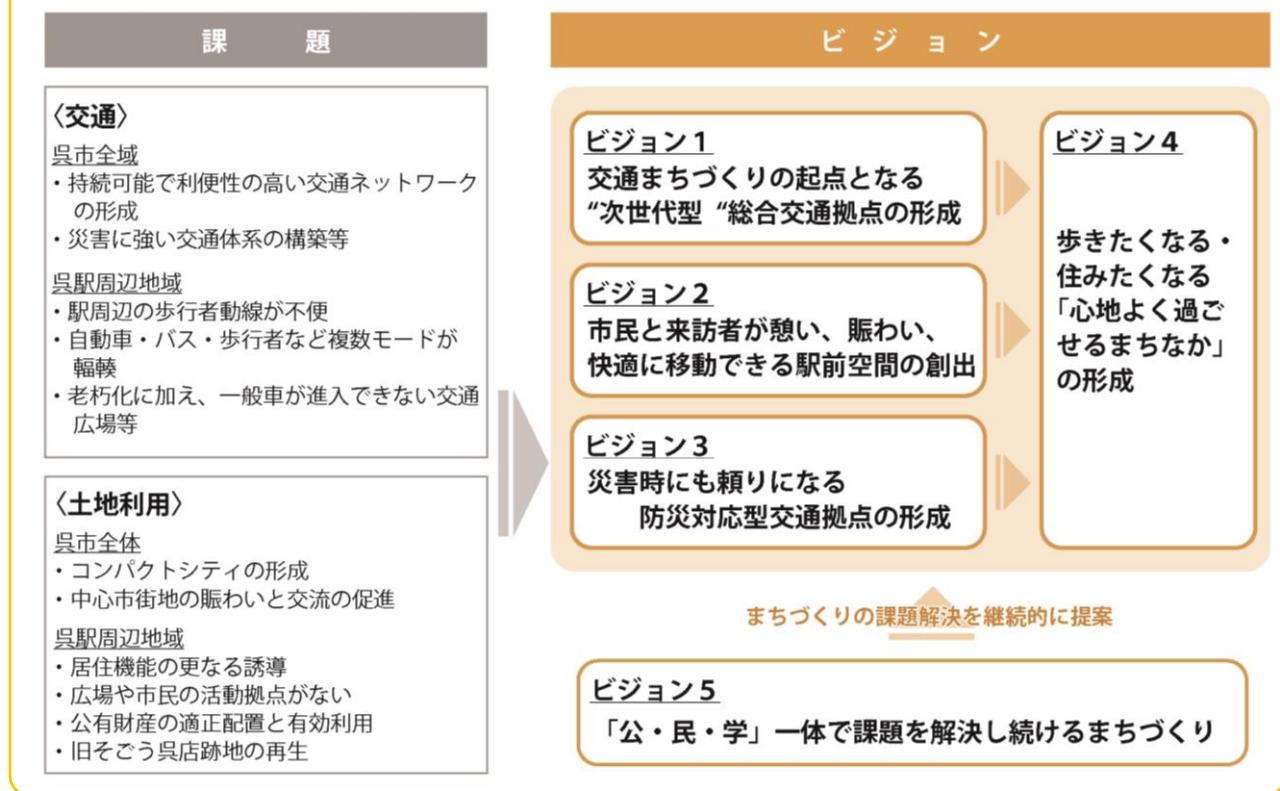
呉駅周辺地域総合開発の推進

交通まちづくりとスマートシティの起点となる未来のまちづくりの取組

- 五つのまちづくり方針の早期実現に向けた、リーディングプロジェクトとして「呉駅周辺地域総合開発」を位置付け、コンパクト＋ネットワークのまちづくりを牽引します。
- 国道、鉄道駅、港という三つの交通モードが集積している立地特性を生かし、地域全体を総合交通拠点として捉え、市全体の交通まちづくりの起点となる、次世代モビリティにも対応した機能整備を推進します。
- 地域内に居住機能や都市機能を誘導し、市内で最も人口と都市機能が高度に集積し、スマートシティの実現に向けた先駆的サービスが展開される、次世代のまちなか居住エリアの創出を目指します。

～呉駅周辺地域総合開発の概要～

【課題解決に向けた「5つのビジョン】



用語の定義　～総合交通拠点施設～

5年後を目指し、旧そごう呉店跡地等を活用して整備する施設を、立地適正化計画において「総合交通拠点施設」と定義します。総合交通拠点施設とは、一体的又は連続的な整備により、交通ターミナル機能や待合機能のほか、まちなか居住に必要となる居住、宿泊、商業・賑わい、防災拠点等の機能を総合的に備えた施設及びその関連施設をいいます。

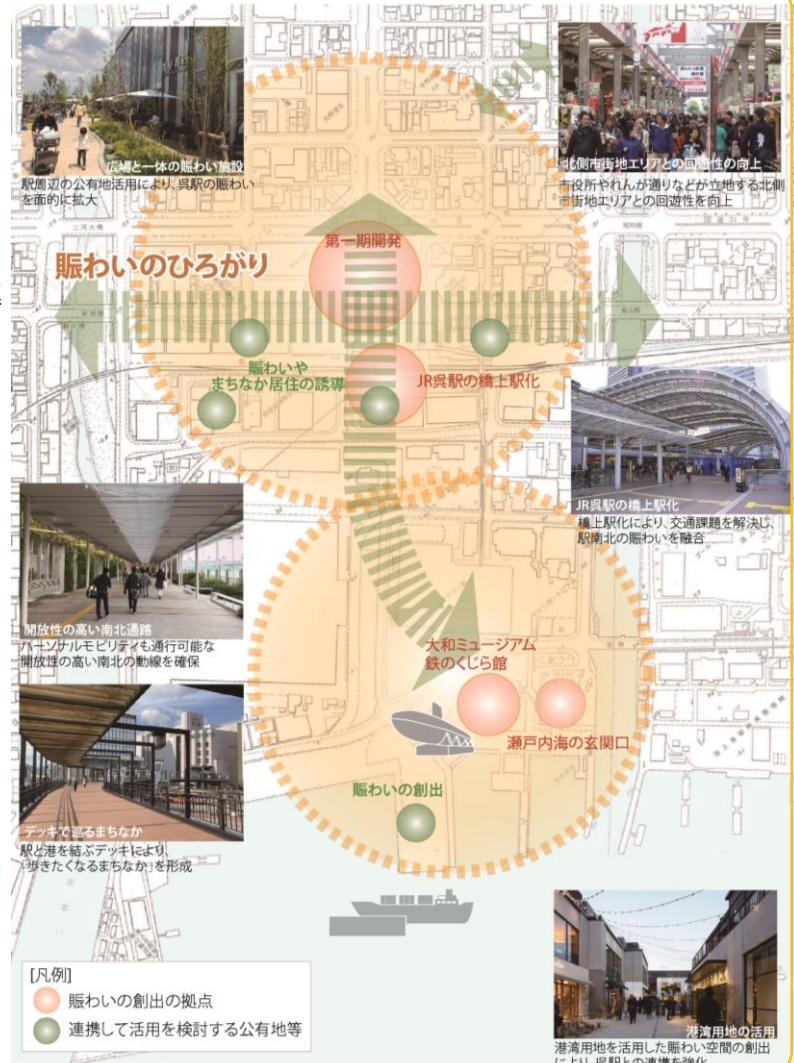
【5年後の目指す姿】

- 総合交通結節点の形成（駅前広場の改修・改築）
- デッキ空間の創出と先進的な活用
- 呉駅の南北一体化の玄関口の形成
- 呉駅の防災拠点機能の整備
- 複合施設の整備による賑わいとまちなか居住の推進
- アーバンデザインセンターによる「公・民・学」が連携したまちづくり



【5～15年後の目指す姿】

- 呉駅の南北のモダルコネクトの強化
- 交通結節拠点である吳駅と
吳駅周辺各地の連携強化
- 呉駅周辺の防災力の強化
- 橋上駅を核とした周辺開発の誘導・推進



吳駅周辺地域において 維持・誘導すべき都市機能等の例

| | |
|---|--|
| 居住機能 | 金融機能 |
| ・省エネ住宅など環境配慮型住宅 ・IoT等を活用した次世代住宅 | ・銀行、信用金庫、郵便局 |
| 行政機能 | 教育文化機能 |
| ・市民サービス機能 | ・博物館、展示スペース等 ・図書閲覧スペース ・アーバンデザインセンター |
| 福祉機能 | 賑わい機能 |
| ・サービス付き高齢者向け住宅 | ・カフェ、レストラン ・宿泊施設 ・映画館 |
| 子育て機能 | 防災機能 |
| ・保育所、一時預かり施設等 | ・帰宅困難者等の受入れ空間等 |
| 商業機能 | その他 |
| ・ショッピングセンター ・スーパー・マーケット ・コンビニエンスストア | ・オフィス、業務機能 |
| 医療機能 | |
| ・病院、診療所、調剤薬局 | |

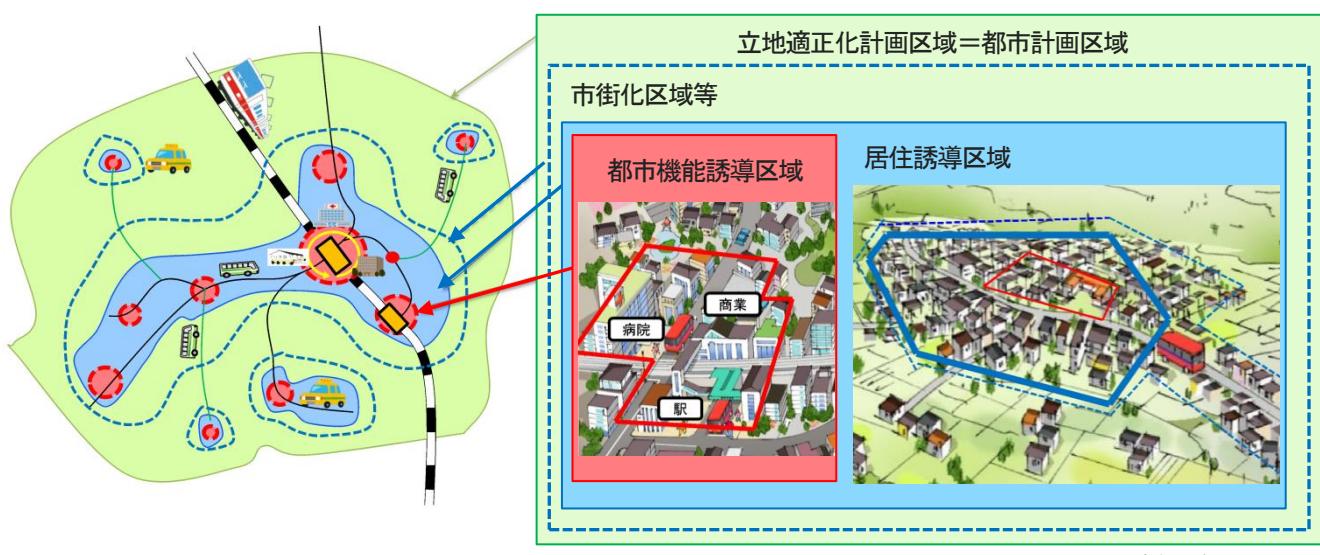
3 都市機能誘導区域と居住誘導区域に関する基本方針

(1) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の概要

本計画では、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点（都市拠点）や生活拠点（地域・生活拠点）に誘導・集約することで、生活サービスの効率的な提供を図る区域である「都市機能誘導区域」と人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域である「居住誘導区域」を設定します。

また、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設である「誘導施設」を設定します。

■都市機能誘導区域と居住誘導区域のイメージ



出典：国資料を加工

(2) 区域等の設定の考え方

都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、次の考え方に基づき設定します。

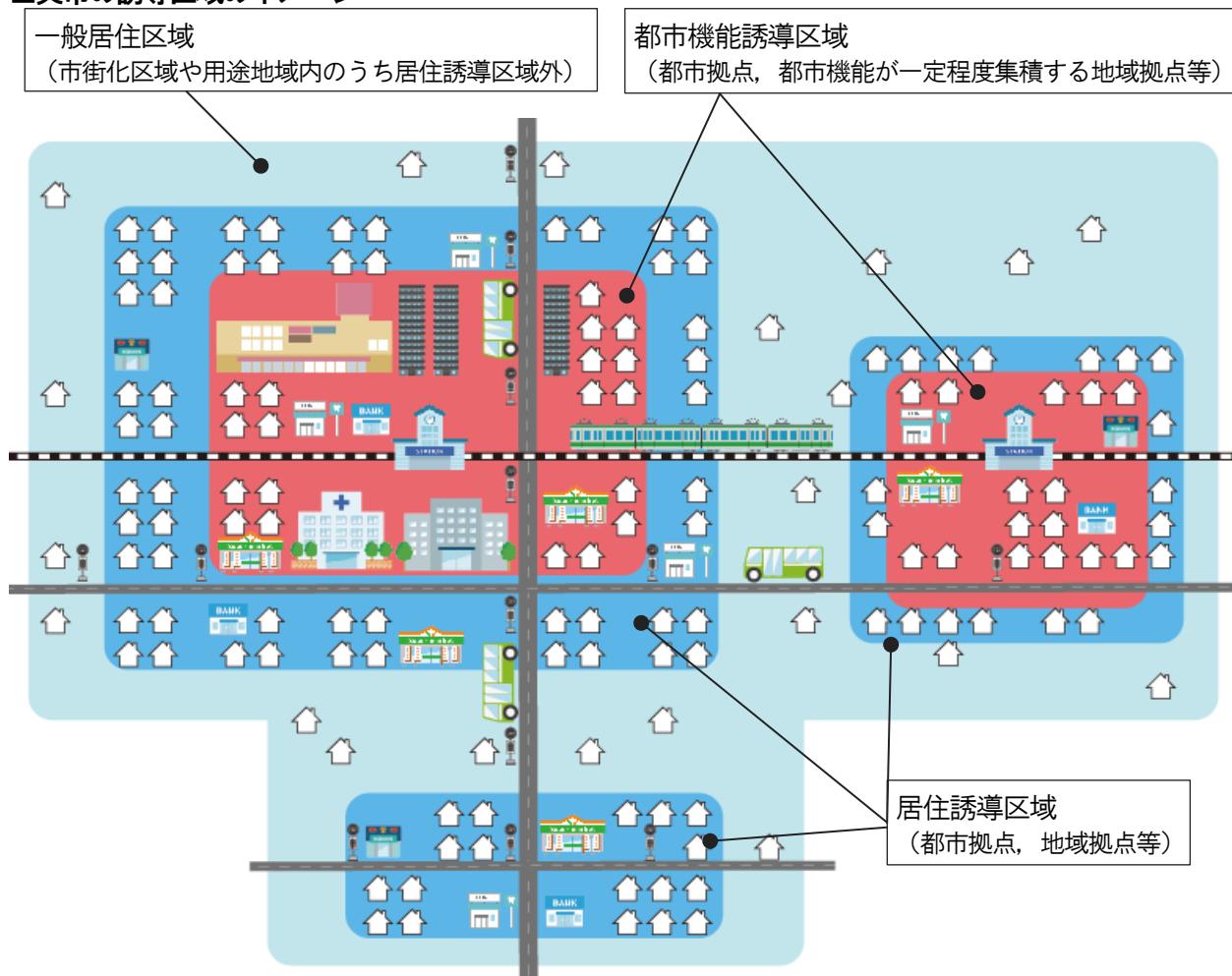
また、都市機能誘導区域及び居住誘導区域以外の区域においても、既存の都市基盤を適正に維持する区域として、「一般居住区域」を設定します。

ア 区域の基本的な考え方

| 区域名 | 基本的な考え方 | 位置のイメージ |
|---------------------------|--|---|
| 都市機能誘導区域 | 生活の利便性とぎわいが維持・確保されるよう、医療、福祉、子育て支援、商業等の多様な生活サービス施設を誘導する区域 | ・都市拠点 ・都市機能が一定程度集積している地域拠点 ・居住誘導区域内 |
| 居住誘導区域 | 人口減少の中であっても、地域に必要な生活サービス施設や地域コミュニティが維持・確保されるよう、居住を誘導し、一定の人口密度を維持する区域 | 市街化区域及び用途地域内※の都市拠点、地域拠点、都市軸及びそれらの周辺部 |
| 一般居住区域 (市独自指定) | コンパクトシティ形成のため、今後居住誘導区域への住み替え等を促しつつ、既存の都市基盤を適正に維持する区域 | 市街化区域や用途地域内※のうち居住誘導区域及び工業系の用途地域等の区域を除く区域 |

※音戸都市計画区域は、用途地域の指定がないため、都市計画基礎調査における土地利用現況等により、既存の市街地の区分について判断を行うこととします。

■呉市の誘導区域のイメージ



イ 都市機能誘導区域等の設定に当たり考慮する項目

| | |
|-------------------------------|--|
| 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市の拠点となるべき区域 ●鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度集積している区域 ●周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域 |
|-------------------------------|--|

ウ 居住誘導区域等の設定に当たり考慮する項目

| | |
|-----------------------------|---|
| 居住誘導区域を定めることが考えられる区域 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市機能や居住が集積している都市拠点及び地域拠点並びにその周辺の区域 ●都市拠点及び地域拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市拠点及び地域拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域 ●合併前の旧町の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域 |
| 居住誘導区域に含まれない区域 | <ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域 ●災害危険区域（建築基準法） ●農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律） ●特別地域（自然公園法）、保安林の区域、保安林予定森林の区域、保安施設地区（予定された地区を含む）（森林法）、原生自然環境保全地域又は特別地区（自然環境保全法） |
| 原則として、居住誘導区域に含まれない区域 | <ul style="list-style-type: none"> ●非線引き都市計画区域内の用途白地地域^{※1} ●災害の発生のおそれがある区域（土砂災害特別警戒区域等^{※2}） ●居住を誘導するにふさわしくない用途地域等の区域（工業専用地域や臨港地区等） |
| 留意すべき区域 | <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活で不便な地域（傾斜度の高い地域） |
| 一般居住区域に定めることが考えられる区域 | <ul style="list-style-type: none"> ●用途地域内の区域で、居住誘導区域、災害の発生のおそれがある区域及び居住を誘導するにふさわしくない用途地域等の区域を除く区域 ●音戸都市計画区域内の市街地として判断された区域で、居住誘導区域と災害の発生のおそれがある区域を除く区域 |

※1 音戸都市計画区域は、用途地域の指定がないため、都市計画基礎調査における土地利用現況等により、既存の市街地の区分について判断を行うこととします。

※2 土砂災害警戒区域や浸水想定区域については、災害のリスクの周知によって居住を許容することとし、土砂災害特別警戒区域等については、防災対策工事等が実施された場合は、原則として、居住誘導区域に含まれない区域から除外します。

(3) 誘導施設の考え方

本計画では、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与するものとして、誘導施設を定めます。

■拠点ごとで求められる誘導施設

| 拠点名 | 誘導施設 | 具体的に考えられる施設 |
|------------------|---|---|
| 都市 拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・中枢的な行政・業務機能 ・高齢者・障害者・児童福祉に関する拠点となる機能 ・様々なニーズに対応した買物、飲食を提供する機能 ・総合的な医療サービスを受けることができる機能 ・融資等の金融機能を提供する機能 ・教育文化サービスの拠点となる機能 ・にぎわいを創出する観光や娯楽等を提供する機能 ・地域拠点で求められる機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、市民センター ・総合福祉センター、子育て総合支援センター ・大規模商業施設 ・高次医療施設 ・銀行、信用金庫 ・文化ホール、中央図書館、博物館 ・映画館、観光情報センター ・地域拠点の誘導施設として考えられる施設等 |
| 地域 拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 ・高齢者や障害者等の自立、介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 ・子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 ・日常生活に必要な最寄り品等の買物ができる機能 ・日常的な診療を受けることができる機能 ・日常で利用する金融機能 ・地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民センター ・地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン ・保育所、認定こども園、子育て支援センター ・スーパーマーケット、コンビニエンスストア ・病院、診療所 ・郵便局 ・学校、幼稚園、図書館 |

・誘導施設の立地を図るために必要な基盤整備については、第4章の誘導施設の設定において記述します。

4 公共交通に関する基本方針

(1) 公共交通に関する考え方

公共交通に関する考え方

現在、策定中の呉市地域公共交通計画と調整中

呉市地域公共交通ビジョンで掲げた理念を踏襲し、人口減少や少子高齢化に対応した、地域の活力向上と市民が便利に安心して暮らせるまちづくりを支える「持続可能な公共交通」を官民一体となって目指します。

ア 基本方針

持続的に住み続けられるまちを形成するよう、呉市立地適正化計画に位置づけられる「都市拠点」と「地域拠点」を結び、コンパクト+ネットワークを基本とする多極ネットワーク型の都市構造を支える公共交通ネットワークの形成を図ります。

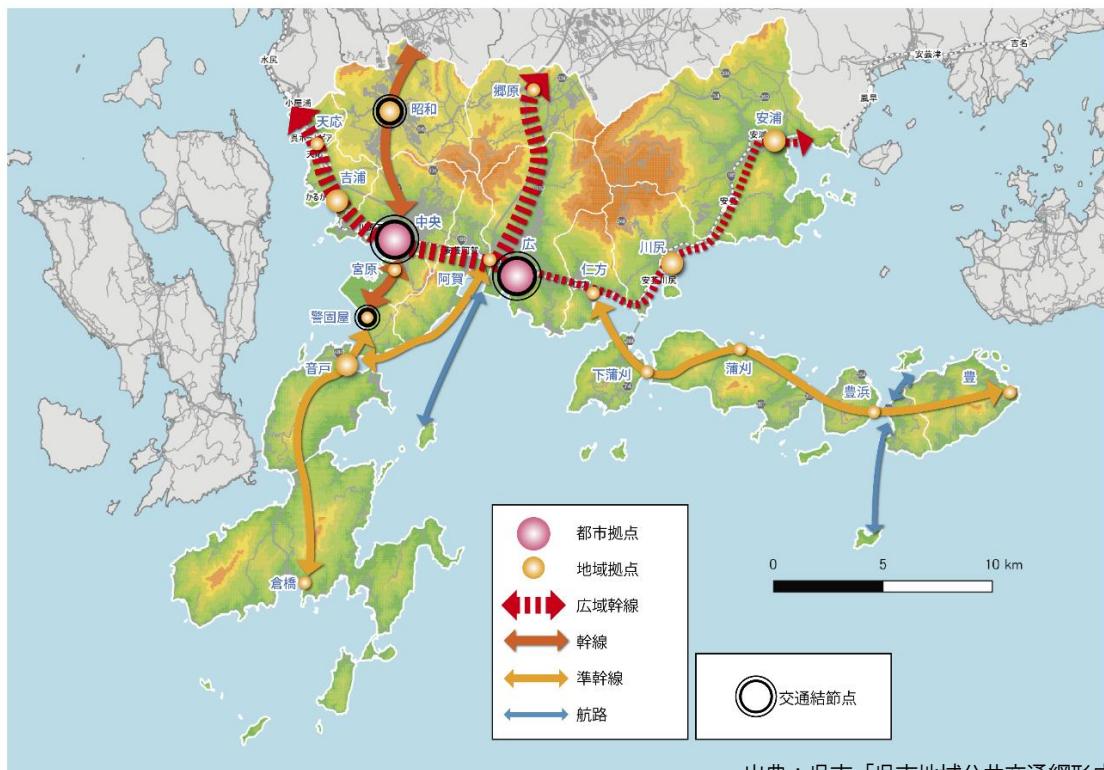
イ 公共交通ネットワークの方針図(本市が目指す公共交通網の姿)

呉市の都市拠点と市外の都市拠点とを結ぶ公共交通を広域幹線（鉄道・高速バス・路線バス）、市内の都市拠点同士又は都市拠点と市内外の交通結節点を結ぶ公共交通を幹線（路線バス）、市内の都市拠点同士又は地域拠点と交通結節点を結ぶ公共交通を準幹線（路線バス・生活バス）と位置付けます。

また、主に地区内の通勤、通学、通院、買物といった日常生活の移動を担う公共交通を地域内交通（生活バス・乗合タクシー）、市街地の周遊性を向上させる公共交通を市街地移動サービス、島しょ部の住民の日常生活を維持するための海上公共交通を海上交通と位置付け、利便性・持続可能性の高いネットワークの形成を目指します。

このために中央地区（呉駅）、広地区（新広駅）、昭和地区（昭和市民センター周辺）、警固屋地区（鍋棧橋）は、拠点の特性に応じた整備を進めていく必要があります。

■公共交通ネットワークの方針図（本市が目指す公共交通網の姿）



第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定

1 誘導施設の設定

(1) 誘導施設設定の考え方

【誘導施設】

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設です。(都市再生特別措置法第81条第1項及び同条第2項)

■拠点ごとで求められる誘導施設

(第3章立地の適正化に関する基本的な方針、3(3)誘導施設の考え方)

都市拠点

- ・中枢的な行政・業務機能
 - ・高齢者・障害者・児童福祉に関する拠点となる機能
 - ・様々なニーズに対応した買物、飲食を提供する機能
 - ・総合的な医療サービスを受けることができる機能
 - ・融資等の金融機能を提供する機能
 - ・教育文化サービスの拠点となる機能
 - ・地域拠点で求められる機能
- 等
-
- ・にぎわいを創出する観光や娯楽等を提供する機能について、五つのまちづくり方針に基づく必要な生活サービス施設の整理で記載します。

地域拠点

- ・日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等
 - ・高齢者や障害者等の自立、介護、見守り等のサービスを受けることができる機能
 - ・子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能
 - ・日常生活に必要な最寄り品等の買物ができる機能
 - ・日常的に診療を受けることができる機能
 - ・日常で利用する金融機能
 - ・地域における教育文化活動を支える拠点となる機能
- 等

<呉市における誘導施設設定の考え方>

必要な生活サービス施設の整理として、次の二つの観点から誘導施設を設定します。

必要な生活サービス施設の整理

ア 呉市都市計画マスターplan等における各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設の整理

国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」や呉市都市計画マスターplanで示す拠点で求められる機能を基に、コンパクトシティ実現のために各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設を設定します。

イ 五つのまちづくり方針に基づく必要な生活サービス施設の整理

立地の適正化に関する基本的な方針で定めた五つのまちづくりの方針の実現のために、関連計画を踏まえながら、必要となる生活サービス施設を設定します。あわせて、まちづくりの方針の実現のために必要となる基盤整備についても設定します。



誘導施設の設定

必要な生活サービス施設の整理を踏まえ、各拠点の地域内及び施設ごとの圏域内に施設がある場合は維持すべき施設、施設がない場合は誘導すべき施設として設定します。

(2) 必要な生活サービス施設の整理

ア 呉市都市計画マスターplan等における各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設の整理

国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」及び呉市都市計画マスターplanより、拠点ごとに求められる機能を分類し、機能ごとに具体的な生活サービス施設を設定します。

■拠点ごとに求められる機能

| 都市拠点 | 地域拠点 |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 中枢的な行政・業務機能 | 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 |
| 高齢者・障害者・児童福祉に関する拠点となる機能 | 高齢者や障害者等の自立、介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 |
| | 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 |
| 様々なニーズに対応した買物、飲食を提供する機能 | 日常生活に必要な最寄り品等の買物ができる機能 |
| 総合的な医療サービスを受けることができる機能 | 日常的に診療を受けることができる機能 |
| 融資等の金融機能を提供する機能 | 日常で利用する金融機能 |
| 教育文化サービスの拠点となる機能 | 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 |



| 機能 |
|--------|
| 行政機能 |
| 福祉機能 |
| 子育て機能 |
| 商業機能 |
| 医療機能 |
| 金融機能 |
| 教育文化機能 |

都市拠点で必要となる日常生活の利便性を高める機能を**都市拠点機能**、地域拠点で必要となる日常生活を支える機能を**地域拠点機能**として設定します。

また、都市拠点においては、地域拠点としての役割も必要となることから、地域拠点機能についても必要な生活サービス施設として設定します。以上の整理より、次の施設を各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設として設定します。

■各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設^{※1}

| 機能分類 | 必要な生活サービス施設 | 都市 拠点 | 地域 拠点 |
|----------------|--|----------|----------|
| 都市 拠点 機能 | 行政機能 本庁舎、国・県の機関 | ○ | - |
| | 福祉機能 - ^{※2} | - | - |
| | 子育て機能 子育て世代包括支援センター ^{※3} | ○ | - |
| | 商業機能 大規模商業施設 | ○ | - |
| | 医療機能 高次医療施設 | ○ | - |
| | 金融機能 銀行、信用金庫、郵便局 | ○ | - |
| | 教育文化機能 文化施設（大規模ホール、中央図書館、博物館、美術館） | ○ | - |
| 地域 拠点 機能 | 行政機能 市民センター ^{※4} | ○ | ○ |
| | 福祉機能 地域包括支援センター、老人福祉施設・障害者福祉施設 ^{※5} | ○ | ○ |
| | 子育て機能 保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童会、子育て支援センター | ○ | ○ |
| | 商業機能 スーパーマーケット、コンビニエンスストア | ○ | ○ |
| | 医療機能 病院、診療所、調剤薬局 | ○ | ○ |
| | 金融機能 銀行、信用金庫、郵便局 | ○ | ○ |
| | 教育文化機能 ホール、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、高等専門学校、図書館 | ○ | ○ |

※1 上記の施設は呉市内での立地状況を踏まえて設定しています。

※2 呉市では、複数の地域を一つの圏域として扱い、各圏域ごとに拠点となる施設を設置していますが、都市拠点となる施設は設置していません。

※3 子育て世代包括支援センターについては、子育て総合支援センターに相当する施設として集計します。

※4 市民センターは、支所及びまちづくりセンターを示します。

※5 地域拠点の福祉機能については、老人福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所系の施設を対象としています。

イ 五つのまちづくり方針に基づく必要な生活サービス施設の整理

立地の適正化に関する基本的な方針で定めた五つのまちづくりの方針の実現のために、必要となる生活サービス施設及び基盤整備等を設定します。また、各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設((2)アに記載)以外に必要となる施設については、関連計画を踏まえながら追加します。

まちづくりの方針1

若者や子育て世代のニーズに応える環境整備による、若者の定住を促進するまちづくり

- 呉市の強みである医療機関への雇用を維持するとともに、新たな雇用の場となるにぎわいを生む施設の誘導や新産業の育成により、都市の魅力の向上や生活環境を整えることで、若者の定住を促進するまちづくりを推進します。
- 子育て世代のニーズに対応するため、子育てしながらでも働く環境、子育てしやすい環境を作り、子育て世代が暮らしやすい生活環境を整備します。

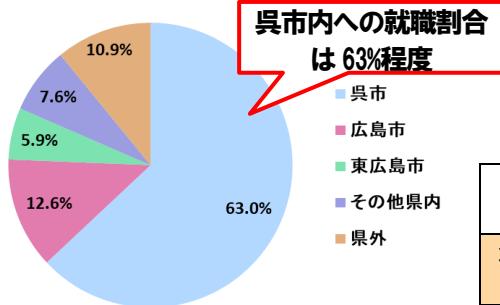
■若者の定住を促進するまちづくりを実現するために必要となる施設

| 機能分類 | 実現のために必要となる施設 | 都市 拠点 | 地域 拠点 |
|----------------|---------------------------|----------|----------|
| 都市 拠点 機能 | 子育て機能 子育て世代包括支援センター | ○ | - |
| | 商業機能 大規模商業施設 | ○ | - |
| | 医療機能 高次医療施設 | ○ | - |
| | 教育文化機能 中央図書館 | ○ | - |
| 地域 拠点 機能 | 子育て機能 保育所、認定こども園、幼稚園 | ○ | ○ |
| | 放課後児童会 | ○ | ○ |
| | 子育て支援センター | ○ | ○ |
| | 商業機能 スーパーマーケット、コンビニエンスストア | ○ | ○ |
| | 医療機能 病院、診療所 | ○ | ○ |
| | | ○ | ○ |
| | 教育文化機能 小学校、中学校 | ○ | ○ |
| | | ○ | ○ |
| | | ○ | ○ |
| | 図書館 | ○ | ○ |

【現況より必要となる施設】

若年女性人口が減少する中で、看護系の専門学校の呉市内への就職割合は高い状況にあります。そのため、都市拠点に位置する既存の看護系の専門学校を誘導施設として位置付けることで、若年女性の定住を促します。

【呉市内にある専門学校就職先（平成30年度）】



| 機能分類 | 実現のために必要となる施設 | 都市 拠点 | 地域 拠点 |
|------------|---------------|----------|----------|
| 地域拠点 機能 | 専門学校（看護学校） | ○ | - |

■若者の定住を促進するまちづくりを実現するために必要となる基盤整備

| 社会基盤 | 備考 |
|------|---|
| 道路 | 住宅建築等に必要な生活道路、地域間を結ぶ幹線道路等 |
| 公園 | 乳幼児・小学生の遊びの場、子育て世代の集いの場等 (街区公園、近隣公園、地区公園等) |

まちづくりの方針2

魅力ある地域資源を生かし、中心市街地や各地域の交流を導き、呉市のにぎわいを生み出すまちづくり

- 呉の魅力である多彩な地域資源を生かしつつ、市内外の人々の交流を促進するため、中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の誘導・配置を行います。
- 中心市街地の交流が各地域に拡がっていくよう、民間の活力を取り入れながら呉市のにぎわいを生み出すまちづくりを推進します。
- 観光産業による所得向上と雇用創出により、活力あるまちづくりを目指します。

■呉市のにぎわいを生み出すまちづくりを実現するために必要となる施設

| 機能分類 | | 実現のために必要となる施設 | 都市拠点 | 地域拠点 |
|--------|--------|---------------|------|------|
| 都市拠点機能 | 商業機能 | 大規模商業施設 | ○ | - |
| | 教育文化機能 | 大規模ホール | ○ | - |
| | | 中央図書館 | ○ | - |
| | | 博物館、美術館 | ○ | - |

【各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設に追加する施設】

| 機能分類 | | 実現のために必要となる施設 | 都市拠点 | 地域拠点 |
|--------|--------|---------------|------|------|
| 都市拠点機能 | にぎわい機能 | 宿泊施設※1 | ○ | - |
| | | 映画館 | ○ | - |
| | | 観光情報センター※1 | ○ | - |

※1 平成29年5月29日開会の総務委員会の行政報告「市中心部におけるにぎわいの更なる創出に向けて」において示される今後の方向性より、にぎわい機能として設定します。

【呉駅周辺地域におけるにぎわいや交流を生み出す施設】

| 機能分類 | | 実現のために必要となる施設 | 都市拠点 | 地域拠点 |
|--------|--------|------------------------------------|------|------|
| 都市拠点機能 | にぎわい機能 | 総合交通拠点施設（そのうち宿泊機能、商業・にぎわい機能を備えた施設） | ○ | - |

■呉市のにぎわいを生み出すまちづくりを実現するために必要となる基盤整備

| 社会基盤 | 備考 |
|------|-----------------------------------|
| 道路 | 広域交通、魅力的な歩行空間等の確保等 |
| 公園 | 都市の中のわずかな空間を利用した歩行者や地域住民の憩いや交流の場等 |

まちづくりの方針3

地域規模等に応じた都市機能と公共施設等の適正配置による、生活利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくり

- 居住の誘導により人口密度の高い地域を確保することで、各地域の特性に応じた生活サービス施設の集積につながり、生活利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくりにつなげます。
- 歩いて暮らせるまちづくりによって健康増進を図るとともに、医療・福祉施策と連携することで、健康・医療・福祉のまちづくりを総合的に推進します。
- 呉市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な配置や統廃合を進めるとともに、施設を適切に維持管理することで長寿命化等を図り、行政サービスを安全かつ継続的に提供します。

各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設を対象に、各地域の特性（将来の人口動向、施設の立地状況等）から、地域ごとで必要となる生活サービス施設を設定します。

■各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設

| 機能分類 | 必要な生活サービス施設 | 都市 拠点 | 地域 拠点 |
|----------------|---------------------|----------|----------|
| 都市 拠点 機能 | 本庁舎 | ○ | - |
| | 国・県の機関 | ○ | - |
| | 子育て機能 | ○ | - |
| | 商業機能 | ○ | - |
| | 医療機能 | ○ | - |
| | 金融機能 | ○ | - |
| | 教育文化機能 | ○ | - |
| | 大規模ホール | ○ | - |
| | 中央図書館 | ○ | - |
| | 博物館、美術館 | ○ | - |
| 地域 拠点 機能 | 行政機能 | ○ | ○ |
| | 地域包括支援センター | ○ | ○ |
| | 老人福祉施設 | ○ | ○ |
| | 障害者福祉施設 | ○ | ○ |
| | 子育て機能 | ○ | ○ |
| | 保育所、認定こども園、幼稚園 | ○ | ○ |
| | 放課後児童会 | ○ | ○ |
| | 子育て支援センター | ○ | ○ |
| | 商業機能 | ○ | ○ |
| | 医療機能 | ○ | ○ |
| | 金融機能 | ○ | ○ |
| | 教育文化機能 | ○ | ○ |
| | ホール | ○ | ○ |
| | 小学校、中学校 | ○ | ○ |
| | 高等学校、大学、専門学校、高等専門学校 | ○ | ○ |
| | 図書館 | ○ | ○ |

(7) 将来の人口動向による必要となる生活サービス施設

【特に必要となる施設】

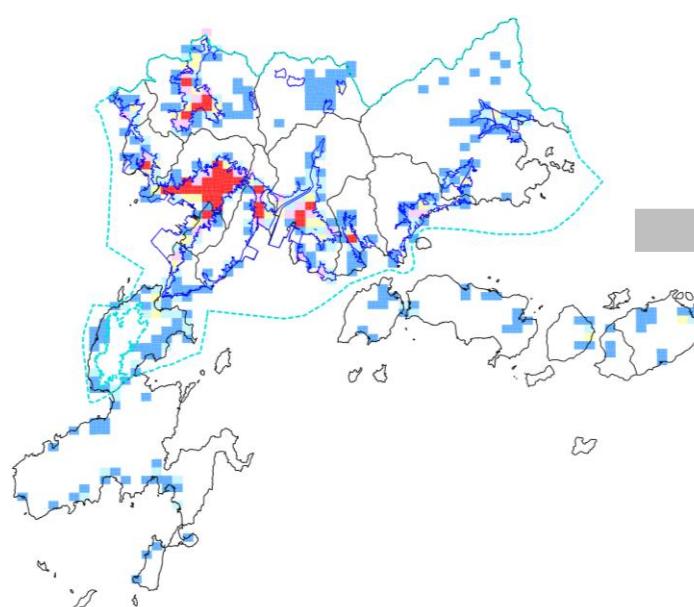
平成 27 年から令和 17 年の市内の人団動向では、市内全域で高齢人口の人口密度が低下する中で、広地域では、高齢人口の人口密度が上昇しています。

そのため、広地域では、高齢者のための施設である福祉施設について、既存の施設はありますが、今後新たな施設を検討の上で誘導する必要があります。

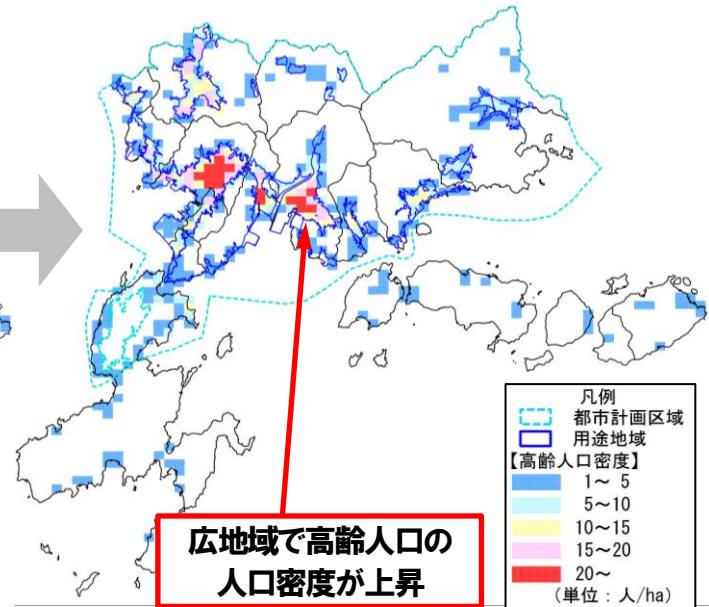
■将来の人口動向による必要となる生活サービス施設（広地域）

| 機能分類 | 実現のために必要となる施設 | 都市拠点 | 地域拠点 |
|----------------|-------------------|------|------|
| 地域拠点機能 福祉機能 | 地域包括支援センター、老人福祉施設 | ○ | - |

[平成 27 年 高齢人口密度分布] (再掲)



[令和 17 年 高齢人口密度分布 (推計)] (再掲)



出典：総務省「平成 27 年国勢調査」小地域別年齢別人口を基に推計

(イ) 地域規模等に応じた必要となる生活サービス施設

地域規模に応じた必要となる生活サービス施設については、各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設の現状の立地状況から、地域内に1施設以上ある場合は維持すべき施設「○」とし、地域内に施設がない場合は誘導すべき施設「★」として設定します。（令和6年3月時点）

・立地適正化計画は都市計画区域を対象としているため、都市計画区域外の地域拠点には誘導施設を設定しません。

■地域規模等に応じた必要となる生活サービス施設

| 機能分類 | 施設名 | 都市 拠点 | | 地域 拠点 | | | | | | | | | 都市 計 画 区 域 外 |
|----------------------------|--------|-----------------------------------|-------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---|
| | | 中央 ・ 宮 原 地 域 ※1 | 広 地 域 | 警 固 屋 地 域 | 吉 浦 地 域 | 天 応 地 域 | 昭 和 地 域 | 郷 原 地 域 | 阿 賀 地 域 | 仁 方 地 域 | 川 尻 地 域 | 安 浦 地 域 | |
| 都 市 拠 点 機 能 | 行政機能 | 本庁舎 国・県の機関 | ○ ○ | / | / | / | / | / | / | / | / | / | 都市拠点においては、地域拠点としての役割も必要となることから、地域拠点機能についても誘導施設として設定します。地域拠点では、都市拠点機能を誘導施設に設定しません。 |
| | 子育て機能 | 子育て世代包括支援センター | ○ | / | / | / | / | / | / | / | / | / | |
| | 商業機能 | 大規模商業施設 | ○ | ○ | / | / | / | / | / | / | / | / | |
| | 医療機能 | 高次医療施設 | ○ | ○ | / | / | / | / | / | / | / | / | |
| | 金融機能 | 銀行、信用金庫、郵便局 | ○ | ○ | / | / | / | / | / | / | / | / | |
| | 教育文化機能 | 大規模ホール | ○ | / | / | / | / | / | / | / | / | / | |
| | | 中央図書館 | ○ | / | / | / | / | / | / | / | / | / | |
| | | 博物館、美術館 | ○ | / | / | / | / | / | / | / | / | / | |
| 地 域 拠 点 機 能 | 行政機能 | 市民センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 都市計画区域外の地域拠点には誘導施設を設定しません。 |
| | 福祉機能 | 地域包括支援センター | ○ | ○ | ○ ※2 | ○ | ○ ※2 | ○ | ○ ※2 | ○ ※2 | ○ ※2 | ○ ※2 | |
| | | 老人福祉施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 障害者福祉施設 | ○ | ○ | ★ ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ○ | ○ | |
| | 子育て機能 | 保育所、認定こども園、幼稚園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 放課後児童会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 子育て支援センター | ○ | ○ | ○ ※3 | ○ ※3 | ○ | ○ | ○ | ○ ※3 | ○ ※3 | ○ | |
| | 商業機能 | スーパーマーケット、コンビニエンスストア | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 医療機能 | 病院、診療所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 調剤薬局 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 金融機能 | 銀行、信用金庫、郵便局 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 教育文化機能 | ホール | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 小学校、中学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 高等学校、大学、専門学校、高等専門学校 | ○ | ○ | - | - | ○ | ○ | ○ | - | - | - | |
| | | 図書館 | / | ○ | - | - | ○ | - | - | - | ○ | ○ | |

※1 中央地域と宮原地域は、一体的に市街地が形成されているため、同じ地域として立地状況を整理します。

※2 警固屋、天応、郷原、阿賀、仁方、川尻地域に地域包括支援センターはありませんが、呉市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画におけるエリア設定において充足しているため、維持すべき施設として設定します。

※3 吉浦、警固屋、仁方、川尻地域に子育て支援センターはありませんが、呉市子ども・子育て支援事業計画におけるエリア設定において充足しているため、維持すべき施設として設定します。

※4 図書館は現在整備を進める予定がないため「-」としていますが、今後の社会情勢等の変化に応じて見直していきます。

まちづくりの方針4

安全な市街地への居住誘導による、安心して暮らせるまちづくり

- 斜面市街地等の災害の発生のおそれがある区域から安全な市街地へ居住を誘導することで、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- これまでの災害を踏まえた防災・減災機能を有する施設の整備や道路ネットワーク等の交通基盤の強化等を推進し、強靭化・機能強化による市街地の安全性の向上を図ります。
- 災害の発生のおそれがある区域の周知や避難態勢の強化等に取り組み、地域の防災力の向上を図ります。
- 利用可能な空き家や空き地を活用し、定住・移住を推進することで、生活安全性を高め、健全な地域コミュニティを維持します。

【各拠点の役割に応じた必要な生活サービス施設に追加する施設】

| 機能分類 | | 実現のために必要となる施設 | 都市 拠点 | 地域 拠点 |
|--------|------|--------------------|----------|----------|
| 都市拠点機能 | 防災機能 | 防災中枢拠点を構成する施設（本庁舎） | ○ | - |
| 地域拠点機能 | 防災機能 | 防災拠点（市民センター） | ○ | ○ |

【呉駅周辺地域における防災拠点機能を有する施設】

| 機能分類 | | 実現のために必要となる施設 | 都市 拠点 | 地域 拠点 |
|--------|------|----------------------------|----------|----------|
| 都市拠点機能 | 防災機能 | 総合交通拠点施設（そのうち防災拠点機能を備えた施設） | ○ | - |

■安心して暮らせるまちづくりを実現するために必要な基盤整備

| 社会基盤 | 備考 |
|-----------|--------------------------------------|
| 防災・減災施設 | 急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、高潮対策事業、洪水対策事業、耐震化事業等 |
| 道路 | 緊急輸送道路、住宅建築等に必要な生活道路（狭あいな道路の拡幅）等 |
| 道路、防災拠点施設 | 総合交通拠点施設（そのうち防災拠点機能を備えた施設） |
| 公園 | 防災公園等 |

▼急傾斜地崩壊対策施設



▼狭あいな道路の拡幅



出典：呉市HP

まちづくりの方針5

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成による、つながりの強いまちづくり

- 各拠点の連携を高める効率的で効果的な公共交通ネットワークを維持・確保することで、拠点間の都市機能の補完や交流を促進し、つながりの強いまちづくりを推進します。
- 鉄道や路線バス、生活バス、乗合タクシー等、より実態に即した交通サービスを維持・確保するとともに、交通結節点等における利用環境の向上を図り、日常の暮らしの中で、自由に移動することができる交通基盤を確保します。
- BRTや自動運転車等の次世代モビリティの導入検討やMaasの導入検討等新技術を取り入れた次世代の公共交通について検討し、スマートシティに向けた取組を推進します。

現在、策定中の呉市地域公共交通計画と調整中

■つながりの強いまちづくりを実現するために必要な基盤整備

| 社会基盤 | 備考 |
|--------------|---|
| 交通結節点施設 | 駅舎、駅前広場、自由通路、桟橋、ターミナル、 交通まちづくりの起点となる”次世代型”総合交通拠点関連施設 |
| 駅舎、バス停等の待合環境 | バス停の上屋やベンチ等の整備、駅舎や車両のバリアフリー化等 |
| バスロケーションシステム | バス利用に関する分かりやすい情報提供等 |

(3) 誘導施設の設定

必要な生活サービス施設の整理を踏まえ、各拠点における誘導施設（誘導すべき施設、維持すべき施設）を次のとおり設定します。

また、現在整備予定がない施設や誘導施設としての位置付けがない施設については、今後の社会情勢等の変化に応じて見直していきます。

■各拠点における誘導施設

| 機能分類 | 施設名 | 都市拠点 | | 地域拠点 | | | | | | | | |
|--------|--------|------------------------------------|-----|-------|------|------|------|--------|------|------|------|------|
| | | 中央・宮原地域 | 広地域 | 警固屋地域 | 吉浦地域 | 天應地域 | 昭和地域 | 郷原地域※1 | 阿賀地域 | 仁方地域 | 川尻地域 | 安浦地域 |
| 都市拠点機能 | 行政機能 | 本庁舎 | ○ | / | | | | | | | | |
| | | 国・県の機関 | ○ | / | | | | | | | | |
| | 子育て機能 | 子育て世代包括支援センター | ○ | / | | | | | | | | |
| | 商業機能 | 大規模商業施設 | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 医療機能 | 高次医療施設 | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 金融機能 | 銀行、信用金庫、郵便局 | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 教育文化機能 | 大規模ホール | ○ | / | | | | | | | | |
| | | 中央図書館 | ○ | / | | | | | | | | |
| | | 博物館、美術館 | ○ | / | | | | | | | | |
| | にぎわい機能 | 宿泊施設 | ○ | / | | | | | | | | |
| | | 映画館 | ○ | / | | | | | | | | |
| | | 観光情報センター | ○ | / | | | | | | | | |
| 地域拠点機能 | 行政機能 | 総合交通拠点施設（そのうち宿泊機能や商業・にぎわい機能を備えた施設） | ★ | / | | | | | | | | |
| | | 防災中枢拠点を構成する施設（本庁舎） | ○ | / | | | | | | | | |
| | 防災機能 | 総合交通拠点施設（そのうち防災拠点機能を備えた施設） | ★ | / | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 行政機能 | 市民センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 福祉機能 | 地域包括支援センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 老人福祉施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 子育て機能 | 障害者福祉施設 | ○ | ○ | ★ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 保育所、認定こども園、幼稚園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 放課後児童会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 商業機能 | 子育て支援センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | スーパー・マーケット、コンビニエンスストア | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 病院、診療所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 医療機能 | 調剤薬局 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 銀行、信用金庫、郵便局 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 教育文化機能 | ホール | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 小学校、中学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 高等学校、大学、専門学校、高等専門学校 | ○ | ○ | - | - | - | ○ | ○ | - | - | ○ |
| | 防災機能 | 図書館 | / | ○ | - | - | - | ○ | - | - | ○ | ○ |
| | | 防災拠点（市民センター） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

★：誘導すべき施設 ○：維持すべき施設

※1 郷原地域については、市民センターをはじめ、大部分が市街化調整区域であり、都市機能誘導区域の設定が困難なため、誘導施設としての設定は行いません。しかし、実情として生活サービス施設も立地しており、郷原地域の生活を支えるために施設を維持していく必要があることから、地域拠点機能の施設を届出等の対象外の誘導施設として位置付けるとともに、市街化調整区域の土地利用についても検討していきます。

2 誘導区域等の設定

(1) 都市機能誘導区域の区域設定の考え方

区域等の設定に
当たり考慮する
項目
(第3章 立地の適
正化に関する基本的
な方針 P53)

都市機能誘導区域は、生活の利便性とぎわいが維持・確保されるよう、医療、福祉、子育て支援、商業等の多様な生活サービス施設を誘導する区域です。

■都市機能誘導区域の設定の対象とする区域

- ①都市の拠点となるべき区域
- ②鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度集積している区域
- ③周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

区域設定の考え方

■将来都市構造における拠点（①）

コンパクト＋ネットワークを基本とする多極ネットワーク型の都市構造の形成を目指すため、立地適正化計画における将来都市構造及び呉市都市計画マスターplanに位置付けている都市拠点及び地域拠点を対象に設定します。

■公共交通の利便性が確保される地域（②、③）

周辺からの公共交通によるアクセスの利便性を確保するとともに徒歩圏内において効率的に生活サービスの提供を行うことができるよう、鉄道駅や呉市地域公共交通網形成計画（案）で交通結節点に位置づけられるバス停の徒歩圏内を対象に設定します。

■都市機能の集積度が高い地域で、今後も都市機能の立地が見込まれる地域（②）

既に立地している生活サービス施設（既存ストック）を今後も維持することを基本として考え、都市機能が集積した地域を対象に設定します。また、今後、都市機能のさらなる集積を図ることが可能な地域を対象に設定します。

■市の政策等を推進する上で必要な地域

コンパクトシティを形成する上で、新たな都市機能の集積が見込まれる地域や市の施策を推進する上で必要な地域を対象に設定します。

区域設定の基準

市役所や市民センターからの徒歩圏（半径500m^{※1}）の区域

※1 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」に示される高齢者徒歩圏

鉄道駅^{※1}からの徒歩圏（半径500m^{※2}）の区域

交通結節点のバス停^{※1}からの徒歩圏（半径300m^{※2}）の区域

※1 都市拠点・地域拠点の最寄り駅を対象とします。都市機能の集積状況により、対象の追加、除外を行う場合があります。

※2 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」に示される高齢者徒歩圏及びバス停徒歩圏

上記区域内のうち、 商業地域、近隣商業地域又はその周辺地域^{※1}において都市機能が集積する地域

※1 都市機能の誘導がふさわしくない地域（住居専用地域、準工業地域のうち住居系の土地利用が制限されている地区・産業用地及び自衛隊用地として供されている地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区）を除きます。また、都市機能誘導区域は原則として居住誘導区域内に設定することから、都市的土地利用を抑制すべき区域、災害の発生のおそれがある区域、日常生活で不便な地域（P72 参照）を除きます。

※2 施設の徒歩圏及び施設の立地状況から都市機能の集積度を評価します。

都市拠点（中央、広地域）において上記区域以外の 商業地域、近隣商業地域又はその周辺地域において都市機能が集積する地域

上記区域外で、 上位計画、関連計画及び地区計画等によって都市機能の集積に向けた土地利用の方針が示されている地域

・音戸地域は呉市都市計画マスターplanで都市機能の集積を図る地域として位置付けられているため、区域設定の対象とし、現況の土地利用等を基に検討します。

都市機能誘導区域の候補地の抽出

最終的な細部の確認・調整（具体的な線引きの考え方）

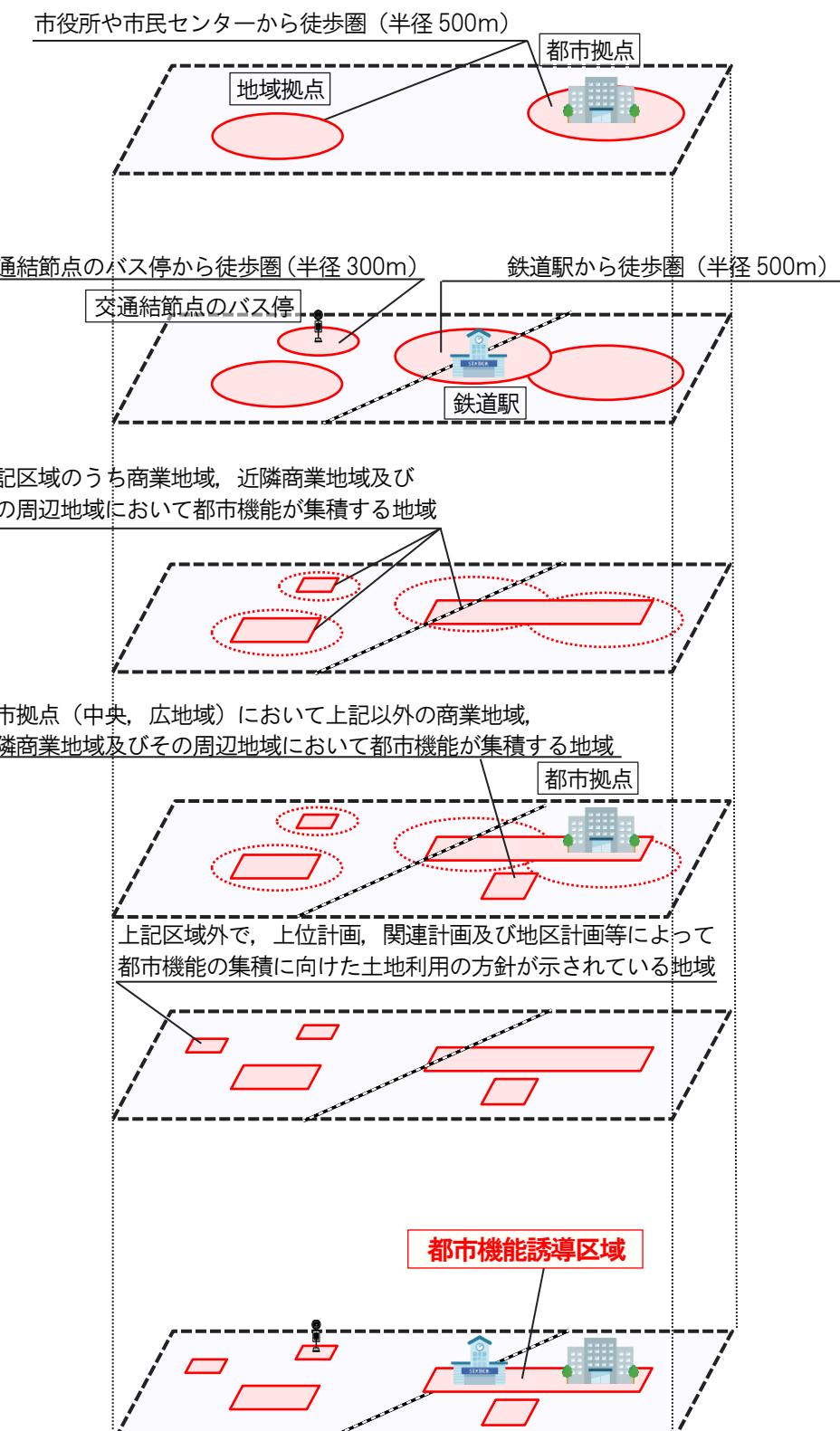
都市機能誘導区域の設定

呉市における都市機能誘導区域の区域設定の考え方

具体的な区域の
線引き

区域の線引きは、住民に分かりやすいものとするため区域区分の基準に準じて行い、境界は、原則として、道路や鉄道界、河川や海岸界、地番界、用途地域界等により定めます。

都市機能誘導区域設定のイメージ



■都市機能の集積度の評価

誘導施設として設定している福祉、子育て、商業、医療、金融、教育文化の六つの生活サービス施設について、各施設の徒歩圏（500m）が重複している地域を多様な生活サービスが享受でき、都市拠点及び地域拠点を支える都市機能の利便性が高い地域として捉え、都市機能の集積する地域として評価します。

なお、行政機能や防災機能については、市役所や市民センターが都市機能誘導区域内に包括されることから評価の対象としません。また、にぎわい機能については都市拠点のみに設定されていることから評価の対象としません。

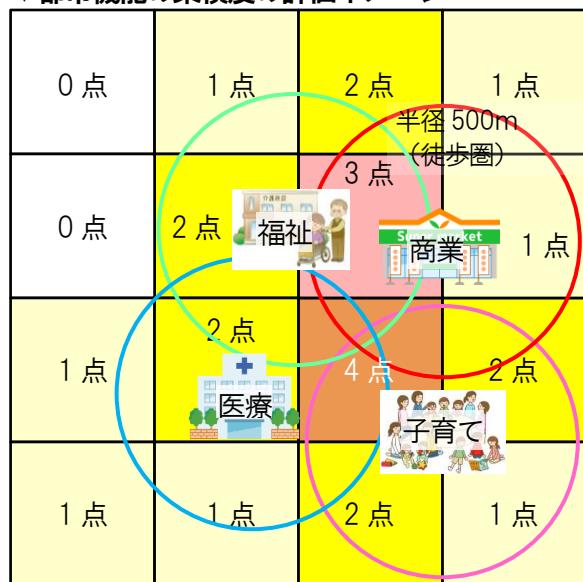
<評価の手順>

- ① 福祉、子育て、商業、医療、金融、教育文化の6種類の施設ごとに500m圏域を作成します。
- ② 6種類の施設の500m圏域の重なりを評価します。
- ③ 評価後、100mメッシュごとに点数化します。
- ④ 点数は、0～6点の7段階に評価します。

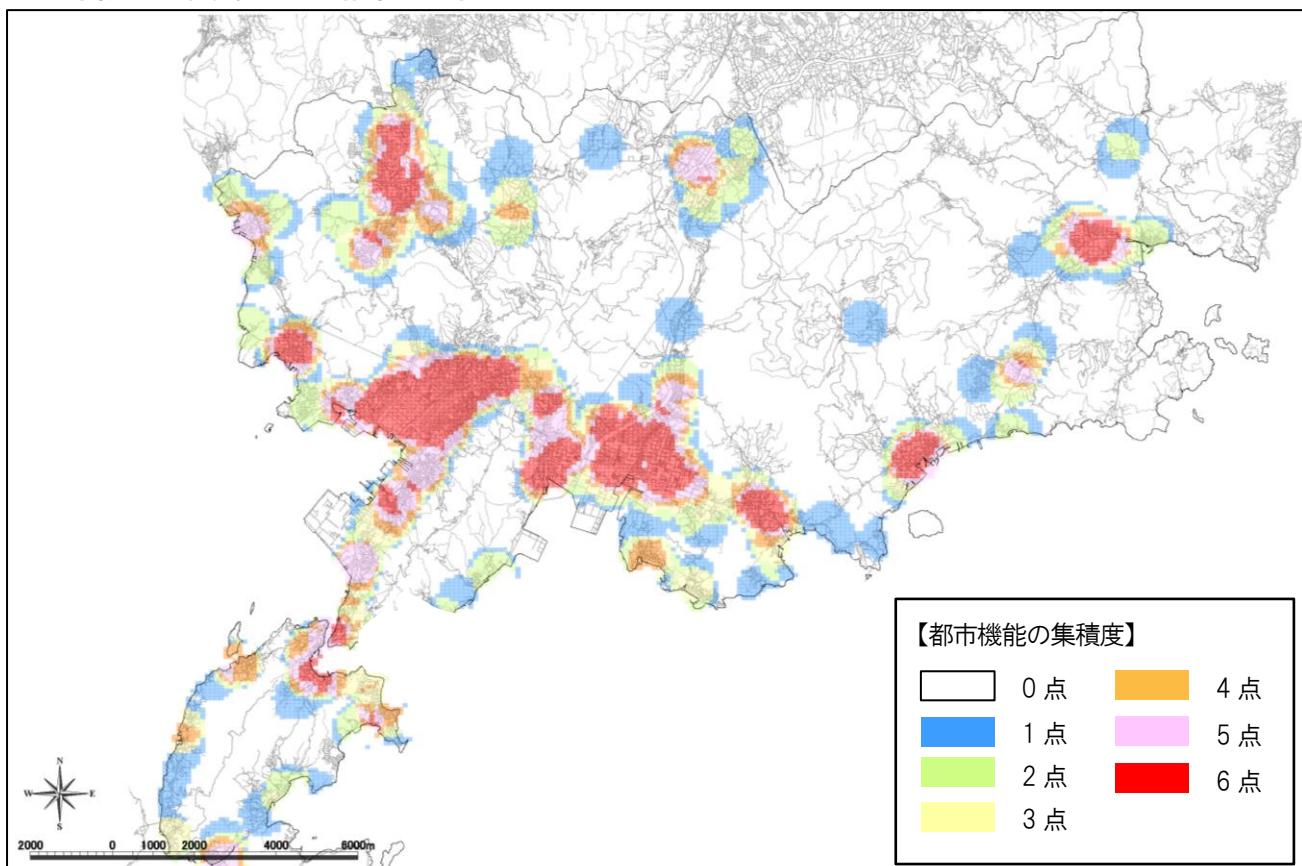
<集計対象施設>

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 福祉機能 | 地域包括支援センター、老人福祉施設、障害者福祉施設 |
| 子育て機能 | 保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童会、子育て支援センター |
| 商業機能 | 大規模商業施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア |
| 医療機能 | 高次医療施設、病院、診療所 |
| 金融機能 | 銀行、信用金庫、郵便局 |
| 教育文化機能 | ホール、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、高等専門学校、図書館 |

▼都市機能の集積度の評価イメージ



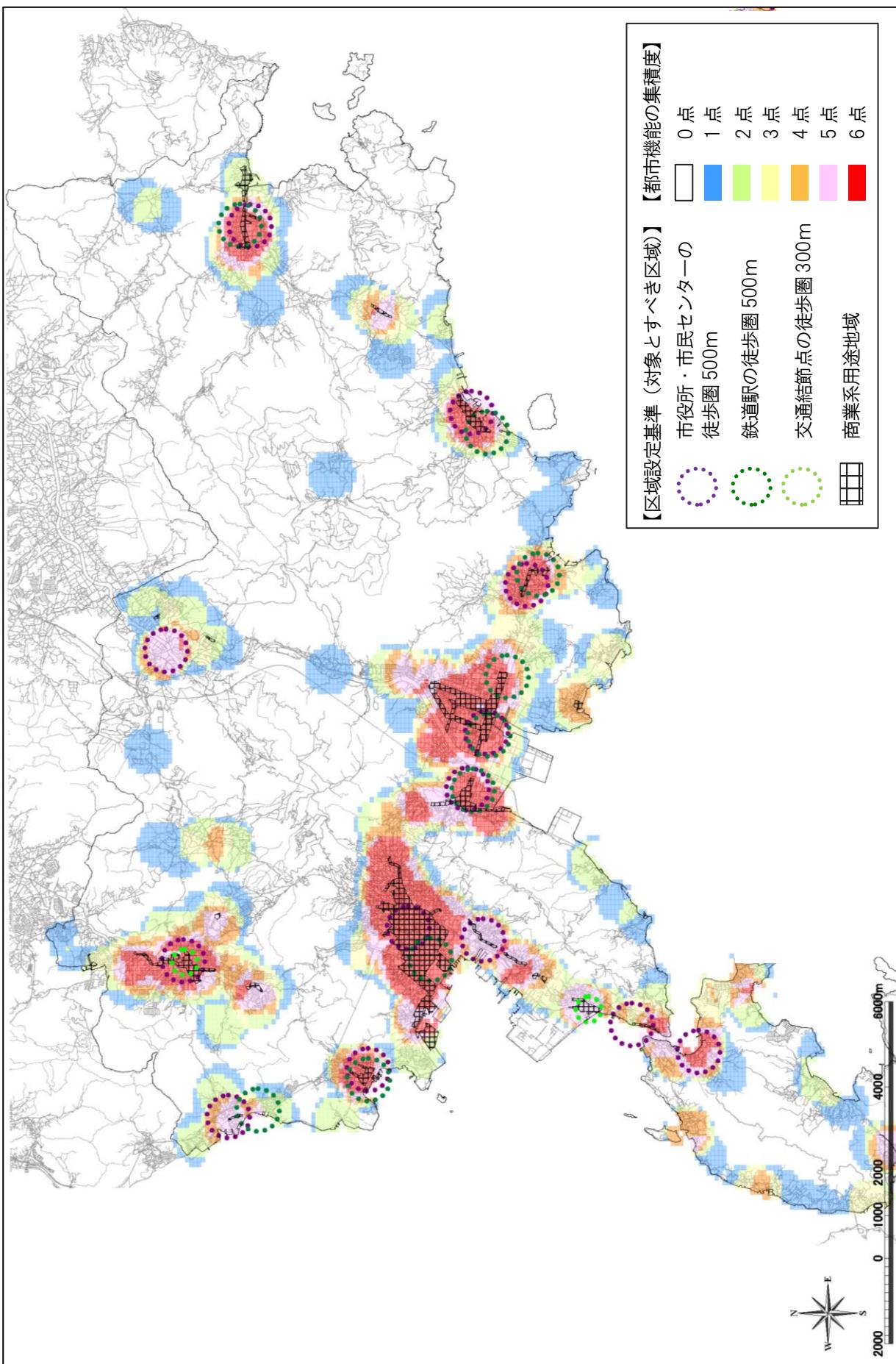
■都市機能の集積度の評価結果（都市計画区域全域）



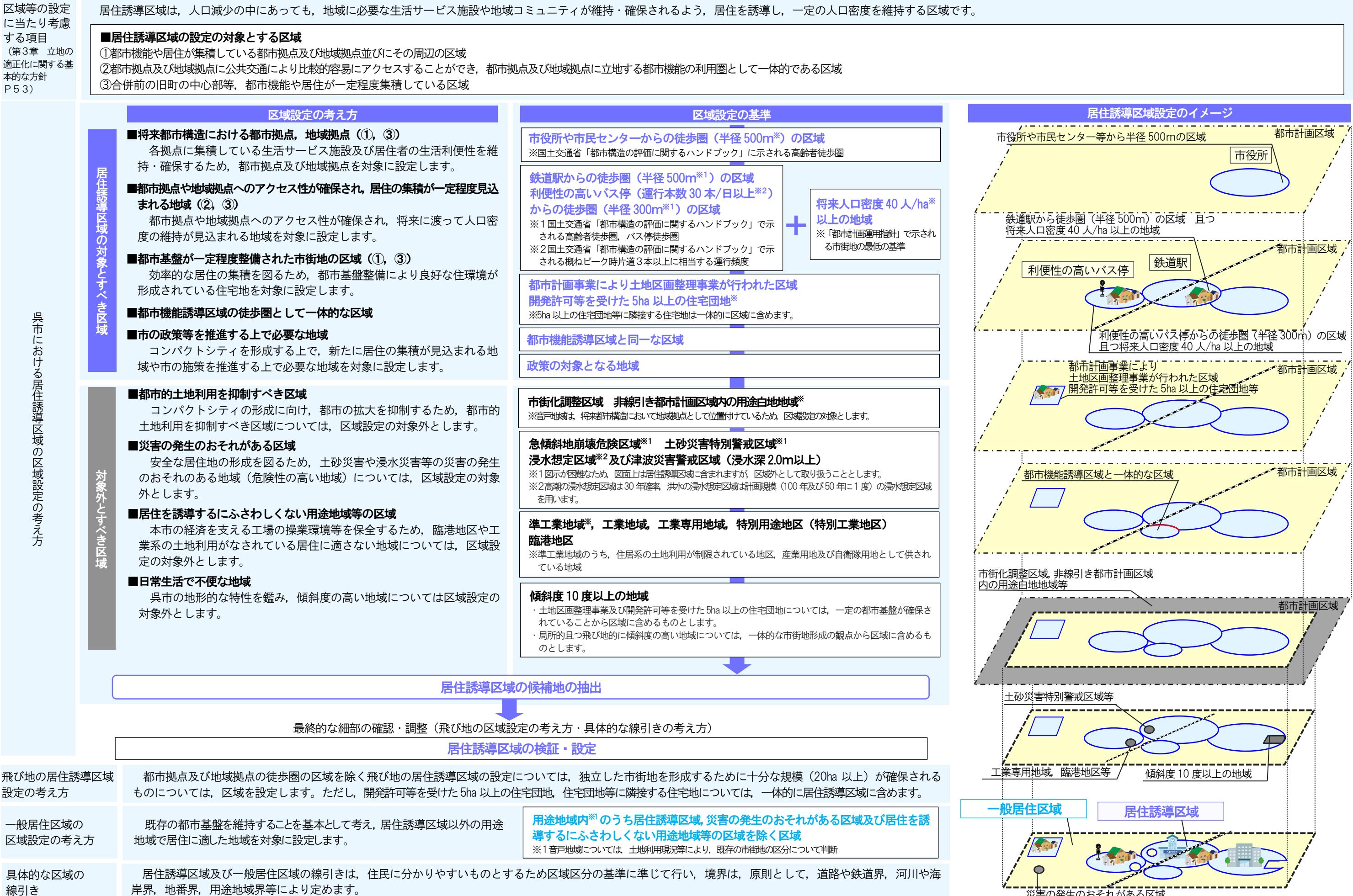
(2) 都市機能誘導区域の対象とすべき区域の抽出

都市機能誘導区域の区域設定の考え方に基づき、都市機能誘導区域の対象とすべき区域を抽出します。

■都市機能誘導区域の対象とすべき区域（都市計画区域全域）



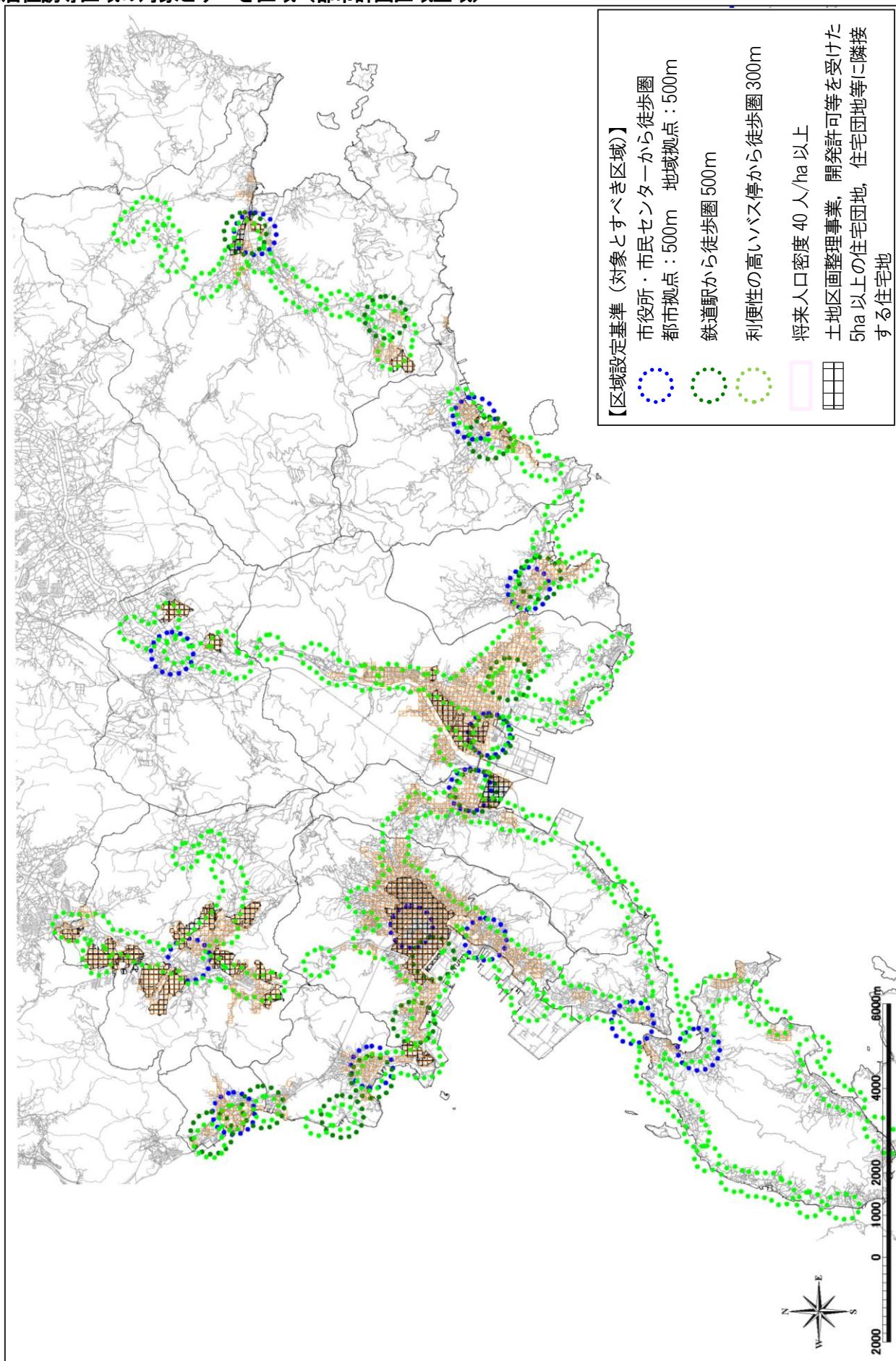
(3) 居住誘導区域及び一般居住区域の区域設定の考え方



(4) 居住誘導区域の対象とすべき区域の抽出

居住誘導区域の区域設定の考え方に基づき、居住誘導区域の対象とすべき区域を抽出します。

■居住誘導区域の対象とすべき区域（都市計画区域全域）



(5) 居住誘導区域の対象外とすべき区域の抽出

区域の抽出にあたり、対象外とすべき区域の区域設定の考え方について、以下のとおり整理します。

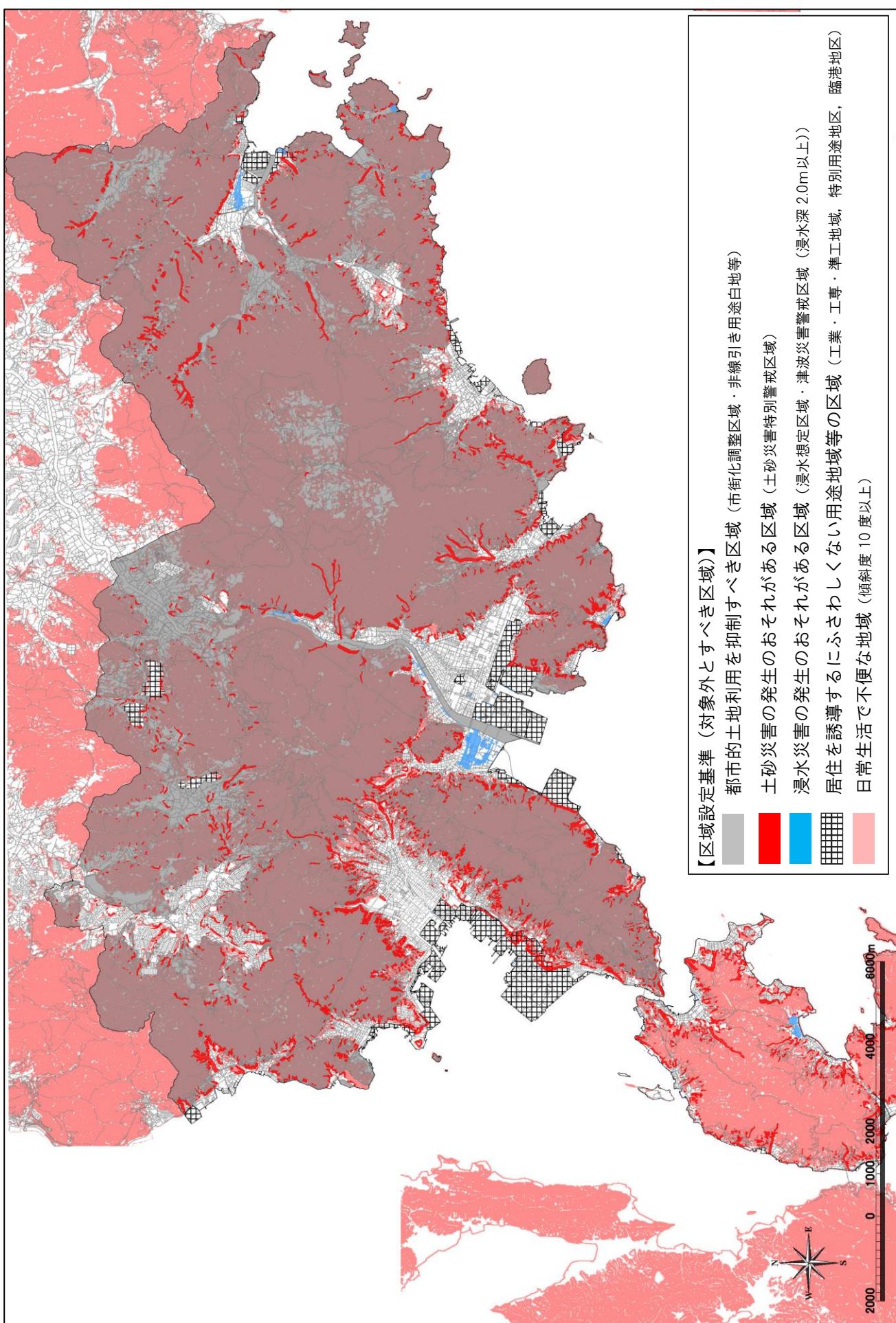
その上で、居住誘導区域の区域設定の考え方に基づき、居住誘導区域の対象外とすべき区域を抽出します。

■居住誘導区域設定の対象外とすべき区域の整理

| 区分 | 区域（法令等） | 区域設定等 |
|---------------------------------|---|--|
| 都市的土地区域利用を抑制すべき区域 | 市街化調整区域（都市計画法） 非線引きの都市計画区域内の用途白地地域（都市計画法） | 含まない 原則含まないが、音戸都市計画区域については含む |
| 災害の発生のおそれがある区域 | 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法） 災害危険区域（建築基準法） ※急傾斜地崩壊危険区域と同一の区域 | 含まない 含まない |
| | 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） | 含まない |
| | 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） | 含む (本市の地形的特性上、土砂災害警戒区域が指定されている地域においても、都市基盤が一定程度整備された市街地が広がっています。そのため、効率的な居住の集積を図る観点から、居住誘導区域に含めるものとしますが、併せて、防災知識の普及啓発と避難体制の整備、防災・減災機能の強化による市街地の強靭化を図ります。) |
| | 津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法） | 原則として浸水深 2.0m以上※の区域は含まない（浸水深 2.0m未満の区域は居住誘導区域に含めるものとしますが、併せて、防災知識の普及啓発と避難体制の整備、防災・減災機能の強化による市街地の強靭化を図ります。） |
| | 浸水想定区域（水防法） | 原則として浸水深 2.0m以上※の区域は含まない（浸水深 2.0m未満の区域は居住誘導区域に含めるものとしますが、併せて、防災知識の普及啓発と避難体制の整備、防災・減災機能の強化による市街地の強靭化を図ります。） |
| | 準工業地域（都市計画法） | 以下の区域は含まない ・産業用地又は自衛隊用地 ・広古新開 6 丁目地区地区計画の区域 |
| 居住を誘導するのにふさわしくない用途地域等の区域 | 工業地域（都市計画法） | 含まない (生産・流通に係る土地利用を推進するため) |
| | 工業専用地域（都市計画法） | 含まない |
| | 特別工業地区（都市計画法） | 含まない (桑畠特別工業地区、郷原特別工業地区) |
| | 臨港地区（都市計画法） | 含まない (大和ミュージアム等市の政策上必要な区域は含む) |
| | 傾斜度 10 度以上の地域 | 含まない (歩き易さを考慮するため) ・但し、土地区画整理事業及び 5ha 以上の開発許可等を受けた住宅団地や局所的且つ飛び地的に傾斜度の高い地域については区域に含めるものとする。 |
| 日常生活で不便な地域 | | |

※国土交通省「東日本大震災による被災現況調査結果について（第1次報告）」において、浸水深 2.0m以上の場合には建物が全壊となる割合が大幅に増加することが報告されているため、浸水深 2.0mを基準として設定。

■居住誘導区域設定の対象外とすべき区域（都市計画区域全域）

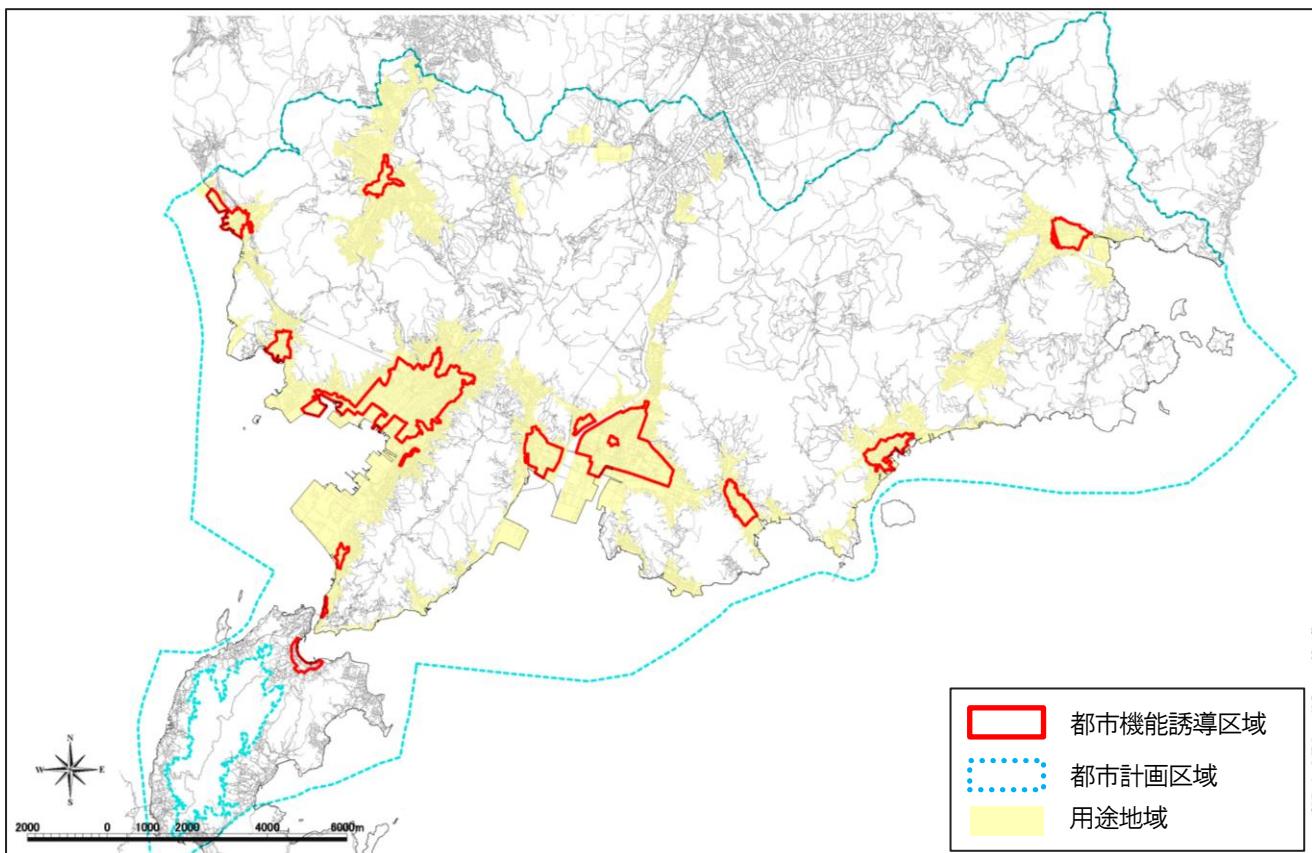


(6) 誘導区域の設定

ア 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の区域設定基準に基づき、広島圏都市計画区域（呉市）の一部（約 832.1ha）、川尻安浦都市計画区域の一部（約 99.4ha）、音戸都市計画区域の一部（約 21.7ha）に次のとおり都市機能誘導区域（合計：約 953.3ha）を設定します。郷原地域については、拠点の中心部の大部分が市街化調整区域であるため、都市機能誘導区域を設定しません。

■都市機能誘導区域: 約 953.3ha



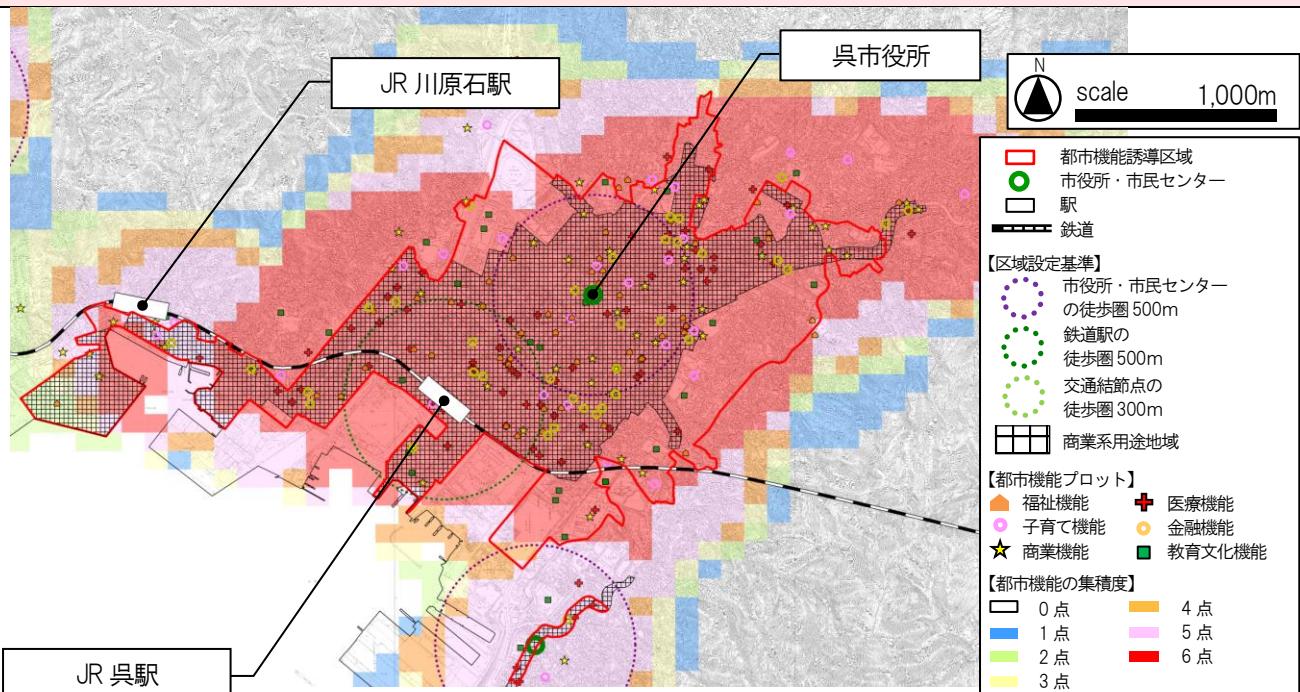
■都市機能誘導区域の面積割合

| | 中央・宮原 | 警固屋地域 | 吉浦地域 | 天應地域 | 昭和地域 | 阿賀地域 | 広地域 | 仁方地域 | 川尻地域 | 安浦地域 | 音戸地域 | 合計 |
|---------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|---------|
| 都市機能誘導区域(ha) | 341.4 | 12.2 | 30.0 | 41.6 | 29.8 | 69.5 | 266.3 | 41.4 | 50.6 | 48.8 | 21.7 | 953.3 |
| 用途地域(ha) | 1,153.7 | 127.3 | 192.3 | 101.7 | 590.4 | 327.0 | 824.6 | 135.3 | 261.7 | 382.0 | - | 4,201.5 |
| 用途地域に占める割合(%) | 29.6 | 9.6 | 15.6 | 40.9 | 5.0 | 21.2 | 32.3 | 30.6 | 19.3 | 12.8 | - | 22.7 |

※1 端数処理のため合計値は一致しません。また、用途地域の合計面積は、都市機能誘導区域を指定していない郷原地域の用途地域面積も含みます。

■広島圏都市計画区域(呉市)の都市機能誘導区域:約 832.1ha

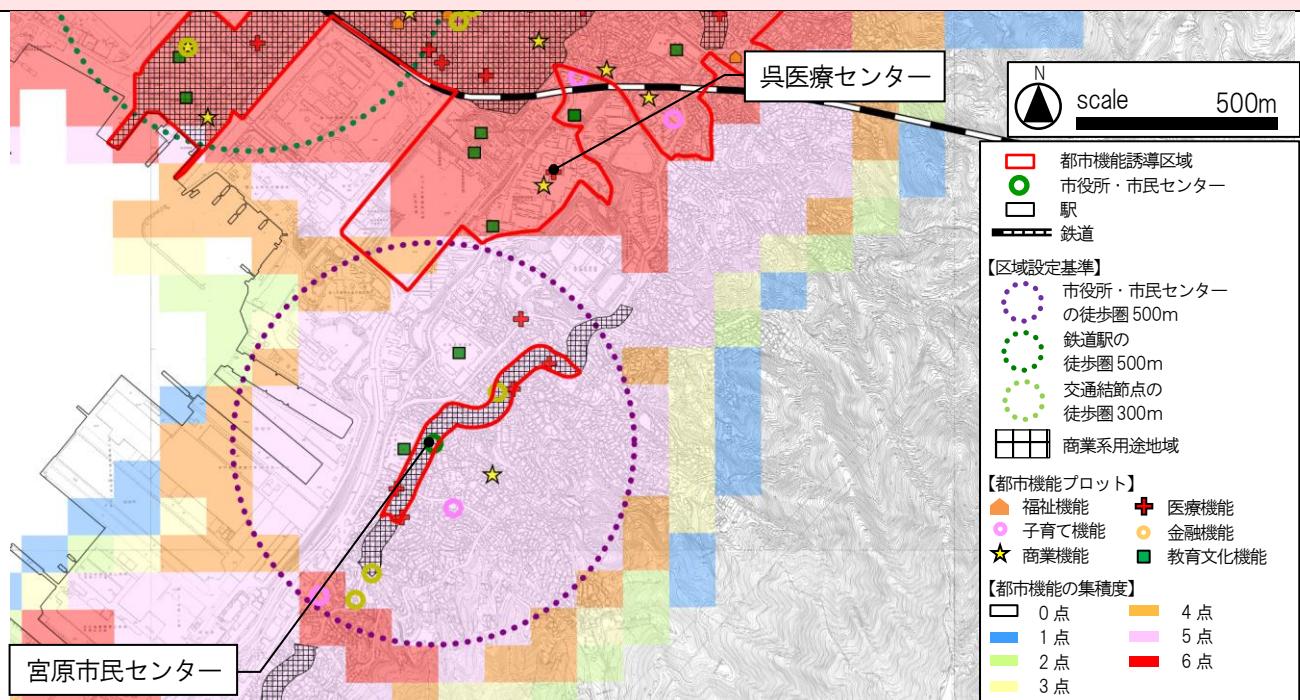
中央・宮原地域(中央) : 約 332.8ha



【区域設定のポイント】

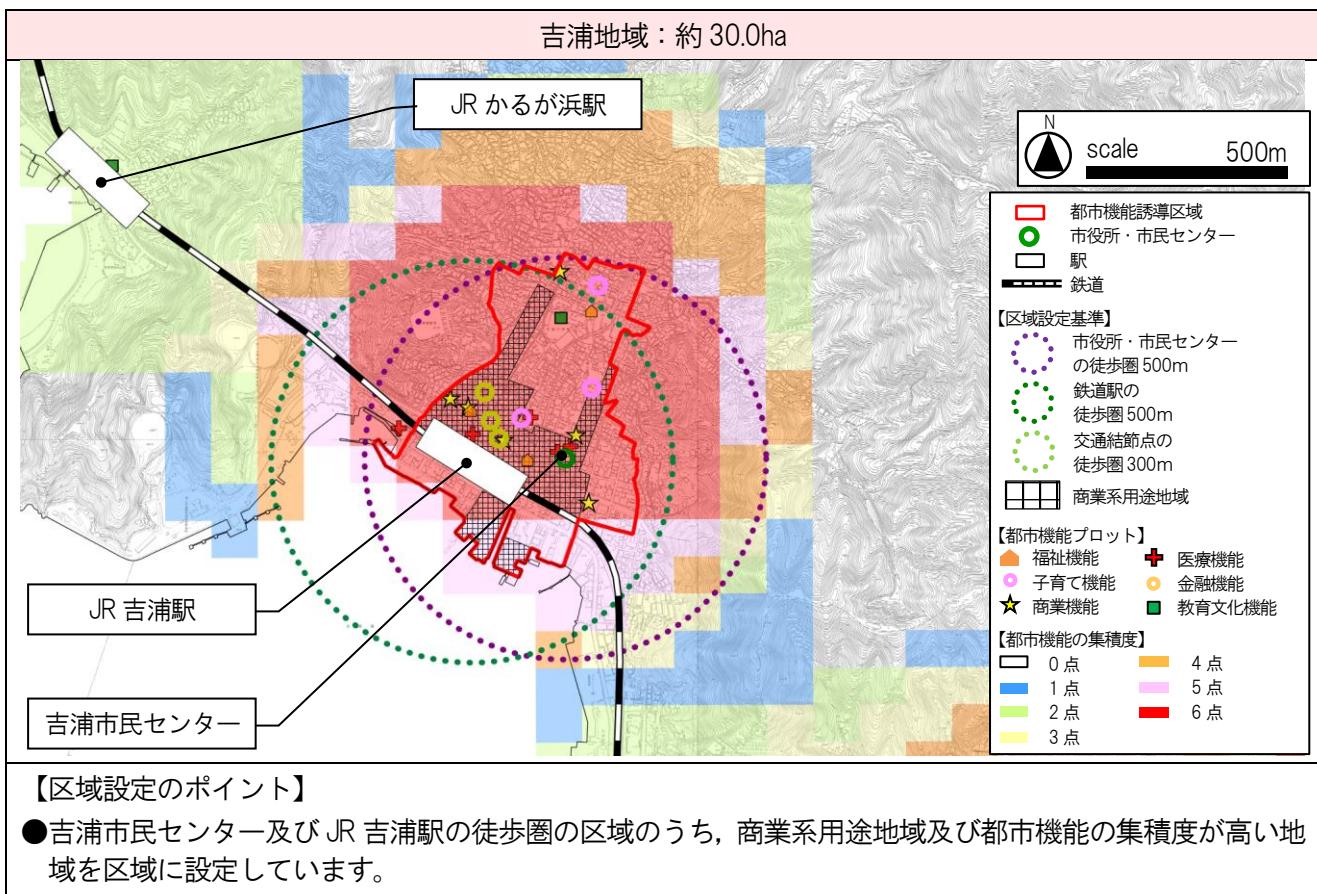
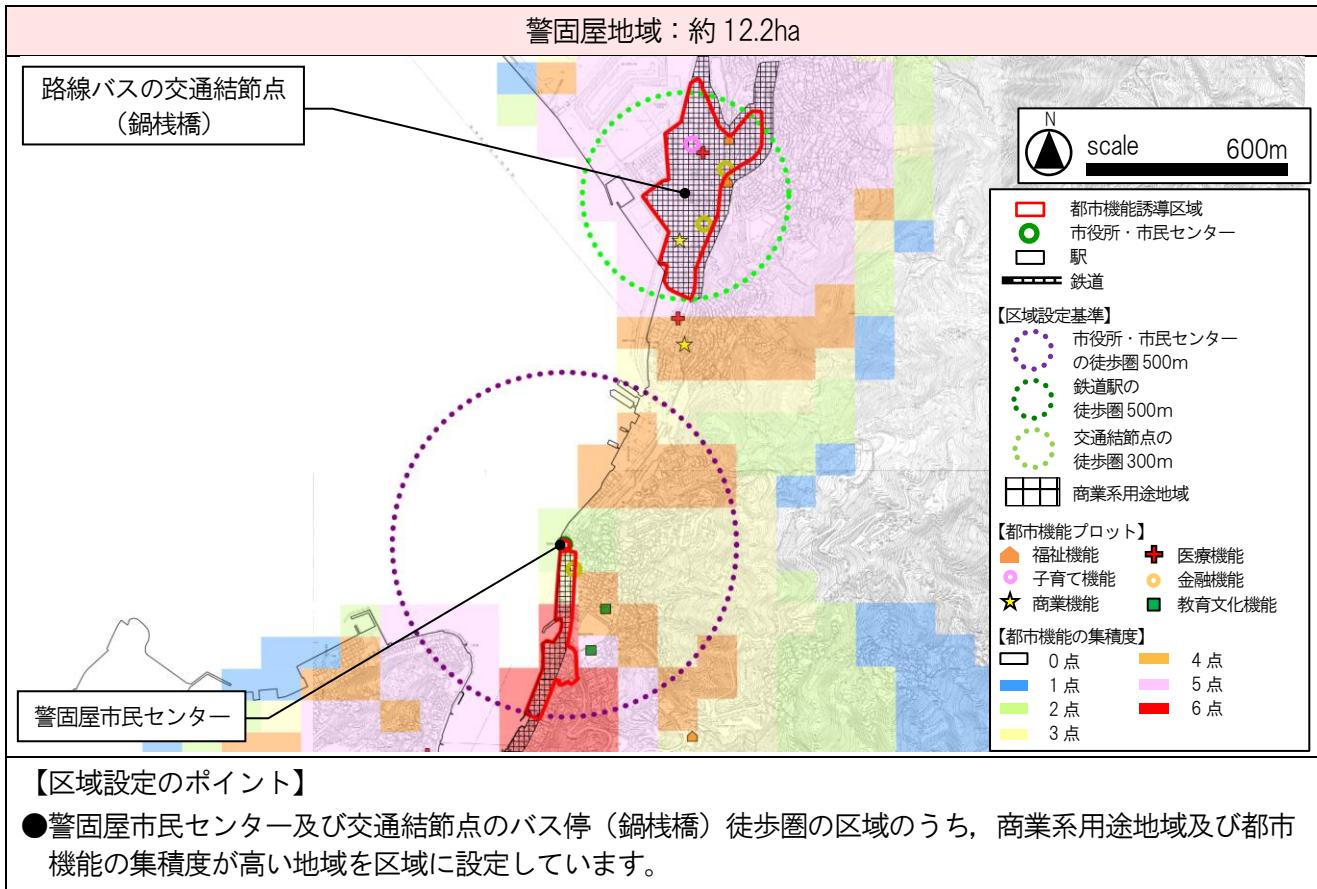
- 中央地域は都市拠点であるため、呉市役所及びJR呉駅からの徒歩圏の区域に併せ、その周辺地域を含めて、商業系用途地域及び都市機能の集積度が高い地域を区域に設定しています。

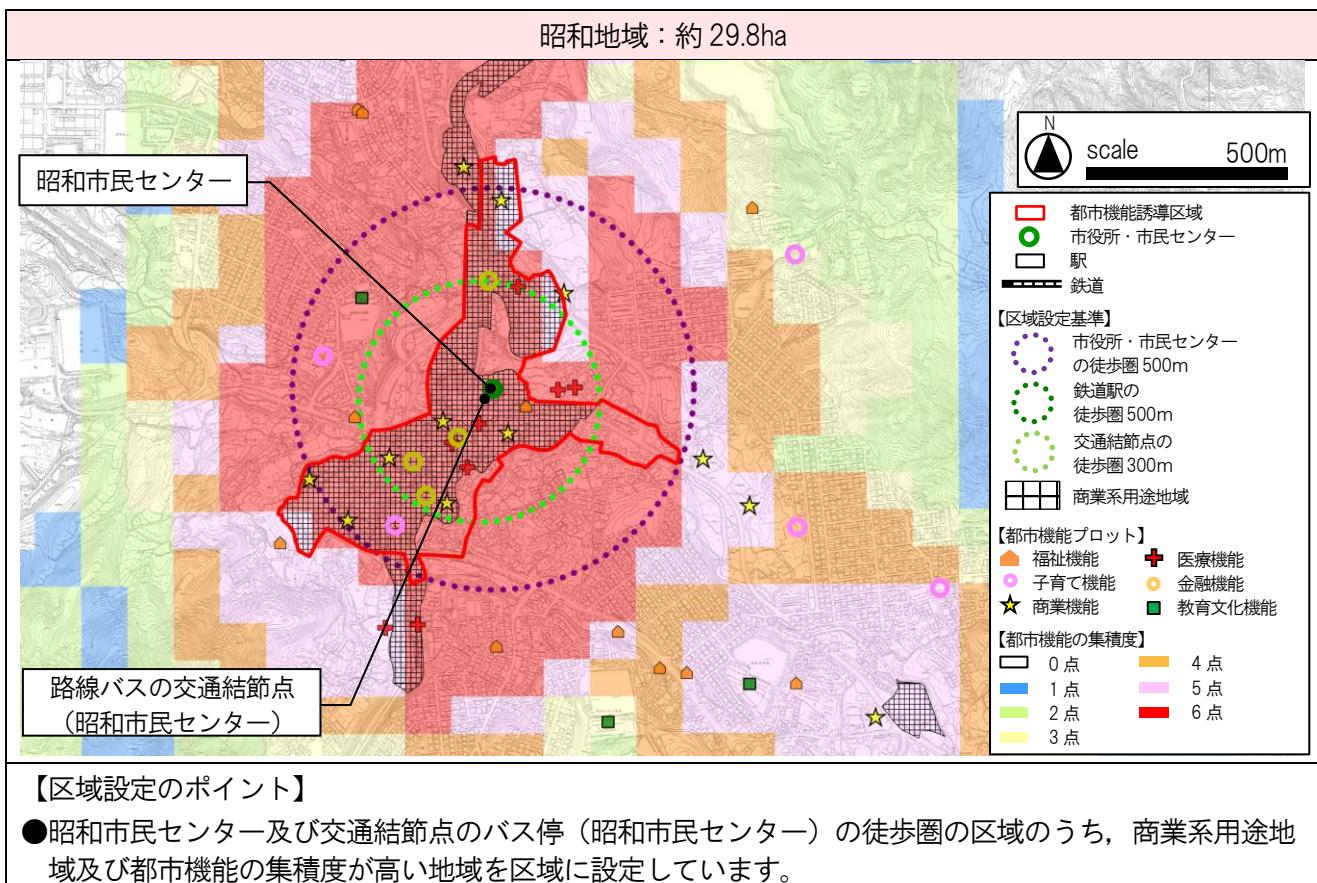
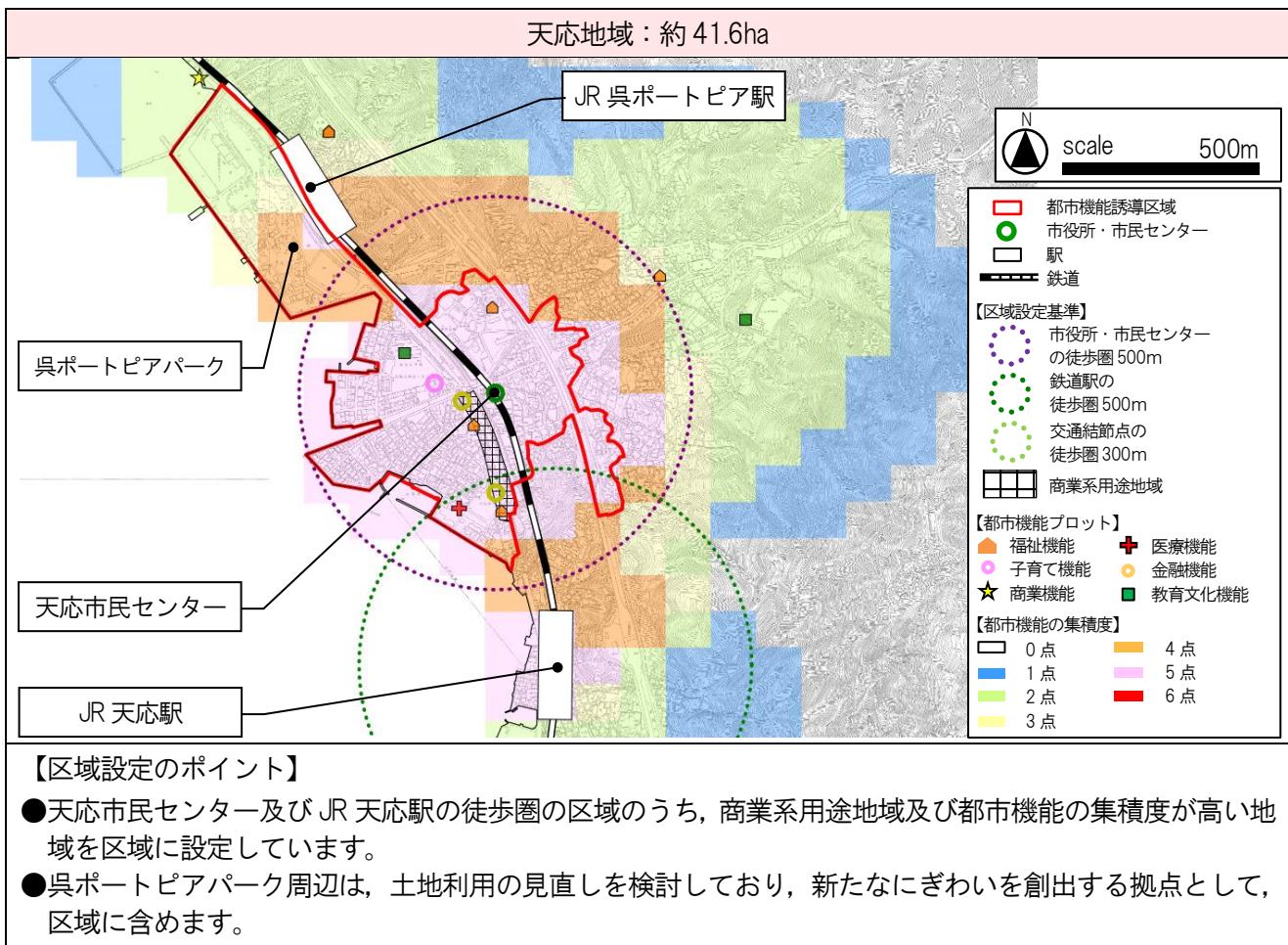
中央・宮原地域(宮原) : 約 8.6ha

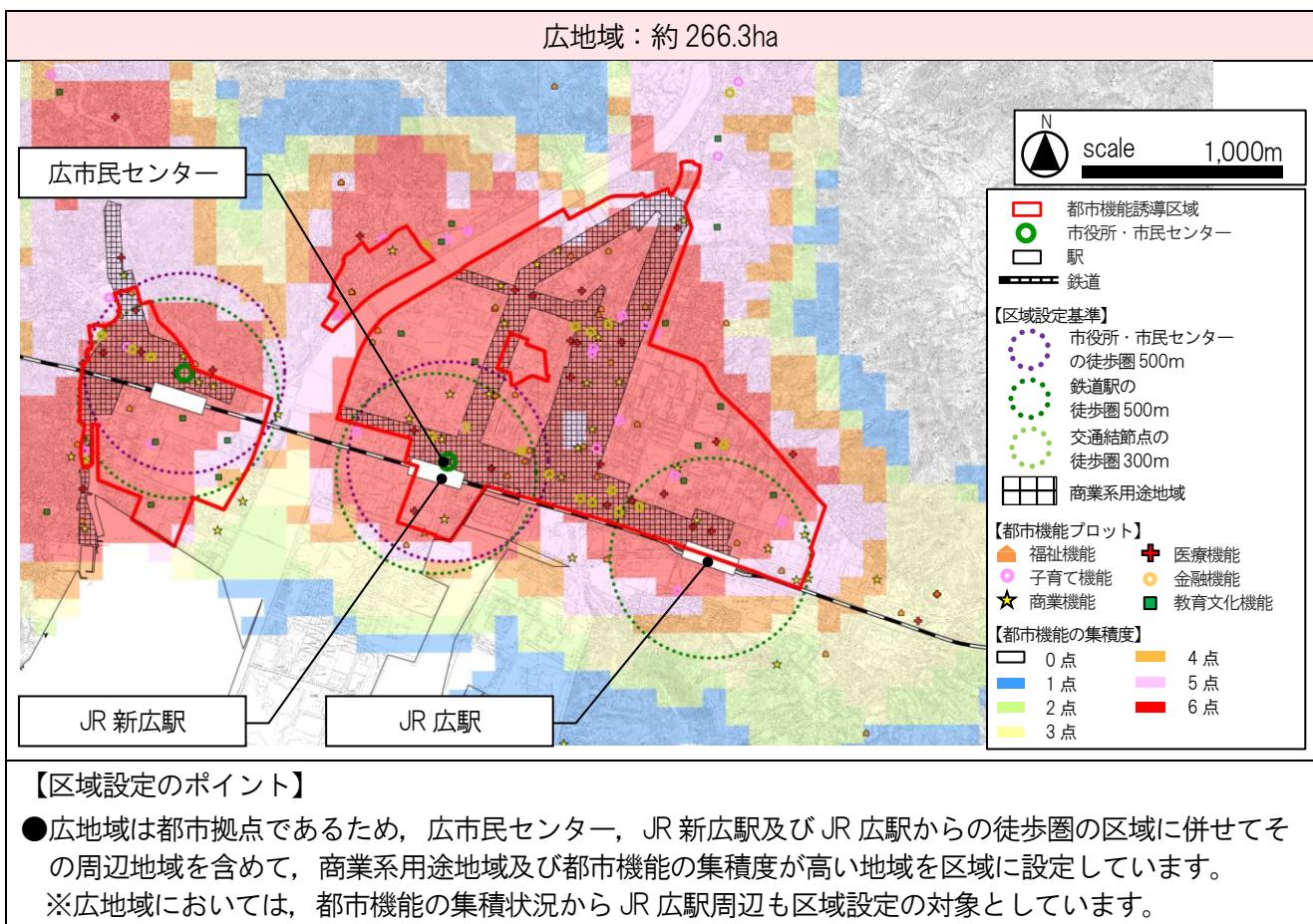
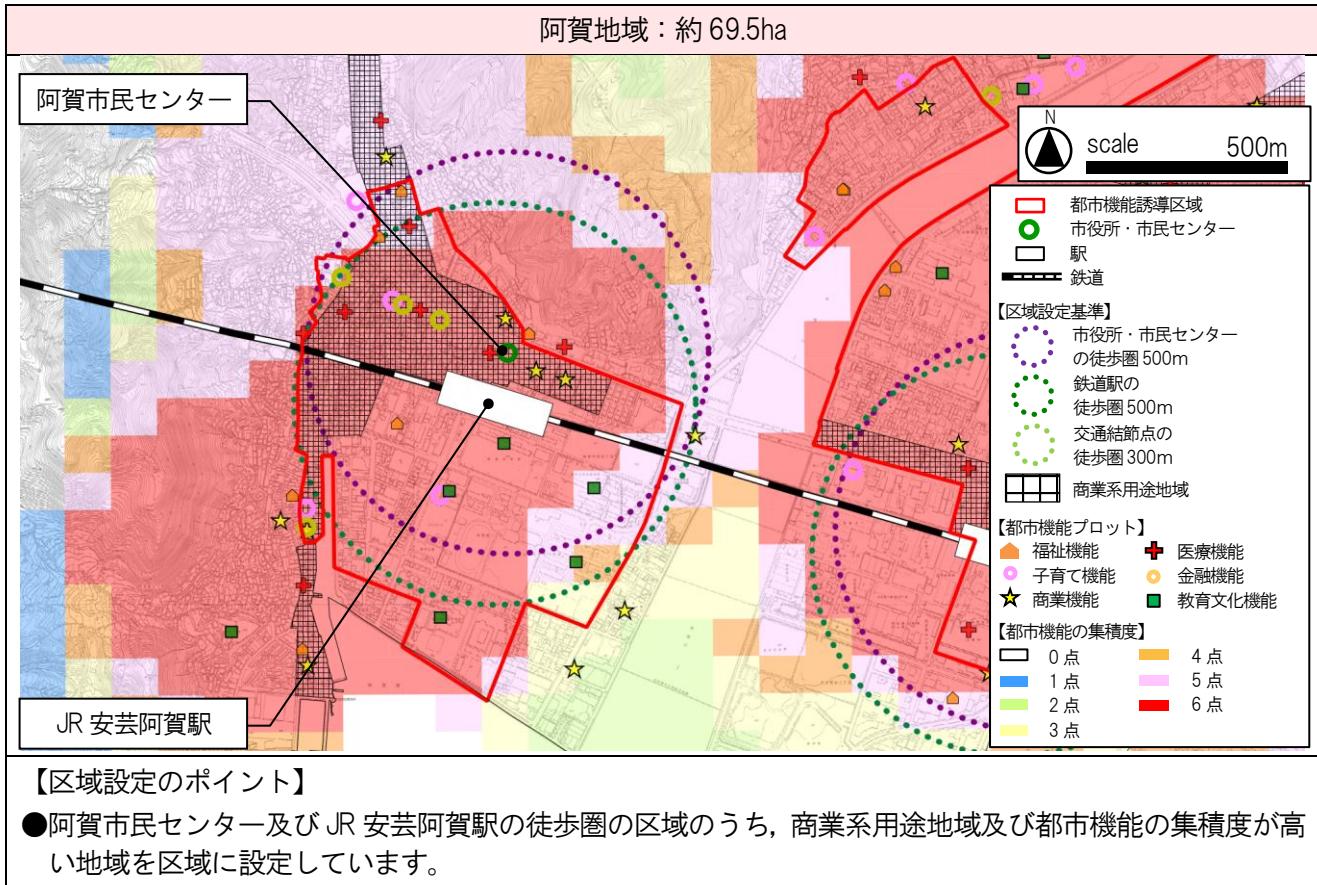


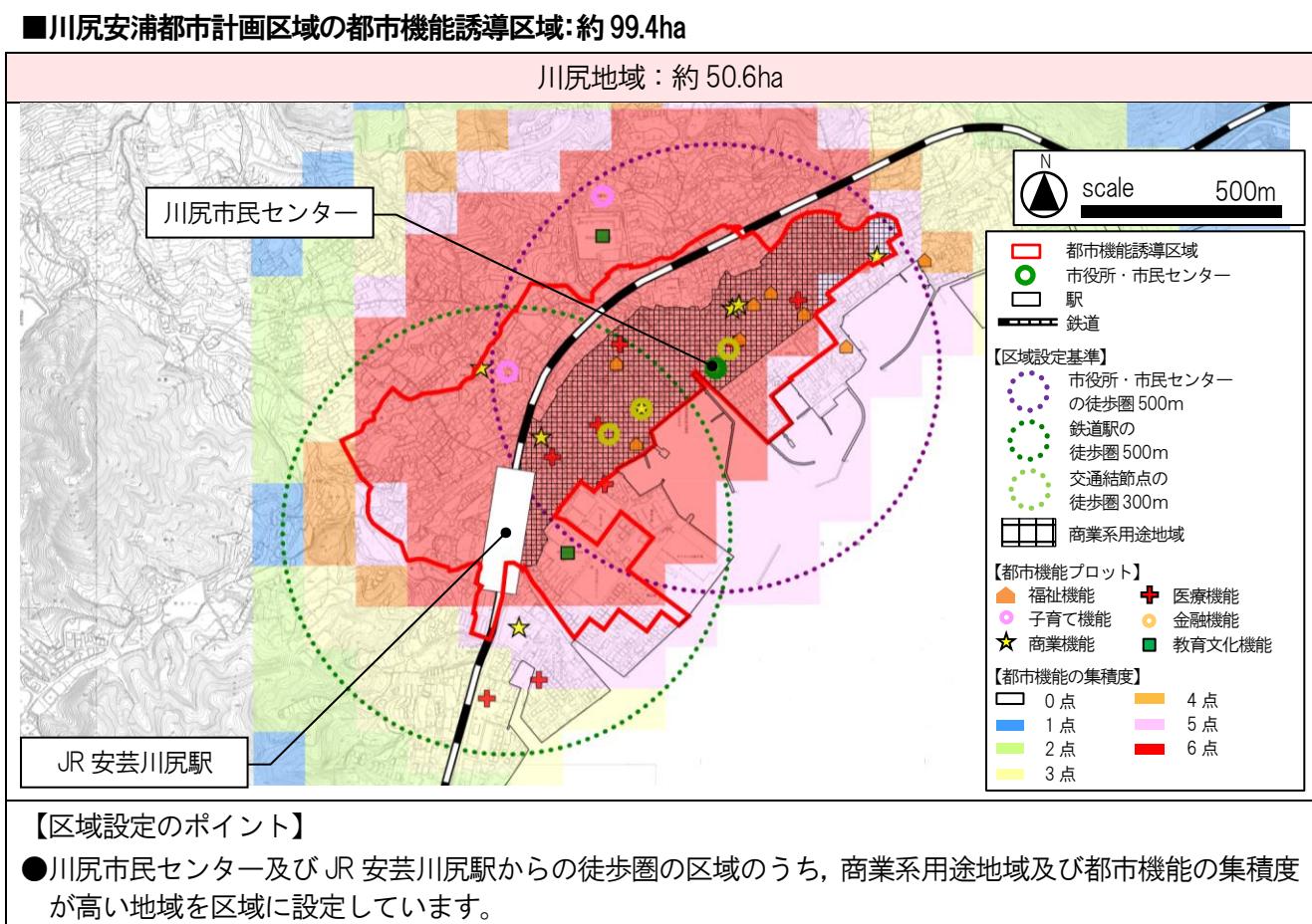
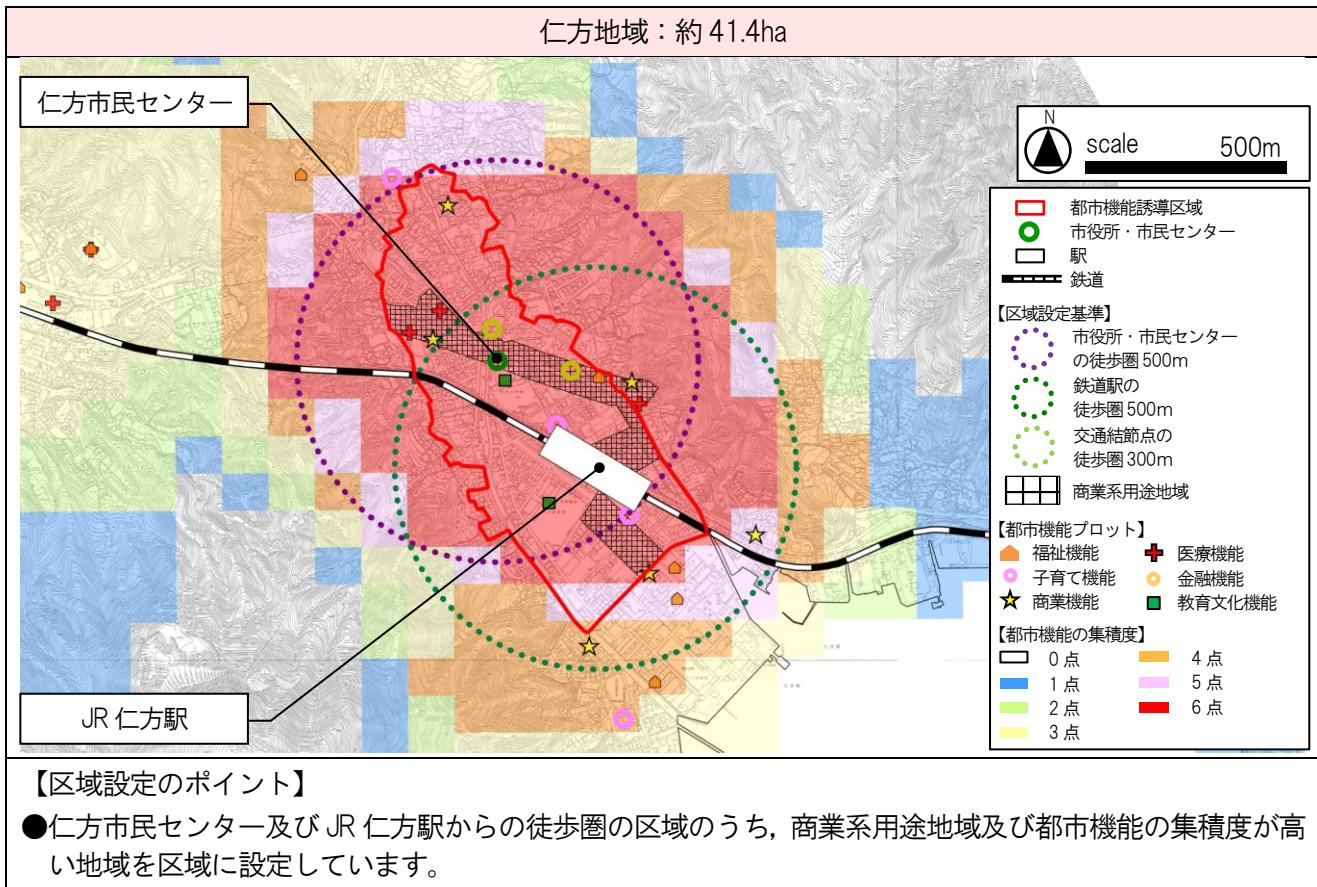
【区域設定のポイント】

- 宮原市民センターからの徒歩圏の区域のうち、商業系用途地域を区域に設定しています。
- 呉医療センターは、宮原市民センターからの徒歩圏外ですが、中央地域に近接しているため、中央地域の都市機能の集積度が高い地域として一体的に区域に含めます。

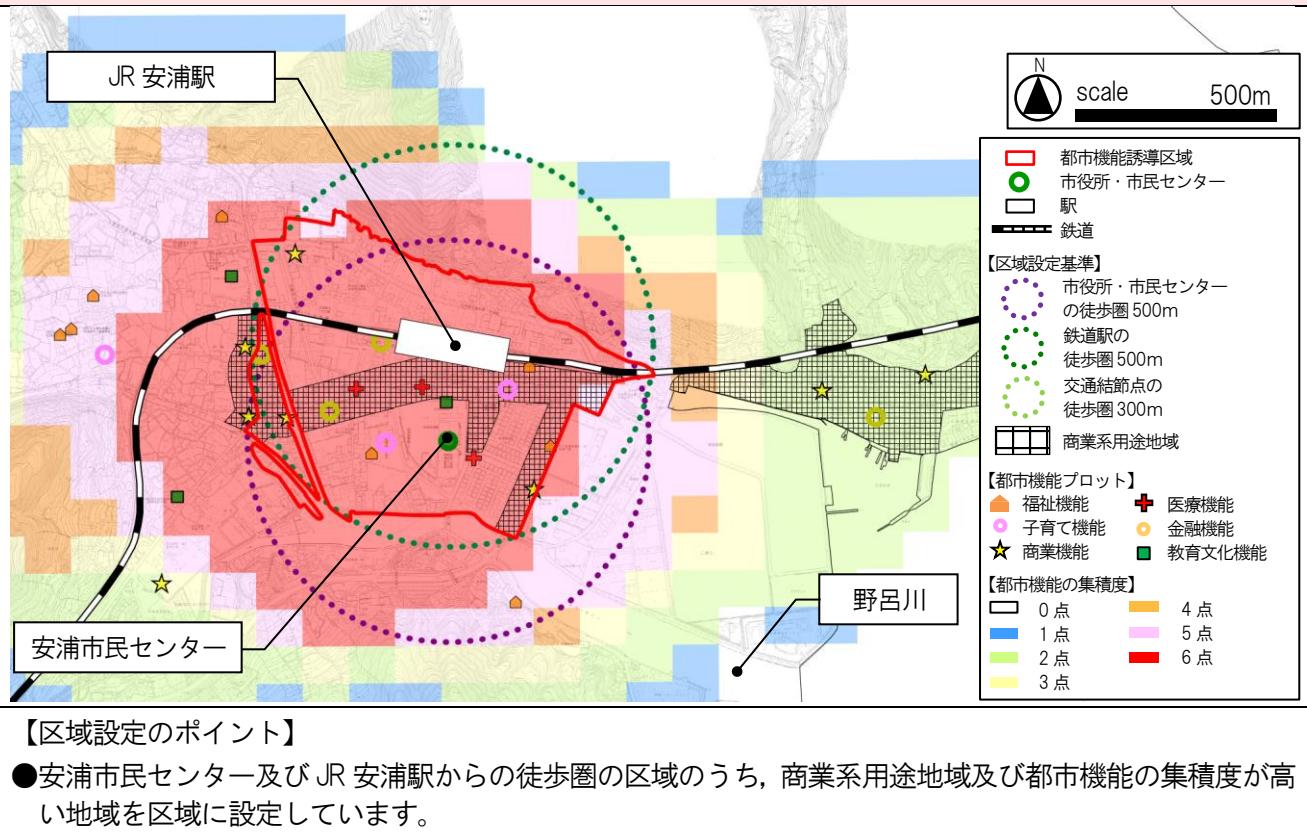




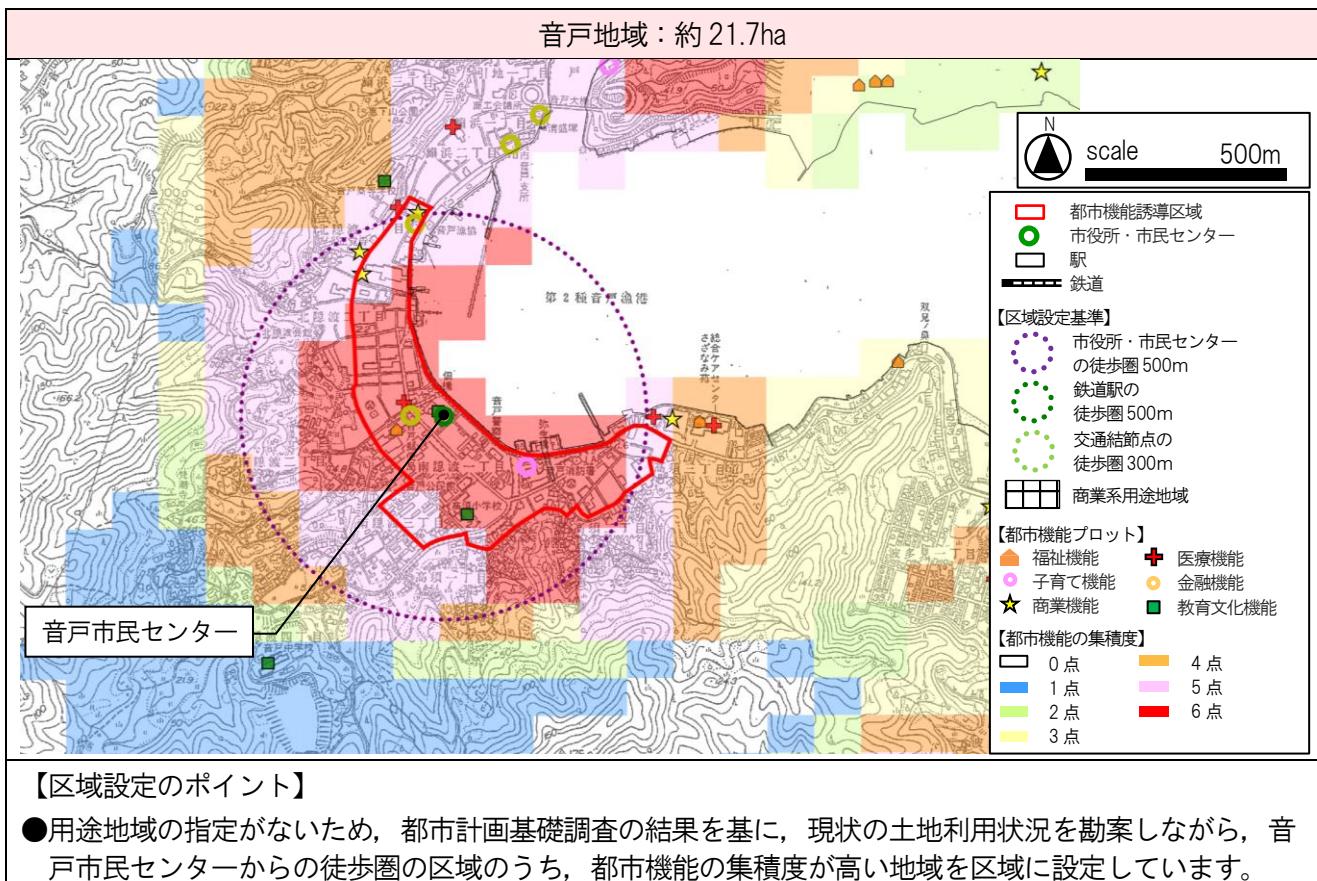




安浦地域：約 48.8ha



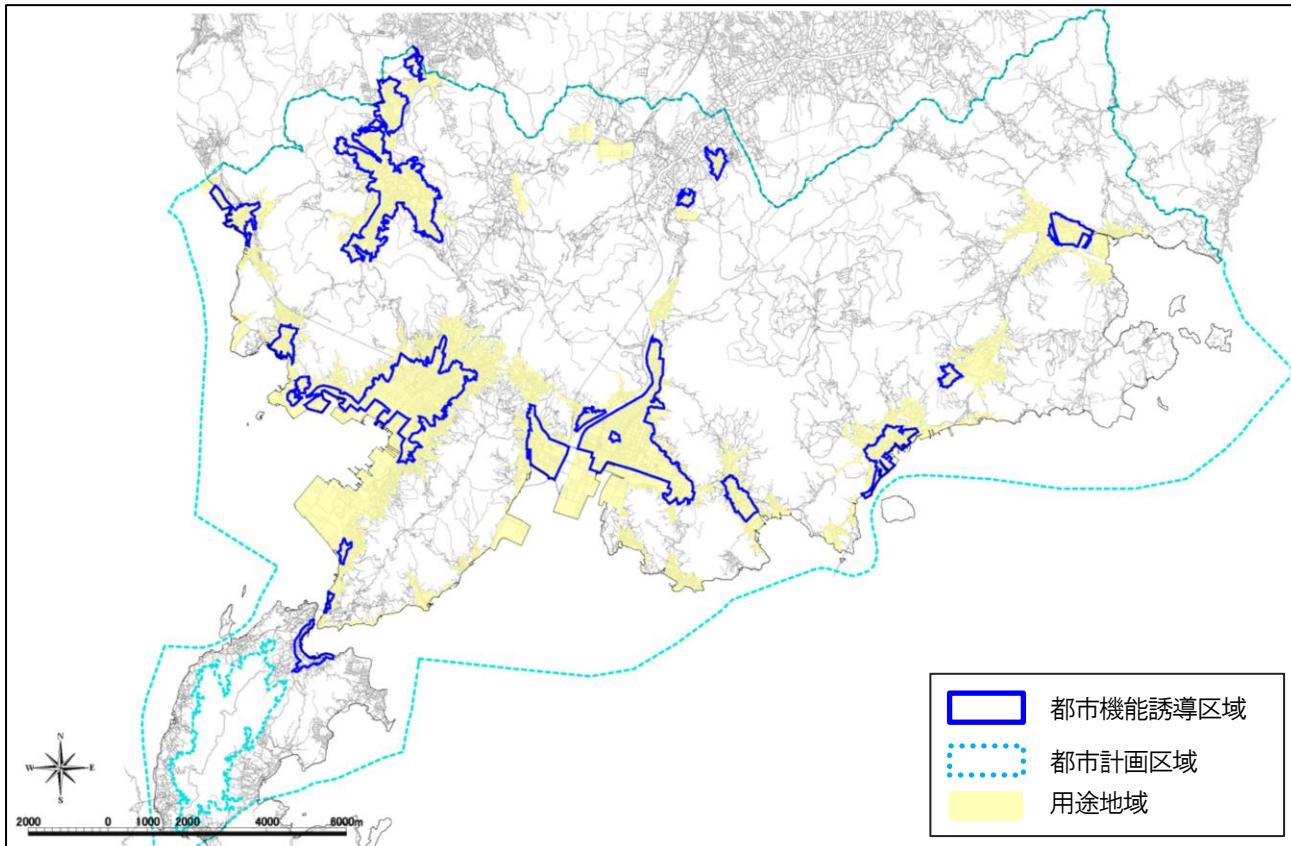
■音戸都市計画区域の都市機能誘導区域: 約 21.7ha



イ 居住誘導区域の設定

居住誘導区域の区域設定の基準に基づき、広島圏都市計画区域（呉市）の一部（約1,483.8ha）、川尻安浦都市計画区域の一部（約147.9ha）、音戸都市計画区域の一部（約32.4ha）に次のとおり居住誘導区域（合計：約1,664.2ha）を設定します。

■居住誘導区域：約1,664.2ha



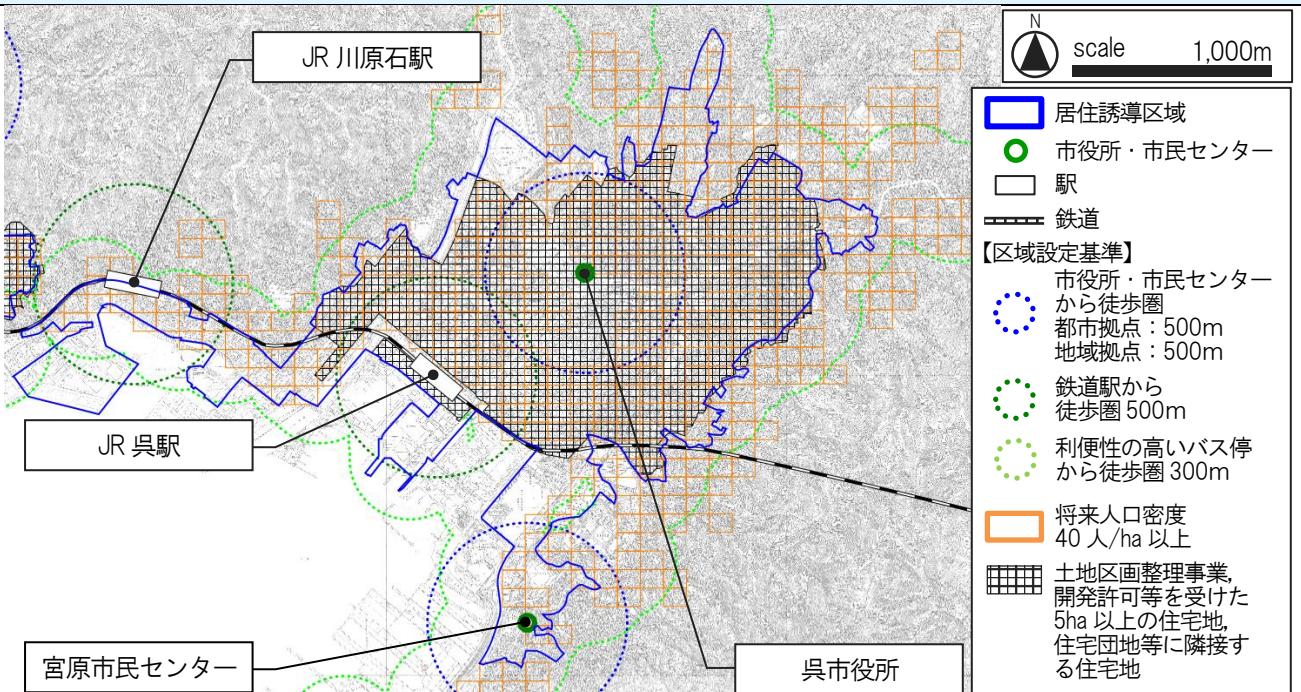
■居住誘導区域の面積割合

| | 中央・ 高原 | 警固屋 地域 | 吉浦 地域 | 天應 地域 | 昭和 地域 | 郷原 地域 | 阿賀 地域 | 広 地域 | 仁方 地域 | 川尻 地域 | 安浦 地域 | 音戸 地域 | 合計※ ₁ |
|------------------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|------------------|
| 居住誘導 区域(ha) | 3780 | 13.5 | 52.8 | 521 | 430.6 | 32.0 | 96.1 | 383.4 | 45.3 | 76.3 | 71.7 | 32.4 | 1,664.2 |
| 用途地域 (ha) | 1,153.7 | 127.3 | 192.3 | 101.7 | 590.4 | 105.5 | 327.0 | 824.6 | 135.3 | 261.7 | 382.0 | - | 4,201.5 |
| 用途地域 に占める 割合 (%) | 32.8 | 10.6 | 27.4 | 51.2 | 72.9 | 30.4 | 29.4 | 46.5 | 33.5 | 29.1 | 18.8 | - | 39.6 |

※1 端数処理のため合計値は一致しません。

■広島圏都市計画区域(呉市)の居住誘導区域:約1,483.8ha

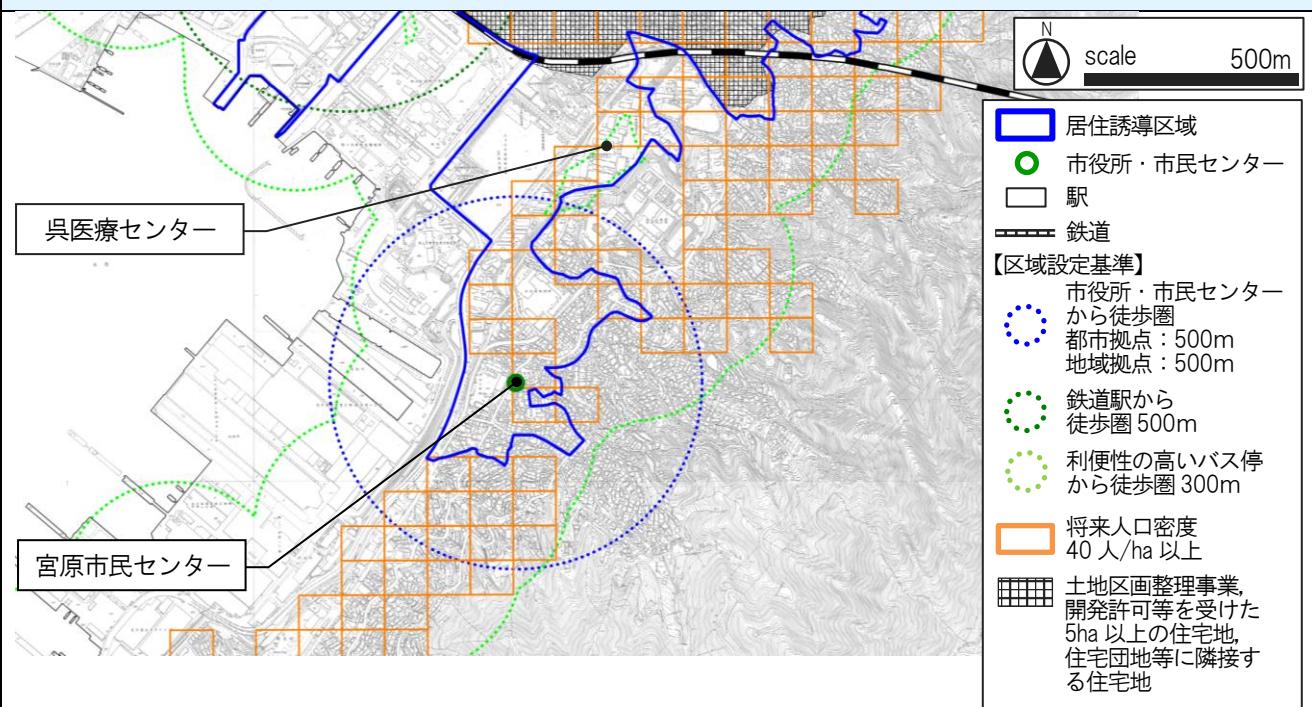
中央・宮原地域(中央):約353.9ha



【区域設定のポイント】

- 呉市役所の徒歩圏の区域、またJR呉駅及びJR川原石駅の徒歩圏の区域のうち、将来的に人口密度が確保される地域を区域に設定しています。
- 呉市役所及び宮原市民センター周辺では、一体的な市街地が形成されているため、居住誘導区域についても一体的に区域を設定しています。

中央・宮原地域(宮原):約24.1ha



【区域設定のポイント】

- 宮原市民センターの徒歩圏の区域を居住誘導区域に設定しています。
- 呉市役所及び宮原市民センター周辺では、一体的な市街地が形成されているため、居住誘導区域についても一体的に区域を設定しています。

警固屋地域：約 13.5ha



路線バスの交通結節点
(鍋棧橋)

警固屋市民センター

| | |
|---|--|
| ■ | 居住誘導区域 |
| ● | 市役所・市民センター |
| □ | 駅 |
| — | 鉄道 |
| 【区域設定基準】 | |
| ○ | 市役所・市民センターから徒歩圏 都市拠点：500m 地域拠点：500m |
| ○ | 鉄道駅から 徒歩圏 500m |
| ○ | 利便性の高いバス停 から徒歩圏 300m |
| □ | 将来人口密度 40 人/ha 以上 |
| ■ | 土地区画整理事業、 開発許可等を受けた 5ha 以上の住宅地、 住宅団地等に隣接す る住宅地 |

【区域設定のポイント】

- 警固屋市民センターの徒歩圏の区域を居住誘導区域に設定しています。
- 路線バスの交通結節点（鍋棧橋）周辺では、都市機能誘導区域と一体的な区域として設定しています。

吉浦地域：約 52.8ha



JR かるが浜駅

JR 吉浦駅

吉浦市民センター

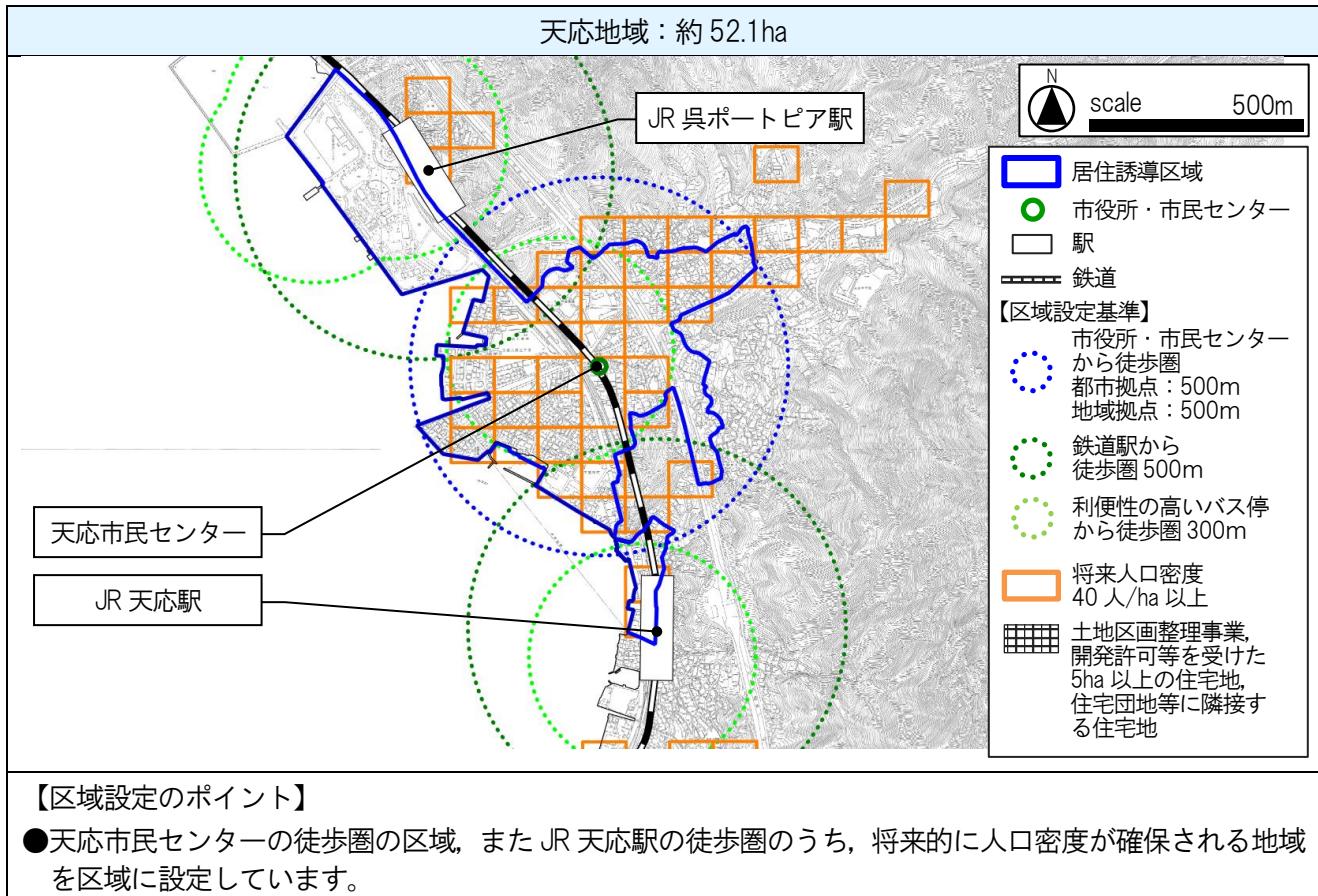
晴海町

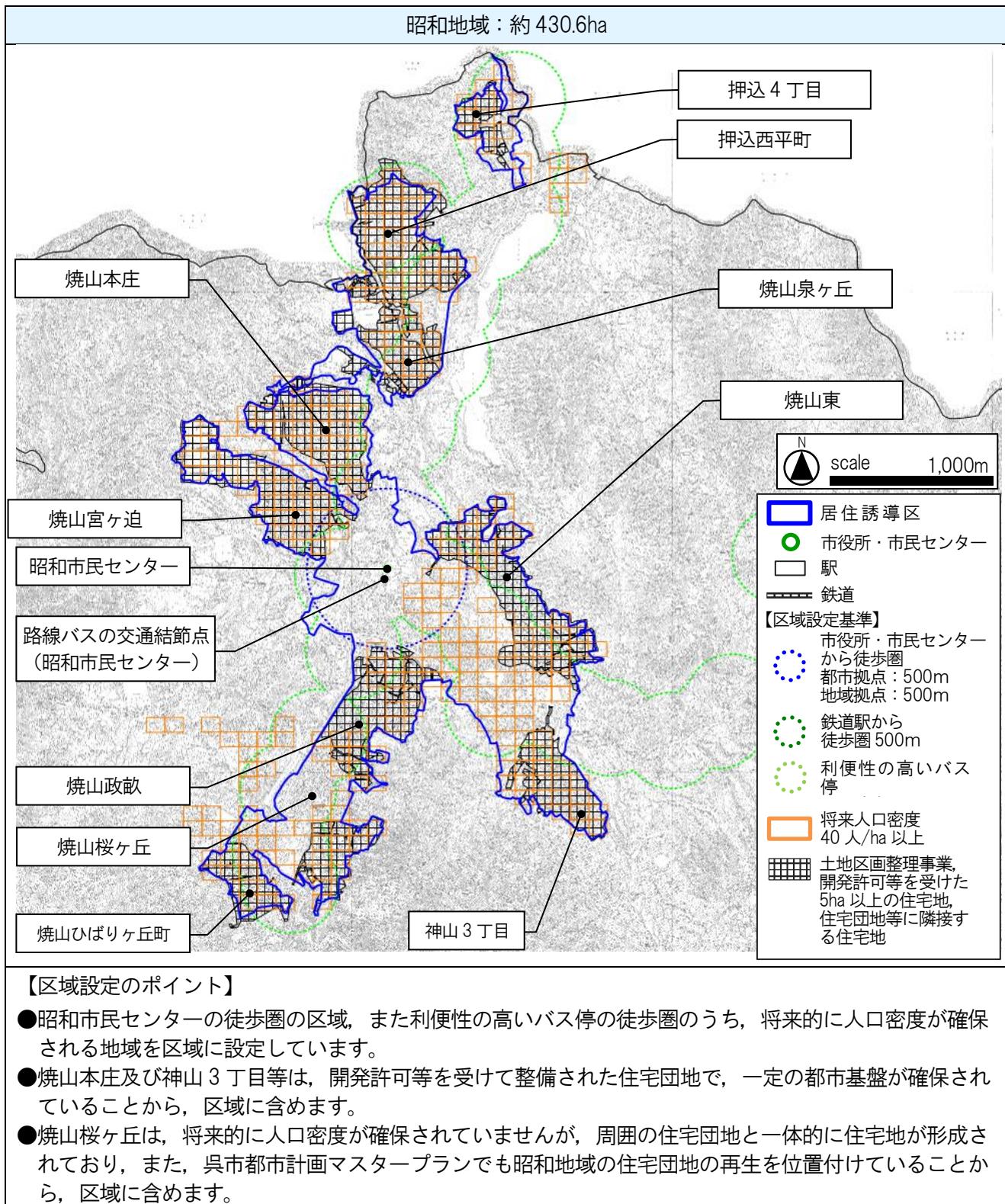
瀬戸見町

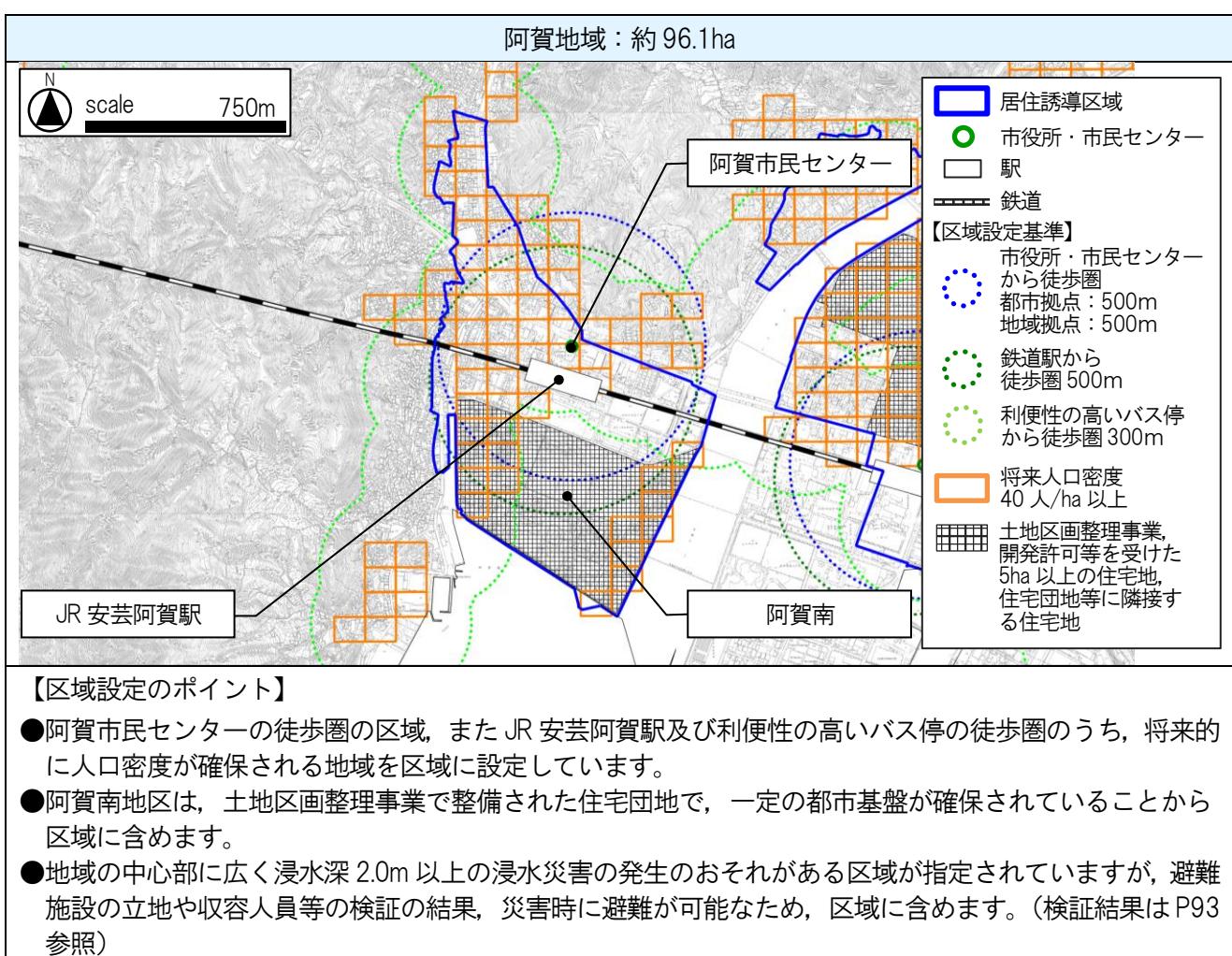
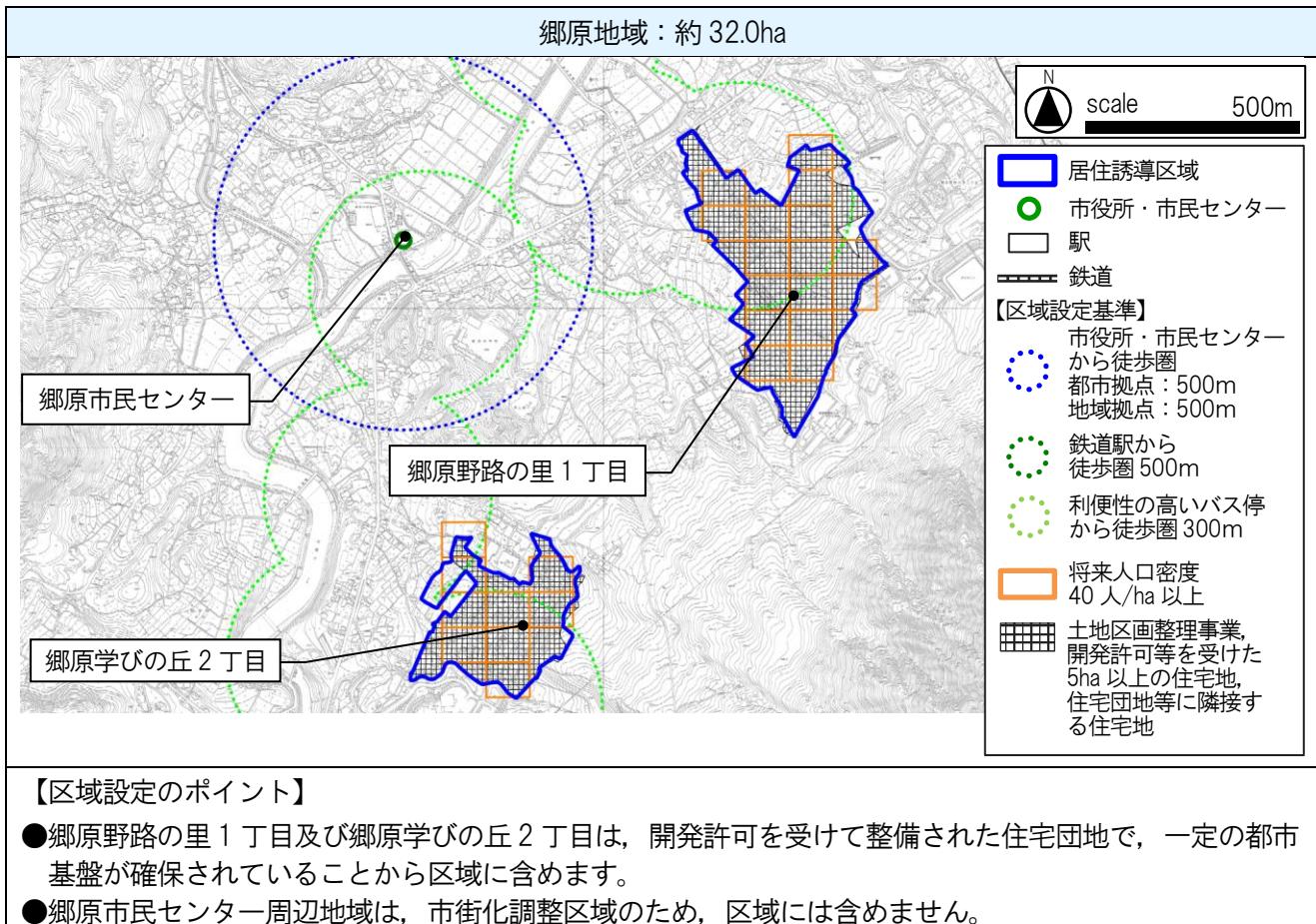
| | |
|---|--|
| ■ | 居住誘導区域 |
| ● | 市役所・市民センター |
| □ | 駅 |
| — | 鉄道 |
| 【区域設定基準】 | |
| ○ | 市役所・市民センターから徒歩圏 都市拠点：500m 地域拠点：500m |
| ○ | 鉄道駅から 徒歩圏 500m |
| ○ | 利便性の高いバス停 から徒歩圏 300m |
| □ | 将来人口密度 40 人/ha 以上 |
| ■ | 土地区画整理事業、 開発許可等を受けた 5ha 以上の住宅地、 住宅団地等に隣接す る住宅地 |

【区域設定のポイント】

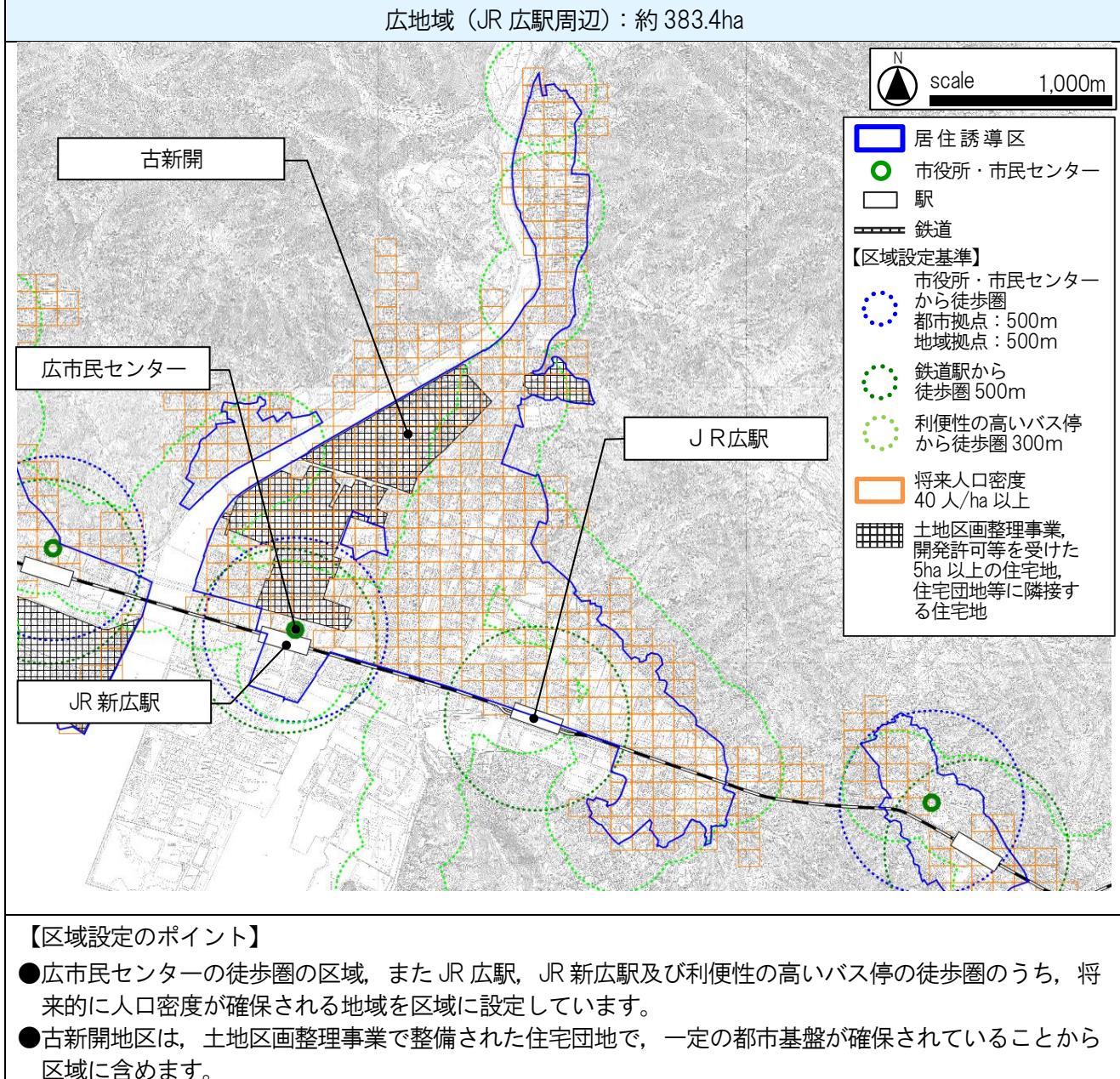
- 吉浦市民センターの徒歩圏の区域、また JR 吉浦駅の徒歩圏の区域のうち、将来的に人口密度が確保される地域を区域に設定しています。
- 晴海町及び瀬戸見町については、飛び地となりますので、開発許可等を受けて整備された住宅団地で、一定の都市基盤が確保されていることから区域に含めます。



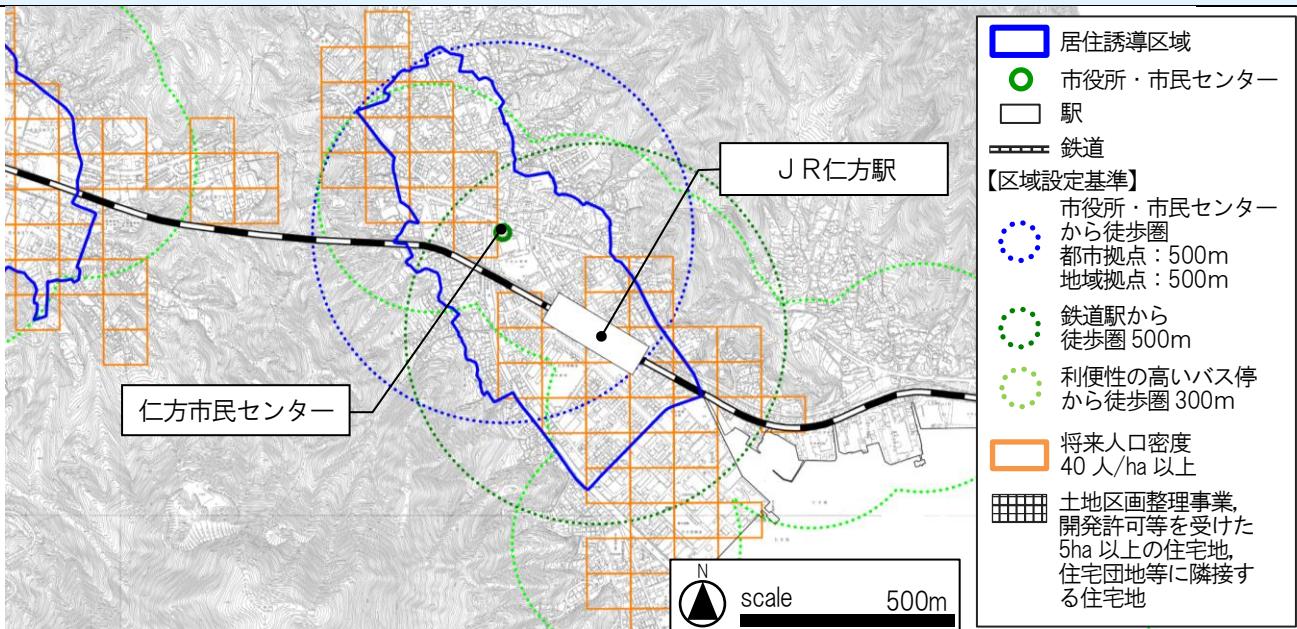




広地域 (JR 広駅周辺) : 約 383.4ha



仁方地域：約 45.3ha

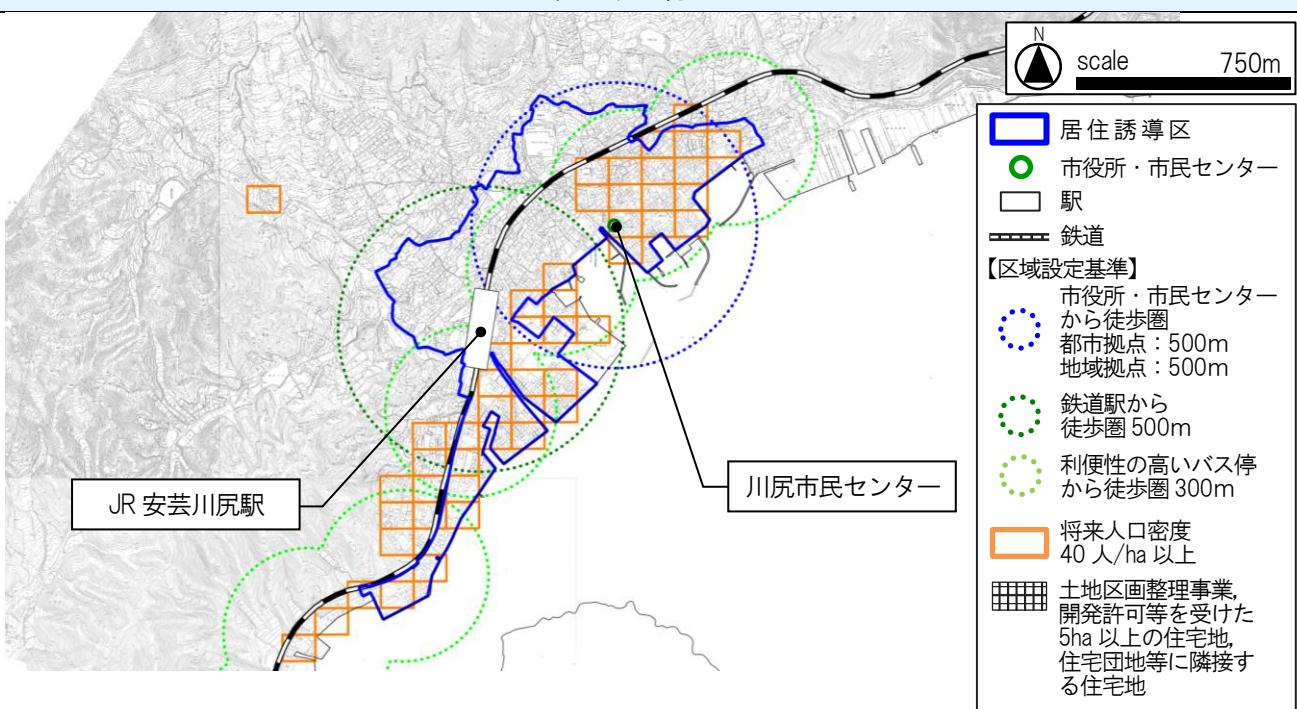


【区域設定のポイント】

- 仁方市民センターの歩行圏の区域、またJR仁方駅の歩行圏のうち、将来的に人口密度が確保される地域を区域に設定しています。

■川尻安浦都市計画区域の居住誘導区域: 約 147.7ha

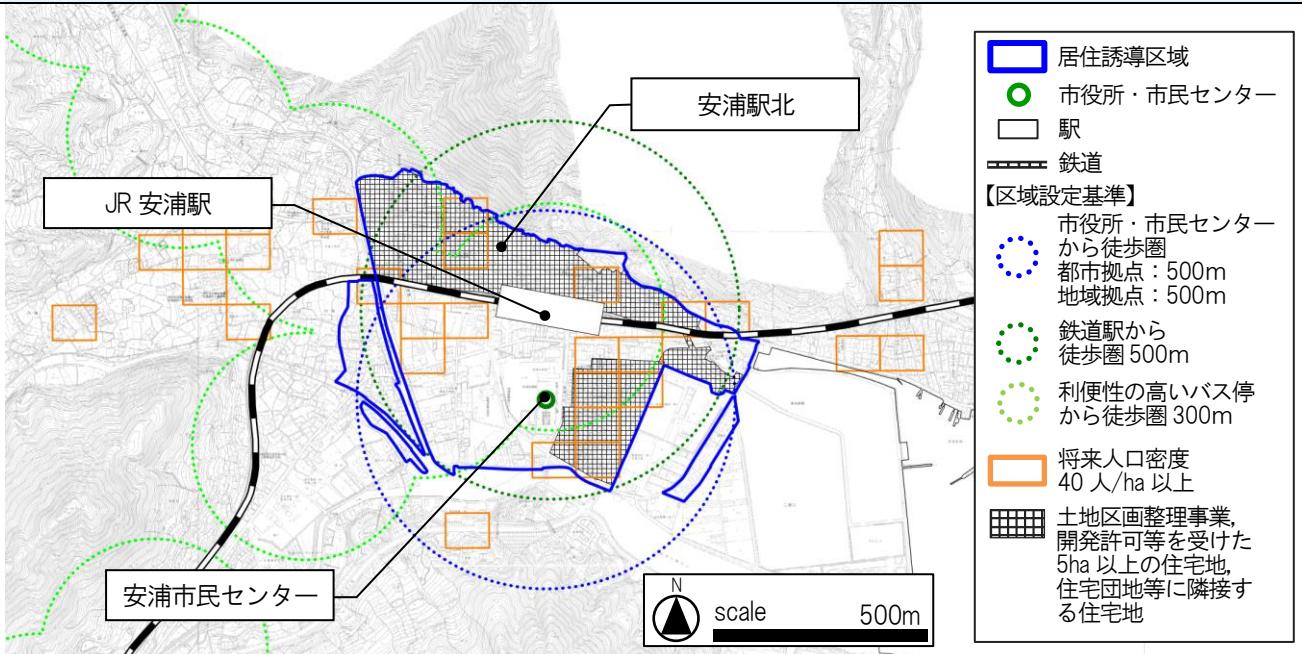
川尻地域：約 76.3ha



【区域設定のポイント】

- 川尻市民センターの歩行圏の区域、またJR安芸川尻駅及び利便性の高いバス停の歩行圏のうち、将来的に人口密度が確保される地域を区域に設定しています。
- JR安芸川尻駅北側周辺は、都市機能誘導区域と一体的な区域として、区域に含めます。

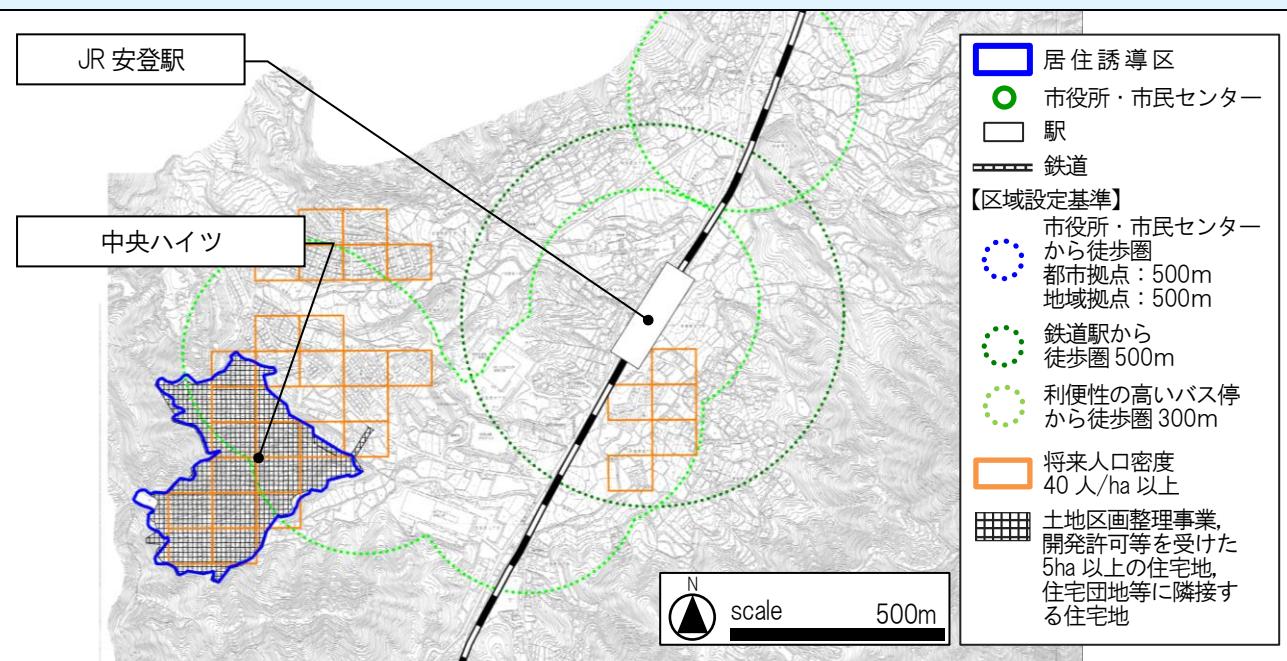
安浦地域 (JR 安浦駅周辺) : 約 54.9ha



【区域設定のポイント】

- 安浦市民センターの徒歩圏の区域、また JR 安浦駅の徒歩圏のうち、将来的に人口密度が確保される地域を区域に設定しています。
- 安浦駅北地区は、土地区画整理事業で整備された住宅団地で、一定の都市基盤が確保されていることから区域に含めます。
- 地域の中心部に広く浸水深 2.0m 以上の浸水災害の発生のおそれがある区域が指定されていますが、避難施設の立地や収容人員等の検証の結果、災害時に避難が可能なため、区域に含めます。(検証結果は P93 参照)

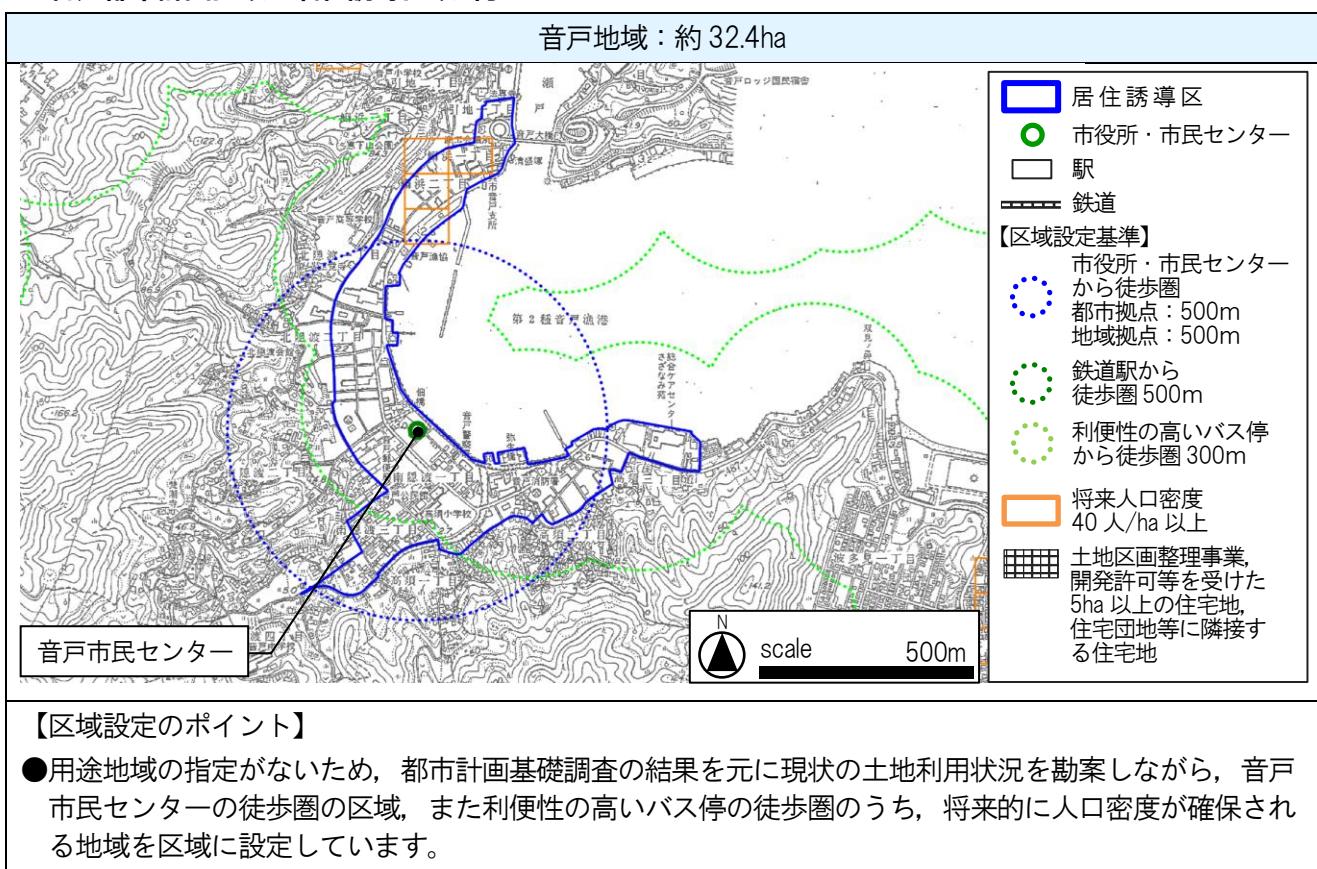
安浦地域 (JR 安登駅周辺) : 約 16.8ha



【区域設定のポイント】

- 中央ハイツは、開発許可を受けて整備された住宅団地で、一定の都市基盤が確保されていることから区域に含めます。

■音戸都市計画区域の居住誘導区域:約 32.4ha



ウ 居住誘導区域の即地的検証

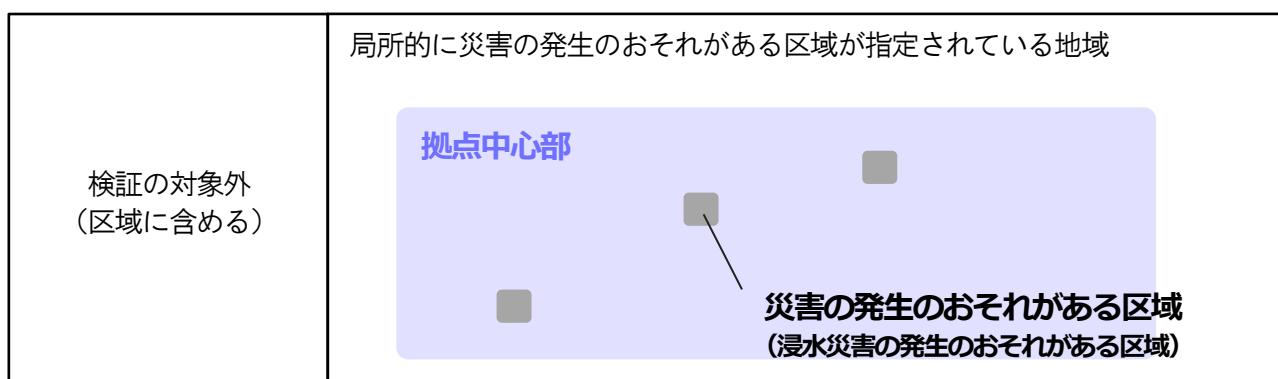
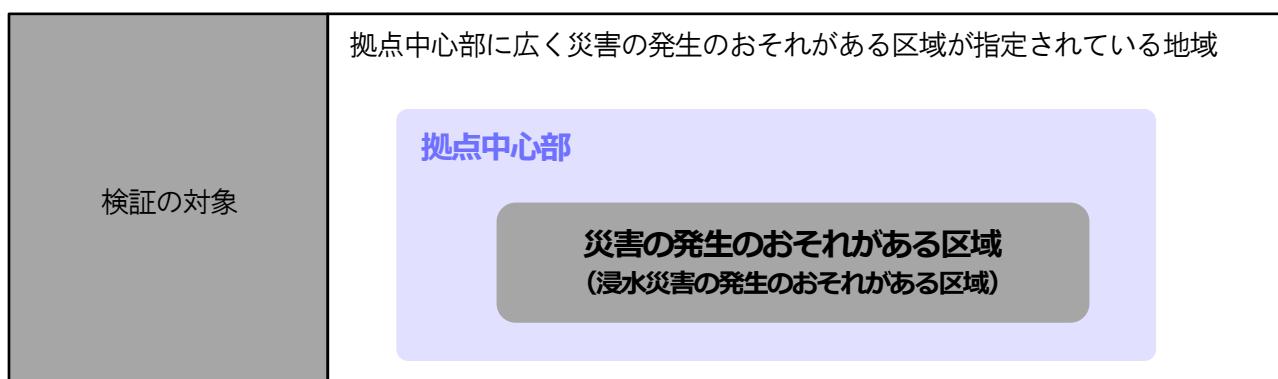
まちづくりの方針に示す安全な市街地への居住誘導による、安心して暮らせるまちづくりの観点から、居住誘導区域の区域設定基準では、土砂災害特別警戒区域や浸水深2.0m以上の浸水災害の発生のおそれがある区域については、原則、区域設定の対象外としていますが、本市の地形的特性から拠点中心部にも災害の発生のおそれがある区域が指定されている地域があります。

災害に対する安全性が確保された市街地へ居住を誘導することが重要である一方で、地域の日常生活を支える各拠点の地域コミュニティや生活サービス機能を維持するために居住を誘導することも必要です。

そのため、居住誘導区域の即地的検証では、拠点中心部に浸水深2.0m以上の浸水災害の発生のおそれがある区域が広く指定されている地域を対象として、居住誘導区域の設定が可能かどうかを検証します。

また、局所的に災害の発生のおそれがある区域が指定されている地域については、一体的な市街地形の観点から居住誘導区域に含めるものとします。

■検証対象のイメージ



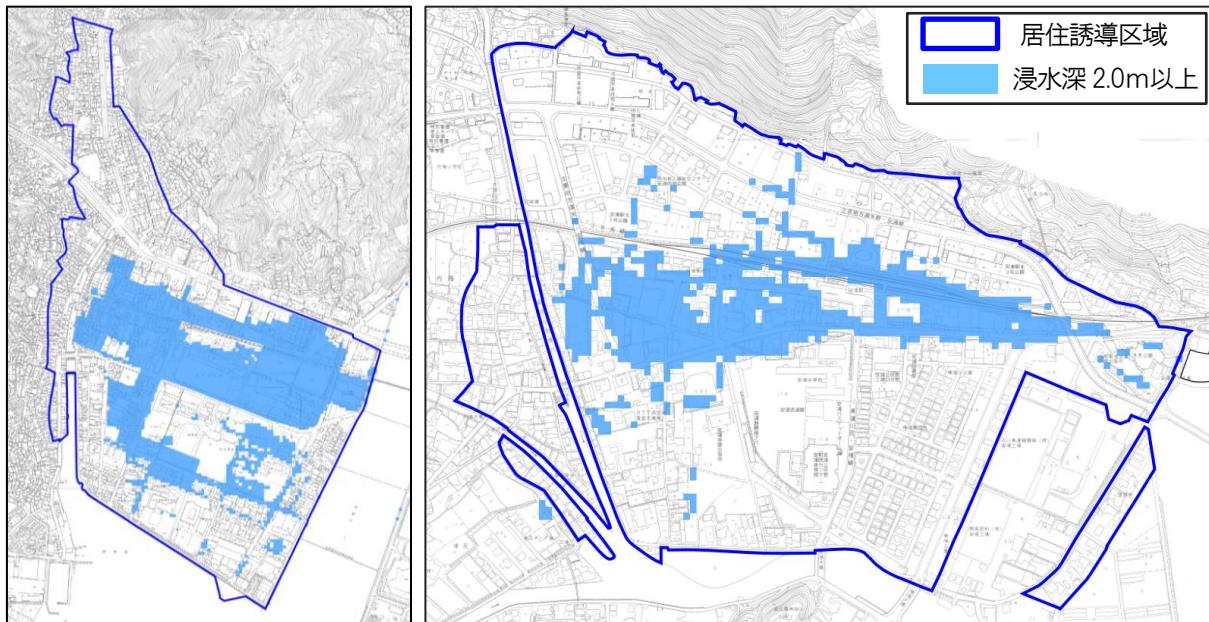
(7) 検証の対象となる地域について

阿賀地域及び安浦地域は、浸水深2.0m以上の浸水災害の発生のおそれがある区域が市街地の中心部に広く指定されています。

また、浸水深と建物被災状況の関係については、国土交通省の「東日本大震災による被災現況調査結果について（第1次報告）」において、浸水深2.0m前後で建物被災状況に大きな差があり、浸水深2.0m以上の場合には建物が全壊となる割合が大幅に増加することが報告されています。

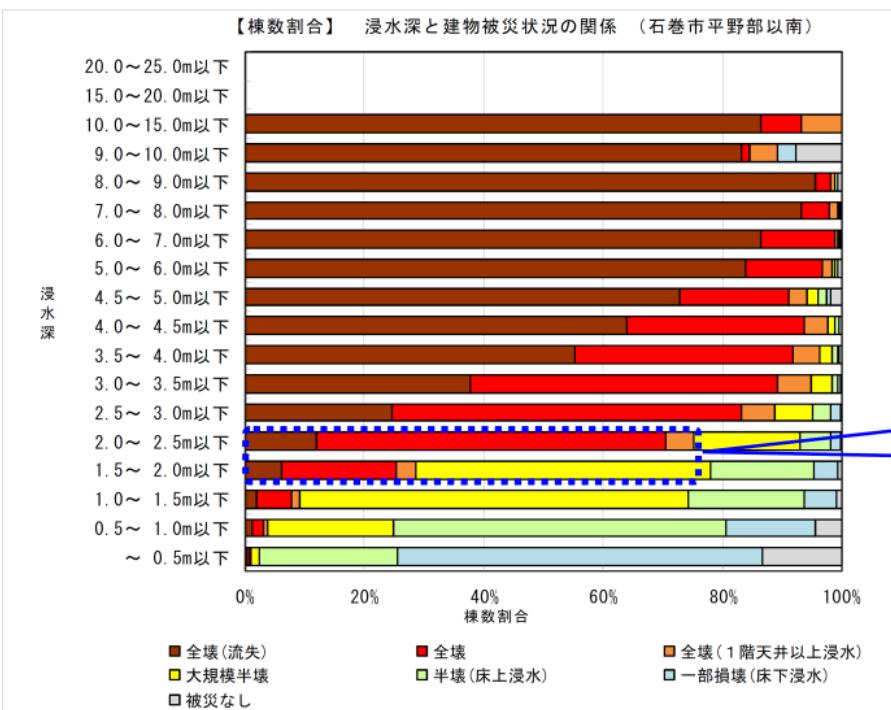
このことから、阿賀地域及び安浦地域の浸水深2.0m以上の区域に居住する方が避難することが可能かどうかを検証します。

■浸水深2.0m以上の浸水災害の発生のおそれがある区域の指定状況(左図:阿賀地域 右図:安浦地域)



出典：広島県「洪水ポータルひろしま、高潮・津波災害ポータルひろしま」

■浸水深と建物被災状況の関係



出典：国土交通省「東日本大震災による被災現況調査結果について（第1次報告）」

(イ) 一時避難施設等の徒歩圏の検証

本市が定める一時避難施設及び山等の高台などへの避難が可能かどうか検証します。

阿賀地域については、一時避難施設の徒歩圏 300m^{※1}内に、浸水深 2.0m以上の浸水災害の発生のおそれがある区域のほぼ全域が含まれています。

安浦地域については、一時避難施設の徒歩圏及び山等の高台からの徒歩圏内に、浸水深 2.0m以上の浸水災害の発生のおそれがある区域のほぼ全域が含まれています。

※1 一時避難施設の徒歩圏は、一般的に高齢者、子ども等の歩行等を考慮し、最長 500mと定められていますが、河川や鉄道等での地形的な分断や共助による避難を考慮し、300m^{※2}を一時避難施設の徒歩圏とします。（総務省「市町村における津波避難計画策定指針」）

※2 津波到達予想時間を 10 分、避難開始できる時間を 5 分、避難歩行速度を 60m/分と設定し、算出しています。

$$(\text{一時避難施設の徒歩圏}) = (\text{避難歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始できる時間})$$

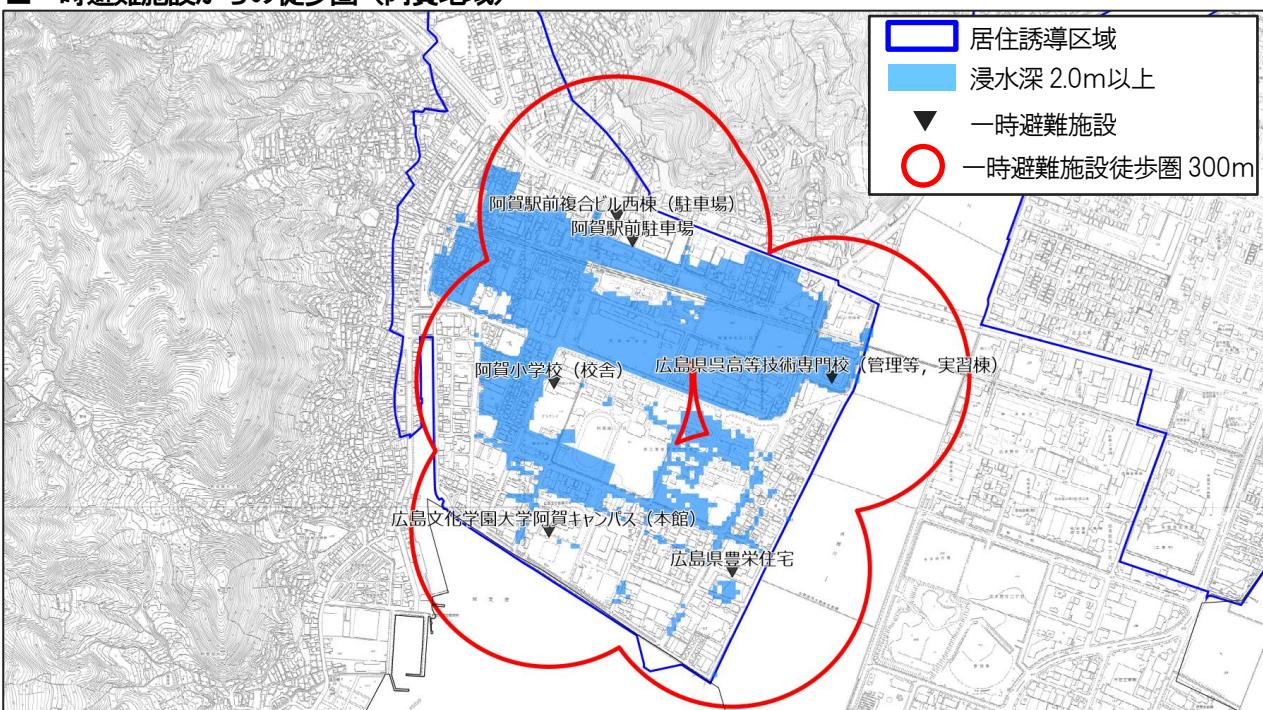
300m

60m/分

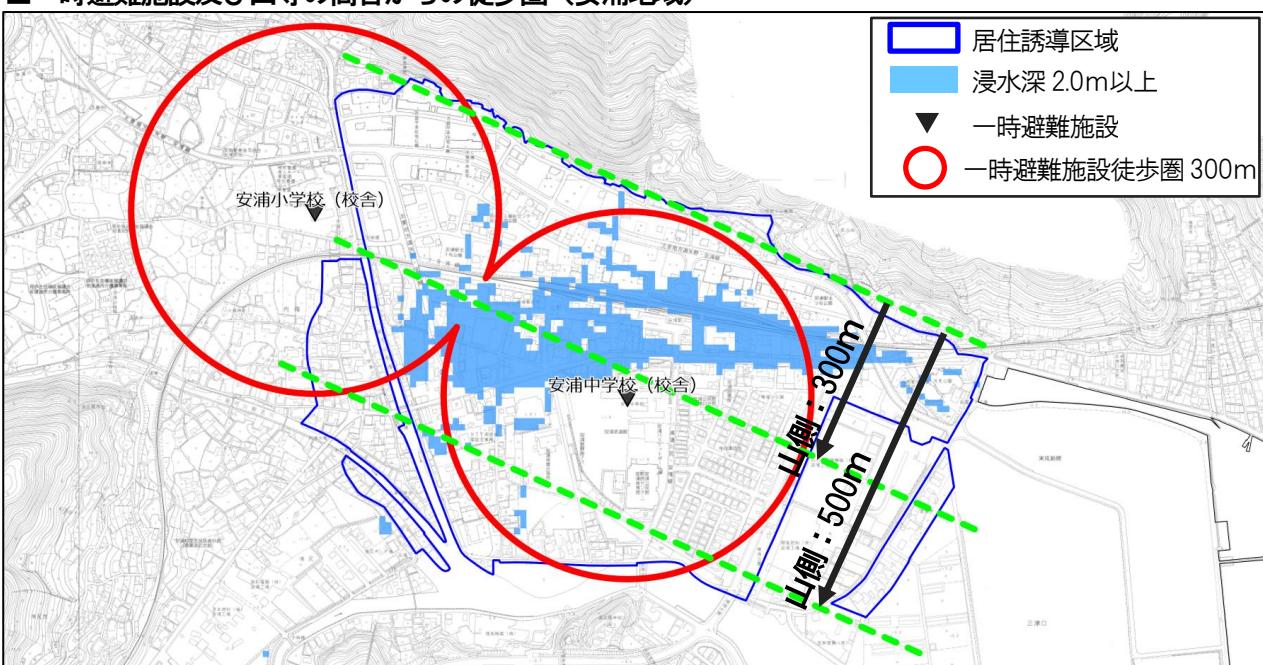
10 分

5 分

■一時避難施設からの徒歩圏（阿賀地域）



■一時避難施設及び山等の高台からの徒歩圏（安浦地域）



(ウ) 一時避難施設の収容人員の検証

避難先の受け皿である一時避難施設の収容人員について検証します。

阿賀地域については、浸水深2.0m以上の区域周辺に6施設の一時避難施設があり、収容人員の合計は4,830人となっています。浸水深2.0m以上の区域に居住する人口の1,134人に対して、十分な収容人員が確保されています。

安浦地域については、浸水深2.0m以上の区域周辺に3施設の一時避難施設があり、収容人員の合計は510人となっています。浸水深2.0m以上の区域に居住する人口の229人に対して、十分な収容人員が確保されています。

■一時避難施設の収容人員と浸水深2.0m以上の区域に居住する人口

| 地域名 | 一時避難施設※1 | 収容人員 | 収容人員計 | 浸水深2.0m以上の区域に居住する人口※2 |
|------|----------------------|-------|-------|------------------------------------|
| 阿賀地域 | 阿賀駅前駐車場 | 380 | 4,830 | 1,134 世帯人員（H31）：2.0 建物棟数：567 |
| | 広島県呉高等技術専門校(管理棟、実習棟) | 490 | | |
| | 広島文化学園大学阿賀キャンパス（本館） | 1,730 | | |
| | 広島県豊栄住宅 | 970 | | |
| | 阿賀駅前複合ビル西棟（駐車場） | 840 | | |
| | 阿賀小学校（校舎） | 420 | | |
| 安浦地域 | 安浦中学校（校舎） | 410 | 510 | 229 世帯人員（H31）：2.1 建物棟数：109 |
| | 安浦小学校（南校舎） | 60 | | |
| | 安浦小学校（北校舎） | 40 | | |

※1：浸水深2.0m以上の区域周辺の一時避難施設

※2：各地域の世帯人員に浸水深2.0m以上の区域に含まれる建物棟数に乗じて算出しています。

出典：呉市「[呉市地域防災計画](#)」、「平成31年度3月末住民基本台帳町丁別人口」

(イ) 検証結果

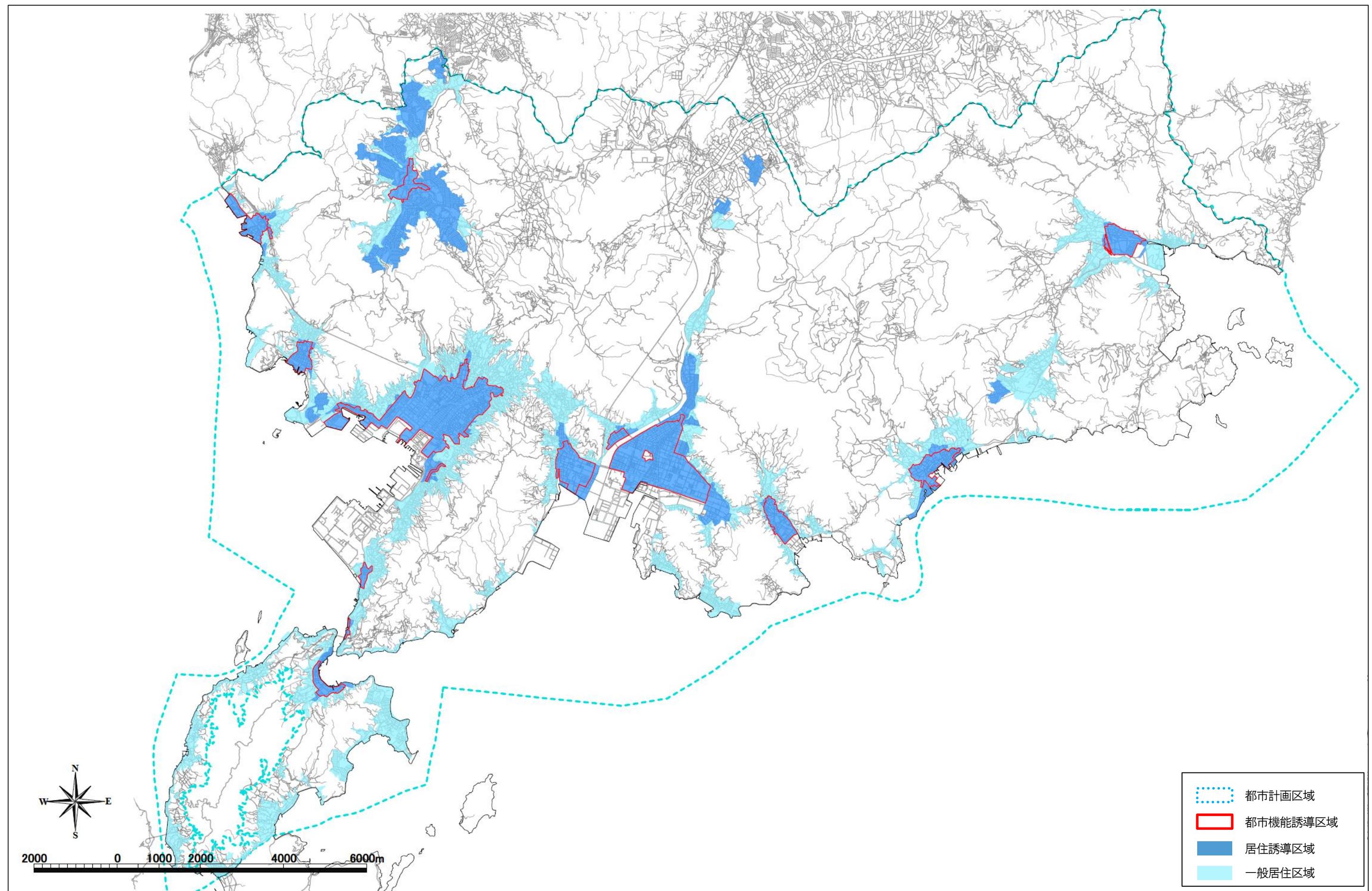
のことから、阿賀地域及び安浦地域では、居住誘導区域内に浸水深2.0m以上の区域がありますが、周辺の一時避難施設の徒歩圏が区域を網羅していること、その受け皿である収容人員も十分確保されているため、例外的に居住誘導区域を設定します。

また、今後、防災分野の計画と連携しながら、阿賀地域及び安浦地域の居住誘導区域内に浸水深2.0m以上の区域を含む地域やその周辺地域でも安全・安心して暮らし続けられるようにハード・ソフト両面での取組を検討していきます。

工 誘導区域及び市独自区域の設定

誘導区域及び市独自区域を次のとおり、設定します。

■誘導区域と市独自区域(都市計画区域全域)



(7) 居住誘導区域の人口の検証

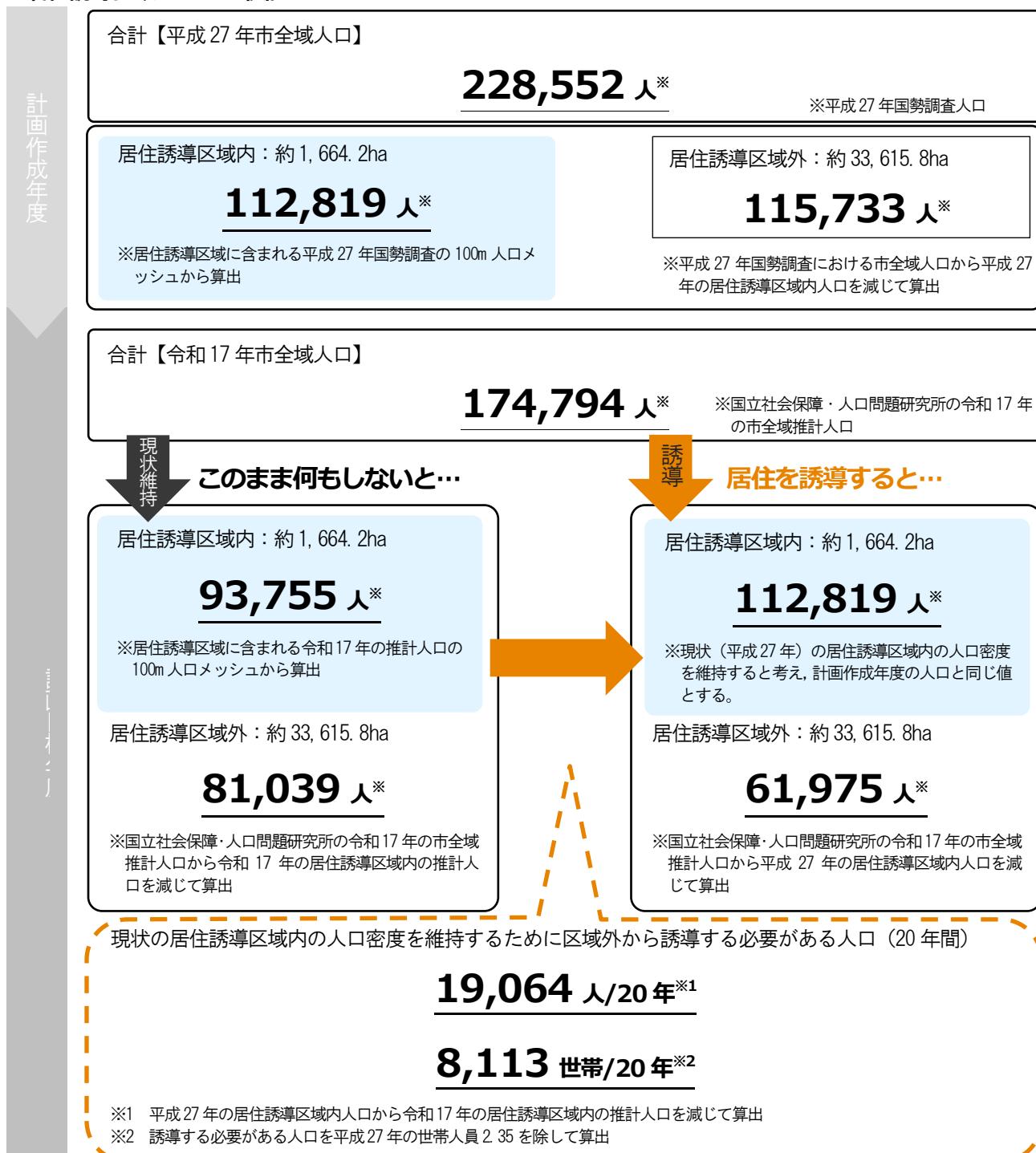
ア 人口の検証

居住誘導区域は、少なくとも現状における人口密度が確保される等、将来人口等の見通しを踏まえた適切な範囲に設定します。

居住誘導区域の人口の検証では、居住誘導区域内の人口密度を維持する場合、目標年度までに市内の居住誘導区域外からどれくらいの人口を誘導する必要があるか把握し、現実的に誘導可能かどうかを検証します。

居住誘導区域の人口の検証の結果、人口減少により令和17年の居住誘導区域内人口は93,755人となります。居住誘導区域内の人口を令和17年まで維持するためには、居住誘導区域外から19,064人(8,113世帯)を誘導する必要があります。

■居住誘導区域の人口の検証



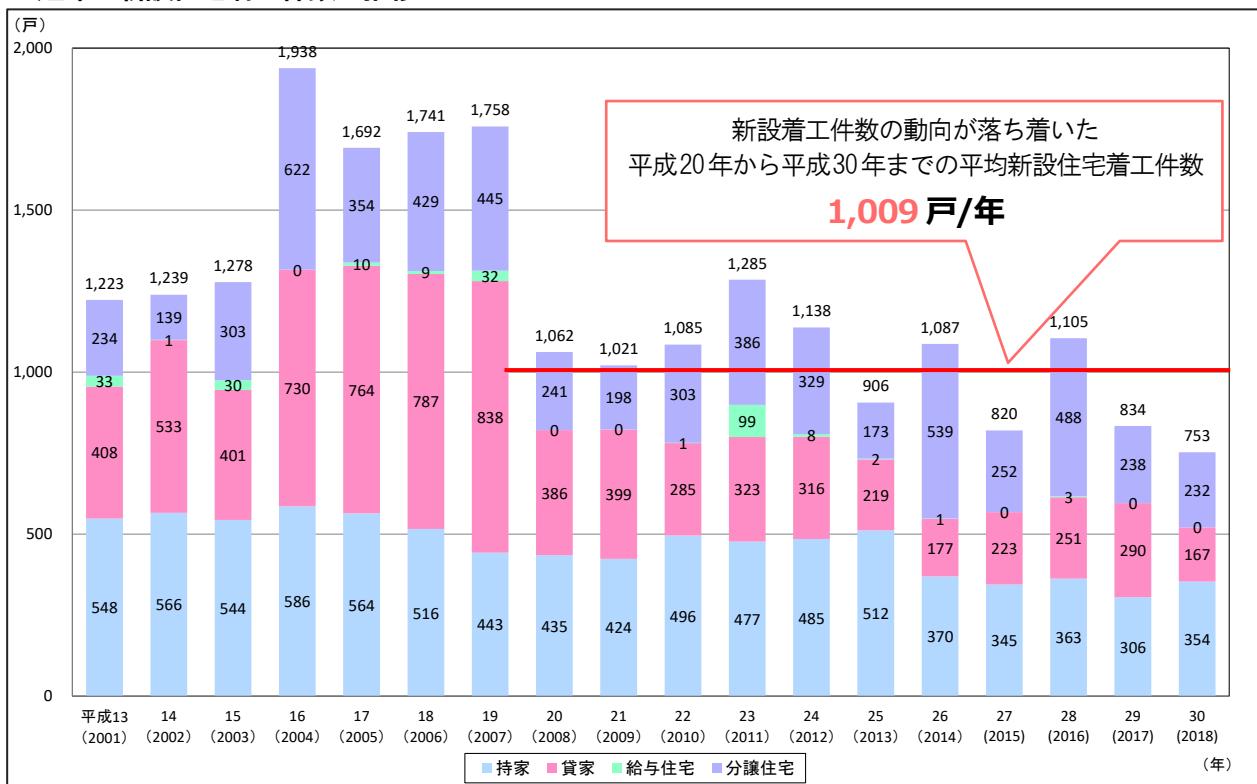
イ 実現性の検討

アの検証結果で得られた、令和17年に現状の居住誘導区域内の人口密度を維持するために必要な人口19,064人(8,113世帯)が現実的に誘導可能なのかを近年の本市の新設住宅着工件数との比較により検討します。

まず、近年の市内の新設住宅着工件数を見ると、平成19年から平成20年にかけて着工件数が大きく減少しましたが、平成20年以降は1,000戸/年前後で推移しています。従って、検討では平成20年から平成30年までの比較的着工件数の動向が落ち着いた期間の平均新設住宅着工件数1,009戸を用います。

検討の結果、住宅着工件数1戸当たり、新たに本市の世帯が1世帯増加していると仮定した場合、誘導するために必要な世帯数406世帯/年(8,113世帯/20年)よりも、近年の新設住宅着工件数1,009戸/年(≈1,009世帯/年)の方が大きいため、十分に誘導可能な範囲と考えられます。但し、本市では毎年1,000人程度の「社会減」が続いているため、居住誘導による取組と併せて、転出抑制の取組検討が重要です。

■近年の新設住宅着工件数の推移



出典：呉市資料

■誘導する必要がある世帯と新設住宅着工件数との比較

近年の市内の平均新設住宅着工件数の方が誘導する必要がある世帯よりも大きい

誘導する必要がある世帯

954人/年

(19,064人/20年)

406世帯/年

(8,113世帯/20年)

近年の新設住宅着工件数

1,009戸/年*

(≈1,009世帯/年)

*平成20年から平成30年までの市内の新設住宅着工件数の平均値

*住宅着工件数1件当たり1世帯と想定

3 誘導施策の設定

誘導施策とは、都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するため、また、居住誘導区域内に居住を誘導するために本市で講じる施策ですが、都市機能や居住の誘導元として想定される誘導区域外における施策等の考え方や、今後取り組むべき都市のスポンジ化への対応、将来の公的不動産の活用方針等についても併せて記載しています。

(1) 誘導施策の基本的な考え方

本市が目指す「**つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市「くれ」**」の実現に向け、居住や誘導施設の立地の誘導、また、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築に向けた施策を展開していきます。

誘導施策は、国等が直接行う支援や市が行う施策について類型し、市が行う施策については、五つのまちづくりの方針に基づき位置付けを行います。

また、誘導施策をより効果的なものとするためには、医療、福祉、子育て支援、商業を始めとした様々な分野の施策を一体的に講じていく必要があることから、各分野の個別計画と連携を図ります。

(2) 誘導施策の設定

ア 国等が直接行う既存の支援

(ア) 税制支援

| 誘導施策 | 具体的な誘導施策のイメージ |
|------------------|---|
| 誘導施設に対する税制上の特例措置 | <ul style="list-style-type: none">・都市機能誘導区域外から区域内への事業用資産の買い換え特例（課税緑延べ）・誘導施設と合わせて整備する公共施設等（道路・通路、公園・広場等）の固定資産税等の課税標準の特例・誘導施設の整備のための土地等を譲渡した場合の特例（軽減税率の適用）等 |

(イ) 金融支援

| 誘導施策 | 具体的な誘導施策のイメージ |
|-----------------------|--|
| 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置 | <ul style="list-style-type: none">・民間事業者が実施する誘導施設の整備に対して出資 |

イ 国の支援を受けて市が行う施策の具体的な制度の例

| 誘導施策 | 誘導施策のイメージ | 活用が想定される事業 ^{※1} |
|----------------------------|---|---|
| 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策 | <ul style="list-style-type: none">・誘導施設の整備、歩行空間の整備・民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策 | <ul style="list-style-type: none">・誘導施設の整備や一体的に必要となる道路や交通結節点機能の整備^{※2}等 |
| 居住誘導区域に居住を誘導するための施策 | <ul style="list-style-type: none">・居住者の利便の用に供する施設の整備 | <ul style="list-style-type: none">・誘導施設等へのアクセス道路の整備・公園・緑地等の整備・バリアフリー環境の整備等 |
| | <ul style="list-style-type: none">・公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化・向上^{※2} | <ul style="list-style-type: none">・交通結節点機能（駅前広場やペデストリアンデッキ等）の整備^{※2}・バス等の乗り換え施設の整備^{※2}等 |

※1 一例を示しており、その他については、立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置の一覧及びコンパクトシティの形成に関する支援施策集を参照してください。

※2 公共交通に関する施策は、まちづくりの方針5に係る施策として位置付けます。

ウ 市が行う具体的な施策

まちづくりの方針1

若者や子育て世代のニーズに応える環境整備による、若者の定住を促進するまちづくり

- 呉市の強みである医療機関への雇用を維持するとともに、新たな雇用の場となるにぎわいを生む施設の誘導や新産業の育成により、都市の魅力の向上や生活環境を整えることで、若者の定住を促進するまちづくりを推進します。
- 子育て世代のニーズに対応するため、子育てしながらでも働く環境、子育てしやすい環境を作り、子育て世代が暮らしやすい生活環境を整備します。

都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策

【継続施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|------|----------------------------|-----------------------------|
| 基盤整備 | 誘導施設（公共・民間）の整備に対する国補助制度の活用 | 都市構造再編集中支援事業や都市再生整備計画事業等の活用 |

【新たに検討が必要な施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|------|-----------------------------|--|
| 基盤整備 | ★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国補助制度の活用 | 税制上の特例措置等の活用 |
| 土地利用 | ★都市計画制度の活用 | 用途地域や地区計画、特定用途誘導地区、誘導施設に係る容積率の緩和措置の検討等 |

居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

【継続施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|-------|----------------------------------|--|
| 医療 | 医療体制の継続的な確保と人材育成 | 救急医療体制の確保、小児医療の充実、福祉人材及び医療従事者の確保・育成等 |
| 子育て支援 | 子どもの遊ぶ場の充実 | 遊具の更新、施設の改修、ユニバーサルデザイン等 |
| | 子どもの居場所づくり | 放課後児童会の充実等 |
| | 地域における子育て支援の充実 | 地域子育て支援拠点事業の推進、ファミリー・サポート・センター事業の充実等 |
| | 保育サービスや幼児教育の充実 | 延長保育、病児・病後児保育、認定こども園の設置支援等 |
| | 妊娠から子育てまでの総合的な支援 | 子育て世代包括支援センターにおける包括支援の充実、こども医療費助成の充実等 |
| 産業 | 雇用の創出・定住につながる新産業の育成 | 積極的な企業誘致・留置活動の展開、新産業・新技術開発へのチャレンジ支援 創業・起業等の支援 |
| | 都市計画制度の活用による良好な居住環境の形成 | 区域区分、用途地域、地区計画等の活用 |
| 基盤整備 | 都市間・地域間を結ぶ幹線道路網の整備 | 広島呉道路の4車線化、国道185号、(主)呉平谷線等の整備促進等 |
| | 都市計画道路等の整備や狭あいな道路の拡幅等による住環境整備の推進 | 都市計画道路等の整備の推進(広駅前地区の街路事業等) 狭あい道路整備事業の推進 公共施設や社会基盤のバリアフリー化の推進 |
| | コミュニティ形成の場の創出 | アーバンスポーツ施設の整備の推進 |
| 官民連携 | AIやIoT等の新技術の活用 | スマートチャレンジくれの推進 |

まちづくりの方針2

魅力ある地域資源を生かし、中心市街地や各地域の交流を導き、呉市のにぎわいを生み出すまちづくり

- 呉の魅力である多彩な地域資源を生かしつつ、市内外の人々の交流を促進するため、中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の誘導・配置を行います。
- 中心市街地の交流が各地域に拡がっていくよう、民間の活力を取り入れながら呉市のにぎわいを生み出すまちづくりを推進します。
- 観光産業による所得向上と雇用創出により、活力あるまちづくりを目指します。

都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策

【継続施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|------|-----------------------------|--|
| 基盤整備 | 中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の機能強化 | 呉駅周辺地域における拠点機能の強化、大和ミュージアムの機能強化 |
| | 誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用 | 都市構造再編集中支援事業や都市再生整備計画事業等の活用（呉駅周辺地域総合開発に関連する施設の整備及び呉市中心部回遊性向上機能の整備） |
| 産業 | 観光産業による所得向上と雇用創出 | 外国人観光客やクルーズ客船誘致の強化、観光客の移動や宿泊機能の充実、市民・事業者・市役所が一体となった顧客ニーズを重視した観光に対する市民意識の醸成 |
| | 第3次産業の魅力向上 | 商業施設等の活性化支援、起業家支援事業 |
| | 産地育成・ブランド化の推進 | 呉産品の販路拡大支援 |
| 官民連携 | 民間活力によるにぎわいの創出 | 呉駅周辺地域総合開発に関連する事業（官民連携に係る機能の導入） |
| | | エリアの価値を向上させるリノベーションまちづくりの取組支援 |
| | | 都市再生推進法人の指定等によるエリアマネジメントの支援 |
| | | 公共空間を活用したにぎわい創出（移動販売車の出店や特例制度等の活用） |
| | | ウォーカブルな人を中心の公共空間の創出 |
| | | 新たな観光推進体制の充実 |

【新たに検討が必要な施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|------|------------------------------|---|
| 基盤整備 | ★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用 | 税制上の特例措置の活用 |
| 土地利用 | ★都市計画制度の活用 | 用途地域や地区計画、特定用途誘導地区、誘導施設に係る容積率の緩和措置の検討等 |
| | ★中心市街地における低未利用地活用促進策の検討 | 低未利用土地利用等指針に基づき、低未利用土地権利設定等促進計画制度や立地誘導促進施設協定等の活用を検討 |
| 官民連携 | ★関係人口の創出によるにぎわいづくり | ワーケーションやブレジャー等の柔軟な働き方や滞在型観光の環境整備の推進 |

居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

【継続施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|------|----------------|----------------|
| 官民連携 | AIやIoT等の新技術の活用 | スマートチャレンジくれの推進 |

【新たに検討が必要な施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|------|-------------|-------------|
| 土地利用 | ★都市環境の保全と形成 | グリーンインフラの推進 |

まちづくりの方針3

地域規模等に応じた都市機能と公共施設等の適正配置による、生活利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくり

- 居住の誘導により人口密度の高い地域を確保することで、各地域の特性に応じた生活サービス施設の集積につながり、生活利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくりにつなげます。
- 歩いて暮らせるまちづくりによって健康増進を図るとともに、医療・福祉施策と連携することで、健康・医療・福祉のまちづくりを総合的に推進します。
- 呉市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な配置や統廃合を進めるとともに、施設を適切に維持管理することで長寿命化等を図り、行政サービスを安全かつ継続的に提供します。

都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策

【継続施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|------|-----------------------------|-----------------------------|
| 基盤整備 | 誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用 | 都市構造再編集中支援事業や都市再生整備計画事業等の活用 |
| | ウォーカブルなまちづくりの推進 | 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成 |
| 公共施設 | 呉市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の適正配置 | 個別施設計画の推進 |

【新たに検討が必要な施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|------|------------------------------|--|
| 基盤整備 | ★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用 | 税制上の特例措置等の活用 |
| 土地利用 | ★都市計画制度の活用 | 用途地域や地区計画、特定用途誘導地区、誘導施設に係る容積率の緩和措置の検討等 |

居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

【継続施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|------|----------------------------------|---|
| 医療福祉 | 地域で支える健康・医療・福祉環境の構築 | 地域包括ケアシステムの推進、地域総合医療チームの推進、データヘルスによる健康寿命の延伸 |
| 基盤整備 | 道路や公園、上下水道等の暮らしを支える社会基盤の適正な維持・整備 | 施設の計画的・効率的な長寿命化の推進、安全・防災・需要を考慮した適正な整備 |
| 官民連携 | AIやIoT等の新技術の活用 | スマートチャレンジくれの推進 |

まちづくりの方針4

安全な市街地への居住誘導による、安心して暮らせるまちづくり

- 斜面市街地等の災害の発生のおそれがある区域から安全な市街地へ居住を誘導することで、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- これまでの災害を踏まえた防災・減災機能を有する施設の整備や道路ネットワーク等の交通基盤の強化等を推進し、強靭化・機能強化による市街地の安全性の向上を図ります。
- 災害の発生のおそれがある区域の周知や避難態勢の強化等に取り組み、地域の防災力の向上を図ります。
- 利用可能な空き家や空き地を活用し、定住・移住を推進することで、生活安全性を高め、健全な地域コミュニティを維持します。

※災害リスクに係る分析を踏まえた、まちづくりにおける総合的かつ計画的な防災・減災対策を進める取組方針及び具体的な取組は、「第5章 防災指針」で整理しています。

都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策

【継続施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|----|------------|-----------------------------------|
| 防災 | 防災拠点の機能の強化 | 防災拠点となる市役所、市民センター、まちづくりセンター等の機能強化 |
| | | 呉駅における防災拠点機能の整備 |

居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

【継続施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|------|----------------------|---|
| 住宅 | 空き家の利活用促進 | 空き家バンクの充実、空き家家財道具等処分支援、危険な空き家の除却促進 |
| | 定住・移住の促進 | 呉市移住定住ポータルサイトの充実、新婚・子育て世帯の定住支援、移住希望者の住宅取得支援、同居・近居支援 |
| | 高齢者の住まいの支援 | 高齢者ニーズに応じた住まいの提供支援 |
| | 良質な住宅ストックの形成 | 住宅の耐震診断・改修助成、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置、呉市建築物土砂災害等対策事業 |
| | 市営住宅の入居要件の緩和 | 土砂災害特別警戒区域内に戸建て住宅を有する居住者を市営住宅に入居可能とする入居要件の緩和 |
| | まちなか居住の促進 | 居住誘導区域内の不動産取得支援、居住誘導区域転居支援等（災害の発生のおそれがある区域からの転居、新規卒業者、子育て世帯等を要件化） |
| 防災 | 防災知識の普及啓発と避難体制の整備 | 各種ハザードマップの作成・周知、避難体制の整備 |
| 基盤整備 | 防災・減災機能の強化による市街地の強靭化 | 各種災害防止施設や避難施設の整備や公共施設等の耐震化等による防災機能の強化 |
| | 公園の防災機能の強化・充実 | 避難場所の確保や防災機能の強化等（中央公園等） |
| | 緊急輸送道路網の確保 | 緊急輸送道路となる幹線道路等の整備促進や沿道建築物の耐震化の促進 |
| | 避難に必要となる道路の確保 | 主要な避難路における橋梁等の耐震化の推進 |
| 官民連携 | AIやIoT等の新技術の活用 | スマートチャレンジくれの推進 |

【新たに検討が必要な施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|----------|----------------------|---|
| 土地 利用 | ★民間活力による低未利用土地の活用検討 | 低未利用土地利用等指針に基づき、低未利用土地権利設定等促進計画制度や立地誘導促進施設協定等の活用を検討 |
| | ★住み替えや適正な跡地管理の支援策の検討 | 跡地管理支援事業等の検討 |
| | ★災害リスクが低いエリアへの移転の検討 | 土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用の検討 |
| | ★都市環境の保全と形成 | グリーンインフラの推進 |
| 官民 連携 | ★AIやIoT等の新技術の活用 | インフラDXの活用の検討 |

まちづくりの方針5

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成による、つながりの強いまちづくり

- 各拠点の連携を高める効率的で効果的な公共交通ネットワークを維持・確保することで、拠点間の都市機能の補完や交流を促進し、つながりの強いまちづくりを推進します。
- 鉄道や路線バス、生活バス、乗合タクシーなど、より実態に即した交通サービスを維持・確保するとともに、交通結節点等における利用環境の向上を図り、日常の暮らしの中で、自由に移動することができる交通基盤を確保します。
- BRTや自動運転車等の次世代モビリティの導入検討やMaasの導入検討など新技術を取り入れた次世代の公共交通について検討し、スマートシティに向けた取組を推進します。

居住や誘導施設の立地の誘導と一体的に取り組む交通施策

【新たに検討が必要な施策】

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|----|--------------------------------|---|
| 交通 | ★まちづくりと一体となった効率的な公共交通ネットワークの形成 | 広域移動を担う鉄道の機能強化 バス路線の再編（運行形態・路線の見直し等） 産業・観光振興に資する空港アクセスの確保 呉駅周辺地域総合開発（総合交通拠点） コンパクトシティ実現に向けた市街地移動サービスの展開（誘導区域を踏まえた市街地移動サービスの検討、交通結節点の機能強化による居住及び都市機能の誘導） 災害に強い公共交通ネットワーク・交通機能の維持・確保 |
| | ★地域の実情に応じた移動手段の確保 | 地域の実状に応じた公共交通サービスの展開 地域主導による移動手段の確保の支援（自家用有償運送、グループタクシー等） 将来を見据えた新たな移動手段の研究（自動運転車等の次世代モビリティやMaas） |
| | ★誰もが利用しやすい公共交通環境の充実 | 乗継拠点の整備と待合環境の向上 各交通モード間のダイヤの調整 分かりやすい情報の提供（バスロケーションシステム等） 車両や施設のバリアフリー化の推進 |
| | ★公共交通に関する意識の醸成 | 関係主体の連携による利用促進、モビリティ・マネジメント等 |
| | ★自転車環境整備 | 自転車走行環境の整備、シェアサイクルの促進、自転車駐車場整備等 |
| | ★ウォーカブル推進都市の検討 | 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

呉駅周辺地域総合開発の推進

交通まちづくりとスマートシティの起点となる未来のまちづくりの取組

- 五つのまちづくり方針の早期実現に向けた、リーディングプロジェクトとして「呉駅周辺地域総合開発」を位置付け、コンパクト+ネットワークのまちづくりを牽引します。
- 国道、鉄道駅、港という三つの交通モードが集積している立地特性を生かし、地域全体を総合交通拠点として捉え、市全体の交通まちづくりの起点となる、次世代モビリティにも対応した機能整備を推進します。
- 地域内に居住機能や都市機能を誘導し、市内で最も人口と都市機能が高度に集積し、スマートシティの実現に向けた先駆的サービスが展開される、次世代のまちなか居住エリアの創出を目指します。

呉駅周辺地域総合開発において推進する施策

| 種別 | 誘導施策 | 施策の概要 |
|---------|----------------------------------|--|
| 基盤整備 | デッキ空間の創出と先進的な活用 | 交通ターミナル等と一体構造となるデッキ広場、賑わい創出につながる広場空間の利活用 |
| | 複合施設の整備による賑わいとまちなか居住の推進 | 駅前の賑わいを創出する複合施設の整備 |
| | 呉駅南北のモーダルコネクトの強化 | 呉駅の南北をつなぐデッキの延伸整備 |
| 交通 | 総合交通結節点の形成（駅前広場の改修・改築） | バス・タクシー・自家用車と歩行者を分離した駅前広場の整備 |
| | 呉駅の南北一体の玄関口の形成 | JR呉駅の橋上駅化 |
| | 交通結節拠点である呉駅と呉駅周辺各地の連携強化 | デッキ上での次世代モビリティの運行 |
| 防災 | 呉駅の防災拠点機能の整備 | 災害時活動拠点の機能整備、災害時の広域的な交通ネットワーク拠点の機能整備 |
| | 呉駅周辺の防災力の強化 | 次世代モビリティの活用を見据えた先進的な防災機能の導入 |
| 土地利用 | 交通結節拠点である呉駅と呉駅周辺各地の連携強化 | 市中心部の回遊性向上 |
| | 橋上駅を核とした周辺開発の誘導・推進 | 駅周辺土地を活用した都市機能等の最適化 |
| 官民連携 | アーバンデザインセンターによる「公・民・学」が連携したまちづくり | アーバンデザインセンターの設立 |
| | 呉駅周辺の防災力の強化 | 官民連携による地域防災力の強化 |
| | 橋上駅を核とした周辺開発の誘導・推進 | 官民連携による民間開発の誘導・推進 |
| 市全域への展開 | 交通まちづくりによる呉市域の連携強化 | 呉市全域における未来志向の「交通まちづくり」を軸としたスマートシティの実現 |
| | 呉駅周辺を起点としたスマートシティの実現 | 人間中心の超スマート社会を実現する持続可能な課題解決先進都市の形成 |
| | アーバンデザインセンターの市域内連携によるオール呉のまちづくり | 公・民・学が連携したまちづくりを市全域に水平展開 |

(3) 都市拠点（中央・広）等における施策等の考え方

ア まちなか居住の推進

呉駅の周辺の地域では、低利用の土地が集積する地域の高度化を図ることにより、生活サービス施設及びにぎわいや交流を生み出す施設を充実させることで居住誘導を図ります。また、中心市街地の駐車場等の空き地についても、官民連携での活用を検討することで、更なるにぎわいの創出に取り組みます。

新広駅・広駅の周辺の地域では、公共交通によるアクセス性や効率的に生活サービス施設を利用できる強みを活かすため、高度利用による居住誘導を図ります。

そのほか、郊外の居住性の高い住宅を活用することで、ライフスタイルに合わせた住環境の形成に取り組みます。

（活用施策例）

都市計画制度の活用による容積率の緩和措置、居住誘導区域内の不動産取得支援、空き家の利活用促進、誘導施設に対する税制上の特例措置、エリアマネジメント等による低未利用地活用促進、誘導施設の整備（都市構造再編集中支援事業等）等

イ 交通結節点への都市機能・居住の誘導

呉駅周辺地域を総合交通拠点とすることで、呉駅を起点とした市全域における交通まちづくりの推進に取り組みます。

昭和市民センター周辺、鍋棧橋の交通結節点については、公共交通利用者の利便性向上のため、生活サービス施設等を誘導するとともに、拠点としての機能を強化することで、周辺地域の居住環境の向上を図ります。

（活用施策例）

交通結節点機能の整備（都市・地域交通戦略推進事業）、誘導施設の整備と一体的に必要となる道路や交通結節点機能の整備（都市構造再編集中支援事業等）等

(4) 一般居住区域における施策等の考え方

ア 地域特性に応じたまちづくり

呉市都市計画マスターplanにおける都市の将来像に基づき、既存の生活サービス機能や都市基盤を維持するとともに、コンパクトシティ形成のためのまちづくりを進めています。

イ 都市計画制度の活用による良好な居住環境の維持

用途地域や地区計画等の都市計画制度の活用によって生活サービス機能の維持と良好な居住環境の維持に取り組みます。また、今後、人口減少により人口密度の低下が見込まれる地域や災害の発生のおそれがある区域については、必要に応じ、市街化調整区域への編入や居住調整地域※等の設定を検討します。

※ 居住調整地域：工場等の立地は許容するが、居住を誘導しないこととする区域において住宅地化を抑制するために定める地域地区

ウ 地域の安全性の維持

一般居住区域においても、安全で安心な暮らしを続けられるように、道路や公園、上下水道等の社会基盤の長寿命化等による適正な維持・管理、危険空き家の除却や狭あい道路整備事業等による市街地安全性の向上、自主防災組織の結成・育成の促進等を行うことで地域の安全性を維持していきます。

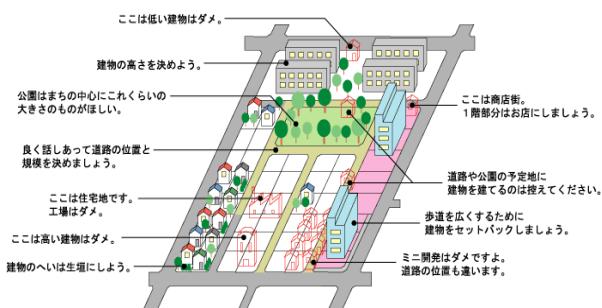
(5) 市街化調整区域（郷原地域）における拠点形成の考え方

呉市都市計画マスターPLANでは、将来都市構造における都市拠点や地域拠点は、地勢や市民の分かりやすさ等を踏まえた生活圏ごとに、各地域のまちづくりの拠点となる市役所や市民センターを基本として設定をしています。

そのうち、郷原地域については、古くから農業が営まれ、地域全域が市街化調整区域として決定された後、定住人口の増加を図るために造成された住宅団地や工業団地が市街化区域となっています。そのような経緯から、市街化調整区域内に市民センターを始めとして多くの生活サービス施設が立地しており、市街地の区分によらず地域の生活を支えている状況にあります。

そのため、郷原地域の拠点の形成については、市街化区域内の土地利用を前提としながらも、地域全体の利便性を高める等、公共性の高い土地利用を行う場合においては、一定の都市機能の集積がある市民センター周辺の市街化調整区域への立地を一部認める等、拠点の形成に向けた開発許可制度や地区計画制度の運用の見直しについて検討していきます。

▼地区計画制度のイメージ



出典：国土交通省HP

(6) 都市計画区域外の施策等の考え方

都市計画区域外の地域は、人口密度が低く、集落等が点在している状況にあります。このことから、すべての集落内に多様な生活サービス機能が立地することは困難です。したがって、これまでどおりの暮らしが続けられるよう、地域の実情に応じた移動手段の検討や都市機能誘導区域内の生活サービスの利用が可能となる各拠点間の公共交通ネットワークの維持が必要になります。

また、これらの地域は、美しい自然や郷土文化の伝承、農水産業の営まれる等本市の観光振興において重要な地域であり、観光施策を推進するとともに農水産業振興ビジョンや地域のまちづくり計画による地域主体のまちづくりと連携し、地域固有の資源を活用した稼げるまちづくりを行う必要があります。

▼農水産物のブランド化・PRを通したまちづくりイメージ



出典：呉市資料（平成22年度），呉市資料（平成27年度）

(7) 低未利用土地利用等指針

本計画においても、都市づくりの理念やコンパクト+ネットワークを基本とする都市構造の形成を推進するにあたり、居住や都市機能の誘導に大きな支障となっている都市のスponジ化に対応するため、低未利用地の利用促進や発生の抑制等に向けた適切な対策を推進します。

居住誘導区域を対象に「低未利用土地の利用及び管理に関する指針（低未利用土地利用等指針）」を次のとおり定め、地権者や周辺住民等による有効な利用及び適正な管理を促します。

ア 利用指針

空き家・空き地等の低未利用地の利用促進を図るために、所有者への利用動機を促す情報提供や支援、散在した低未利用地の集約化等により活用を促進します。

吳市空家等対策計画の取組推進

吳市空家等対策計画に定める、吳市空家バンクの充実や空き家の取得支援・利活用支援、専門家団体との連携、中古住宅の流通促進に係る税制特例措置の情報提供等の取組を推進します。

誘導区域内の空き家や空き地等の利活用の推進

都市機能誘導区域や居住誘導区域内の空き家や空き地等において「低未利用地土地利用権利設定等促進計画」や「立地誘導促進施設協定」の活用について検討します。

イ 管理指針

空き家や空き地を管理不全な状態で放置した結果、周辺の良好な生活環境や景観等への影響、家屋の倒壊・飛散等によって他人に被害を与えた場合は、責任を問われる可能性があります。そのため、所有者は、空き家・空き地等の適切な管理を行う必要があります。

保安上の適切な管理

建物の老朽化に伴い、外壁の一部が剥離や破損等をしていたり、屋根やひさし等の変形や垂れ下がっている場合、屋根や外壁等が脱落、飛散等しないように、所有者は修繕・解体・撤去等建物の保安上の適切な管理に努めるものとします。

衛生上の適切な管理

ごみ等の放置や不法投棄、排水設備等の破損等により臭気の発生や、ねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の生活環境に支障を及ぼすおそれがあるため、所有者は日常的に清掃等の衛生上の適切な管理に努めるものとします。

景観上の適切な管理

屋根や外壁等が汚物や落書き等で外見上大きく痛んだり汚れたまま放置されていたり、多数の窓ガラスが割れたまま放置されていたり、敷地内にごみ等が散乱、山積みしたまま放置されている場合、周辺の景観に著しい不調和を生じさせるおそれがあるため、所有者は景観上の適切な管理に努めるものとします。

生活環境の保全のための適切な管理

立木や雑草の繁茂等により、敷地や近隣道路に枝等が大量に散乱し、歩行者等の通行を妨げたり、動物等が住みつき、鳴き声による騒音やふん尿による臭気が発生している場合、地域住民の生活環境に支障を及ぼすおそれがあるため、所有者は日常的に生活環境の保全のための適切な管理に努めるものとします。

跡地等管理の推進

居住誘導により生まれた居住誘導区域外の跡地等について、所有者自ら跡地等を適正に管理することが困難な場合も想定されるため、「跡地等管理区域^{※1}」及び「跡地等管理協定^{※2}」の活用を検討します。

※1 跡地等管理区域：空き地が増加しつつある既存集落や住宅団地等において、空き地における雑草の繁茂、樹木の枯損等を防止し、良好な生活環境等を維持するため、跡地等適正な管理を必要とする区域（居住誘導区域には定めることができない。）

※2 跡地等管理協定：市町村又は都市再生推進法人等が、跡地等管理区域内で所有者等と管理協定を締結して、当該跡地等の管理を行うことを可能とする協定

(8) 公的不動産の活用方針

人口減少・少子高齢化の進展により、将来の公共施設等の維持管理・更新費の増大が見込まれる中、公的不動産の総合的かつ計画的な管理が必要です。

また、都市のスponジ化への対応として、公共施設や公有地を用いて、必要な生活サービス機能を確保する等、コンパクトなまちづくりと連携した公的不動産の活用も重要な視点となります。

のことから、公的不動産を活用した戦略的な都市機能・居住の誘導や住民の生活利便性や公共投資の効率性の維持・向上を目的として、「公的不動産の活用方針」を次のとおり定めます。

将来のまちの姿と連携した公共施設の適正配置

都市機能誘導区域や居住誘導区域等将来のまちの姿と連携し、呉市公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、民間活力の導入も含めた公共施設の統廃合・維持・更新等、公共施設の適正配置・再編を進めます。

公的不動産を活用した不足する生活サービス機能の誘導

既存の公的不動産（公共施設整備後に発生した未利用公有地や未利用容積率等）及び公共施設の統廃合により発生した公有地の活用や公共施設と生活サービス機能の複合整備等により、各拠点に不足する生活サービス機能の誘導を図ります。

官民連携手法による公的不動産の活用

PPP^{※3}/PFI^{※4}等による民間事業者の活力とアイデアを導入し、官民連携による公的不動産の活用をすることで、一層の市民サービスの向上と効果的・効率的な公共施設の運営・維持管理を図ります。

※3 PPP：公共施設やインフラについて、公共と民間がパートナーシップを組んで、効率的で質の高い公共サービスを行う仕組み

※4 PFI：公共サービスの効率化と品質向上のために、民間の資金とノウハウを活用して公共社会資本の整備や公共サービスを向上させる手法

4 コンパクトな都市構造を実現する取組のまとめ

第4章では、「第3章 立地の適正化に関する基本的な方針」で掲げる都市づくりの理念の実現に向けた具体的な取組として、「誘導施設」「誘導区域」「誘導施策」をそれぞれ設定しました。

これらの取組を一体的に推進することで、コンパクト＋ネットワークの都市構造を形成します。具体的な実現のイメージを次のとおり示します。

■コンパクトな都市構造の実現のイメージ

都市機能に係る施策（各地域共通）

- 【税制支援】
- ★誘導施設に対する税制上の特例措置
- 【金融支援】
- ★民間都市開発推進機構による金融上の支援措置
- 【基盤整備】
- ★民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策
- ・誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用
- 【土地利用】
- ★都市計画制度の活用
- 【公共施設】
- ・呉市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の適正配置
- 【官民連携】
- ★関係人口の創出によるにぎわいづくり
- 【防災】
- ・防災拠点の機能の強化

吉浦・天応地域

- 【基盤整備】
- ・狭あいな道路の拡幅等による住環境整備の促進
- 【住宅】
- ・空き家の利活用促進
- ・良質な住宅ストックの形成
- ・まちなか居住の促進

宮原・警固屋地域

- 【基盤整備】
- ・誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用（障害者福祉施設（警固屋））
- 【住宅】
- ・空き家の利活用促進
- ・良質な住宅ストックの形成
- ・まちなか居住の促進

- 音戸地域
- 【基盤整備】
- ・狭あいな道路の拡幅等による住環境整備の促進
- 【住宅】
- ・空き家の利活用促進
- ・良質な住宅ストックの形成
- ・まちなか居住の促進
- 【交通】
- ・地域の実情に応じた移動手段の確保



居住に係る施策（各地域共通）

【産業】

- ・雇用の創出・定住につながる新産業の育成（創業・起業等の支援）

【土地利用】

- ・都市計画制度の活用による良好な居住環境の形成
- ★民間活力による低未利用土地の活用検討

★都市環境の保全と形成

【基盤整備】

- ★居住者の利便の用に供する施設の整備
- ・道路や公園、上下水道等の暮らしを支える社会基盤の適正な維持・整備
- ・防災・減災機能の強化による市街地の強靭化
- ・緊急輸送道路網の確保
- ・避難に必要となる道路の確保

【官民連携】

- ★AIやIoT等の新技術の活用

【防災】

- ・防災知識の普及啓発と避難体制の整備

安浦地域

- 【基盤整備】**
 - ・防災・減災機能の強化による市街地の強靭化
- 【住宅】**
 - ・まちなか居住の促進
- 【交通】**
 - ・地域の実情に応じた移動手段の確保

川尻地域

- 【基盤整備】**
 - ・狭あいな道路の拡幅等による住環境整備の促進
- 【住宅】**
 - ・空き家の利活用促進
 - ・良質な住宅ストックの形成
 - ・まちなか居住の促進

現在、策定中の呉市地域公共交通計画と調整中

★：新たに検討が必要な施策

誘導施策の設定を踏まえた各区域で行う主な取組は、次のとおりです。

■区域別の主な取組内容の整理表

| | 都市機能誘導区域 | 居住誘導区域 | 一般居住区域 | 市街化調整区域・用途白地地域 | 都市計画区域外 |
|------------|---|---|---|---|--|
| 都市構造に関する施策 | <u>誘導施設の立地誘導</u> <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設に対する税制上の特例措置 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策 誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用 都市計画制度の活用 中心市街地における低未利用地活用促進策の検討 <u>公共施設の適正管理</u> <ul style="list-style-type: none"> 公的不動産の活用 吳市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の適正配置 | <u>公共施設の適正管理</u> <ul style="list-style-type: none"> 吳市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の適正配置 | <u>公共施設の適正管理</u> <ul style="list-style-type: none"> 吳市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の適正配置 | <u>公共施設の適正管理</u> <ul style="list-style-type: none"> 吳市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の適正配置 <u>拠点形成の検討</u> <ul style="list-style-type: none"> 拠点形成に向けた開発許可制度や地区計画制度の運用の見直し検討（郷原地域） | <u>公共施設の適正管理</u> <ul style="list-style-type: none"> 吳市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の適正配置 |
| | <u>居住の誘導</u> <ul style="list-style-type: none"> 空き家の利活用促進 定住・移住の促進 高齢者の住まいの支援 まちなか居住の促進 市営住宅の入居要件の緩和 <u>良好な住環境整備</u> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画制度の活用による良好な居住環境の形成 良質な住宅ストックの形成 都市間・地域間を結ぶ幹線道路網の整備 都市計画道路等の整備や狭あいな道路の拡幅 地域で支える健康・医療・福祉環境の構築 道路や公園、上下水道等の暮らしを支える社会基盤の適正な維持・整備 都市環境の保全と形成 <u>低未利用地の活用</u> <ul style="list-style-type: none"> 民間活力による低未利用地の活用検討 | <u>良好な住環境の維持</u> <ul style="list-style-type: none"> 道路や公園、上下水道等の暮らしを支える社会基盤の適正な維持・管理 都市計画制度の活用による良好な居住環境の維持 危険空き家の除却 狭あい道路整備事業 <u>住み替えに伴う跡地の管理と活用</u> <ul style="list-style-type: none"> 住み替えや適正な跡地管理の支援策の検討 | <u>良好な住環境の維持</u> <ul style="list-style-type: none"> 道路や公園、上下水道等の暮らしを支える社会基盤の適正な維持・管理 危険空き家の除却 狭あい道路整備事業 <u>住み替えに伴う跡地の管理と活用</u> <ul style="list-style-type: none"> 住み替えや適正な跡地管理の支援策の検討 | <u>良好な住環境の維持</u> <ul style="list-style-type: none"> 道路や公園、上下水道等の暮らしを支える社会基盤の適正な維持・管理 危険空き家の除却 <u>住み替えに伴う跡地の管理と活用</u> <ul style="list-style-type: none"> 住み替えや適正な跡地管理の支援策の検討 | |
| | <u>公共交通ネットワークの形成</u> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりと一体となった効率的な公共交通ネットワークの形成 地域の実情に応じた移動手段の確保 誰もが利用しやすい公共交通環境の充実 公共交通に関する意識の醸成 自転車環境整備 ウォーカブルなまちづくりの推進 | <u>地域の実情に応じた移動手段の確保</u> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通に関する意識の醸成 | | | |

5 届出制度

(1) 都市機能誘導区域外における開発行為、建築行為の届出

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するため、都市機能誘導区域外での誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為については、都市再生特別措置法第108条第1項に基づき、これらの行為に着手する日の30日前までの本市への届出が義務付けられています。

また、呉市長は、同法第108条第3項に基づき、届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認められるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告することができます。

■届出対象行為

開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

誘導施設を単独で
建築・開発する場合

都市機能誘導区域

届出
不要

誘導施設：
スーパーマーケット



都市機能誘導区域内で建築行為
又は建築目的とする開発行為を行
う場合 “届出不要”

都市機能誘導区域外

届出
必要

誘導施設：
スーパーマーケット



都市機能誘導区域外で建築行
為又は建築目的とする開発行
為を行う場合 “届出必要”

誘導施設を複合
して建築・開発す
る場合

都市機能誘導区域

届出
不要

誘導施設：
子育て支援センター
+
誘導施設以外
カフェ等の飲食店



+



都市機能誘導区域内で建築す
る場合 “届出不要”

都市機能誘導区域外

届出
必要

誘導施設：
子育て支援センター
+
誘導施設以外
カフェ等の飲食店



+



都市機能誘導区域外で建築す
る場合 “届出必要”

誘導施設以外の
施設を単独で建
築・開発する場合

都市機能誘導区域

届出
不要

誘導施設以外
カフェ等の飲食店



都市機能誘導区域内で建築す
る場合 “届出不要(今までどおり)”

都市機能誘導区域外

届出
不要

誘導施設以外
カフェ等の飲食店



都市機能誘導区域外で建築す
る場合 “届出不要(今までどおり)”

(2) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出

既存建物・設備の有効活用等機能維持のための機会を確保するため、都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止をしようとする場合には、都市再生特別措置法第108条の2第1項に基づき、これらの行為に着手する日の30日前までの本市への届出が義務付けられています。

また、呉市長は、同法第108条の2第2項に基づき、届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止をしようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、既存建物・設備の有効活用等機能維持するために必要な勧告をすることができます。

■届出対象行為

誘導施設の休廃止

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止をしようとする場合

誘導施設を休廃止する場合

都市機能誘導区域

届出
必要

誘導施設：病院



都市機能誘導区域内で誘導施設を休廃止する場合 “届出必要”

都市機能誘導区域外

届出
不要

誘導施設：病院



都市機能誘導区域外で誘導施設を休廃止する場合 “届出不要”

(3) 居住誘導区域外における開発行為、建築行為の届出

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為や建築行為については、都市再生特別措置法第88条第1項に基づき、これらの行為に着手する日の30日前までの本市への届出が義務付けられています。

また、呉市長は、同法第88条第3項に基づき、届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。

■届出対象行為

開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が $1,000\text{ m}^2$ 以上のもの

①の例示
3戸以上の開発行為

届出
必要



②の例示
1戸の開発行為
($1,000\text{ m}^2$ 以上)

届出
必要



対象外の例示
 800 m^2
2戸の開発行為 等

届出
不要



建築行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例示
3戸以上の建築行為

届出
必要



対象外の例示
1戸の建築行為 等

届出
不要



■誘導施設の定義

| | 施設名 | 定義 | 想定される施設 | |
|--------|----------|---------------|--|------------|
| 都市拠点機能 | 行政機能 | 本庁舎 | 吳市役所の位置を定める条例に規定する事務所 | |
| | | 国・県の機関 | 税務署、法務局、警察署、年金事務所等 | |
| | 子育て機能 | 子育て世代包括支援センター | 子育て世代包括支援センターえがお | |
| | 商業機能 | 大規模商業施設 | 物品販売業・サービス業や飲食業等を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000 m ² を超える施設 ※建築基準法別表第二に掲げる10,000 m ² を超える店舗 | ショッピングセンター |
| | 医療機能 | 高次医療施設 | 医療法第4条に定める地域医療支援病院又は医療法第4条の2に定める特定機能病院 | |
| | 金融機能 | 銀行・信用金庫・郵便局 | 銀行法第4条に規定する免許を受けて銀行業を行う銀行、信用金庫法第4条に規定する免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫法第6条に規定する免許を受けて金庫事業を行う労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫法に規定する農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法に規定する商工組合中央金庫、日本郵便株式会社法第2条4項に規定する郵便局、中小企業等協働組合法及び協同組合による金融事業に関する法律に規定する信用協同組合等及びこれに類するもの | |
| | | | | |
| | 教育文化機能 | 大規模ホール | 吳市文化ホール条例第1条に規定する吳市文化ホール及び吳市民ホール条例第1条に規定する吳市民ホール | |
| | | 中央図書館 | 吳市図書館条例第1条に規定する吳市中央図書館 | |
| | | 博物館・美術館 | 博物館法第2条第1項に規定する博物館・美術館及び博物館法第29条に規定する博物館相当施設、博物館類似施設 | |
| 地域拠点機能 | にぎわい交流機能 | 映画館 | 興行場法第1条1項に規定する映画館 | |
| | | 観光情報センター | 地域内又は広域エリア内の公共交通利用や観光情報等を提供し、自治体等が運営する施設 | |
| | | 総合交通拠点施設 | そのうち宿泊機能、商業・にぎわい機能を備えた施設 | |
| | 防災機能 | 防災中枢拠点を構成する施設 | 本庁舎 | |
| | | 総合交通拠点施設 | そのうち防災拠点機能を備えた施設 | |
| 地域拠点機能 | 行政機能 | 市民センター | 吳市役所支所設置条例第1条に規定する支所 | |
| | | | 各地域の支所 | |
| | 福祉機能 | 地域包括支援センター | 吳市まちづくりセンター条例第1条に規定する施設 | |
| | | 老人福祉施設 | 介護保険法第115条の46第1項に規定する施設 | |
| | | 障害者福祉施設 | 老人福祉法第5条の3及び介護保険法第8条に規定される施設・事業所の内、通所系の施設・事業所 | |
| | | | 各地域の地域包括支援センター | |
| | | | 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等 | |
| | | | 短期入所事業所、自立訓練事業所、就労支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等 | |

| | 施設名 | 定義 | 想定される施設 |
|--------|---------------------|--|----------------------|
| 子育て機能 | 保育所 | 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 | 保育所 |
| | 幼稚園 | 学校教育法第1条に規定する幼稚園 | 幼稚園 |
| | 認定こども園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園 | 認定こども園 |
| | 放課後児童会 | 児童福祉法第6条の3第2項に規定する事業に基づく施設 | 放課後児童会 |
| | 子育て支援センター | 児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業に基づく施設 | 子育て支援センター |
| 商業機能 | スーパーマーケット | 経済産業省「商業統計調査」における業態分類で定義される取扱商品が食70%以上で売場面積が250m ² 以上のもの | スーパーマーケット |
| | コンビニエンスストア | 総務省「日本標準産業分類」で定義される主として飲料食品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する店舗で、その用途に供する部分の床面積250m ² 未満の終日或いは14時間以上営業をしているもの ※営業時間及び面積は、経済産業省の商業統計における業態分類に準じています。 | コンビニエンスストア |
| 医療機能 | 病院 | 医療法第1条の5第1項に規定される病床20以上を有する病院 | 病院 |
| | 診療所 | 医療法第1条の5第2項に規定される診療所 | 診療所、クリニック |
| | 調剤薬局 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定される施設及び一般用医薬品、化粧品、一般雑貨等を販売する施設 | 薬局、ドラッグストア |
| 金融機能 | 銀行・信用金庫・郵便局 | 銀行法第4条に規定する免許を受けて銀行業を行う銀行、信用金庫法第4条に規定する免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫法第6条に規定する免許を受けて金庫事業を行う労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫法に規定する農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法に規定する商工組合中央金庫、日本郵便株式会社法第2条4項に規定する郵便局、中小企業等協働組合法及び協同組合による金融事業に関する法律に規定する信用協同組合等及びこれに類するもの | 銀行、信用金庫、ろうきん、JA、郵便局等 |
| 教育文化機能 | ホール | 不特定かつ多数の人が集会等に利用するホール | ホール |
| | 小学校、中学校 | 学校教育法第1条に規定する学校 | 小学校、中学校 |
| | 高等学校、大学、専門学校、高等専門学校 | 学校教育法第1条に規定する学校及び学校教育法第124条に規定する専門学校 | 高等学校、専門学校、大学、高等専門学校 |
| | 図書館 | 図書館法第2条第1項に規定する図書館及び呉市図書館条例第1条に規定される図書館 | 図書館 |
| 防災機能 | 防災拠点 | 本庁舎、市民センター | 本庁舎、市民センター |

第5章 防災指針

1 防災指針の基本的な考え方

(1) 防災指針の作成について

我が国の都市防災として、関東大震災や阪神・淡路大震災の被害を教訓に都市火災対策や建築物の耐震性の向上等が進められてきましたが、近年では、気候変動に伴う豪雨災害の頻発・激甚化、東日本大震災や能登半島地震による津波の被害、南海トラフ巨大地震発生の切迫性の高まり等を踏まえ、様々な災害に対応するまちづくりの必要性が増々高まっています。

呉市においても、平成30年7月豪雨をはじめとし、過去約20年間で災害救助法（昭和22年法律第118号）※1が5度も適用されるなど、豪雨や台風等による被害を受けやすく、これまでにも土砂崩れや高潮による浸水等により、市民の生命や財産等が甚大な被害を受け、その度に災害から立ち直る経験をしてきた歴史があります。

こうした中、令和2年6月に都市再生特別措置法が一部改正され、計画に記載する事項として、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針に関する事項（防災指針）」が新たに位置付けられ、全国的にコンパクトで安全なまちづくりが推進されています。

これを受けて、本市では本計画のまちづくり方針4「安全な市街地への居住誘導による、安心して暮せるまちづくり」の実現に向けて、防災・減災対策を計画的かつ着実に取り組むことを目的に「防災指針」を定めます。

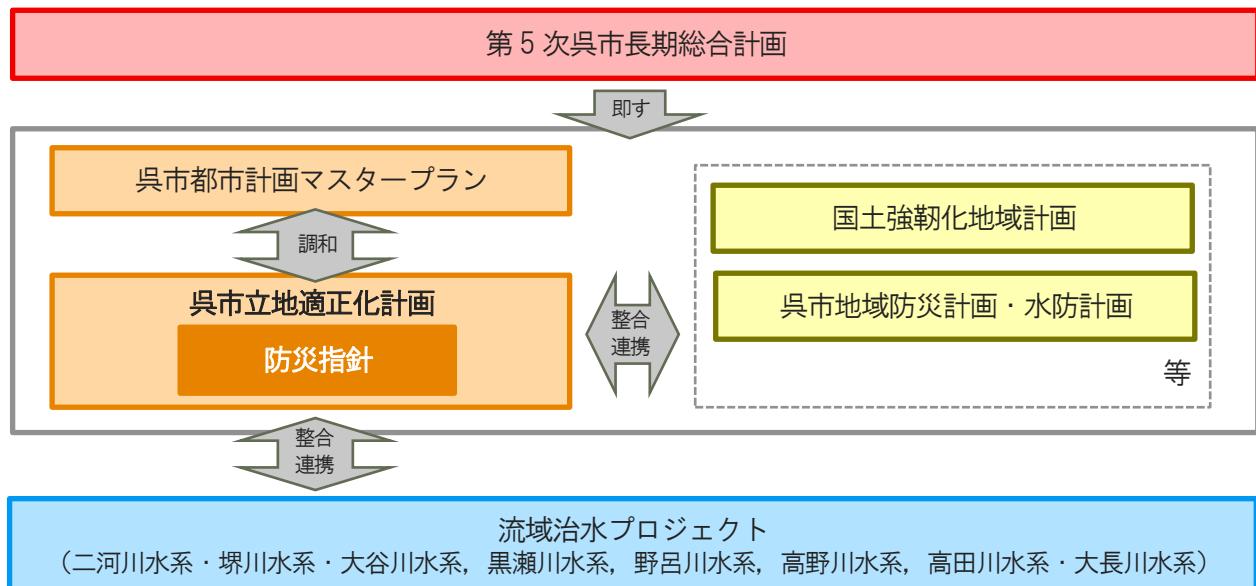
※1 災害救助法：災害後の応急期における応急救助に対応する主要な法律

災害に対して、国が地方公共団体等の協力の下、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としています。

(2) 防災指針の位置付け

呉市の防災指針は、中長期的な都市の将来像を示す「呉市都市計画マスタープラン」と調和し、各種災害の予防、応急対策、復旧・復興までの市全域を対象とした防災関連の一連の事項を定めた「呉市地域防災計画・水防計画」や、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組をとりまとめた「国土強靭化地域計画」、国・県・市の連携による「流域治水プロジェクト」等と整合・連携を図りつつ、まちづくりにおける総合的かつ計画的な防災・減災対策を進めるための方針として位置付けます。

また、防災指針は、居住誘導区域等における防災・減災対策の取組方針等を位置付けることとされていますが、呉市では、全域での持続的なまちづくりを行うこととしていることから、居住誘導区域等を含まない地域（都市計画区域外の地域）についても対象とします。



■各計画の概要

| | |
|---------------------|--|
| 呉市立地適正化計画 (防災指針) | 都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、まちづくりにおける総合的かつ計画的な防災・減災対策を進めるための方針 |
| 呉市都市計画マスタープラン | 中長期的な都市の将来像を明確にし、地域における土地利用及びこれと一体的な交通体系の整備、また、公園や下水道等施設の整備の方針等について、取組の方向性を総合的に示した都市計画の方針 |
| 呉市地域防災計画・水防計画 | 地域防災計画は、呉市の地域に係る防災に関し、呉市並びに指定地方行政機関・公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、予防、応急対策及び復旧・復興に関する事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図るもの 水防計画は地域防災計画の風水害対策の一環として定めるもので、地域防災計画の部門計画として位置付けられる |
| 国土強靭化地域計画 | 大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な地域づくりを推進するもの |
| 流域治水プロジェクト | 近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化等に備え、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、その河川流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）が協働し、流域全体で水害を軽減させる取組 |

(3) 防災指針作成の流れ

本市では、以下の流れにより防災指針を作成します。

ア 災害ハザード情報等の収集・整理

イ 市全域を対象とした災害リスク分析（マクロ分析）

(ア)市全域で各種ハザード・地形的な状況の分析

市全域からの視点でハザードの広がり方や地形特性を定性・定量的に分析

(イ)地域特性と災害特性の把握

マクロ分析結果から、地域特性（どのような被害が発生しやすいのか）と災害特性（どのような災害の被害が大きいのか）における課題を整理

(ウ)取組方針と具体的な取組の検討

地域特性と災害特性における課題を踏まえた取組方針と具体的な取組を検討

ウ 地域単位での災害リスク分析と課題の抽出（ミクロ分析）

(ア)分析エリアの細分化（地域レベル）

まちの成り立ちや地域のコミュニティ、生活圏、河川の流域等を考慮し、市全域を地域ごとに分割

(イ)重ねる情報の抽出と地域レベルの分析

建物状況、避難所、医療施設や福祉施設等の都市情報と浸水深等のハザード情報の関係等、地域レベルで分析

(ウ)課題の整理・災害リスクの見える化

各地域で、どこにどのような課題が存在するかを整理・災害リスクを見える化

(エ)取組方針と具体的な取組の検討

地域ごとの課題を踏まえた取組方針と具体的な取組を検討

エ 防災まちづくりの将来像、取組方針と具体的な取組のまとめ

オ 取組スケジュールの検討

カ 目標値の検討

※現在の居住誘導区域は、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域等の災害リスクの高い地域は既に除外しており、また、拠点中心部に浸水深2.0m以上の浸水災害の発生のおそれがある区域については、避難の検証を行った上で居住誘導区域に含んでいることから、防災指針の作成にあたっては区域の見直しは行わないこととしています。

2 災害ハザード情報等の収集・整理

(1) 分析の対象とする災害・規模

ハザード情報等の収集・整理にあたっては、呉市に指定・公表等がされている「洪水」「高潮」「土砂災害」「津波」「地震」「ため池氾濫」を分析の対象とします。また、ミクロ分析ではこれらの各災害に「都市情報」を重ね合わせた分析を行います。

■使用する災害ハザード一覧

| 項目 | ハザード情報 | 出典 |
|-------|---|---------------------------------------|
| 洪水 | 洪水浸水想定区域【計画規模（L1）※1】 〔対象河川：二河川、黒瀬川、野呂川〕 | 広島県「洪水ポータルひろしま」 (令和2年12月) |
| | 洪水浸水想定区域【想定最大規模（L2）※2】 〔対象河川：二河川、黒瀬川、野呂川、中小河川 (平谷川、堺川、内神川、大谷川、長谷川、野呂 川(ダムより上流)、中切川、中畠川、高野川、 高田川、大長川)〕 | |
| | 洪水浸水継続時間【想定最大規模（L2）】 〔対象河川：二河川、黒瀬川、野呂川〕 | |
| | 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食） 【想定最大規模（L2）】 〔対象河川：二河川、黒瀬川、野呂川〕 | |
| 高潮 | 高潮浸水想定区域【30年確率※3】 | 広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」 (平成20年8月) |
| | 高潮浸水想定区域【想定最大規模（L2）※4】 | 広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」 (令和3年8月) |
| | 高潮浸水継続時間【想定最大規模（L2）】 | 広島県資料より作成 |
| 土砂災害 | 土砂災害警戒区域 | 広島県「土砂災害ポータルひろしま」 (令和5年12月時点) |
| | 土砂災害特別警戒区域 | |
| 津波 | 津波災害警戒区域 | 広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」 (平成31年3月) |
| 地震 | 震度分布 | 呉市資料より作成 |
| | 液状化危険度 | 広島県「広島県地震被害想定調査報告書 (平成25年10月)」より作成 |
| ため池氾濫 | ため池浸水想定区域 | 呉市資料より作成 |

※1 計画規模(L1) : 河川整備の計画を作成するときの基準となる規模のことで、二河川・野呂川の計画規模は1/50(50年に1回程度)、黒瀬川は1/100(100年に1回程度)の確率で降る大雨で設定されています。

※2 想定最大規模(L2) : 想定し得る最大規模の降雨の規模のことで、二河川・黒瀬川・野呂川・その他広島県が管理している中小河川の想定最大規模は1/1000(1000年に1回程度)の確率で降る大雨で設定されています。

※3 30年確率 : 30年間に1回起り得る最大風速で発生した波浪規模が既往最高潮位(観測上最も高い潮位)と重なった場合を想定した高潮のこと。

※4 想定最大規模(L2) : 想定し得る最大規模の高潮の規模のことで、国内観測史上、最も大きな台風が広島県沿岸に最悪な被害を与える経路で襲来した場合が想定されています。

■使用する都市情報一覧

| 都市情報 | 出典 |
|------------------|--|
| 建物情報（建物分布、建物構造） | 広島県「広島県都市計画基礎調査（令和4年）」 |
| 避難所・避難場所 | 呉市資料「災害時の避難所・避難場所」 (令和5年時点) |
| 都市機能（医療・福祉機能） | 呉市資料より作成 |
| インフラ（上・下水、排水機場等） | 呉市資料より作成 |
| 緊急輸送道路 | 国土交通省「国土数値情報」、広島県「広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和5年2月）」 |
| 大規模盛土造成地 | 呉市資料「大規模盛土造成地マップ（平成31年1月）」 |

(2) 分析の単位

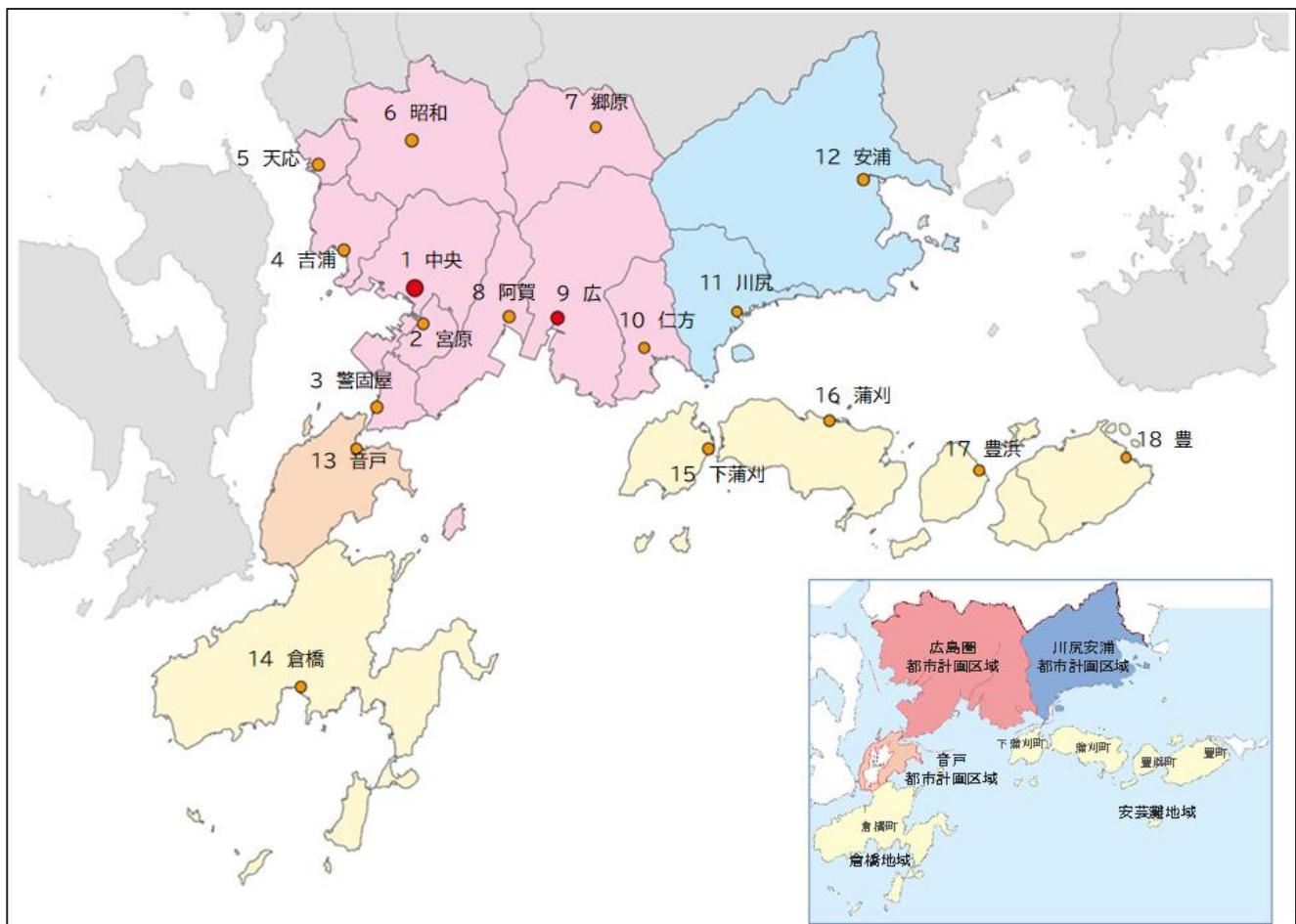
■マクロ分析の単位

マクロ分析では、市全域を対象とし、地形や都市の成り立ち等の地域特性や災害リスクの状況を俯瞰的に捉え、災害特性を把握します。

■ミクロ分析の単位

ミクロ分析では、細分化した地域レベルにおいて、災害リスクの高い箇所を抽出し、災害リスクの見える化を行います。なお、地域区分については、まちの成り立ちや生活圏、地形条件を考慮し、「吳市都市計画マスタープラン」で定める都市拠点及び地域拠点の18地域を分析の単位とします。

| | | | | | | | |
|-----|-------|------|------|------|-------|------|------|
| (1) | 中央地域 | (6) | 昭和地域 | (11) | 川尻地域 | (16) | 蒲刈地域 |
| (2) | 宮原地域 | (7) | 郷原地域 | (12) | 安浦地域 | (17) | 豊浜地域 |
| (3) | 警固屋地域 | (8) | 阿賀地域 | (13) | 音戸地域 | (18) | 豊地域 |
| (4) | 吉浦地域 | (9) | 広地域 | (14) | 倉橋地域 | | |
| (5) | 天応地域 | (10) | 仁方地域 | (15) | 下蒲刈地域 | | |



出典：吳市「吳市都市計画マスタープラン」（令和5年3月）

(3) 分析の項目

ア マクロ分析

マクロ分析では、以下の項目について、呉市の地域特性・災害特性を把握し、市全域における課題の抽出を行います。

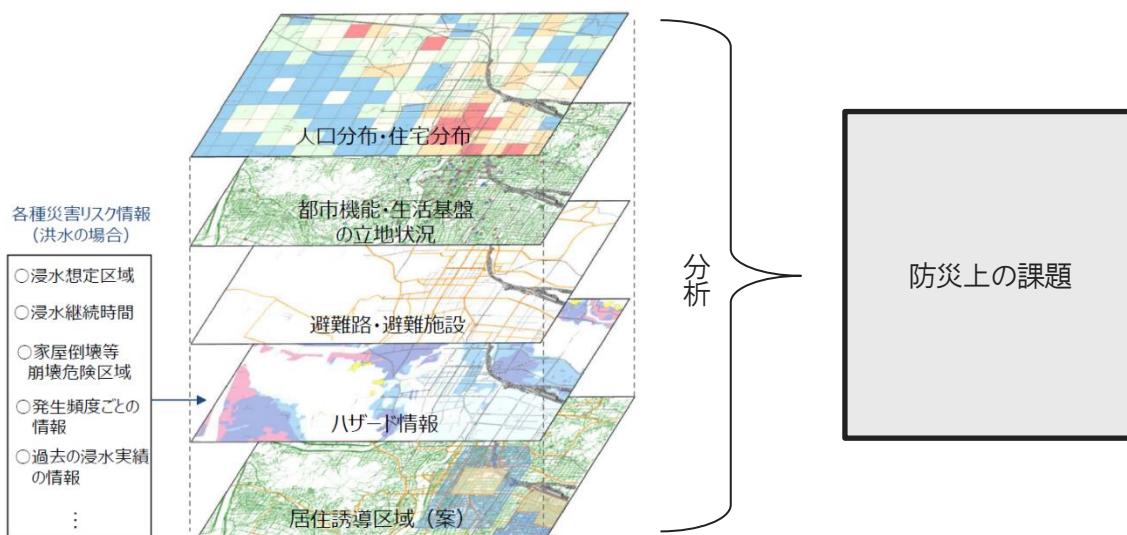
■マクロ分析の分析項目

| 項目 | 情報 | |
|------|---|---|
| 地域特性 | <ul style="list-style-type: none">・地形（標高図）・本市の成り立ち | |
| 災害特性 | 洪水 | <ul style="list-style-type: none">・洪水浸水想定区域【計画規模（L1）、想定最大規模（L2）】・洪水浸水継続時間【想定最大規模（L2）】・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）【想定最大規模（L2）】 |
| | 高潮 | <ul style="list-style-type: none">・高潮浸水想定区域【30年確率、想定最大規模（L2）】・高潮浸水継続時間【想定最大規模（L2）】・平成16年台風16号・18号の浸水実績 |
| | 土砂災害 | <ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 |
| | 津波 | <ul style="list-style-type: none">・津波災害警戒区域【南海トラフ巨大地震、瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震の5つの津波を想定】 |
| | 地震 | <ul style="list-style-type: none">・震度分布【南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘の地震、直下地震の最大震度】・液状化危険度【安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（北から破壊）】 |
| | ため池氾濫 | <ul style="list-style-type: none">・ため池浸水想定区域【ため池が満水状態のときに、降雨がない状態で堤防が瞬時に決壊した場合を想定】 |

イ ミクロ分析

ミクロ分析では、次頁の項目について、ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、分析の視点から各地域の課題を抽出します。

■ハザード情報と都市情報の重ね合わせのイメージ



出典：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」（令和5年11月）

■ミクロ分析の分析項目と分析の視点

| 分析項目 | | | 分析の視点 |
|-----------------------|--------|---------------|--------------------------------|
| 区分 ^{※1} | ハザード情報 | 都市情報 | |
| I 洪水 | 洪水 | 浸水深(L1) | 建物階数 |
| | | | 避難所・避難場所 |
| | | | 都市機能(医療・福祉機能 ^{※3}) |
| | | | インフラ(上・下水、排水機場等) |
| | | | 緊急輸送道路 |
| I 高潮 | 高潮 | 浸水深(30年確率) | 建物階数 |
| | | | 避難所・避難場所 |
| | | | 都市機能(医療・福祉機能) |
| | | | インフラ(上・下水、排水機場等) |
| | | | 緊急輸送道路 |
| I ・ II 土砂災害 | 土砂災害 | 土砂災害に関する区域 | 避難所 |
| | | | 都市機能(医療・福祉機能) |
| | | | インフラ(上・下水、排水機場等) |
| | | | 緊急輸送道路 |
| II 津波 | 津波 | 浸水深 | 建物構造(木造建物) |
| | | | 避難所・避難場所 |
| | | | 都市機能(医療・福祉機能) |
| | | | インフラ(上・下水、排水機場等) |
| | | | 緊急輸送道路 |
| II 地震 | 地震 | 震度分布 | 大規模盛土造成地 |
| | | | 建物構造(旧耐震基準木造建物 ^{※4}) |
| | | | 緊急輸送道路 |
| I ・ II ため池氾濫 | ため池氾濫 | ため池 浸水想定区域 | 建物分布 |
| | | | 都市機能(医療・福祉機能) |
| | | | インフラ(上・下水、排水機場等) |
| | | | 緊急輸送道路 |

洪水及び高潮の浸水深と家屋倒壊等氾濫想定区域については、想定最大規模も併せて表示します。

※1 区分I「台風や大雨を起因とした災害(洪水、高潮、土砂災害、ため池氾濫)」、区分II「地震を起因とした災害(土砂災害、津波、地震、ため池氾濫)」

※2 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」に示される日常生活における高齢者の一般的な徒歩圏である半径500mとします。

※3 誘導施設の機能分類(医療機能:高次医療施設・病院・診療所、福祉機能:地域包括支援センター・老人福祉施設・障害者福祉施設)

※4 昭和56年5月31日以前に建築確認申請が行われた建物に適用されていた耐震基準(震度5程度までの地震で修復可能、倒壊なし)によって建築された木造建物

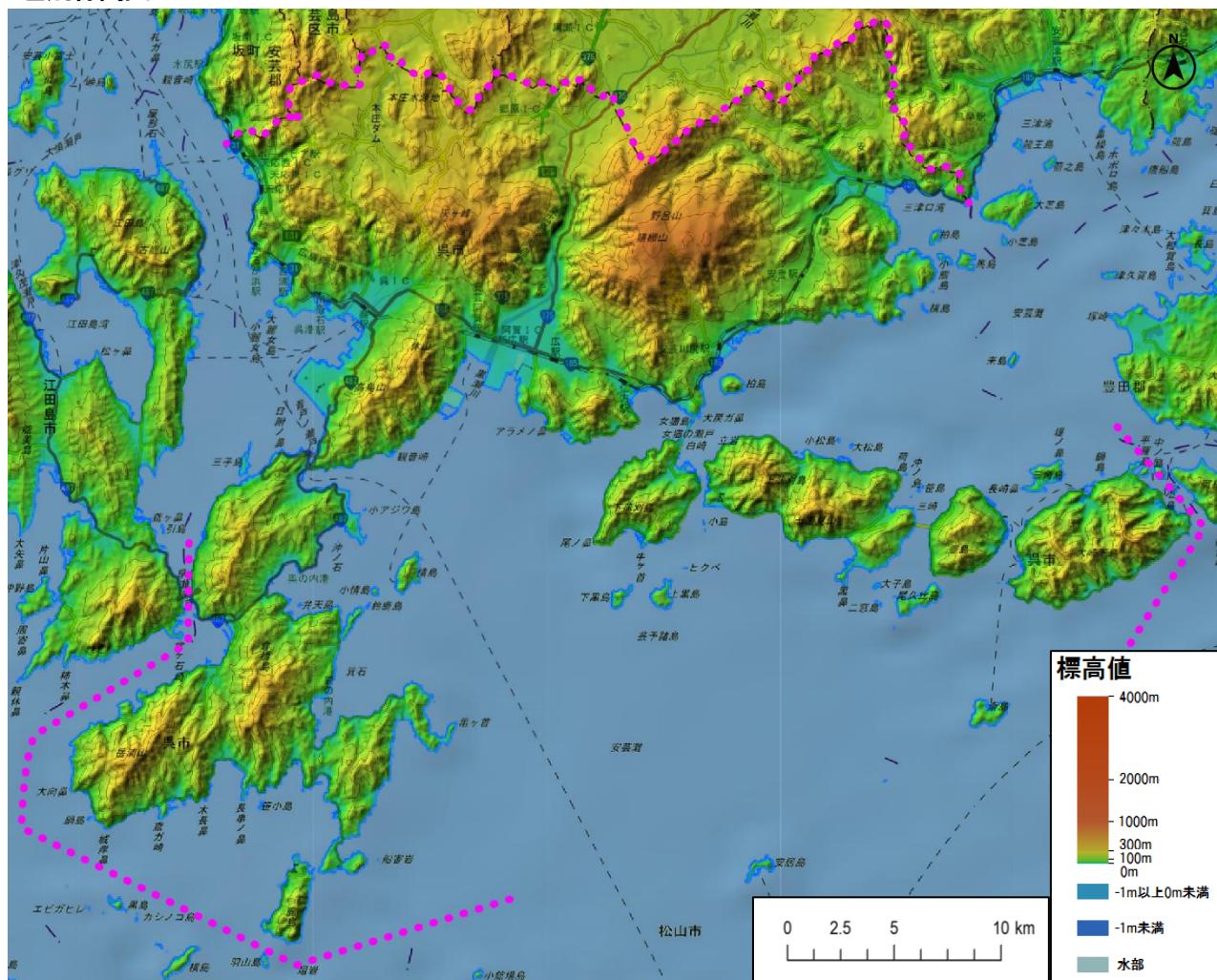
3 市全域を対象とした災害リスク分析(マクロ分析)

マクロ分析では、市域全体について地域特性や災害リスクの状況を俯瞰的に捉え、防災上の課題を分析し、取組方針と具体的な取組内容を定めます。

(1) 地形（標高図）

- ・陸地部の北部には、灰ヶ峰や野呂山を始めとした標高の高い山々が連なり、その山間部を流れる河川により地域が分断された形となっている
- ・山地と沿岸に囲まれた、河川沿いの標高の低い平たん部などに市街地が集中

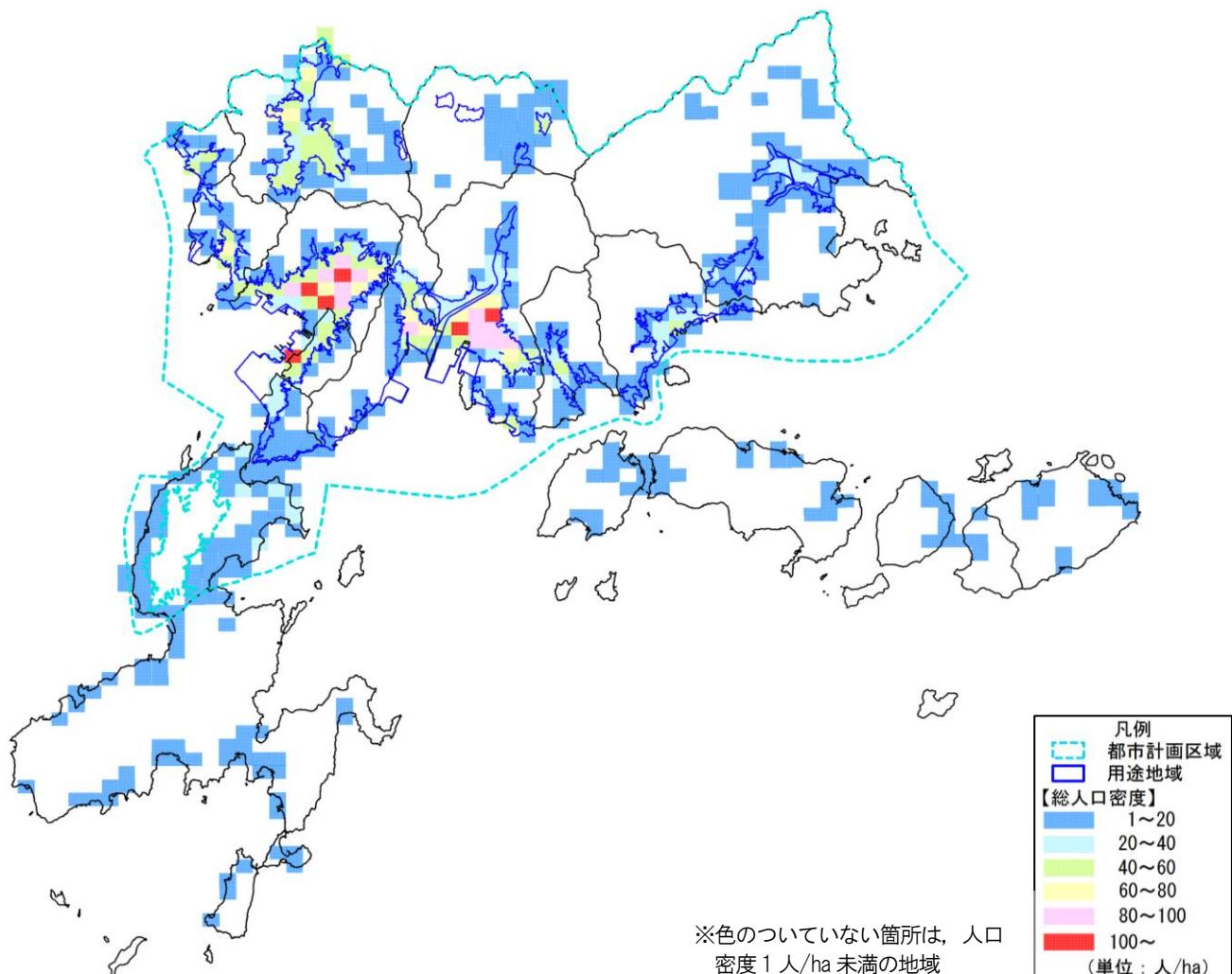
■色別標高図



(2) 人口分布

- ・海と山地に囲まれた地形を活かした海軍の町として発展し、山腹の斜面地に住居が拡大
- ・終戦後は造船や鉄鋼等の企業の進出により、瀬戸内有数の臨海工業地帯として発展したが、現在も斜面地に一定程度の住居が存在
- ・平成 15 年から平成 17 年にかけて近隣 8 町との合併により市域が拡大

■平成 27 年 人口密度分布



出典：国土地理院「地理院地図（WEB）」における「色別標高図」より作成

(3) 洪水

ア 洪水浸水想定区域

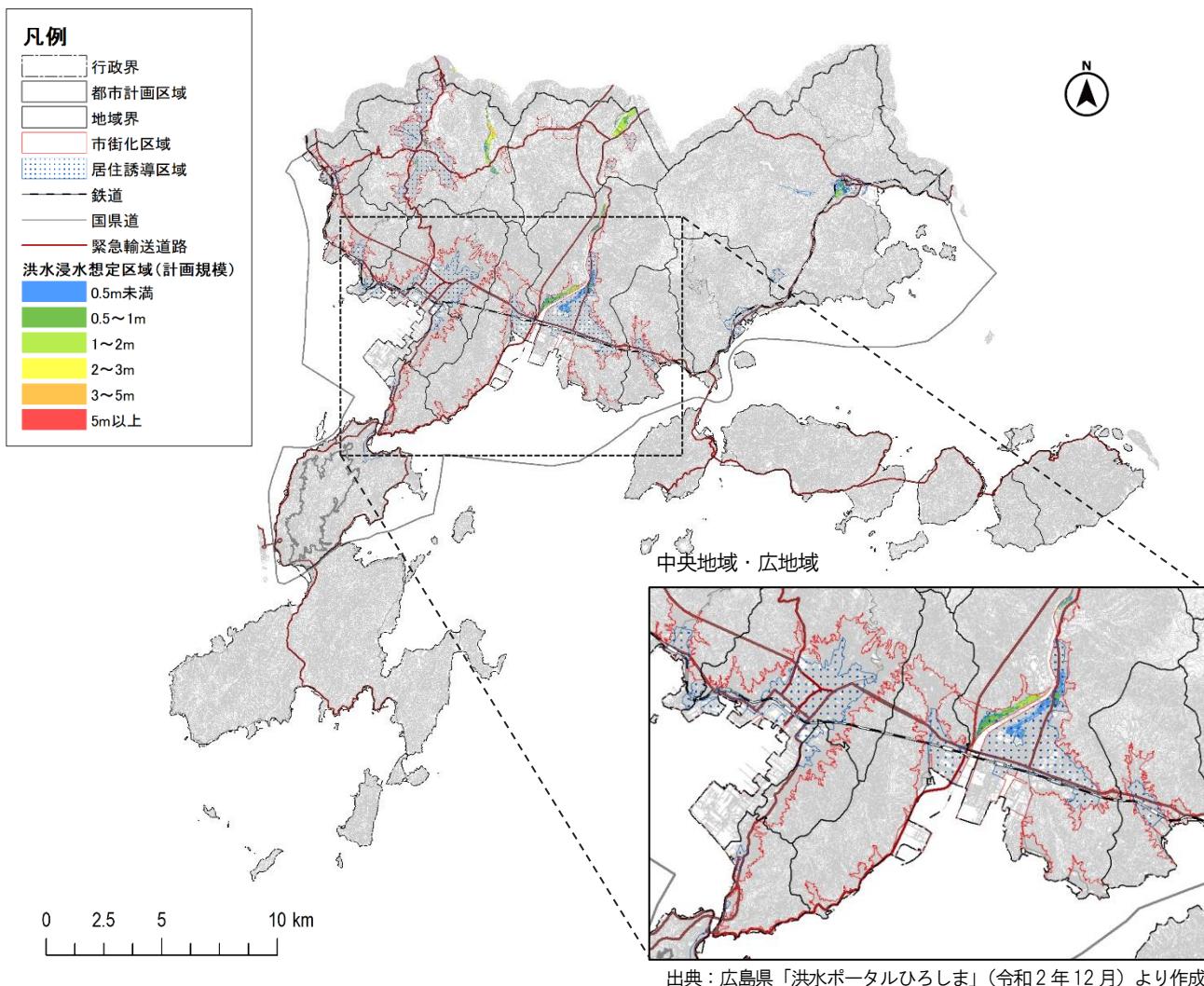
- ・計画規模での浸水リスクは昭和地域の東部の二河川沿川、黒瀬川沿川、野呂川沿川に分布
- ・想定最大規模では居住誘導区域の約4割に浸水リスクが存在

■洪水浸水想定区域の指定状況

計画規模 (L1)

河川整備計画の基本となる規模

※想定する発生確率 二河川・野呂川：50年に1回程度、黒瀬川：100年に1回程度



■各地域における洪水浸水ランク別の面積割合 単位：%

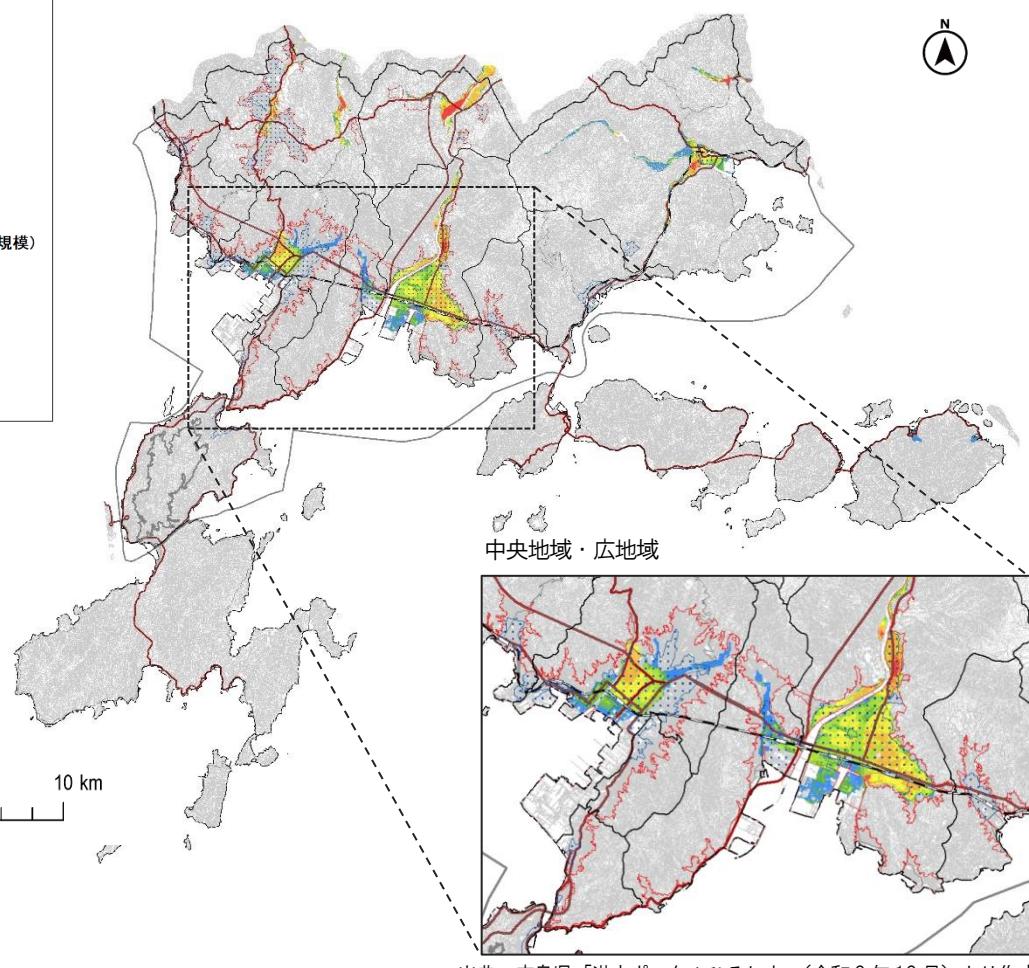
| 浸水区分 (m) | 計画規模 (L1) | | | | | | 合計 |
|-------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|-----|
| | ～ 0.5 | 0.5 ～ 1.0 | 1.0 ～ 2.0 | 2.0 ～ 3.0 | 3.0 ～ 5.0 | 5.0 ～ | |
| 市全域 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.4 |
| 用途地域 | 1.1 | 0.6 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 2.0 |
| 居住誘導区域 | 2.4 | 1.0 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.6 |

想定最大規模 (L2)

1000 年に 1 回程度の想定し得る最大規模の降雨による浸水を想定した結果であり、想定し得る最大の規模

※想定する発生確率 黒瀬川・二河川・野呂川・二級水系中小河川（西部地域東ブロック、黒瀬川流域、竹原地域、島嶼部地域）：1000 年に 1 回程度

| 凡例 | |
|------------------|--|
| 行政界 | |
| 都市計画区域 | |
| 地域界 | |
| 市街化区域 | |
| 居住誘導区域 | |
| 鉄道 | |
| 国県道 | |
| 緊急輸送道路 | |
| 洪水浸水想定区域(想定最大規模) | |
| 0.5m未満 | |
| 0.5～1m | |
| 1～2m | |
| 2～3m | |
| 3～5m | |
| 5m以上 | |



出典：広島県「洪水ポータルひろしま」（令和2年12月）より作成

■各地域における洪水浸水ランク別の面積割合 単位：%

| 浸水区分 (m) | 想定最大規模 (L2) | | | | | | 合計 |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|------|
| | ~ 0.5 | 0.5 ~ 1.0 | 1.0 ~ 2.0 | 2.0 ~ 3.0 | 3.0 ~ 5.0 | 5.0 ~ | |
| 市全域 | 0.8 | 0.5 | 0.9 | 0.9 | 0.7 | 0.2 | 4.0 |
| 用途地域 | 4.8 | 3.3 | 6.5 | 6.2 | 4.4 | 0.4 | 25.6 |
| 居住誘導区域 | 4.7 | 4.2 | 11.8 | 11.6 | 8.3 | 0.7 | 41.3 |

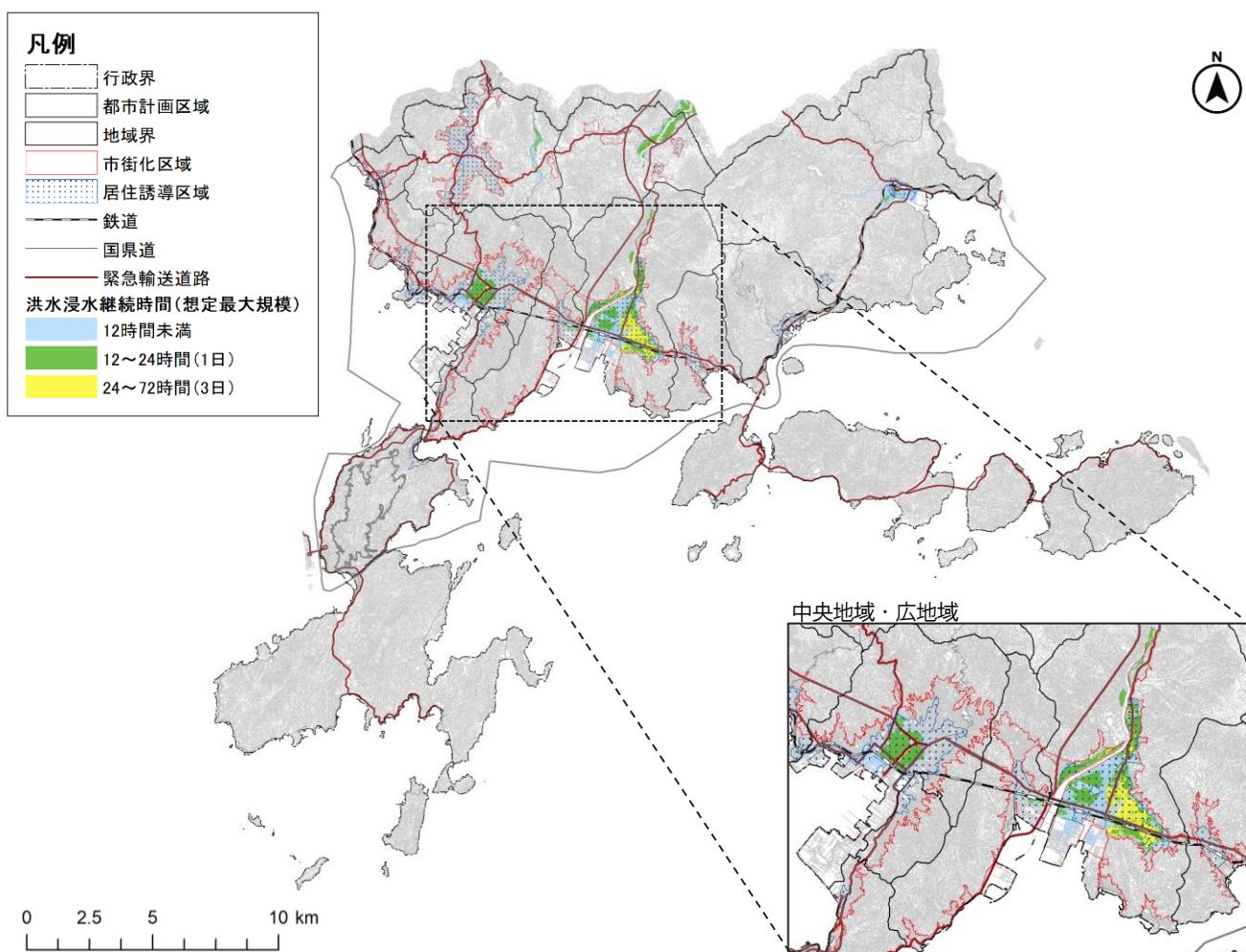
イ 洪水浸水継続時間

- 市内において洪水による浸水により長期避難（72時間以上）となるエリアはない

※災害時における人命救助のタイムリミットは、一般的に72時間となっている。また、呉市地域防災計画においても、概ね3日分に相当する量を目標に食料の備蓄体制の整備を図ることとしている。そのため、本計画における長期避難となるリスクの区切りを72時間（3日）と定義します。

■洪水浸水想定時間の指定状況

想定最大規模（L2） 「想定し得る最大規模の降雨（L2）」により、屋外への避難が困難となる浸水深（0.5m）に達してから、その水深を下回るまでにかかる時間



出典：広島県「洪水ポータルひろしま」（令和2年12月）より作成

■洪水浸水継続時間別の面積割合 単位：%

| 浸水継続時間 (時間) | 0~12 | 12~24 | 24~72 | 合計 |
|----------------|------|-------|-------|------|
| 市全域 | 1.4 | 1.1 | 0.3 | 2.8 |
| 用途地域 | 9.4 | 8.2 | 2.9 | 20.6 |
| 居住誘導区域 | 16.0 | 14.8 | 5.3 | 36.1 |

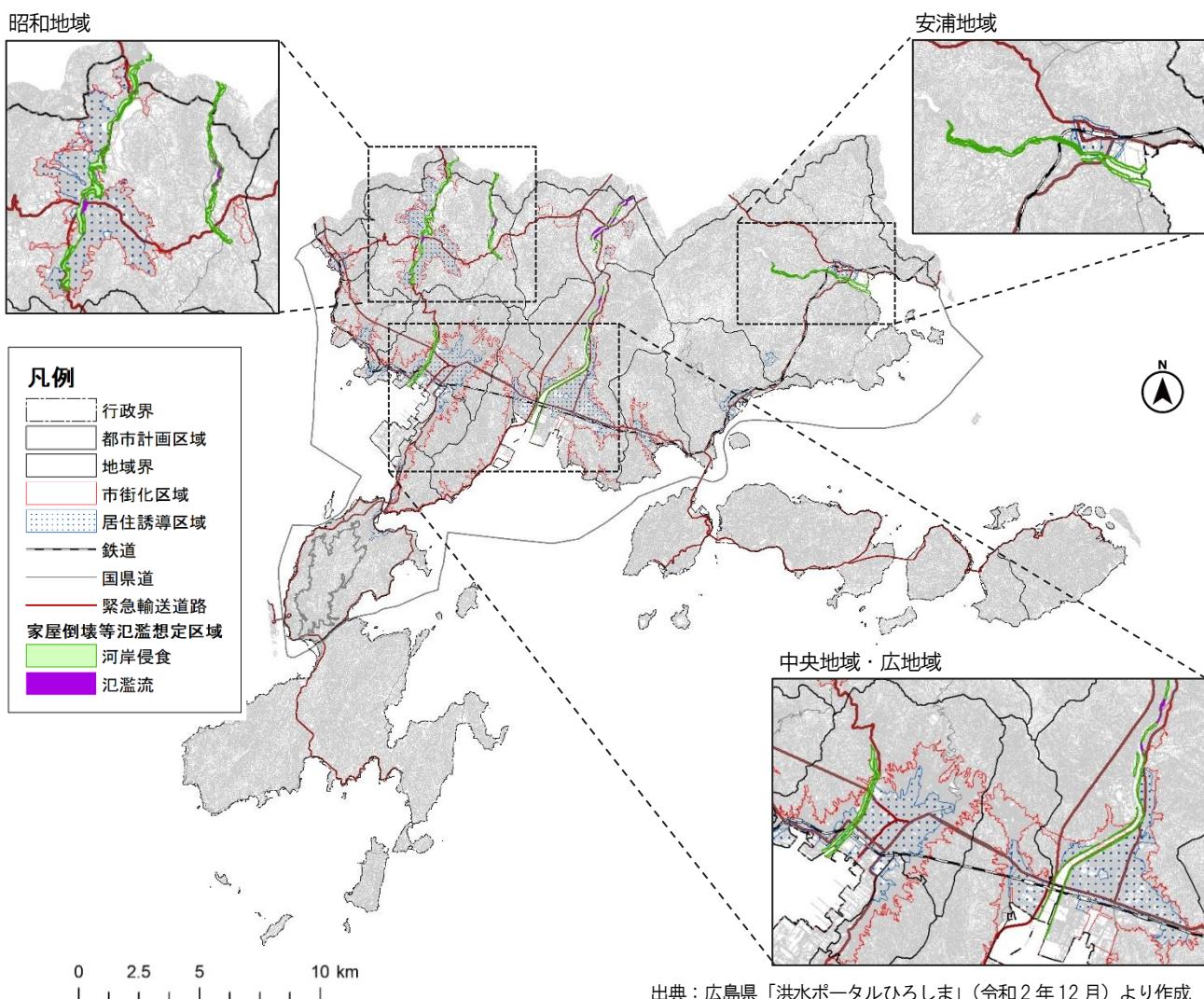
ウ 家屋倒壊等氾濫想定区域

- ・黒瀬川、二河川、野呂川の沿川に家屋倒壊等氾濫想定区域が存在
- ・居住誘導区域内でも中央地域や昭和地域、広地域、安浦地域の河川沿川に河岸侵食のリスク、中央地域と昭和地域の河川沿川に氾濫流のリスクが存在

■家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況

想定最大規模（L2）

1000年に1回程度の想定し得る最大規模の降雨による浸水を想定した結果であり、想定し得る最大の規模



出典：広島県「洪水ポータルひろしま」（令和2年12月）より作成

■家屋倒壊等氾濫想定区域の面積割合 単位：%

| | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | | |
|--------|-------------|------|-----|
| | 氾濫流 | 河岸侵食 | 合計 |
| 市全域 | 0.5 | 0.1 | 0.6 |
| 用途地域 | 2.4 | 0.2 | 2.6 |
| 居住誘導区域 | 2.9 | 0.2 | 3.1 |

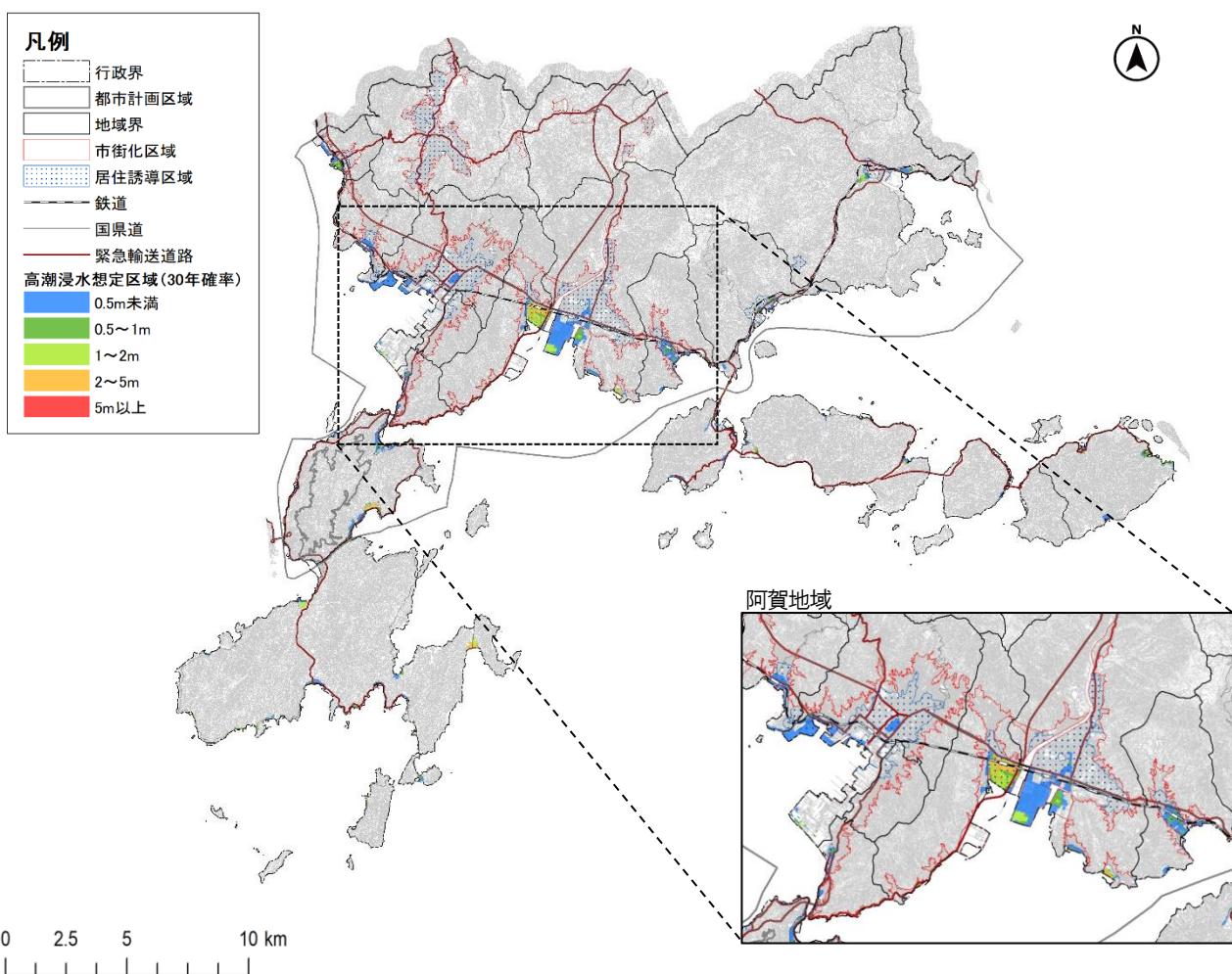
(4) 高潮

ア 高潮浸水想定区域

- ・30年確率での浸水リスクは沿岸部に点在しており、特に阿賀地域に集中
- ・想定最大規模では、居住誘導区域の5割以上に浸水リスクが存在

■高潮浸水想定区域の指定状況

30年確率 30年間に1回起り得る最大風速で発生した波浪規模が既往最高潮位と重なった場合を想定



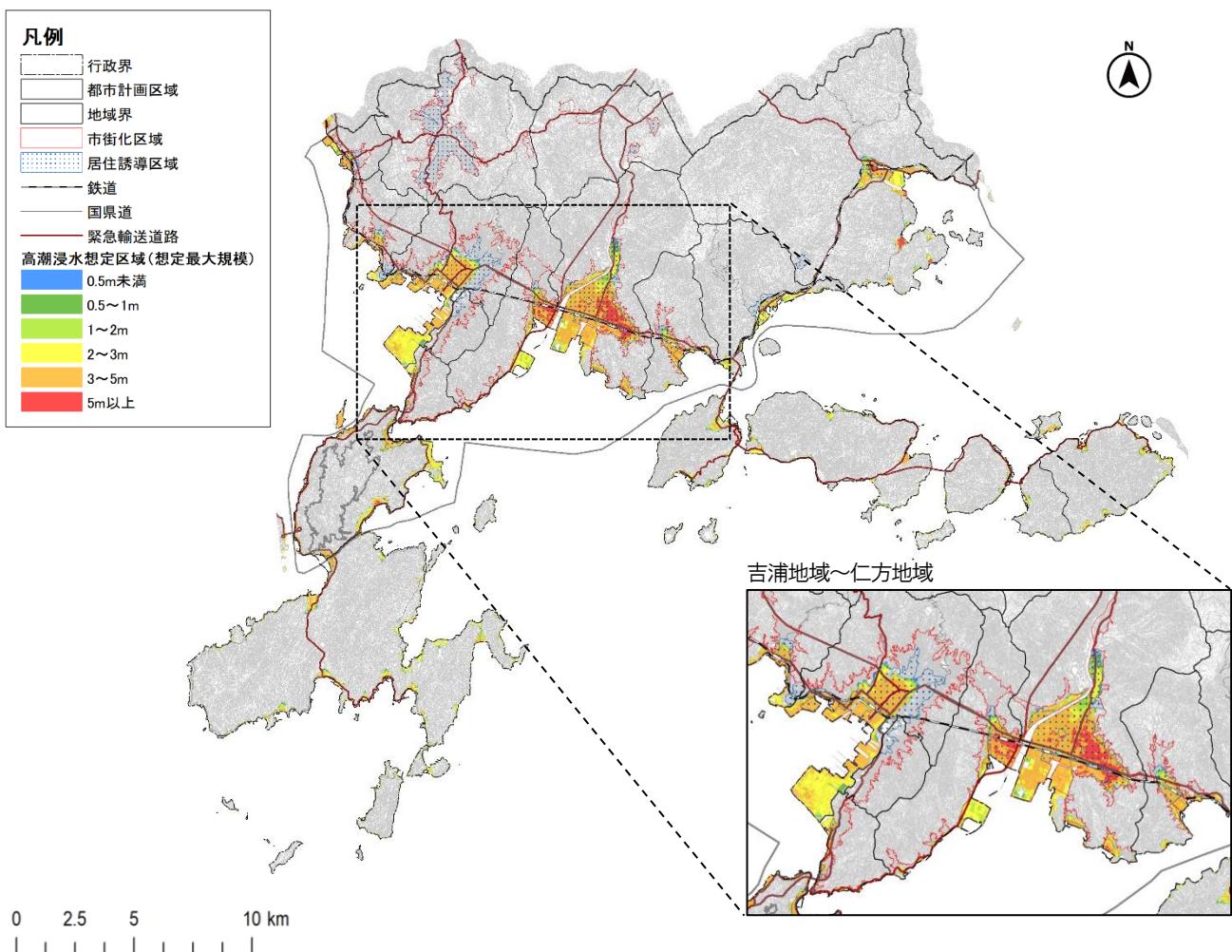
出典：広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」（平成20年8月）より作成

■各地域における高潮浸水ランク別の面積割合 単位：%

| 浸水区分 (m) | 30年確率 | | | | | 合計 |
|-------------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|------|
| | ～ 0.5 | 0.5 ～ 1.0 | 1.0 ～ 2.0 | 2.0 ～ 5.0 | 5.0 ～ | |
| 市全域 | 1.3 | 0.3 | 0.2 | 0.1 | 0.0 | 1.9 |
| 用途地域 | 8.4 | 1.7 | 1.3 | 0.7 | 0.0 | 12.1 |
| 居住誘導区域 | 8.1 | 2.4 | 1.9 | 1.4 | 0.0 | 13.8 |

想定最大規模 (L2)

国内観測史上、最も大きな台風が広島県沿岸に最悪な被害を与える経路で襲来した場合を想定



出典：広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」（令和3年8月）より作成

■各地域における高潮浸水ランク別の面積割合 単位：%

| 浸水区分 (m) | 想定最大規模 | | | | | | 合計 |
|-------------|----------|-----|-----|------|------|-----|------|
| | ~ 0.5 | 0.5 | 1.0 | 2.0 | 3.0 | 5.0 | |
| 市全域 | 0.3 | 0.3 | 1.0 | 2.5 | 3.7 | 0.4 | 8.2 |
| 用途地域 | 0.8 | 1.2 | 3.3 | 10.3 | 24.9 | 3.5 | 44.0 |
| 居住誘導区域 | 1.0 | 1.2 | 3.8 | 8.5 | 34.1 | 7.1 | 55.7 |

イ 高潮浸水継続時間

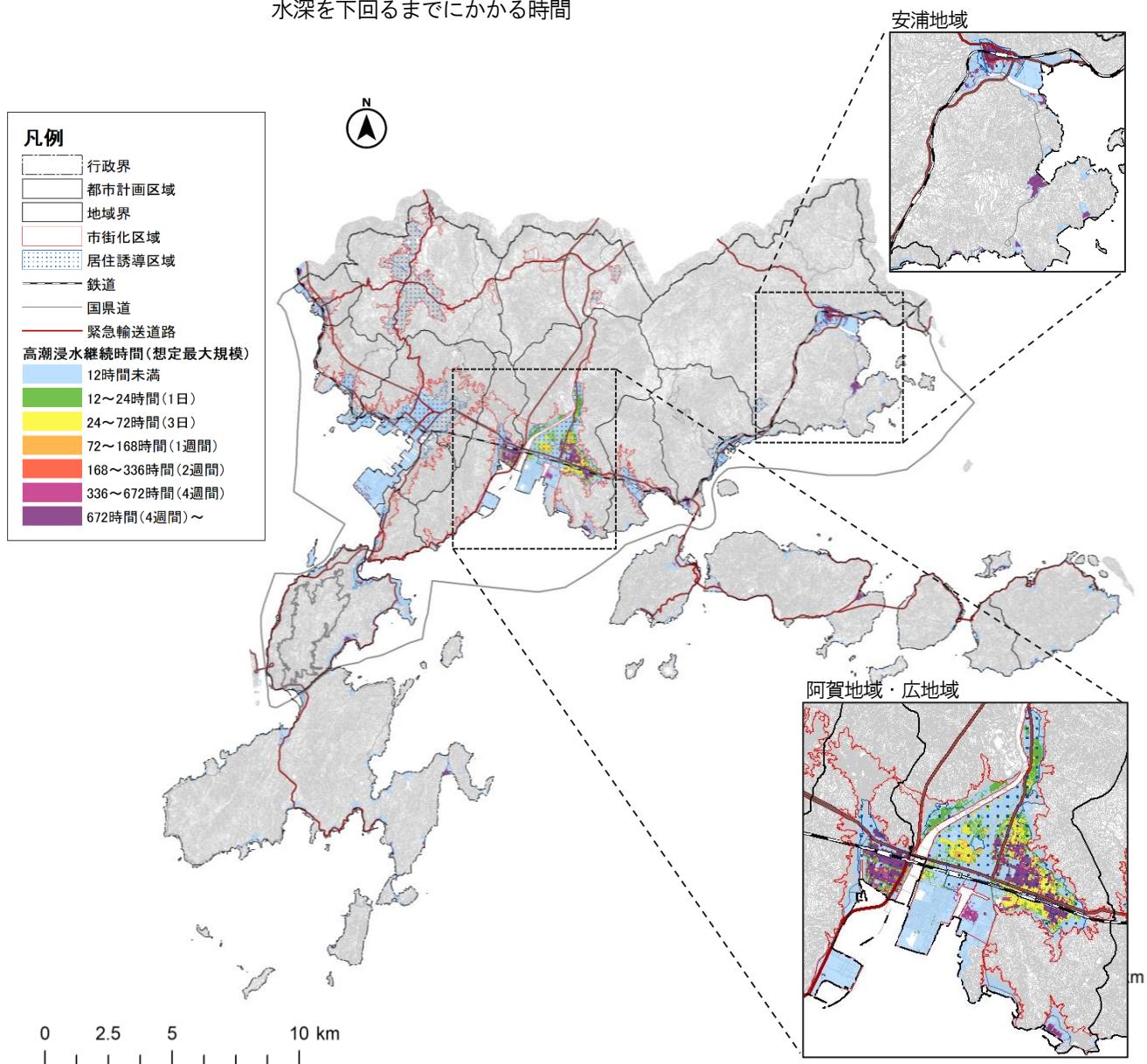
- ・阿賀地域や広地域、安浦地域を中心に、居住誘導区域の約1割に、長期避難（72時間以上）となるリスクが存在

※災害時における人命救助のタイムリミットは、一般的に72時間となっている。また、呉市地域防災計画においても、概ね3日分に相当する量を目標に食料の備蓄体制の整備を図ることとしている。そのため、本計画における長期避難となるリスクの区切りを72時間（3日）と定義します。

■高潮浸水継続時間の指定状況

想定最大規模（L2）

「国内観測史上、最も大きな台風が広島県沿岸に最悪な被害を与える経路で襲来した場合を想定」した浸水により、屋外への避難が困難となる浸水深（0.5m）に達してから、その水深を下回るまでにかかる時間



■各地域における浸水継続時間別の面積割合 単位：%

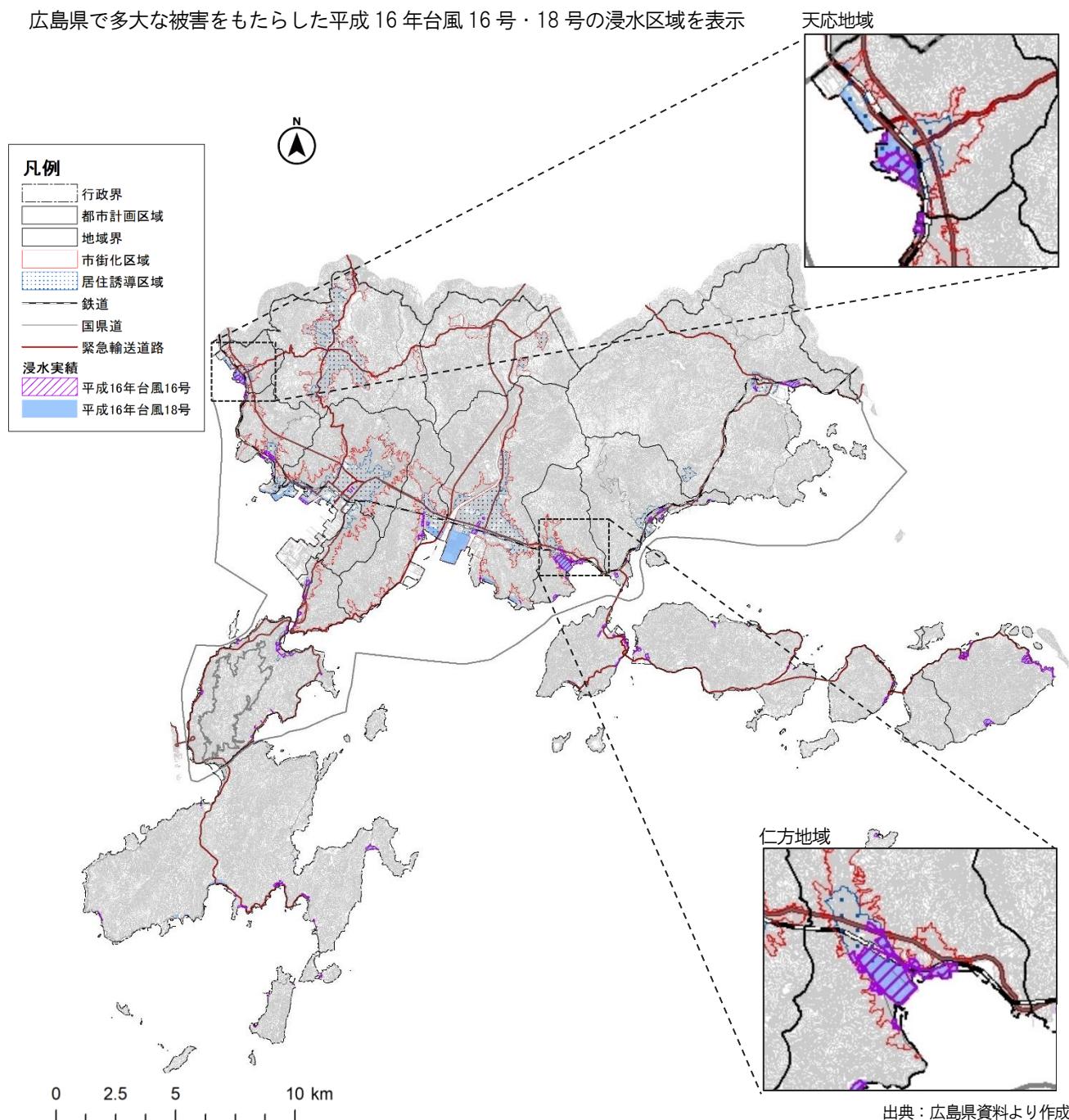
| 浸水継続時間 (時間) | ~12 | 12 ～ 24 | 24 ～ 72 | 72 ～ 168 | 168 ～ 226 | 336 ～ 672 | 672 ～ | 合計 |
|----------------|------|---------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|----------|------|
| | ~12 | ~ 24 | ~ 72 | ~ 168 | ~ 226 | ~ 672 | ~ | |
| 市全域 | 6.9 | 0.3 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.6 | 8.2 |
| 用途地域 | 34.6 | 2.8 | 2.5 | 0.2 | 0.0 | 0.9 | 3.0 | 44.0 |
| 居住誘導区域 | 38.0 | 4.6 | 4.1 | 0.4 | 0.2 | 1.6 | 6.7 | 55.7 |

ウ 平成 16 年台風 16 号・18 号の浸水実績マップ

- ・沿岸部に浸水エリアが存在
- ・天應地域や仁方地域では、台風 16 号・18 号ともに広い範囲で浸水

■平成 16 年台風 16 号・18 号の浸水実績マップ

広島県で多大な被害をもたらした平成 16 年台風 16 号・18 号の浸水区域を表示

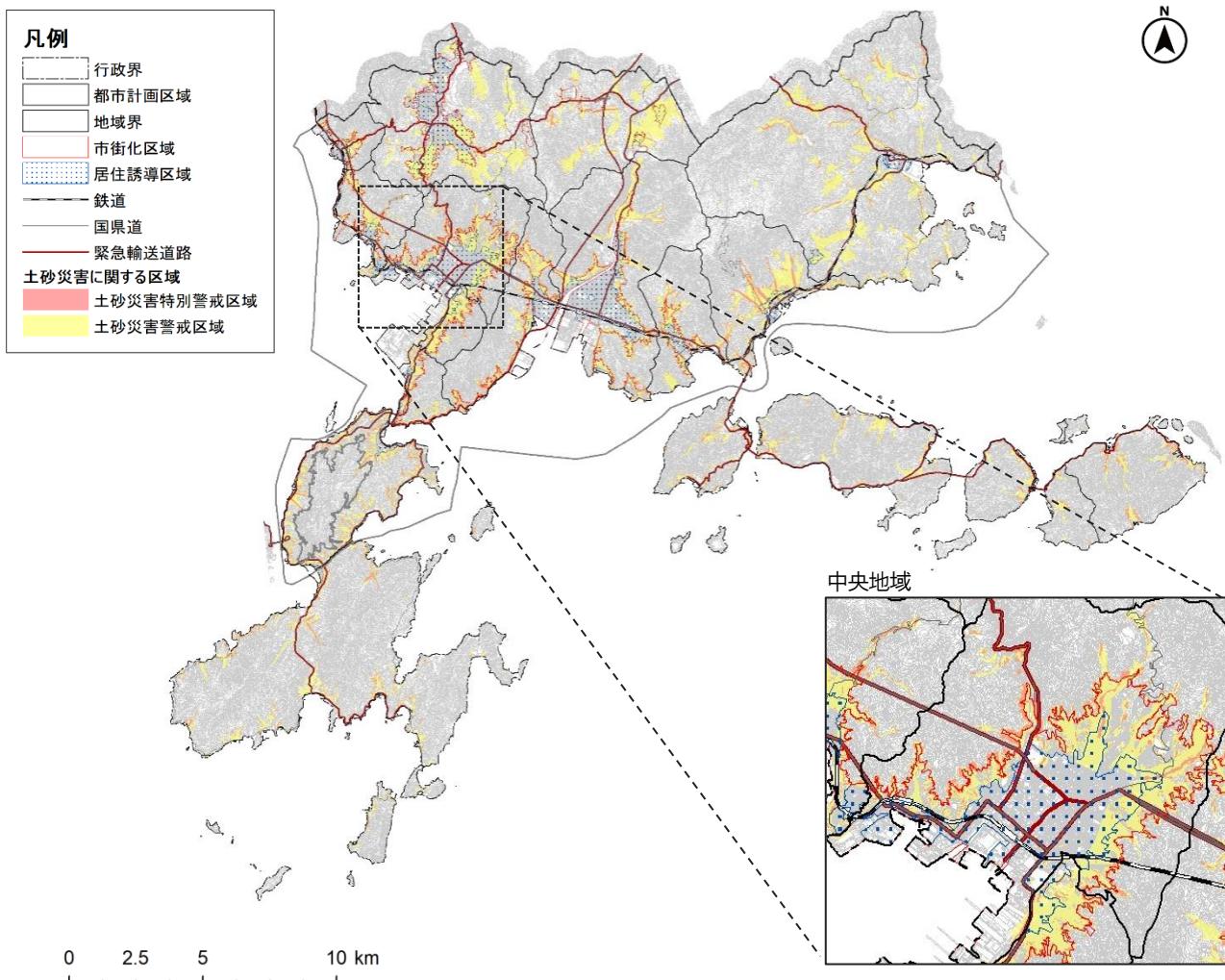


(5) 土砂災害

- ・土砂災害に関する区域が市全域に広く指定
- ・住居が広がっている斜面地にも土砂災害特別警戒区域が存在

■土砂災害に関する区域の指定状況

土砂災害に関する区域には土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域があり、土砂災害警戒区域は土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害特別警戒区域は土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域



出典：広島県「土砂災害ポータルひろしま」（令和5年12月時点）より作成

■土砂災害に関する区域の面積割合 単位：%

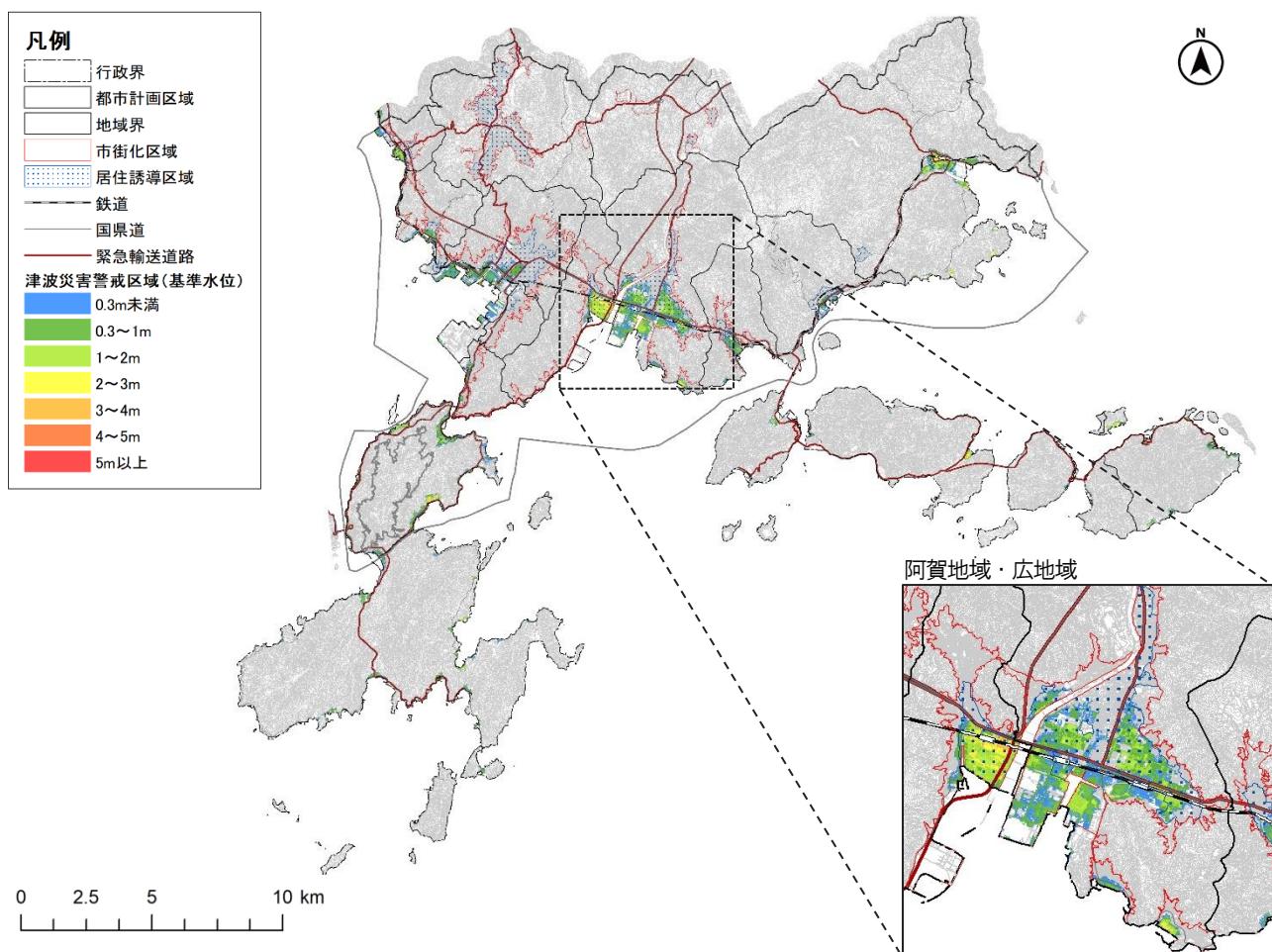
| | 土砂災害 警戒区域 | 土砂災害特別 警戒区域 | 合計 |
|--------|--------------|----------------|------|
| | 土砂災害 警戒区域 | 土砂災害特別 警戒区域 | |
| 市全域 | 14.7 | 3.0 | 17.7 |
| 用途地域 | 37.1 | 4.9 | 42.0 |
| 居住誘導区域 | 24.7 | 0.0 | 24.7 |

(6) 津波

- ・沿岸部を中心に標高の低いエリアが津波災害警戒区域に指定
- ・居住誘導区域の約3割が津波災害警戒区域であり、阿賀地域や広地域では木造建築物全壊のおそれがある浸水深2m以上のエリアが存在

■津波災害警戒区域の指定状況

津波災害警戒区域とは、最大クラスの津波（L2 津波）が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、いざという時に津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域



出典：広島県「高潮・津波災害ポータルひろしま」（平成31年3月）より作成

■津波浸水ランク別の面積割合 単位：%

| 浸水区分 (m) | 津波災害警戒区域 | | | | | | | 合計 |
|-------------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|------|
| | ～ 0.3 | 0.3 ～ 1.0 | 1.0 ～ 2.0 | 2.0 ～ 3.0 | 3.0 ～ 4.0 | 4.0 ～ 5.0 | 5.0 ～ | |
| 市全域 | 1.0 | 1.7 | 0.6 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.4 |
| 用途地域 | 6.0 | 9.5 | 3.6 | 0.6 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 19.8 |
| 居住誘導区域 | 6.8 | 14.0 | 7.4 | 1.9 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 30.4 |

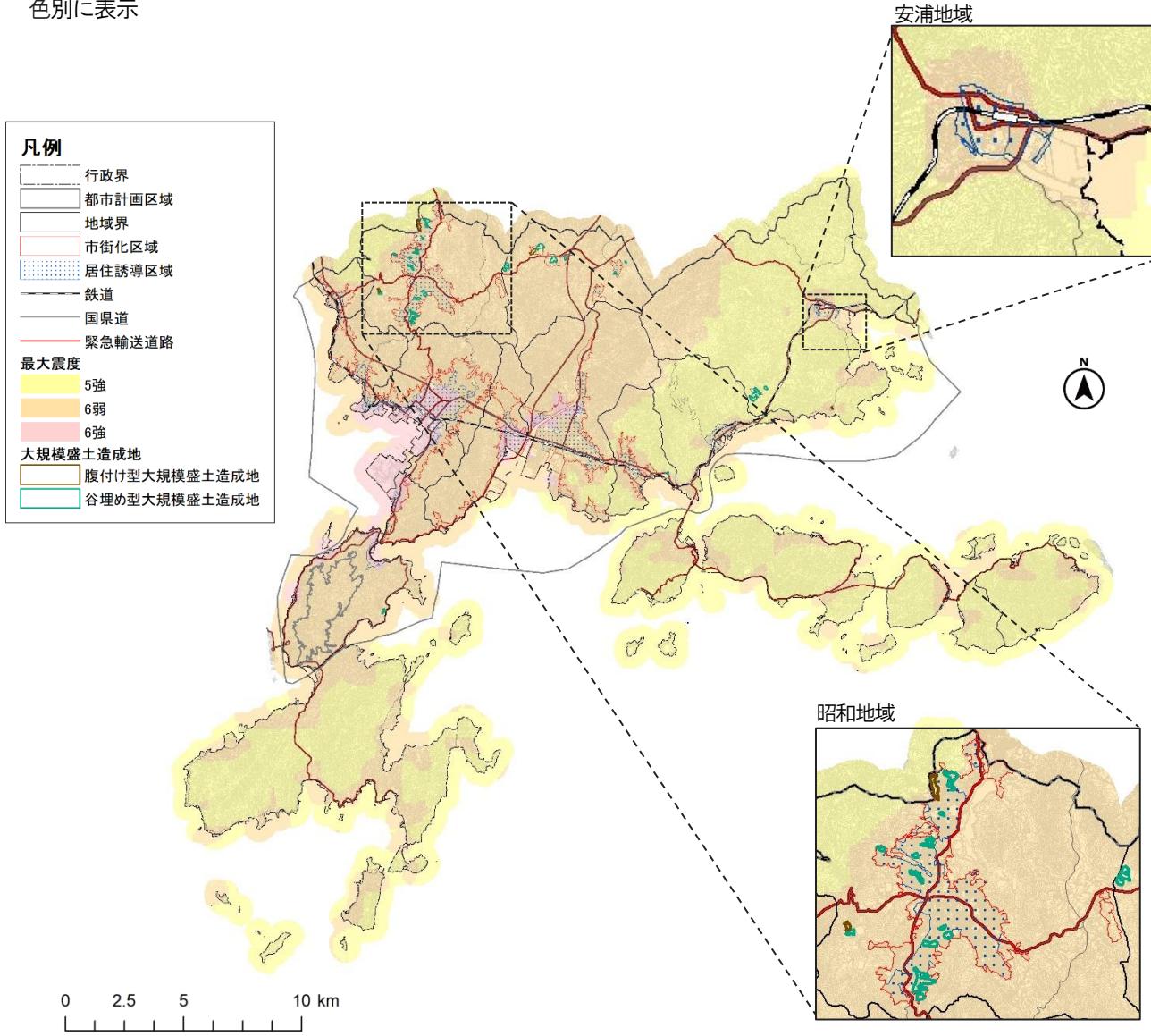
(7) 地震

ア 震度分布

- 市全域に地震による強い揺れのリスクがあり、居住誘導区域の約3割が震度6強のエリア
- 昭和地域や郷原地域、安浦地域の居住誘導区域内には大規模盛土造成地が存在

■震度の分布状況

本市域に大きな影響を及ぼすと想定される、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘の地震、直下地震の最大震度を色別に表示



■震度階級別の面積割合 単位：%

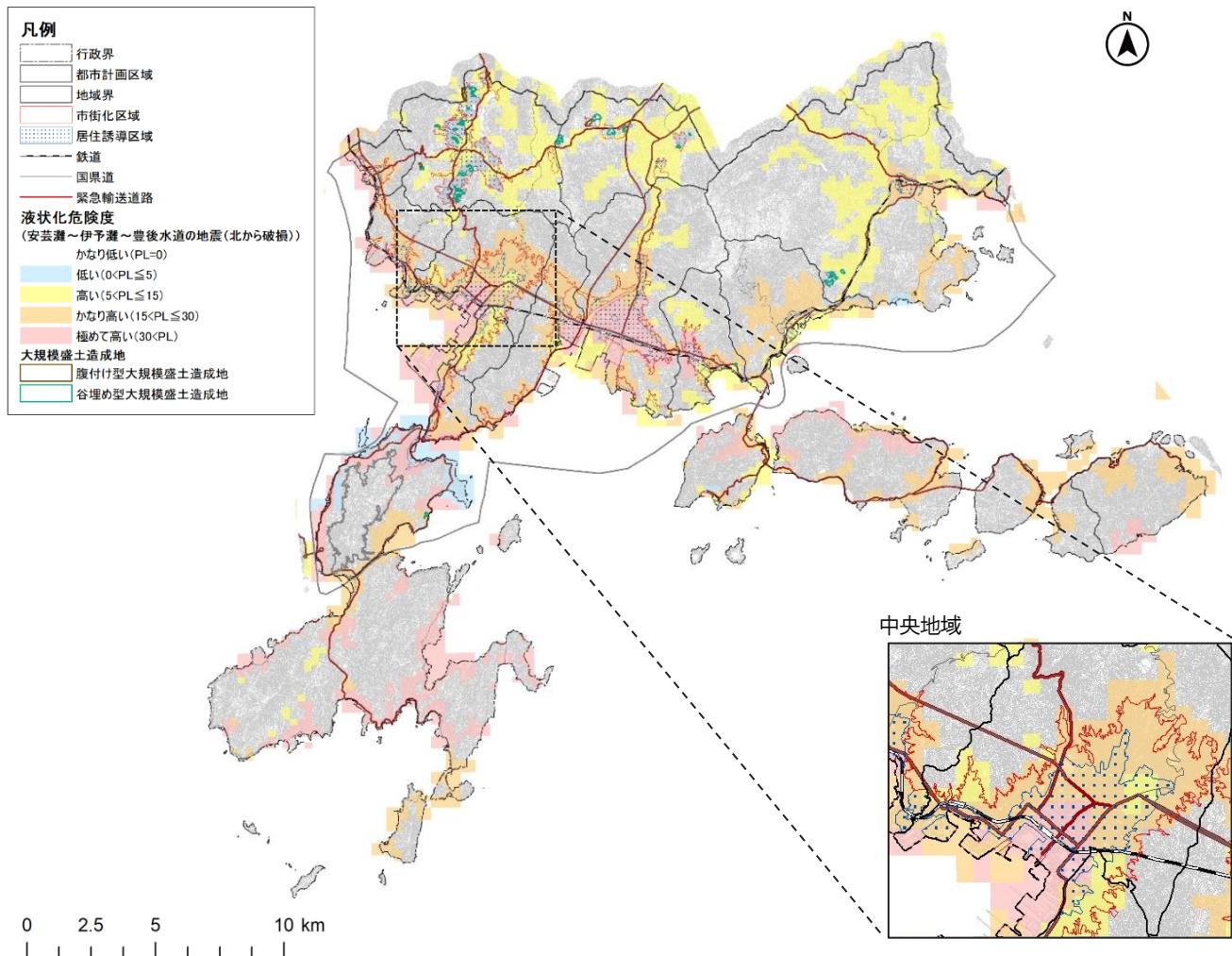
| 震度階級 | 5 強 | 6 弱 | 6 強 | 合計 |
|--------|------|------|------|-------|
| 市全域 | 42.8 | 53.8 | 3.4 | 100.0 |
| 用途地域 | 0.5 | 72.8 | 26.7 | 100.0 |
| 居住誘導区域 | 1.8 | 70.2 | 28.0 | 100.0 |

イ 液状化危険度

- ・居住誘導区域の7割以上が液状化危険度「高い」又は「極めて高い」に該当
- ・昭和地域や郷原地域、安浦地域の居住誘導区域内には大規模盛土造成地が存在

■液状化危険度の分布状況

液状化危険度とは、震度分布と土質状況をもとに、液状化（水を多く含んだ緩い砂地盤が地震時の揺れによって、地盤から水や砂が噴き出したり、地盤が液体のようになる現象）の危険度を示すPL値を示したもの。
本市において最も被害の大きいと考えられる「安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（北から破壊）」を表示



■液状化危険度別の面積割合 単位：%

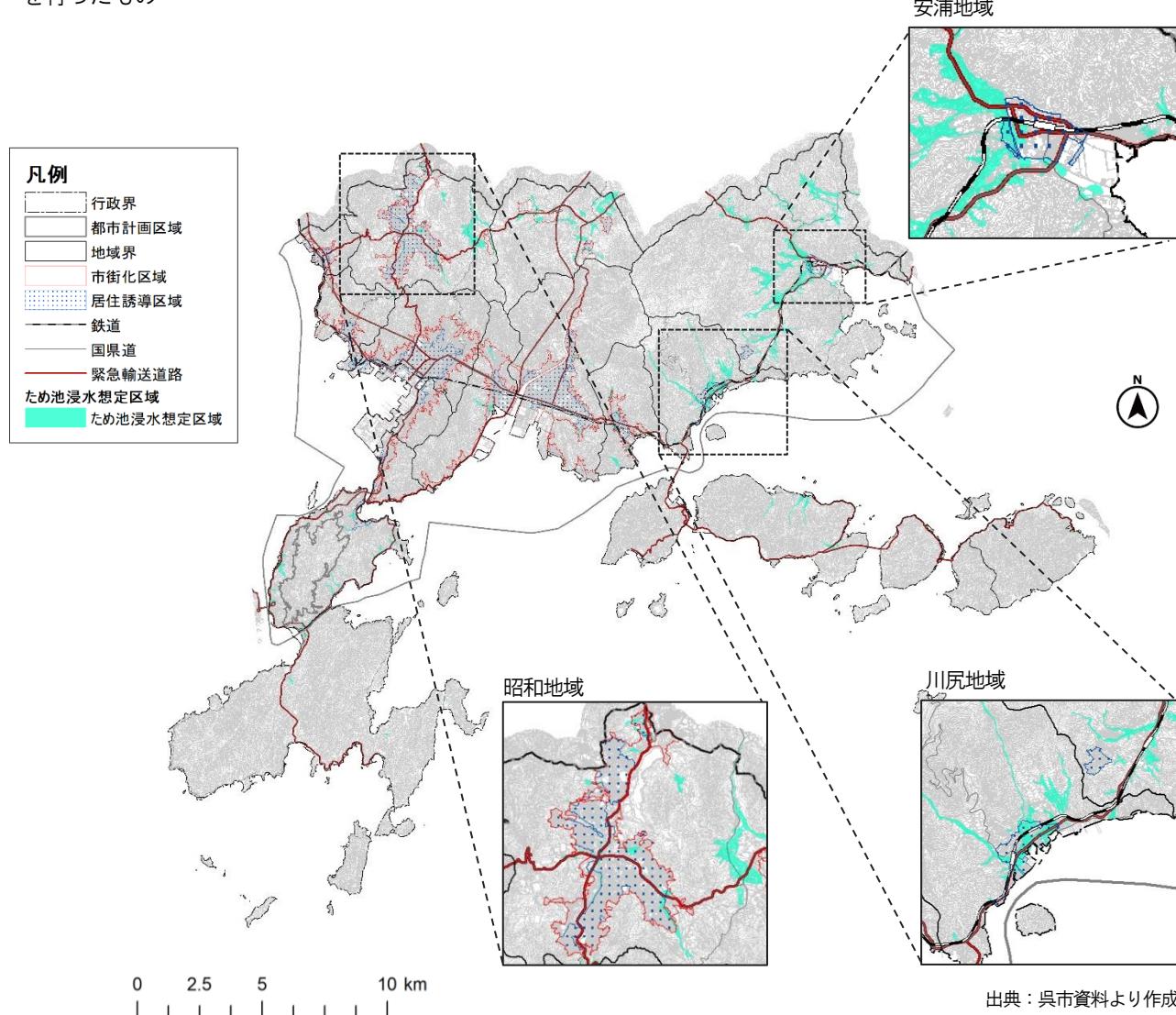
| 液状化危険度 | 低い ($0 < PL \leq 5$) | 高い ($5 < PL \leq 15$) | かなり高い ($15 < PL \leq 30$) | 極めて高い ($30 < PL$) | 合計 |
|--------|---------------------------|----------------------------|--------------------------------|------------------------|------|
| | | | | | |
| 市全域 | 0.8 | 13.8 | 14.0 | 8.9 | 37.5 |
| 用途地域 | 0.2 | 18.8 | 36.9 | 29.7 | 85.6 |
| 居住誘導区域 | 0.9 | 14.0 | 30.5 | 34.2 | 79.6 |

(8) ため池氾濫

- ・ため池浸水想定区域の大部分は居住誘導区域外に分布
- ・居住誘導区域内では、川尻地域や昭和地域、安浦地域の一部地域の周辺に分布

■ため池浸水想定区域の指定状況

「防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)」について、ため池が満水状態のときに、降雨がない状態で堤防が瞬時に決壊するという条件によりシミュレーションを行ったもの



出典：呉市資料より作成

■ため池浸水想定区域に関する区域の面積割合 単位：%

| | ため池浸水想定区域 |
|--------|-----------|
| | |
| 市全域 | 2.3 |
| 用途地域 | 1.5 |
| 居住誘導区域 | 4.0 |

(9) 取組方針と具体的な取組の検討

(1) から(8)までの分析を踏まえ、市全域における防災上の課題から、取組方針及び具体的な取組を次のとおり定めます。

■マクロ分析結果 (1/2)

| 項目 | 分析の結果 | 市全域における防災上の課題 | 取組方針 | 具体的な取組 |
|-------|--|--|---|--|
| 地域特性 | <ul style="list-style-type: none"> 陸地部の北部には、灰ヶ峰や野呂山を始めとした標高の高い山々が連なり、その山間部を流れる河川により地域が分断された形となっている 山地と沿岸に囲まれた、河川沿いの標高の低い平坦な部などに市街地が集中 | <ul style="list-style-type: none"> 山や河川により地域が分断されているため、災害発生時において土砂崩れ等により孤立が予想される地区の実態を詳細に把握し、救援体制の充実を図るとともに、集落における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する必要がある。 | リスクの回避 ^{※1} <ul style="list-style-type: none"> 都市的土地区画整理事業の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 海と山地に囲まれた地形を活かした海軍の町として発展し、山腹の斜面地に住居が拡大 終戦後は造船や鉄鋼等の企業の進出により、瀬戸内有数の臨海工業地帯として発展したが、現在も斜面地に一定程度の住居が存在 平成15年から平成17年にかけて近隣8町との合併により市域が拡大 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時に影響をもたらす河川や沿岸、山の斜面が市街地に密接しているため、災害の状況に応じて安全かつ早急に避難できるように、市民が防災情報メールや防災行政無線等、多様な媒体から幅広く情報を収集できる体制を行政が整えておく必要がある。 | リスクの低減(ハード) ^{※2} <ul style="list-style-type: none"> 流域治水の促進 リスクの低減(ソフト) ^{※3} <ul style="list-style-type: none"> 孤立予想集落の災害予防対策 地域防災力の充実・強化 早期避難の意識醸成 <ul style="list-style-type: none"> 流域治水の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 流域治水プロジェクトに基づいた事前防災対策 |
| 災害特性 | <ul style="list-style-type: none"> 計画規模での浸水リスクは昭和地域の東部の二河川沿川、黒瀬川沿川、野呂川沿川に分布 想定最大規模では居住誘導区域の約4割に浸水リスクが存在 市内において洪水による浸水により長期避難(72時間以上)となるエリアはない 黒瀬川、二河川、野呂川の沿川に家屋倒壊等氾濫想定区域が存在し、居住誘導区域内では中央地域や昭和地域、広地域、安浦地域の河川沿川に河岸侵食のリスク、中央地域と昭和地域の河川沿川に氾濫流のリスクが存在 | <p>【ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画規模の場合に想定される浸水リスクの範囲は限定的ではあるが、想定最大規模と比較すると発生確率が高いため、浸水対策を促進し、浸水被害の軽減に努める必要がある。 <p>【ソフト対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水の場合、雨量予報や洪水予報を事前に確認することで洪水が発生する前に事前に避難を呼びかけることができるため、市民が防災情報メールや防災行政無線等、多様な媒体から幅広く情報を収集できる体制を行政が整えておく必要がある。特に、想定最大規模の場合では、施設の整備等で被害を防ぎきるには限界があることから、ハザードマップ等の周知による「命を守る」ための避難体制の強化が必要となる。 家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている地域では、洪水発生時に建物が倒壊するおそれがあるため、事前に避難所等への避難を呼びかける等、市民が防災情報メールや防災行政無線等、多様な媒体から幅広く情報を収集できる体制を行政が整えておく必要がある。 | リスクの低減(ハード) <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 河川改修の促進 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 30年確率での浸水リスクは沿岸部に点在しており、特に阿賀地域に集中 想定最大規模では、居住誘導区域の5割以上に浸水リスクが存在 阿賀地域や広地域、安浦地域を中心に、居住誘導区域の約1割に、長期避難(72時間以上)となるリスクが存在 本市に大きな被害をもたらした平成16年台風16号・18号では沿岸部が浸水し、天應地域や仁方地域では、台風16号・18号ともに広い範囲で浸水 | <p>【ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸部に面する各地域に浸水リスクが点在しており、浸水被害低減のため、30年確立の高潮に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を推進する必要がある。 <p>【ソフト対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高潮の場合、台風等の接近に伴う暴風が吹き始めるまでに事前に避難を呼びかけることができるため、市民が防災情報メールや防災行政無線等、多様な媒体から幅広く情報を収集できる体制を行政が整えておく必要がある。特に、想定最大規模の場合では、施設の整備等で被害を防ぎきるには限界があることから、ハザードマップ等の周知による「命を守る」ための避難体制の強化が必要となる。 | リスクの低減(ハード) <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤の整備 リスクの低減(ソフト) <ul style="list-style-type: none"> 早期避難の意識醸成 防災・減災知識の普及と意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の整備 |
| (4)高潮 | | | | |

※1 リスクの回避: 災害時に被害が発生しないようにする(回避する)

※2 リスクの低減(ハード): 災害時の被害をハード対策により軽減させる

※3 リスクの低減(ソフト): 災害時の被害をソフト対策により軽減させる

■マクロ分析結果(2/2)

| 項目 | 分析の結果 | 市全域における防災上の課題 | 取組方針 | 具体的な取組 |
|----------|--|--|---|--|
| (5)土砂災害 | ・土砂災害に関する区域が市全域に広く指定 ・住居が広がっている斜面地にも土砂災害特別警戒区域が存在 | 【ハード対策】 ・住居が広がっている斜面地にも土砂災害特別警戒区域が存在するため、国や県と連携し、砂防・治山施設等の整備や既存施設の適切な維持管理と老朽化対策等を促進する必要がある。 【ソフト対策】 ・土砂災害による災害リスクの高い区域の土地利用の抑制や安全な区域への居住誘導等による都市の強靭化を図るとともに、ハザードマップ等の周知による「命を守る」ための避難体制の強化が必要となる。 | リスクの回避 ・都市的土地区画整理事業 リスクの低減(ハード) ・都市基盤の整備 | ・土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入 ・土砂災害対策の推進(砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業) |
| | | | リスクの低減(ソフト) ・防災・減災知識の普及と意識啓発 | ・ハザードマップや避難の手引きの周知 |
| | | | | |
| (6)津波 | ・沿岸部を中心に標高の低いエリアが津波災害警戒区域に指定 ・居住誘導区域の約3割が津波災害警戒区域であり、阿賀地域や広地域では木造建築物全壊のおそれがある浸水深2m以上のエリアが存在 | 【ハード対策】 ・津波被害の発生を防止又は軽減するため、比較的発生頻度の高い津波(L1津波:数十年から百数十年に一度の確率)に対応できる海岸保全施設の整備を推進する必要がある。 【ソフト】 ・最大クラスの津波(L2津波)の場合、一刻も早い避難が必要であることから、ハザードマップ等による緊急時の避難場所(高台や一時避難場所等)・避難路の事前確認や津波に関する知識の普及による防災意識の啓発に努める必要がある。 | リスクの低減(ハード) ・都市基盤の整備 | ・海岸保全施設の整備 ・ハザードマップや避難の手引きの周知 |
| | | | リスクの低減(ソフト) ・防災・減災知識の普及と意識啓発 | |
| (7)地震 | ・市全域に地震による強い揺れのリスクがあり、居住誘導区域の約3割が震度6強のエリア ・居住誘導区域の7割以上が液状化危険度「高い」又は「極めて高い」に該当 ・昭和地域や郷原地域、安浦地域の居住誘導区域内には大規模盛土造成地が存在 | 【ハード対策】 ・市全域に強い揺れのリスクがあるため、大規模盛土造成地においては、地質調査や地盤解析等を行う必要がある。 ・地震発生時の家屋等の倒壊による被害の軽減を図るため、住宅や建築物の耐震化や老朽空き家の除却を促進する必要がある。 【ソフト対策】 ・ハザードマップ等による緊急時の避難場所(広域避難場所や一時避難場所等)の事前確認や地震に関する知識の普及による防災意識の啓発に努める必要がある。 | リスクの低減(ハード) ・都市基盤の整備 | ・大規模盛土造成地の地質調査、地盤解析等の実施、住宅・建築物の耐震化や老朽空き家の除去の促進 ・ハザードマップや避難の手引きの周知 |
| | | | リスクの低減(ソフト) ・防災・減災知識の普及と意識啓発 | |
| (8)ため池氾濫 | ・ため池浸水想定区域の大部分は居住誘導区域外に分布 ・居住誘導区域内では、川尻地域や昭和地域、安浦地域の一部地域の周辺に分布 | 【ハード対策】 ・県と連携し、農業利用するため池は損傷状況等に応じて補強工事等の必要な対策を行い、利用しなくなったため池は廃止工事を推進する必要がある。 【ソフト対策】 ・ため池は、適切な日常管理により災害の未然防止を図っていくことが重要であり、今後、農家数の減少や高齢化によって管理が行き届かないため池が増加するおそれがあることから、県と連携し、管理体制の確保に努める必要がある。 ・ハザードマップ等による緊急時の避難所・避難路の事前確認やため池の氾濫に関する知識の普及による防災意識の啓発に努める必要がある。 | リスクの低減(ハード) ・都市基盤の整備 | ・ため池の補強工事・廃止工事の推進 ・農業利用するため池の管理体制の確保 ・ハザードマップや避難の手引きの周知 |
| | | | リスクの低減(ソフト) ・ため池の適正管理 ・防災・減災知識の普及と意識啓発 | |

4 地域単位での災害リスク分析(ミクロ分析)

ミクロ分析では、地域別に各種ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、防災上の課題を分析し、取組方針と具体的な取組内容を定めます。

各地域における災害ハザードの指定・公表等の状況は下表のとおりです。次頁より、地域毎に災害ハザードと都市情報を重ね合わせた結果をお示しします。

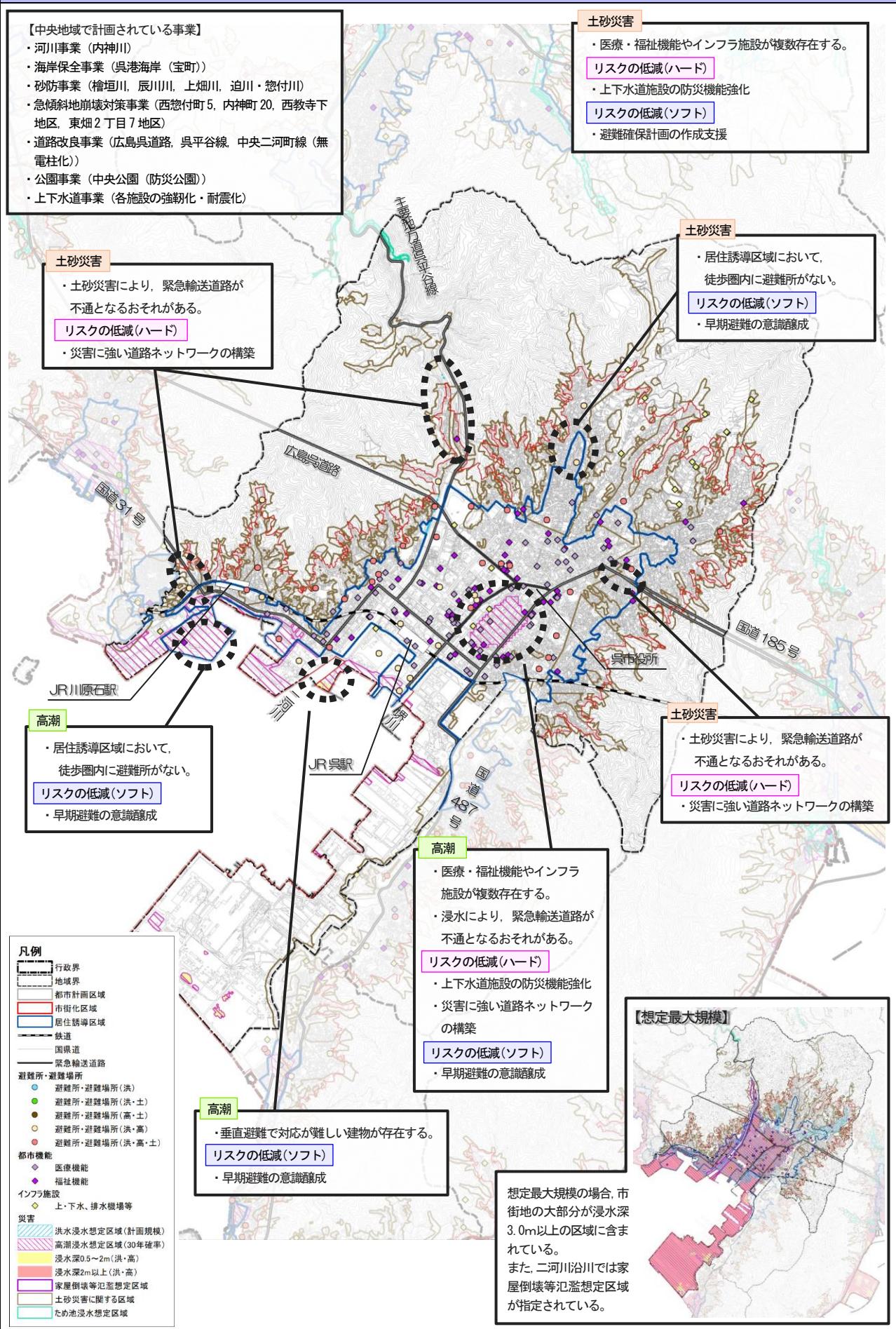
■各地域の災害ハザード一覧

| 災害 地域 | I 洪水 | | | I 高潮 | | I・II 土砂 災害 | II 津波 | II 地震 | I・II ため池 氾濫 |
|-----------|---------------|-----------------|-------------|----------------|-----------------|------------------|----------|----------|-------------------|
| | 浸水深 (計画規模) | 浸水深 (想定最大規模) | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 浸水深 (30年確率) | 浸水深 (想定最大規模) | 土砂災害に関する区域 | 浸水深 | 震度分布 | ため池浸水想定区域 |
| | | | | | | | | | |
| (1)中央地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2)宮原地域 | | | | | | ○ | | ○ | |
| (3)警固屋地域 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (4)吉浦地域 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (5)天応地域 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (6)昭和地域 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ |
| (7)郷原地域 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ |
| (8)阿賀地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (9)広地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (10)仁方地域 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (11)川尻地域 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (12)安浦地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (13)音戸地域 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (14)倉橋地域 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (15)下蒲刈地域 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (16)蒲刈地域 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (17)豊浜地域 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (18)豊地域 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

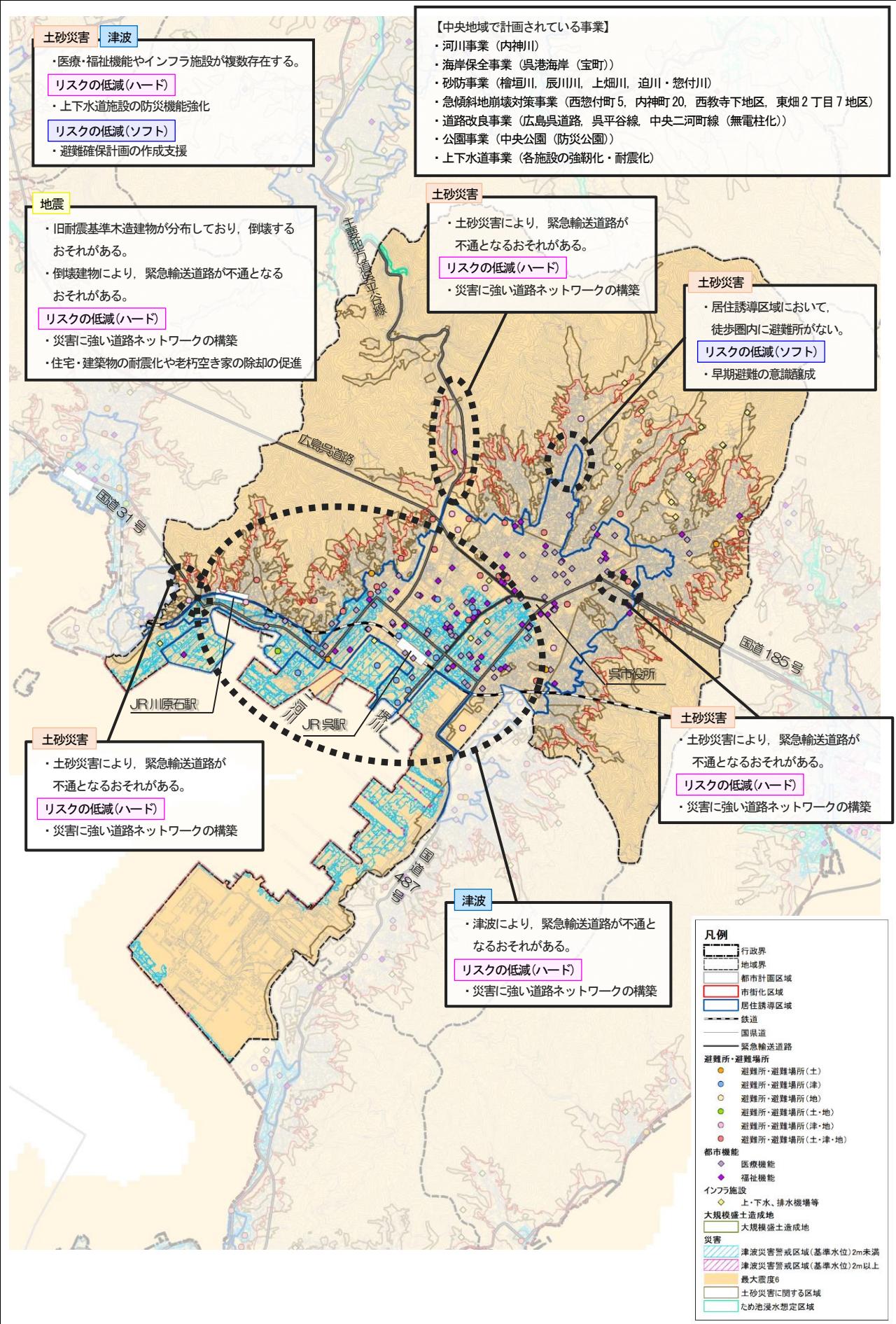
○：災害ハザードの指定あり □：災害ハザードの指定・公表等なし

(1) 中央地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

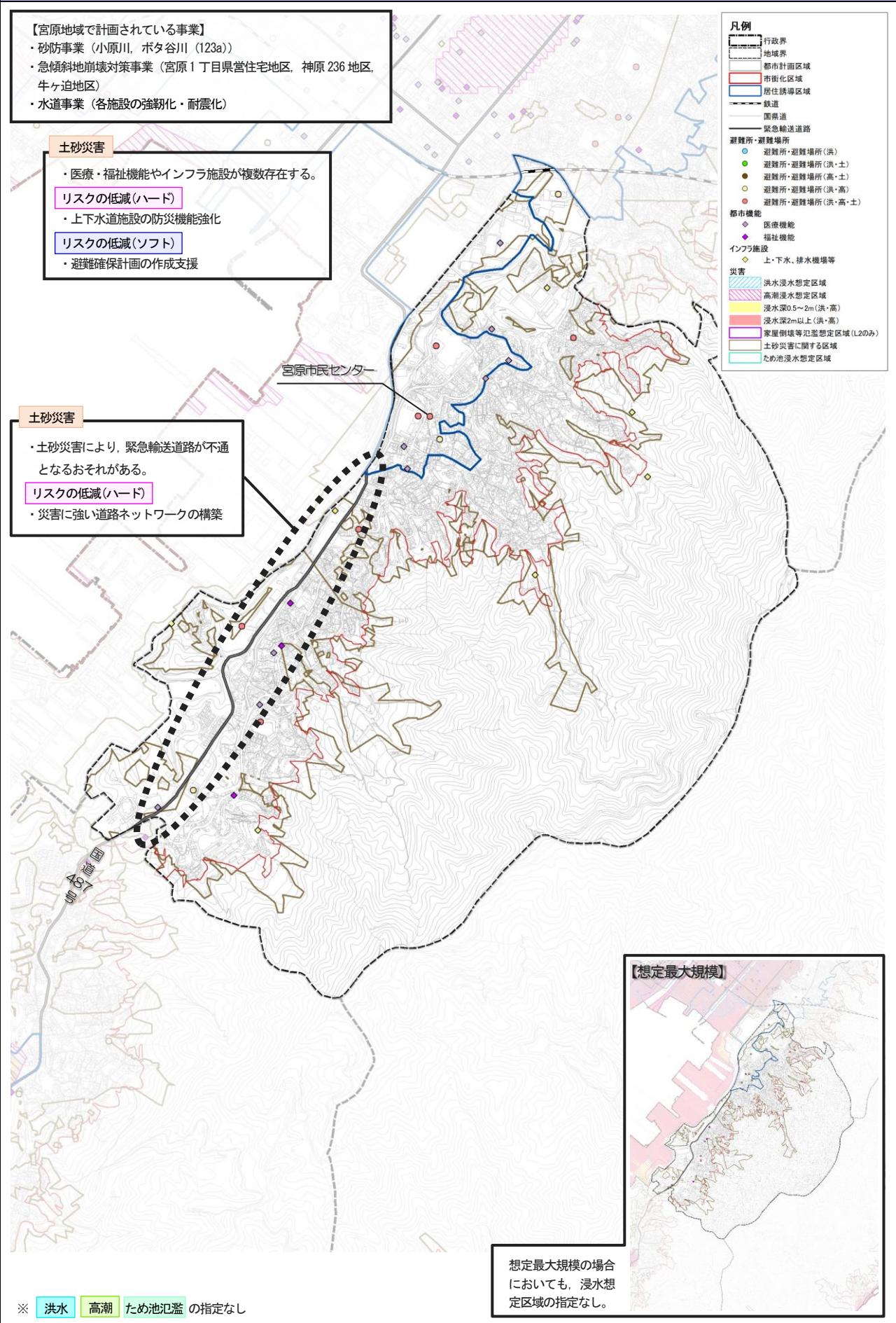


II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

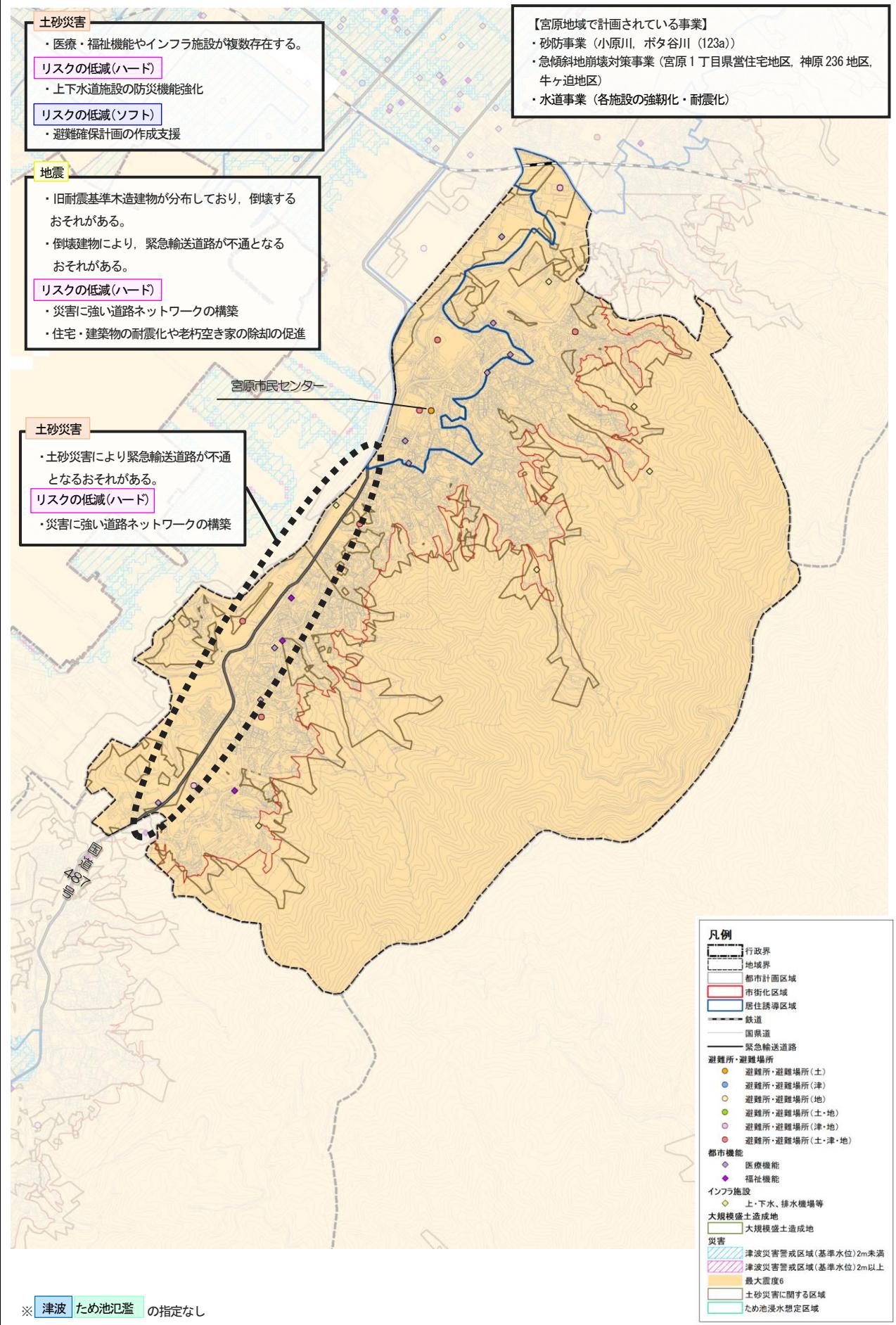


(2) 宮原地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

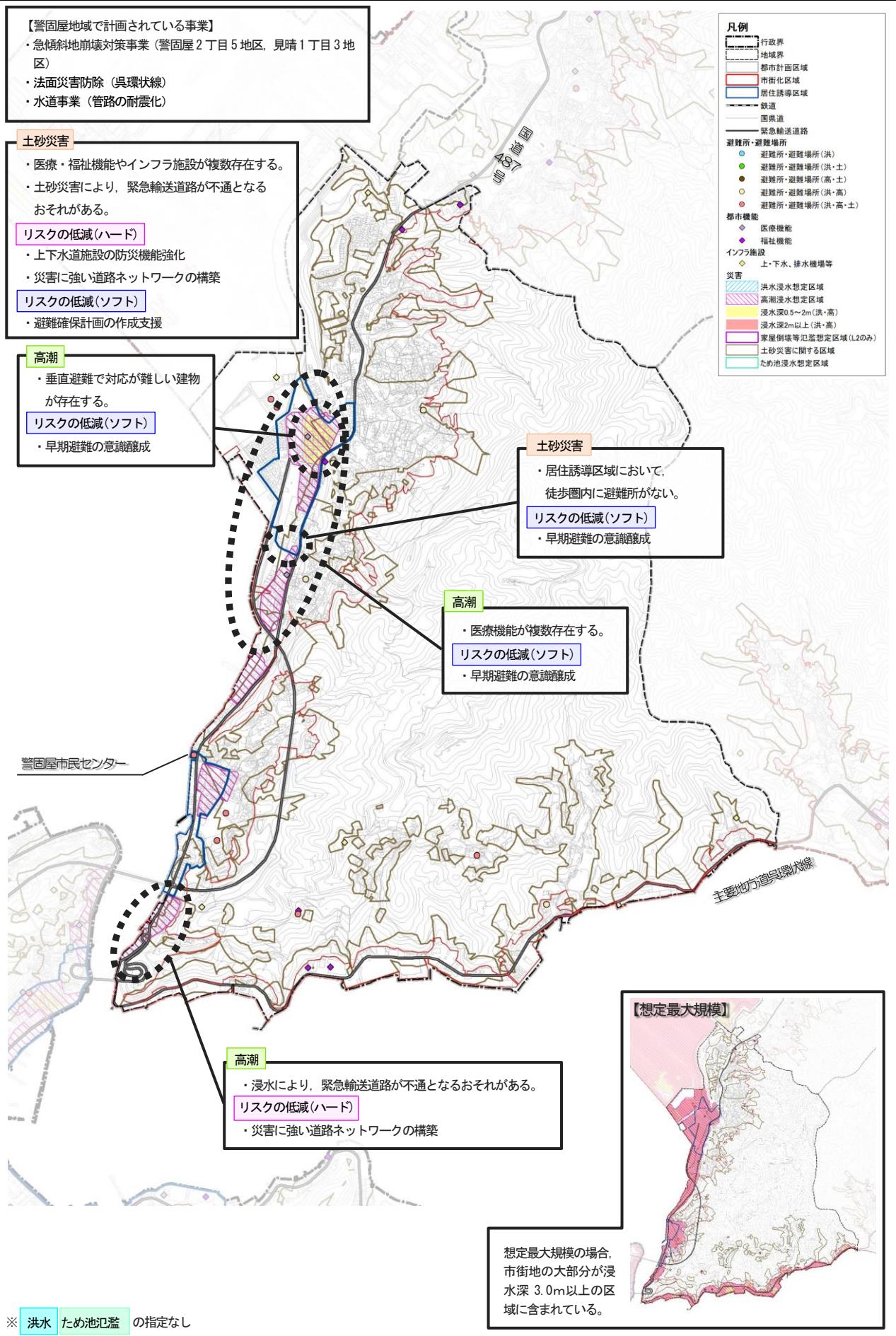


II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

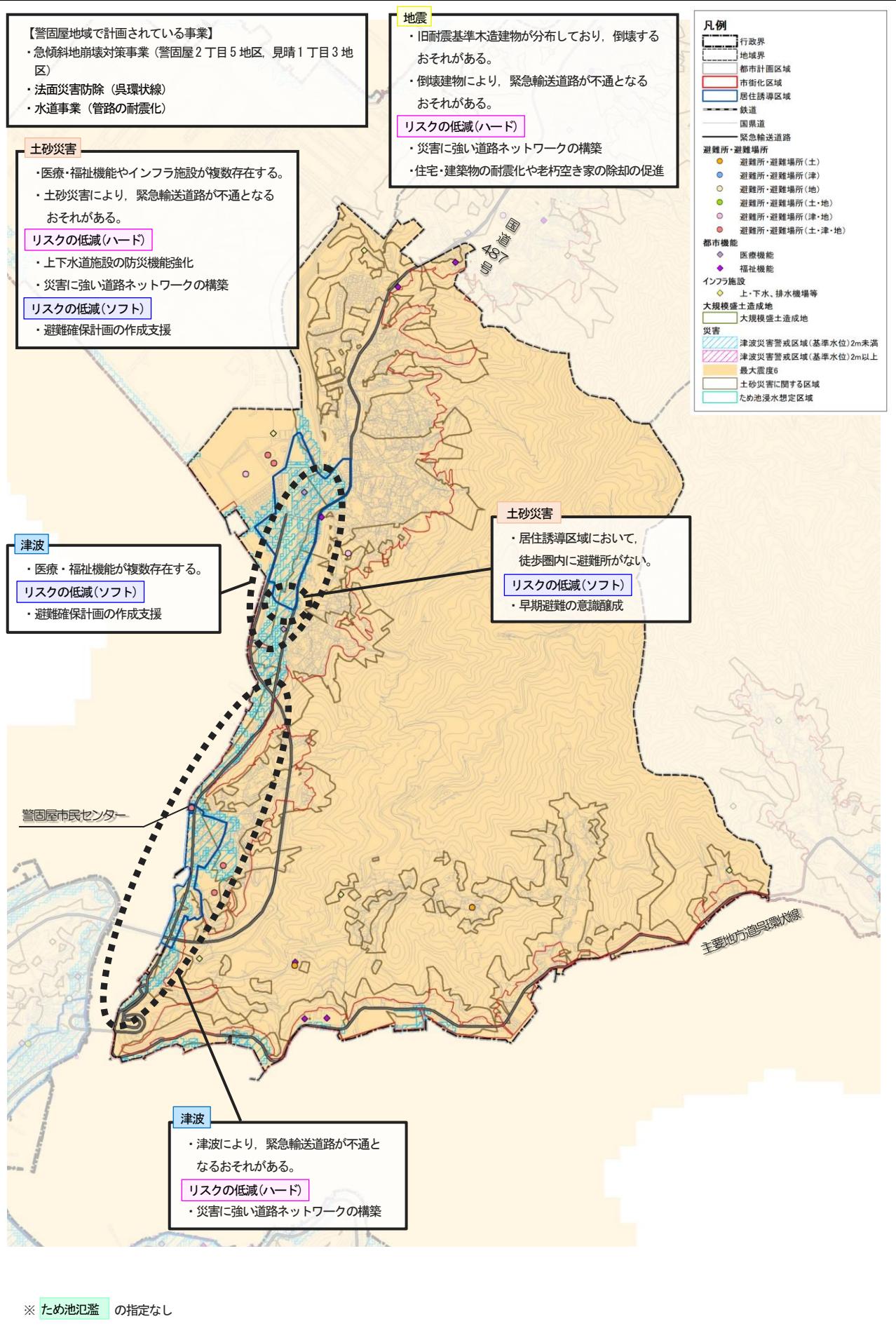


(3) 警固屋地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫



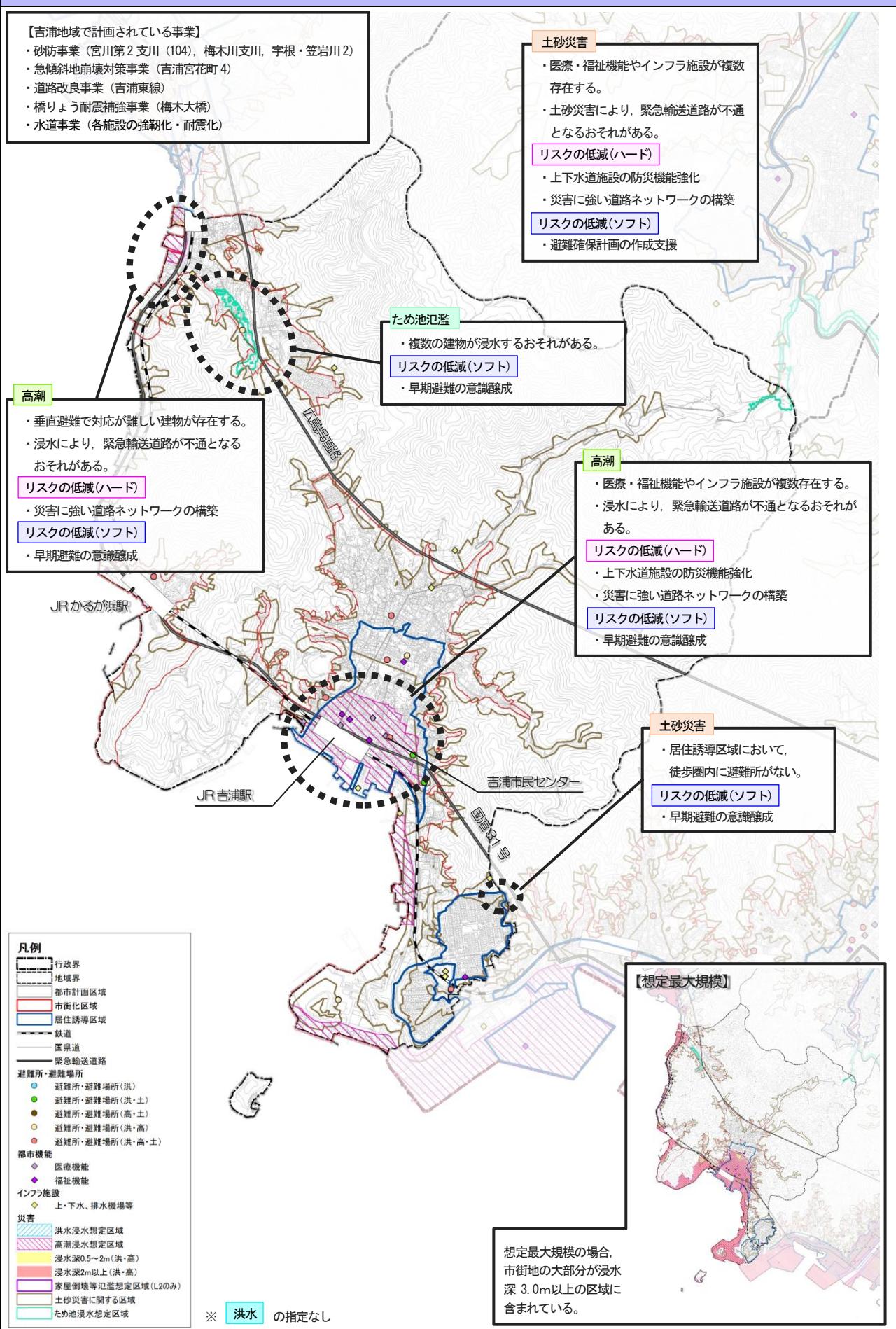
II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫



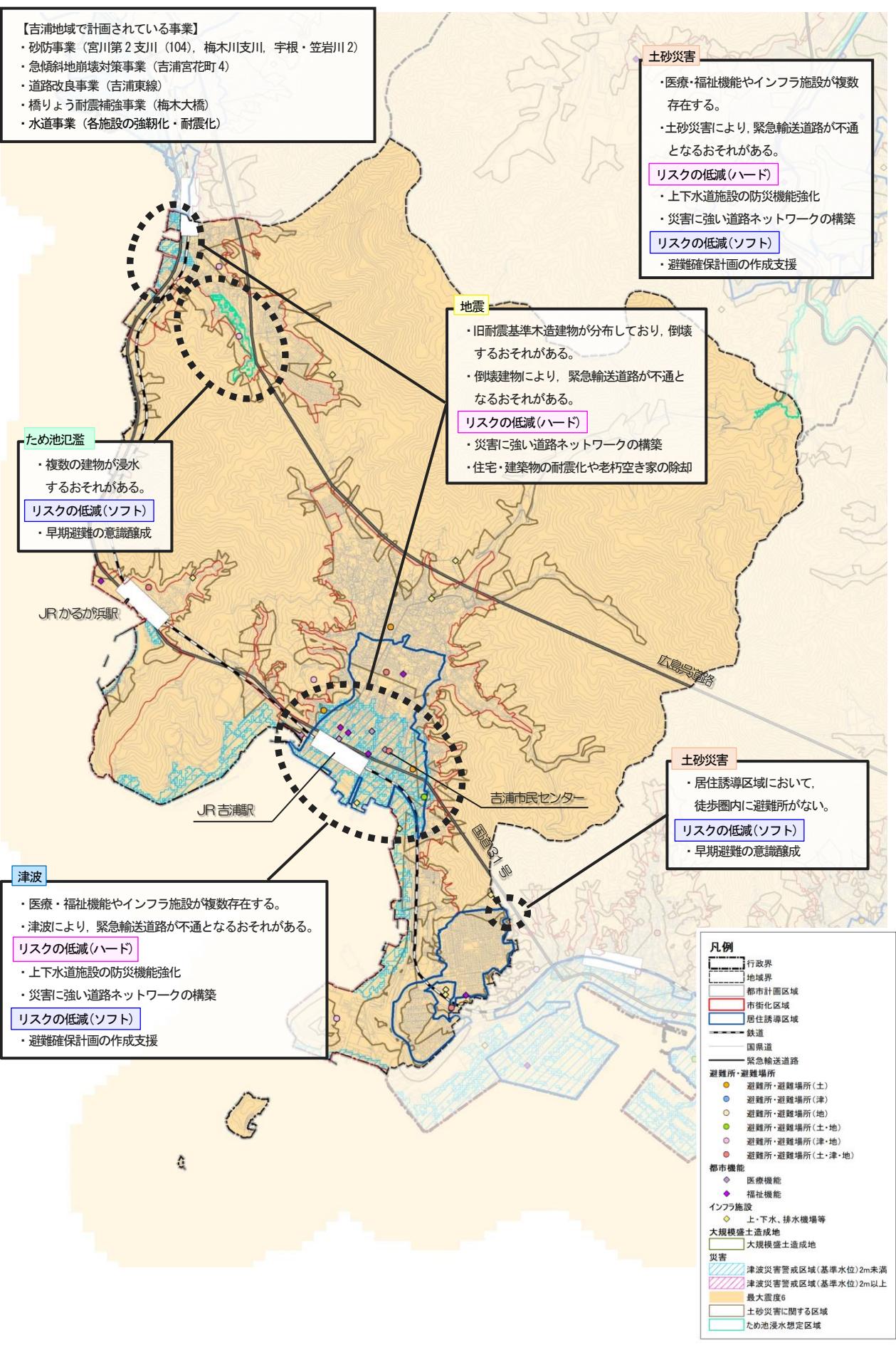
* ため池氾濫 の指定なし

(4) 吉浦地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

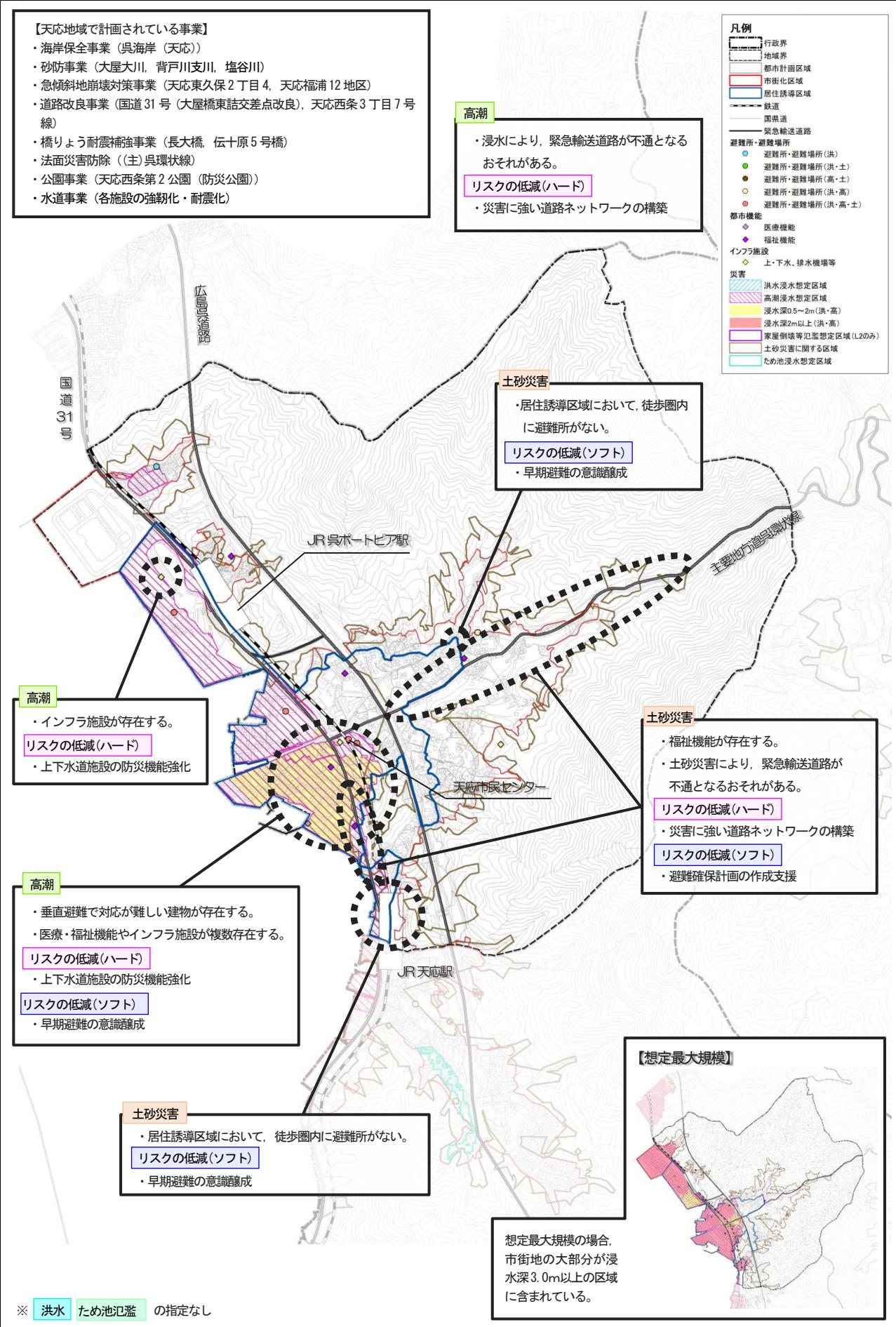


II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

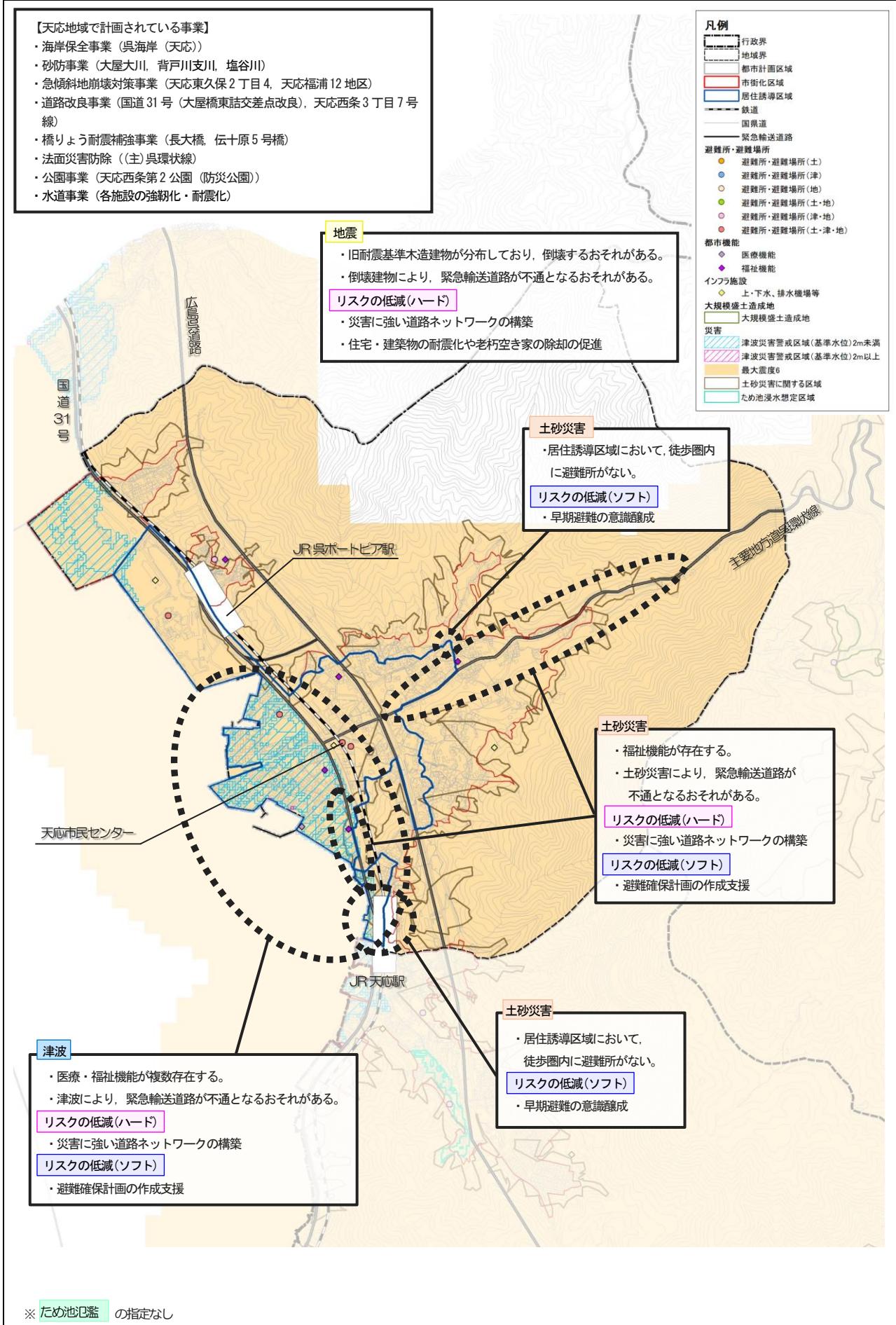


(5) 天応地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

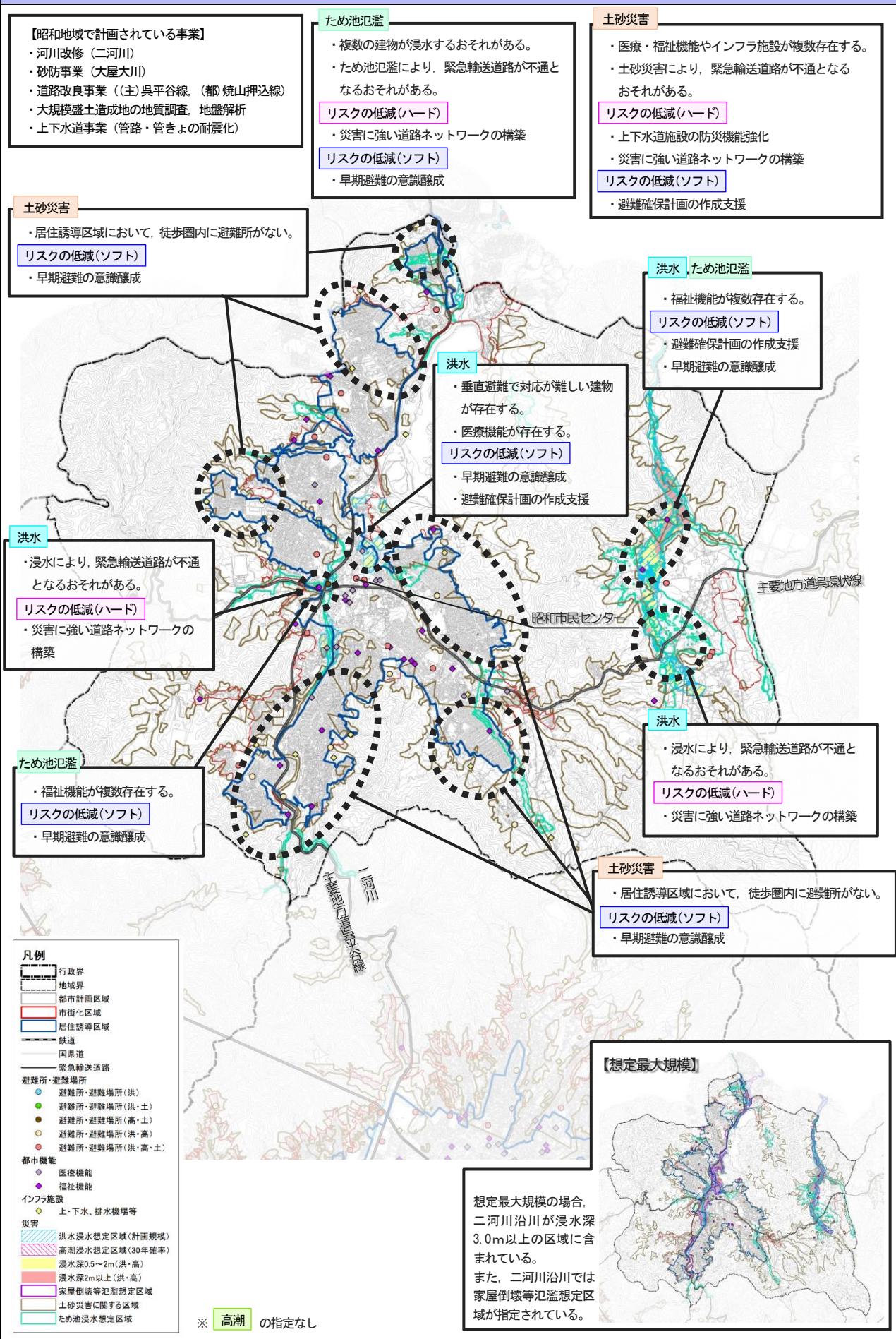


II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

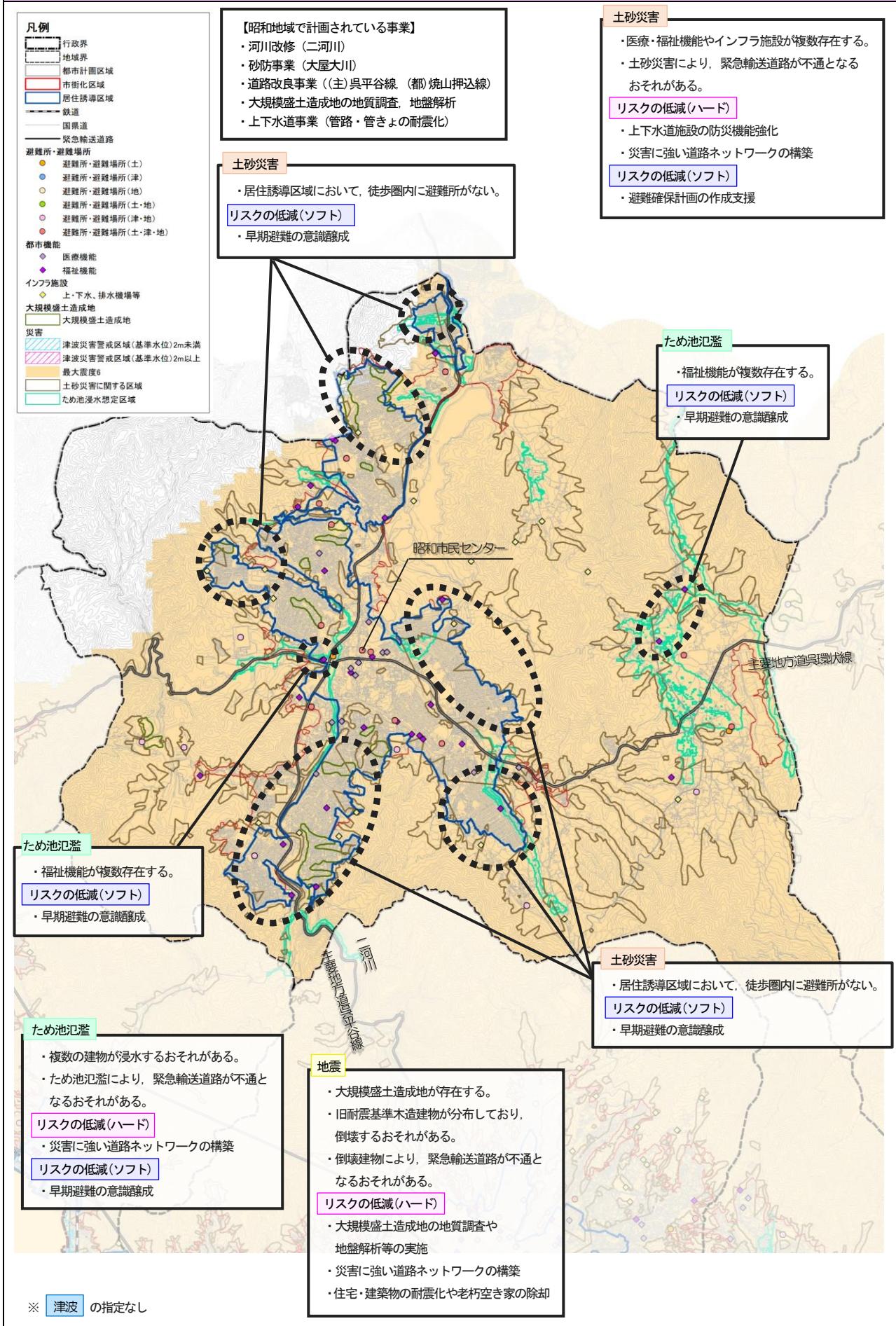


(6) 昭和地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

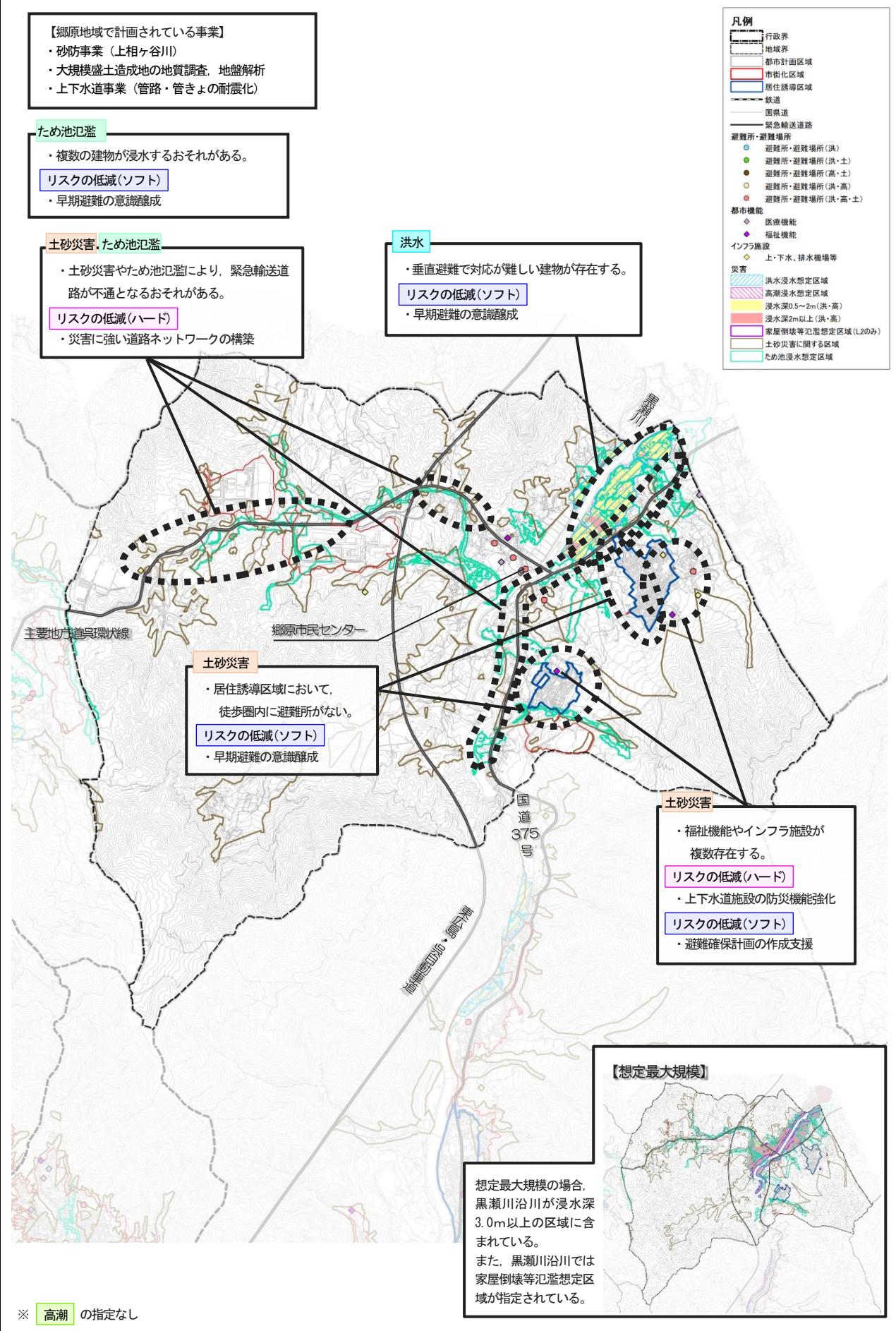


II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫



(7) 郷原地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫



II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

【郷原地域で計画されている事業】

- ・砂防事業（上相ヶ谷川）
- ・大規模盛土造成地の地質調査、地盤解析
- ・上下水道事業（管路・管きょの耐震化）

地震

- ・旧耐震基準木造建物が分布しており、倒壊するおそれがある。
- ・倒壊建物により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減（ハード）**

 - ・災害に強い道路ネットワークの構築
 - ・住宅・建築物の耐震化や老朽空き家の除却の促進

ため池氾濫

- ・複数の建物が浸水するおそれがある。
- リスクの低減（ソフト）**

 - ・早期避難の意識醸成

土砂災害

- ・福祉機能やインフラ施設が複数存在する。
- リスクの低減（ハード）**

 - ・上下水道施設の防災機能強化

- リスクの低減（ソフト）**

 - ・避難確保計画の作成支援

土砂災害・ため池氾濫

- ・土砂災害やため池氾濫により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減（ハード）**

 - ・災害に強い道路ネットワークの構築

地震

- ・大規模盛土造成地が存在する。
- リスクの低減（ハード）**

 - ・大規模盛土造成地の地質調査や地盤解析等の実施

地震

- ・大規模盛土造成地が存在する
- リスクの低減（ハード）**

 - ・大規模盛土造成地の地質調査や地盤解析等の実施

土砂災害

- ・居住誘導区域において、徒歩圏内に避難所がない。
- リスクの低減（ソフト）**

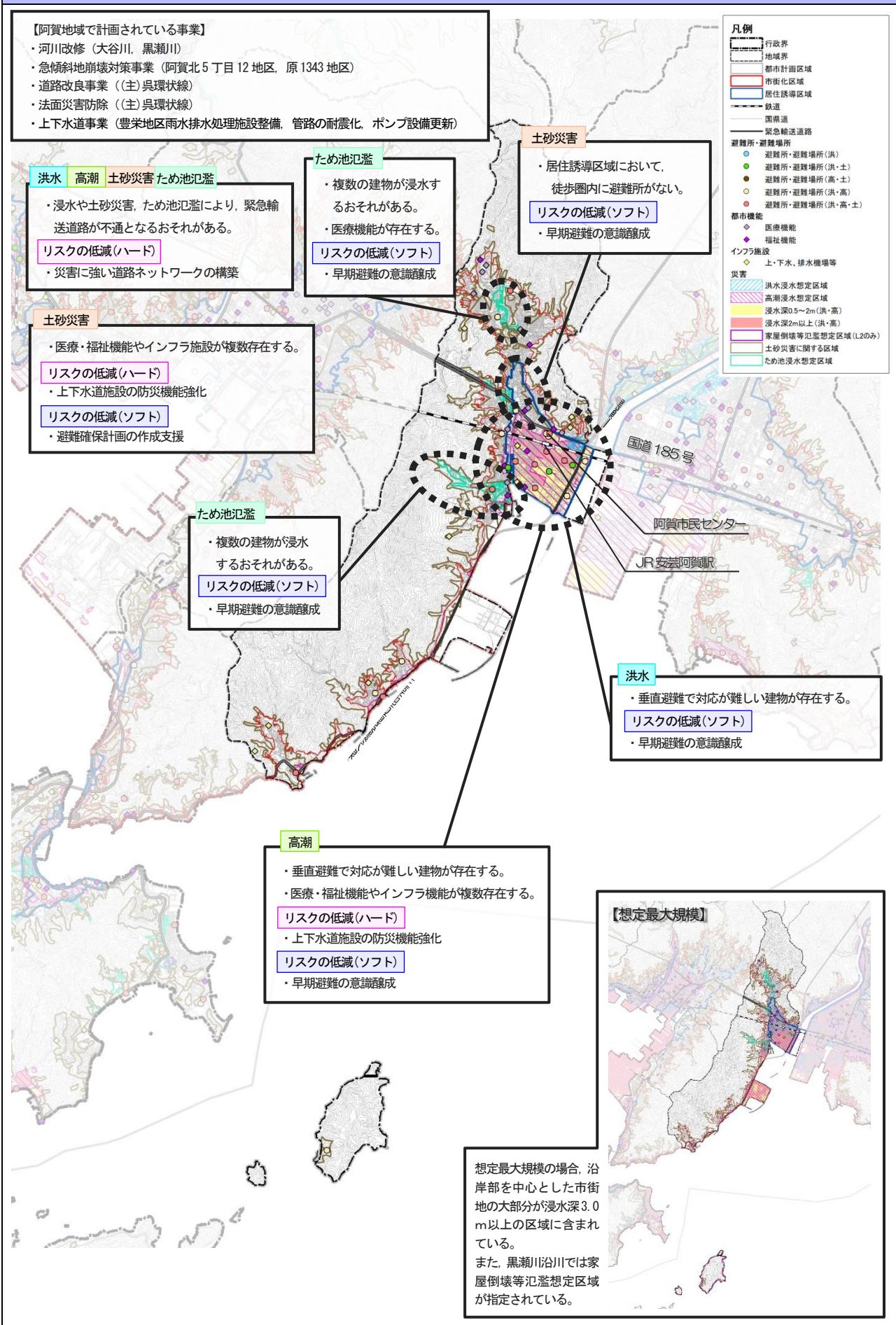
 - ・早期避難の意識醸成

| 凡例 |
|-----------------------|
| 行政界 |
| 地域界 |
| 都市計画区域 |
| 市街化区域 |
| 居住誘導区域 |
| 鉄道 |
| 国県道 |
| 緊急輸送道路 |
| 避難所・避難場所 |
| ○ 避難所・避難場所（土） |
| ○ 避難所・避難場所（津） |
| ○ 避難所・避難場所（地） |
| ○ 避難所・避難場所（土・地） |
| ○ 避難所・避難場所（津・地） |
| ○ 避難所・避難場所（土・津・地） |
| 都市機能 |
| ◆ 医療機能 |
| ◆ 福祉機能 |
| インフラ施設 |
| ◆ 上・下水、排水機場等 |
| 大規模盛土造成地 |
| ● 大規模盛土造成地 |
| 災害 |
| ■ 津波災害警戒区域（基準水位）2m未満 |
| ■■ 津波災害警戒区域（基準水位）2m以上 |
| ■■■ 最大震度6 |
| ■■■■ 土砂災害に関する区域 |
| ■■■■■ ため池浸水想定区域 |

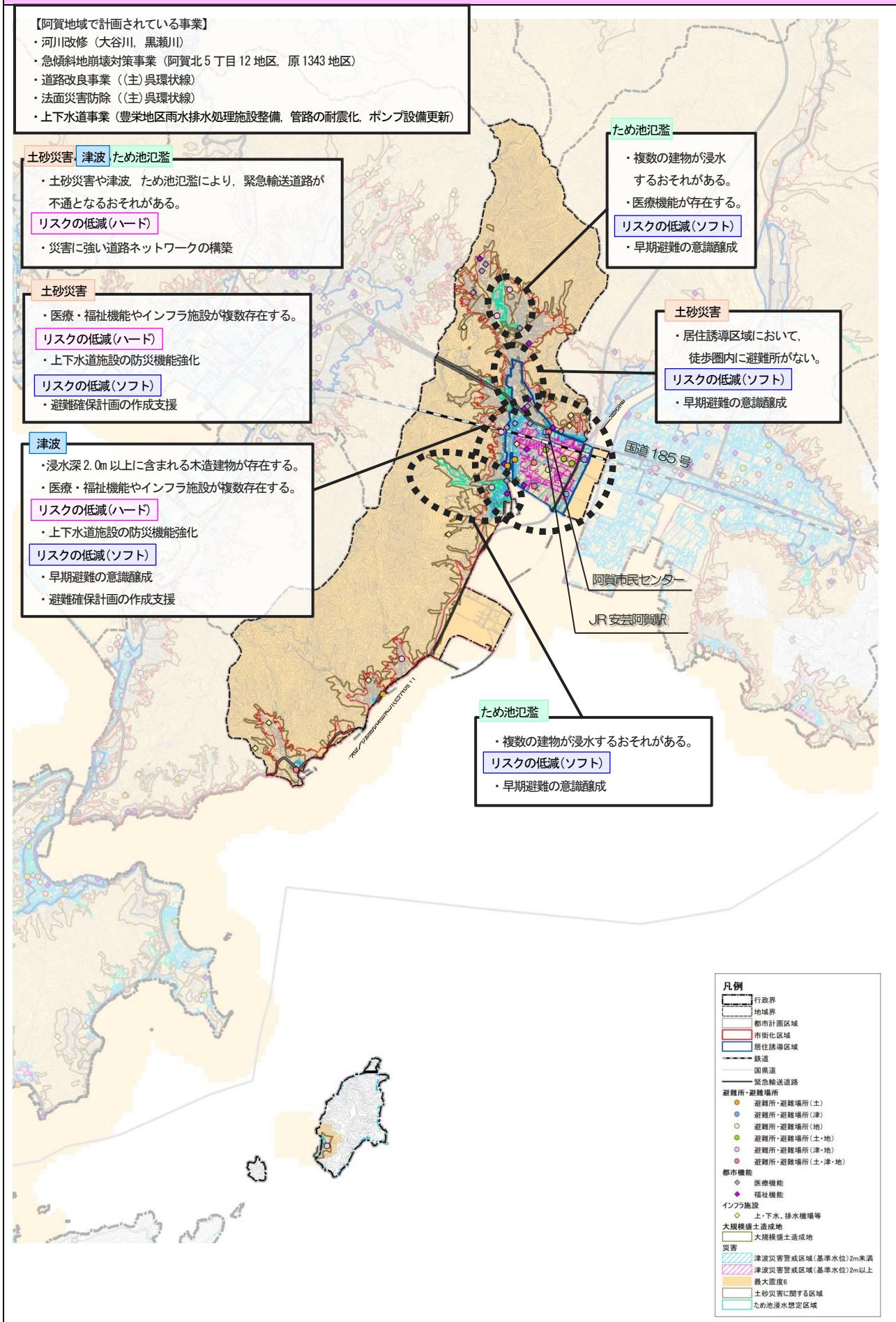
※ **津波** の指定なし

(8) 阿賀地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

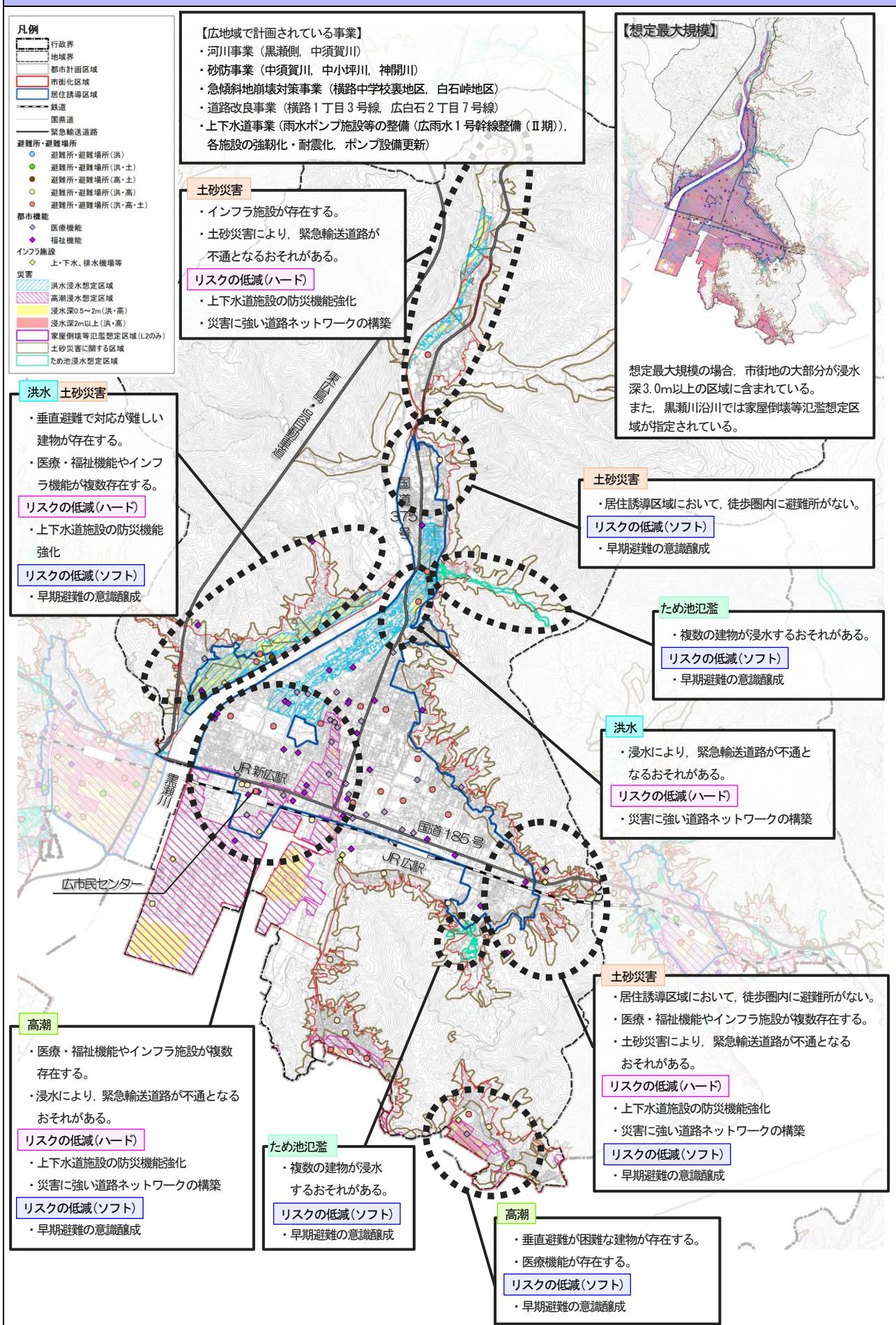


II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫



(9) 広地域

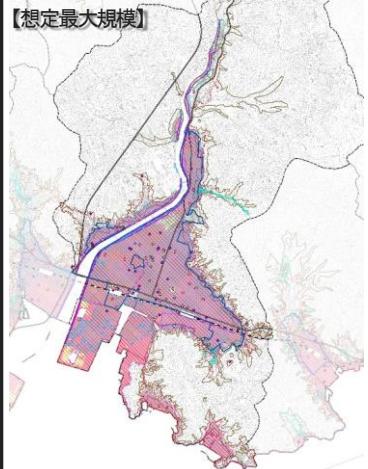
I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫



【広地域で計画されている事業】

- 河川事業（黒瀬側、中須賀川）
- 砂防事業（中須賀川、中小坪川、神開川）
- 急傾斜地崩壊対策事業（横路中学校裏地区、白石崎地区）
- 道路改良事業（横路1丁目3号線、広白石2丁目7号線）
- 上下水道事業（雨水ポンプ施設等の整備（広雨水1号幹線整備（II期））、各施設の強靭化・耐震化、ポンプ設備更新）

【想定最大規模】



想定最大規模の場合、市街地の大部分が浸水深3.0m以上の区域に含まれている。
また、黒瀬川沿川では家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている。

土砂災害

- インフラ施設が存在する。
 - 土砂災害により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減(ハード)**
- 上下水道施設の防災機能強化
 - 災害に強い道路ネットワークの構築

土砂災害

- 居住誘導区域において、徒歩圏内に避難所がない。
- リスクの低減(ソフト)**
- 早期避難の意識醸成

ため池氾濫

- 複数の建物が浸水するおそれがある。
- リスクの低減(ソフト)**
- 早期避難の意識醸成

洪水

- 浸水により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減(ハード)**
- 災害に強い道路ネットワークの構築

土砂災害

- 居住誘導区域において、徒歩圏内に避難所がない。
 - 医療・福祉機能やインフラ施設が複数存在する。
 - 土砂災害により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減(ハード)**
- 上下水道施設の防災機能強化
 - 災害に強い道路ネットワークの構築

リスクの低減(ソフト)

- 早期避難の意識醸成

洪水 土砂災害

- 垂直避難に對応が難しい建物が存在する。
 - 医療・福祉機能やインフラ機能が複数存在する。
- リスクの低減(ハード)**
- 上下水道施設の防災機能強化
- リスクの低減(ソフト)**
- 早期避難の意識醸成

高潮

- 医療・福祉機能やインフラ施設が複数存在する。
 - 浸水により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減(ハード)**
- 上下水道施設の防災機能強化
 - 災害に強い道路ネットワークの構築

リスクの低減(ソフト)

- 早期避難の意識醸成

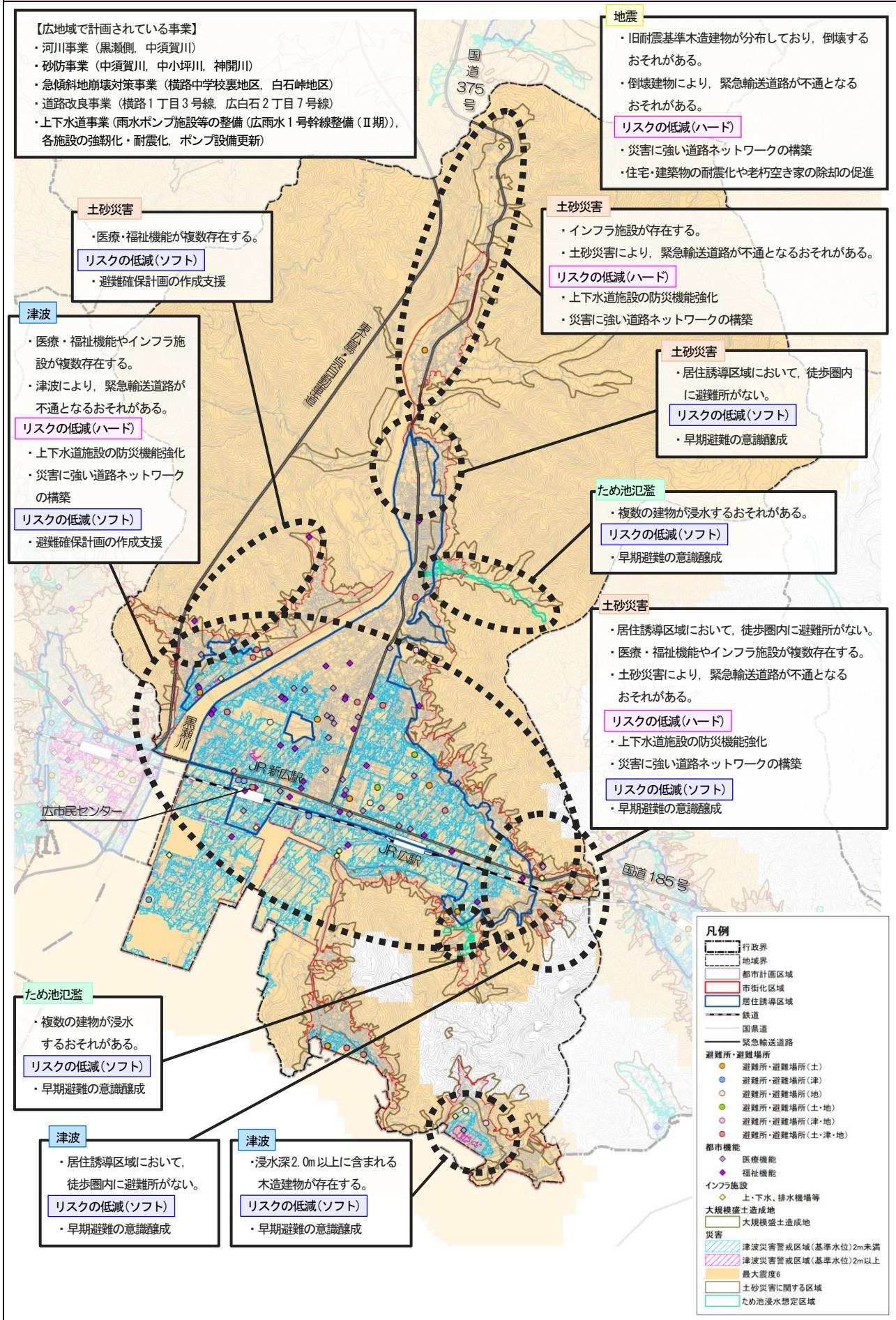
ため池氾濫

- 複数の建物が浸水するおそれがある。
- リスクの低減(ソフト)**
- 早期避難の意識醸成

高潮

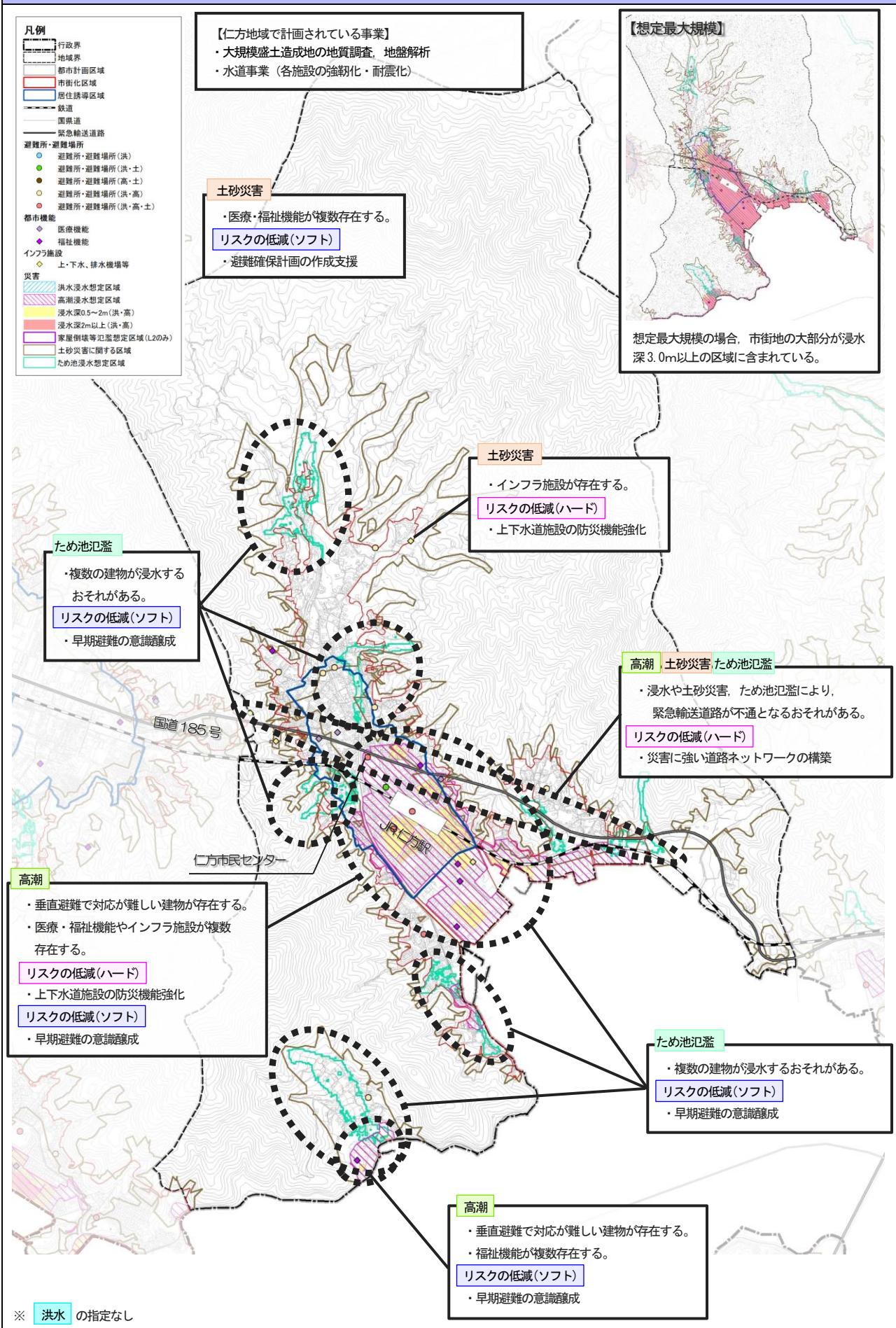
- 垂直避難が困難な建物が存在する。
 - 医療機能が存在する。
- リスクの低減(ソフト)**
- 早期避難の意識醸成

II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

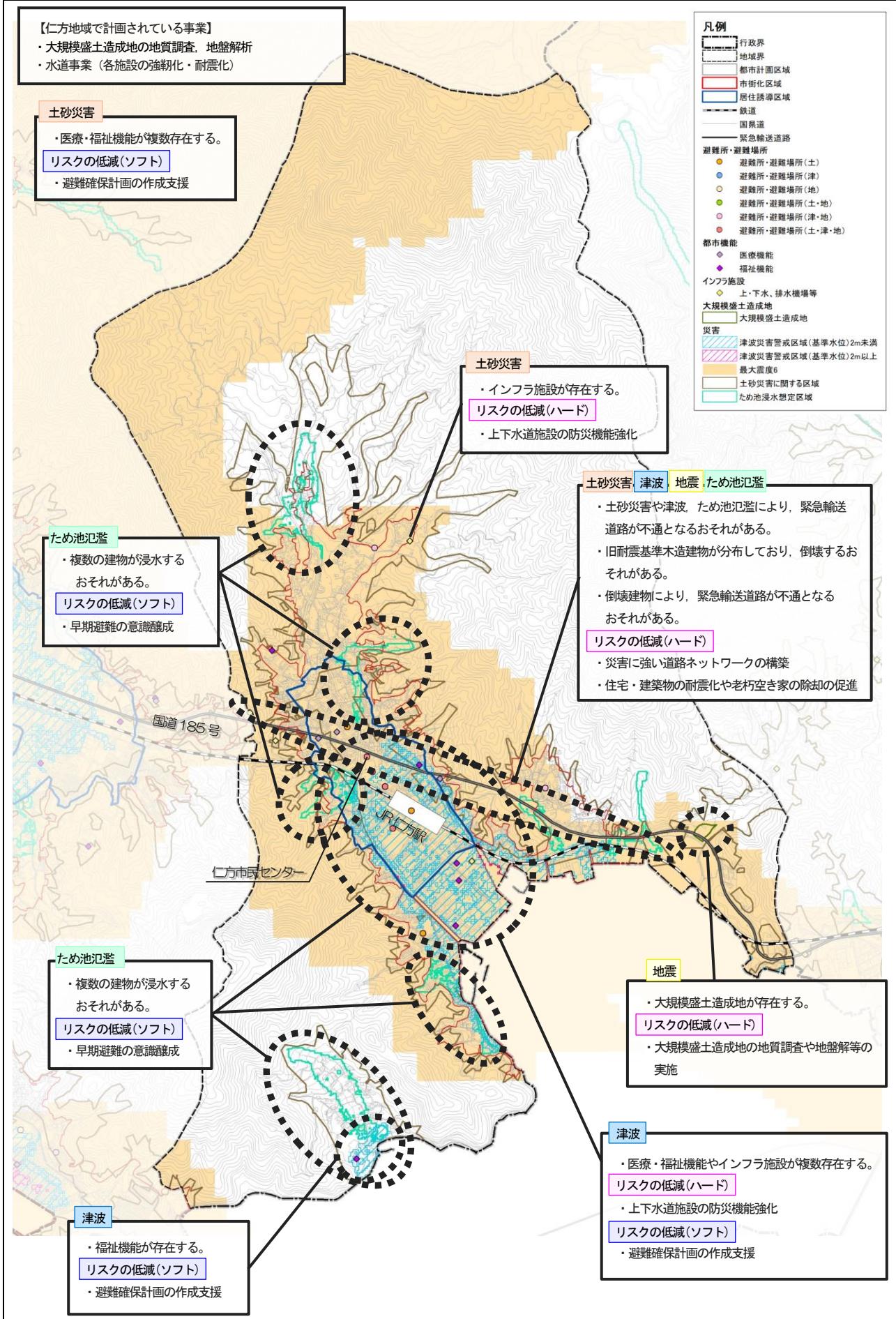


(10) 仁方地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

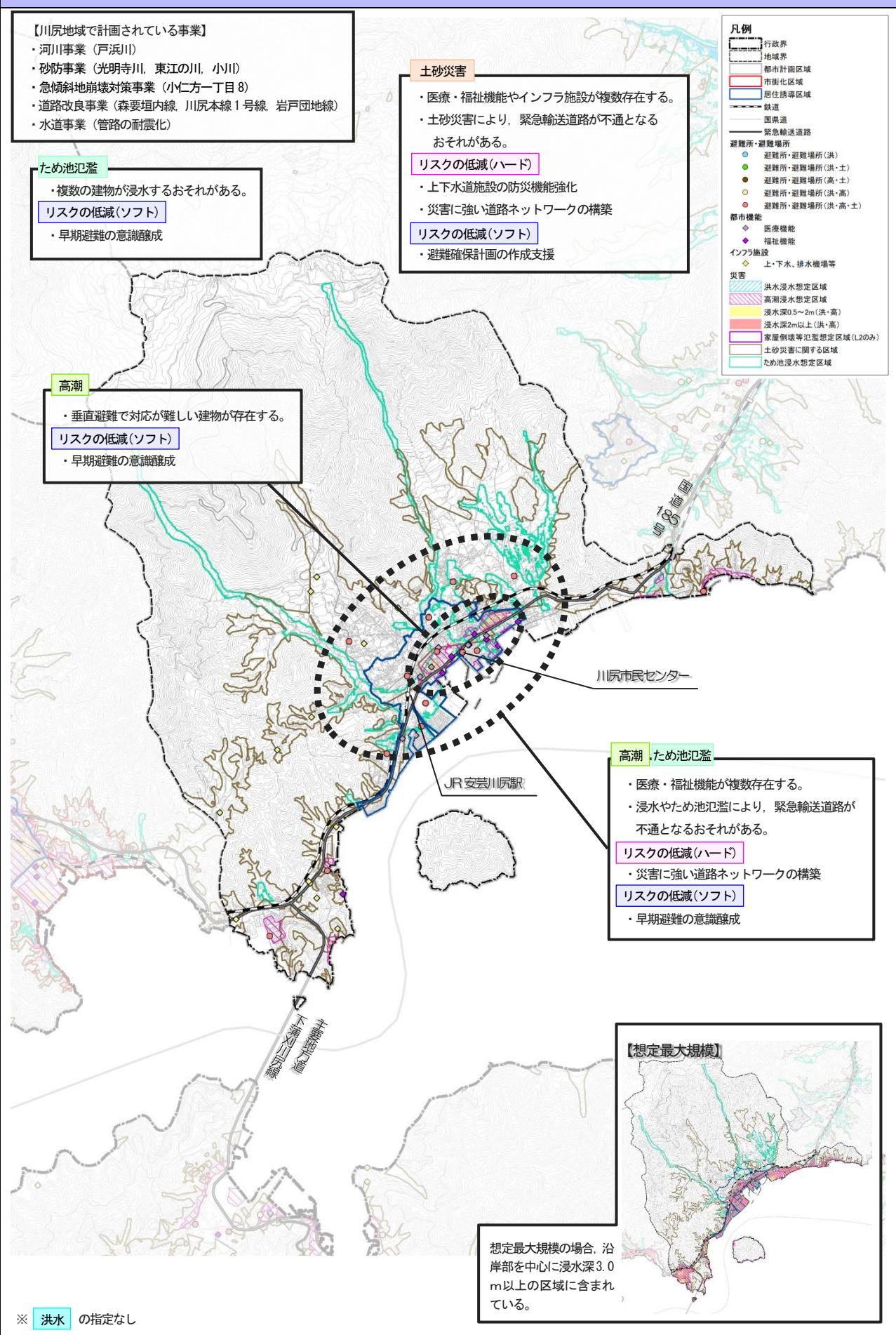


II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

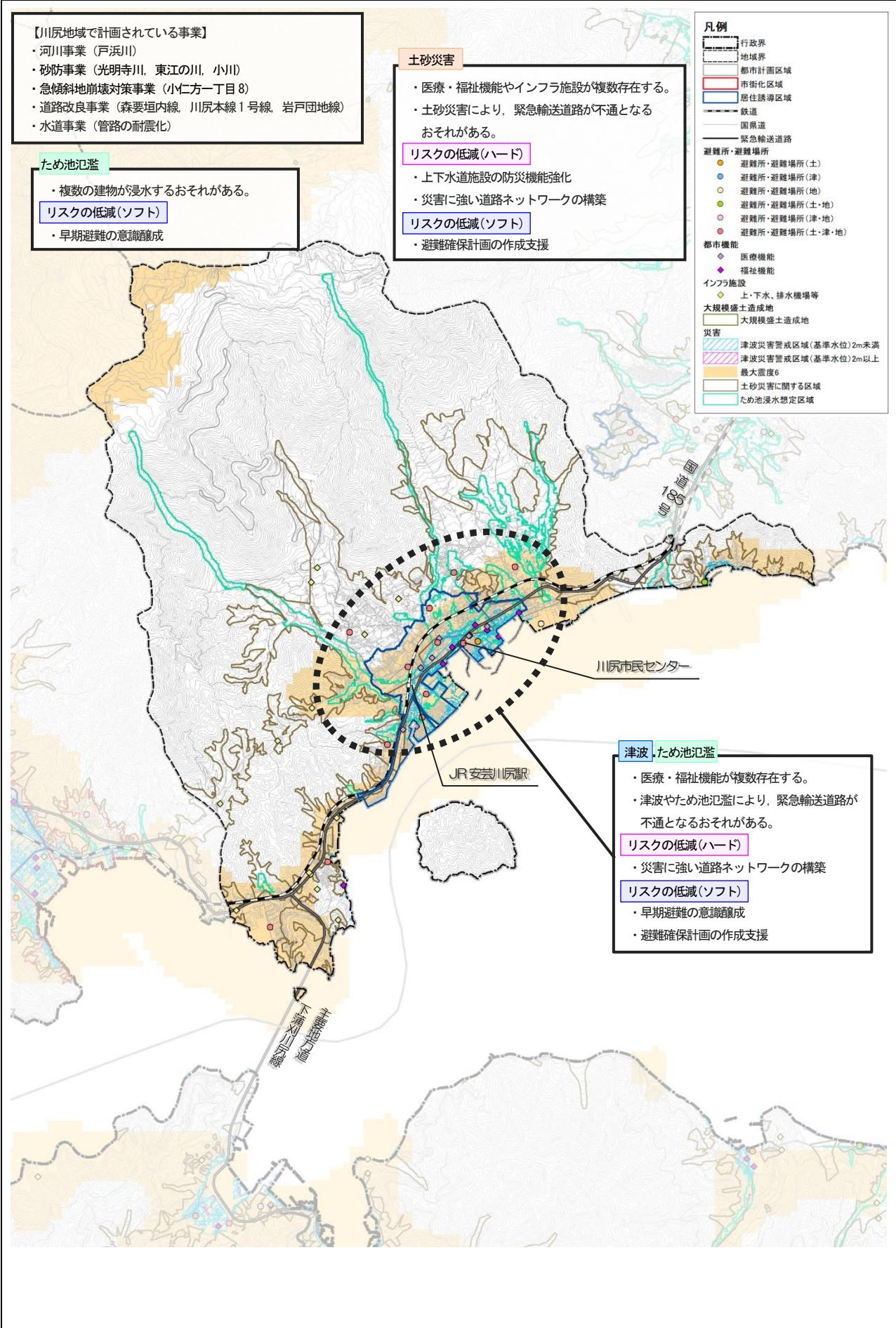


(11) 川尻地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

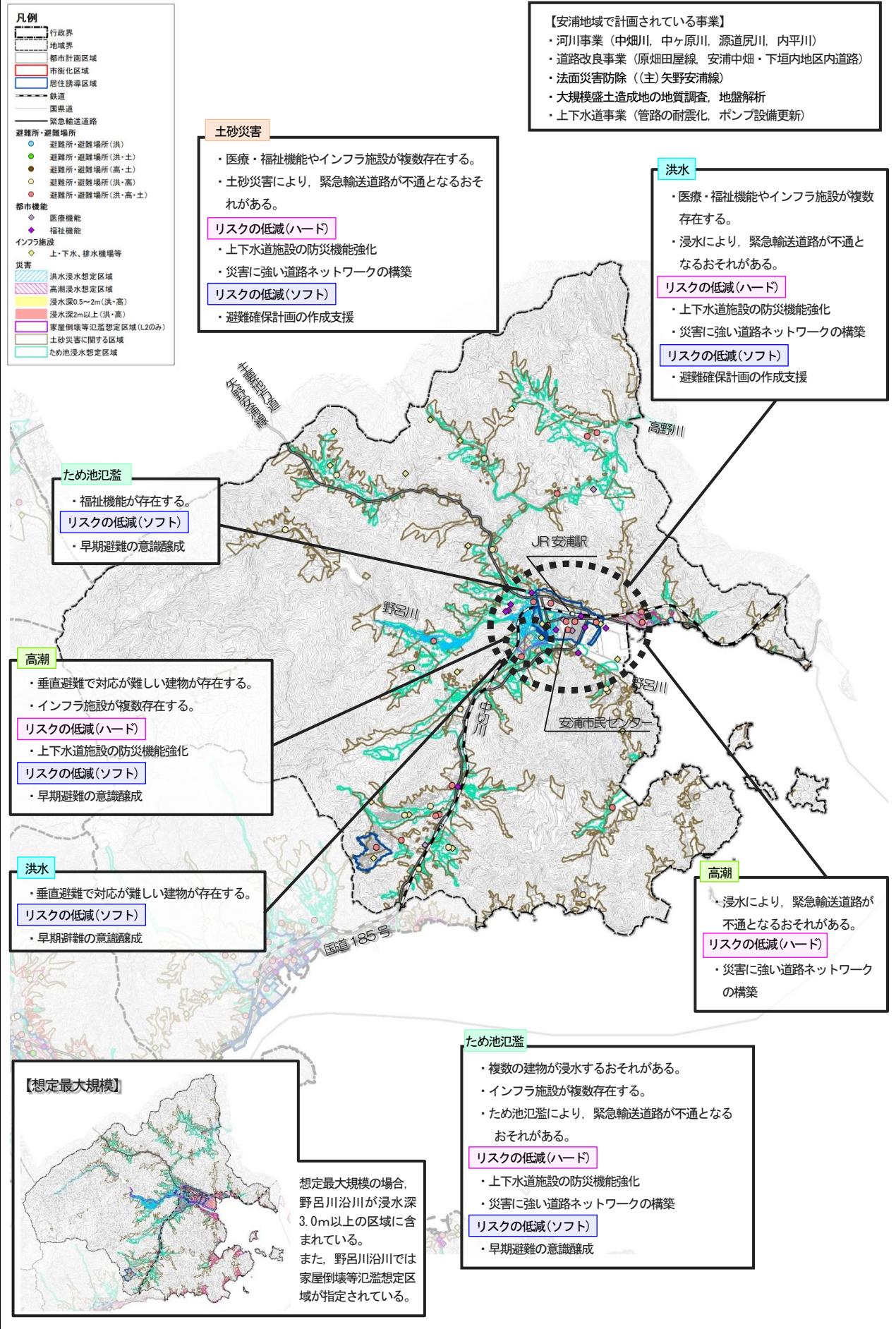


II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫



(12) 安浦地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫



【安浦地域で計画されている事業】

- ・河川事業（中畑川、中ヶ原川、源道尻川、内平川）
- ・道路改良事業（原畑田屋線、安浦中畑・下垣内地区内道路）
- ・法面災害防除（主）矢野安浦線
- ・大規模盛土造成地の地質調査、地盤解析
- ・上下水道事業（管路の耐震化、ポンプ設備更新）

土砂災害

- ・医療・福祉機能やインフラ施設が複数存在する。
- ・土砂災害により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。

リスクの低減(ハード)

- ・上下水道施設の防災機能強化
- ・災害に強い道路ネットワークの構築

リスクの低減(ソフト)

- ・避難確保計画の作成支援

洪水

- ・医療・福祉機能やインフラ施設が複数存在する。
- ・浸水により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。

リスクの低減(ハード)

- ・上下水道施設の防災機能強化
- ・災害に強い道路ネットワークの構築

リスクの低減(ソフト)

- ・避難確保計画の作成支援

ため池氾濫

- ・福祉機能が存在する。
- ・リスクの低減(ソフト)
- ・早期避難の意識醸成

高潮

- ・垂直避難で対応が難しい建物が存在する。
- ・インフラ施設が複数存在する。

リスクの低減(ハード)

- ・上下水道施設の防災機能強化

リスクの低減(ソフト)

- ・早期避難の意識醸成

洪水

- ・垂直避難で対応が難しい建物が存在する。
- ・リスクの低減(ソフト)
- ・早期避難の意識醸成

高潮

- ・浸水により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。

リスクの低減(ハード)

- ・災害に強い道路ネットワークの構築

ため池氾濫

- ・複数の建物が浸水するおそれがある。
- ・インフラ施設が複数存在する。
- ・ため池氾濫により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。

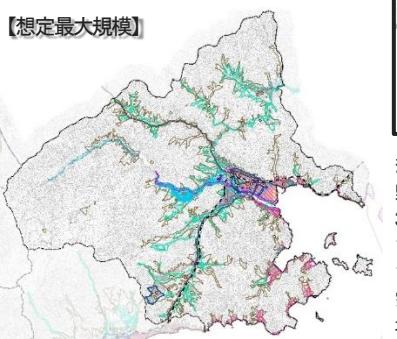
リスクの低減(ハード)

- ・上下水道施設の防災機能強化
- ・災害に強い道路ネットワークの構築

リスクの低減(ソフト)

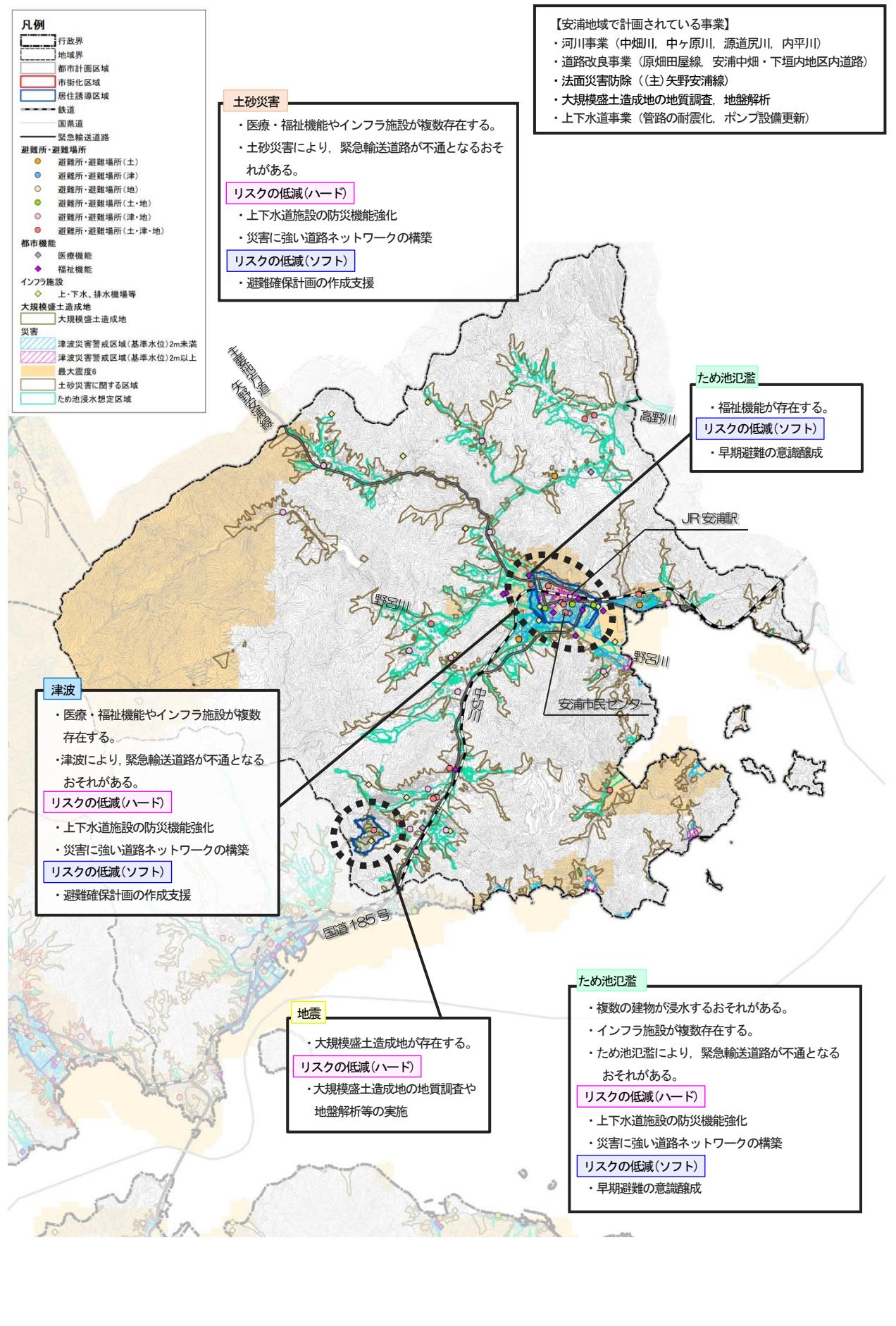
- ・早期避難の意識醸成

【想定最大規模】



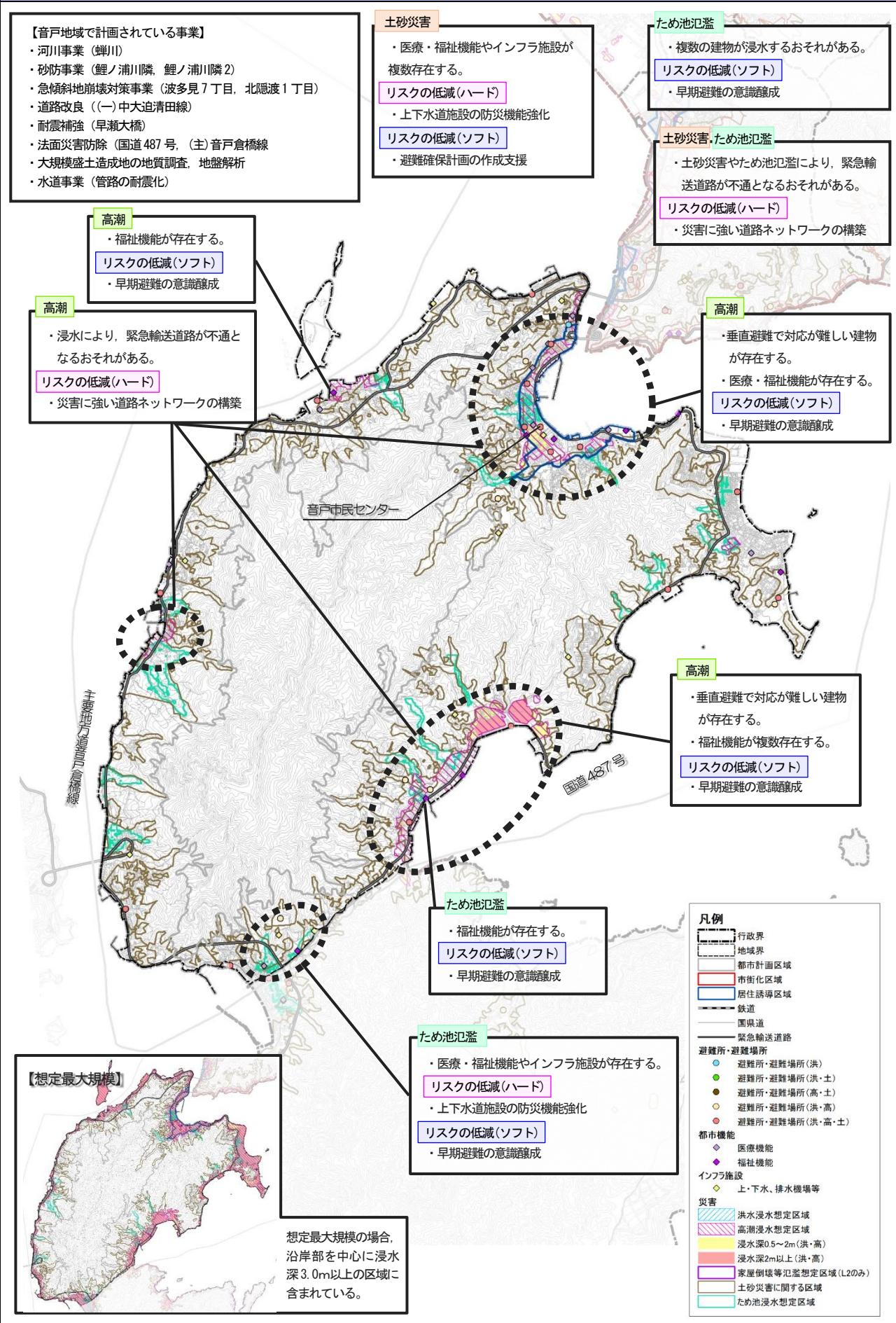
想定最大規模の場合、
野呂川沿川が浸水深
3.0m以上の区域に含
まれている。
また、野呂川沿川では
家屋倒壊等氾濫想定区
域が指定されている。

II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

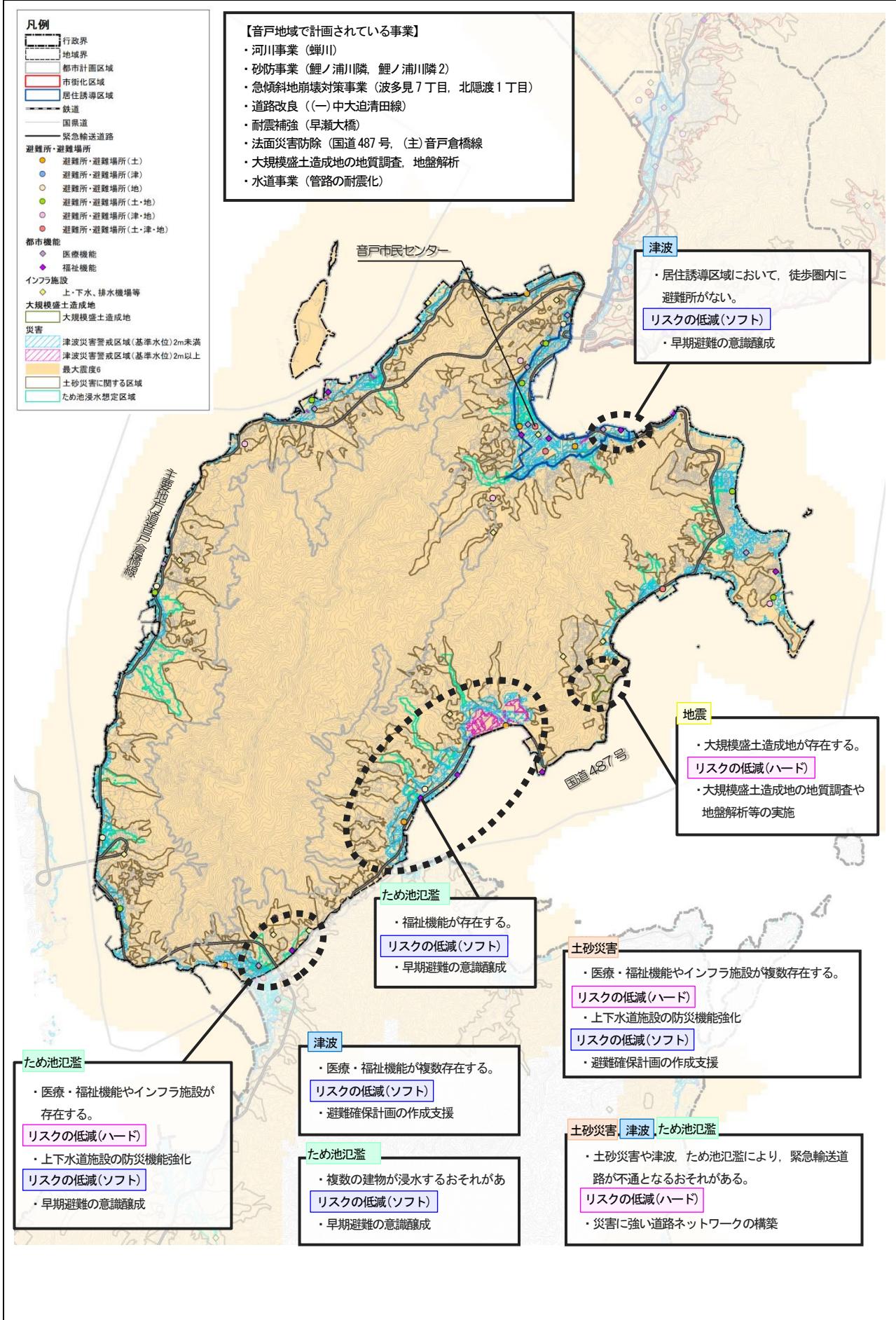


(13) 音戸地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

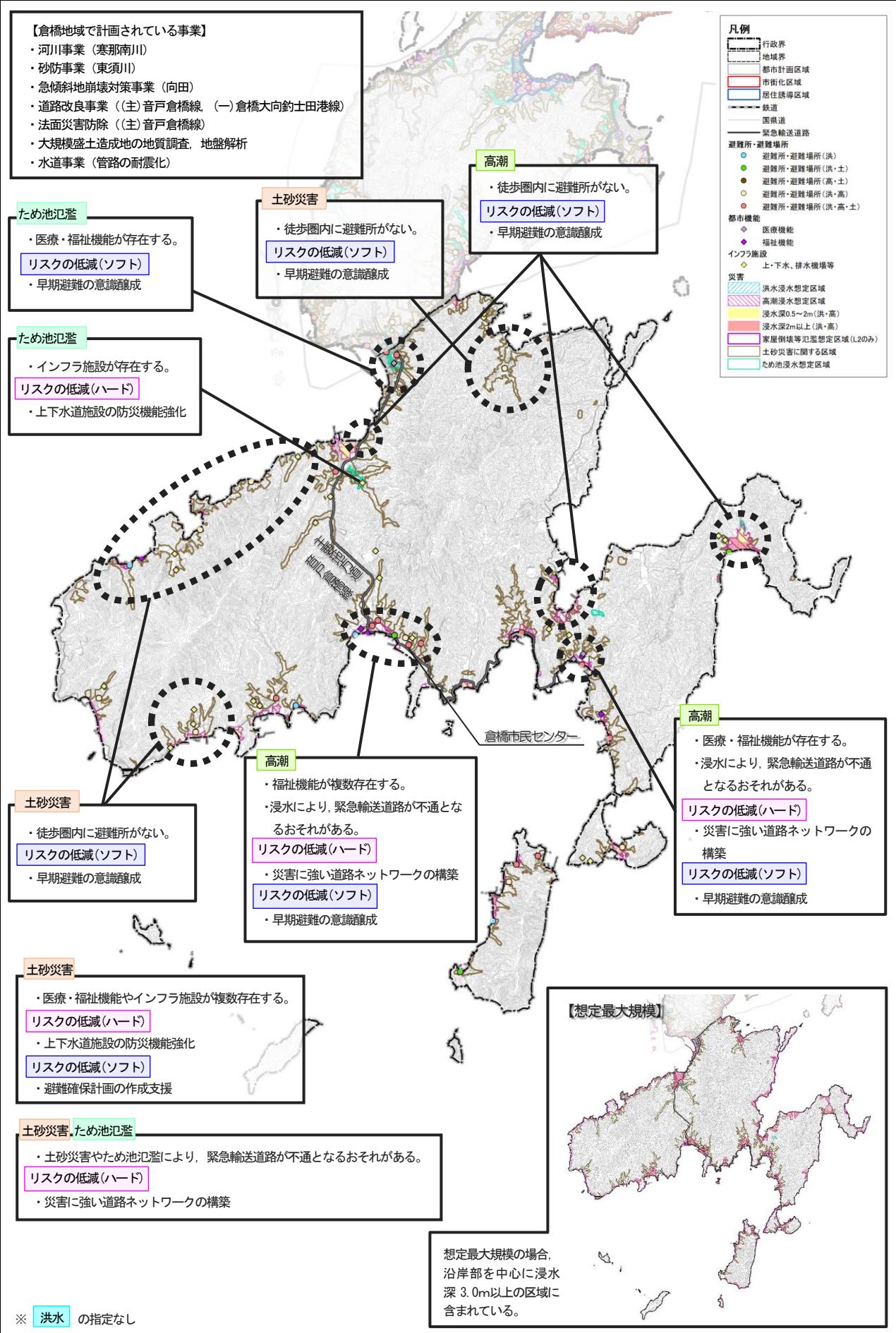


II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

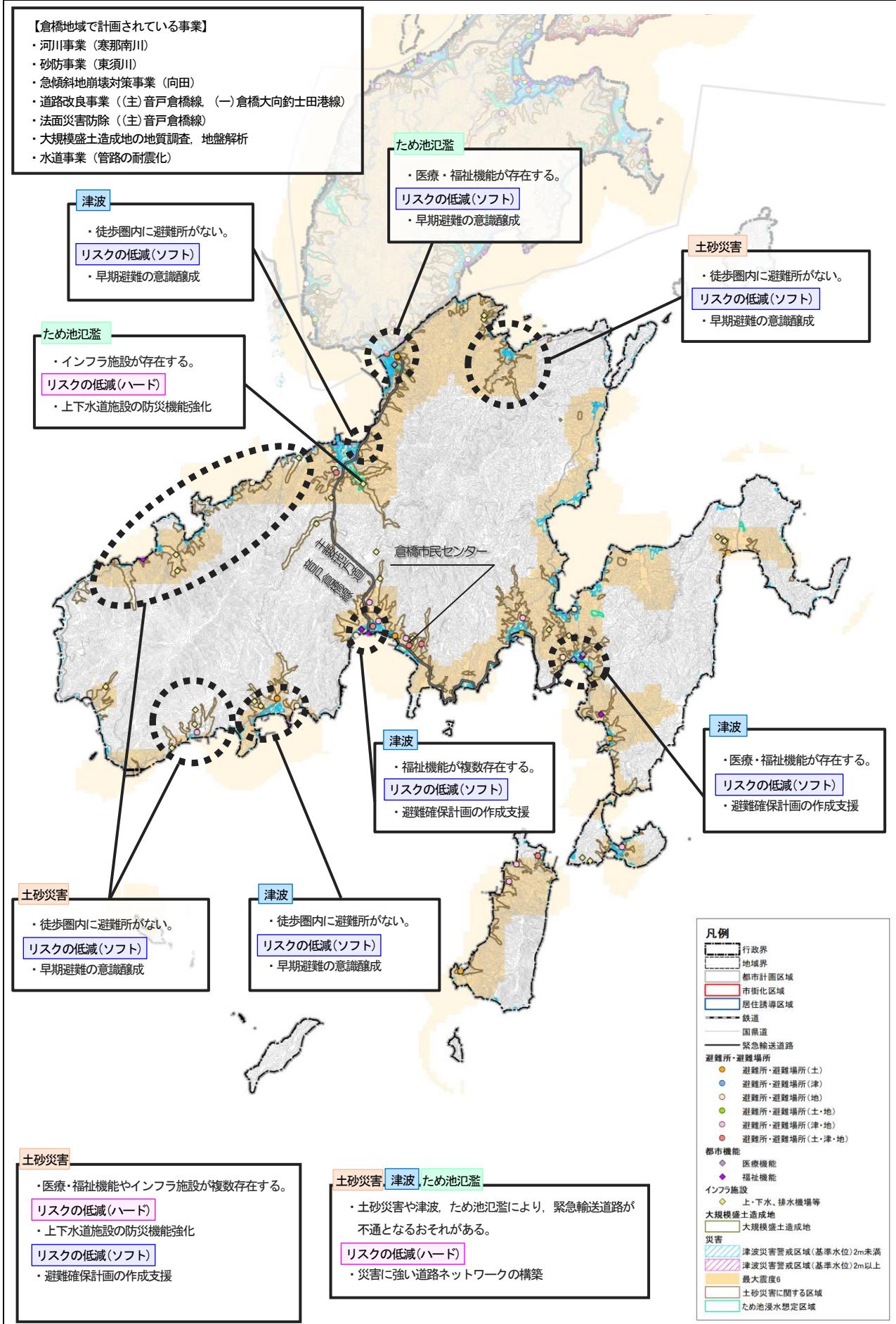


(14) 倉橋地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

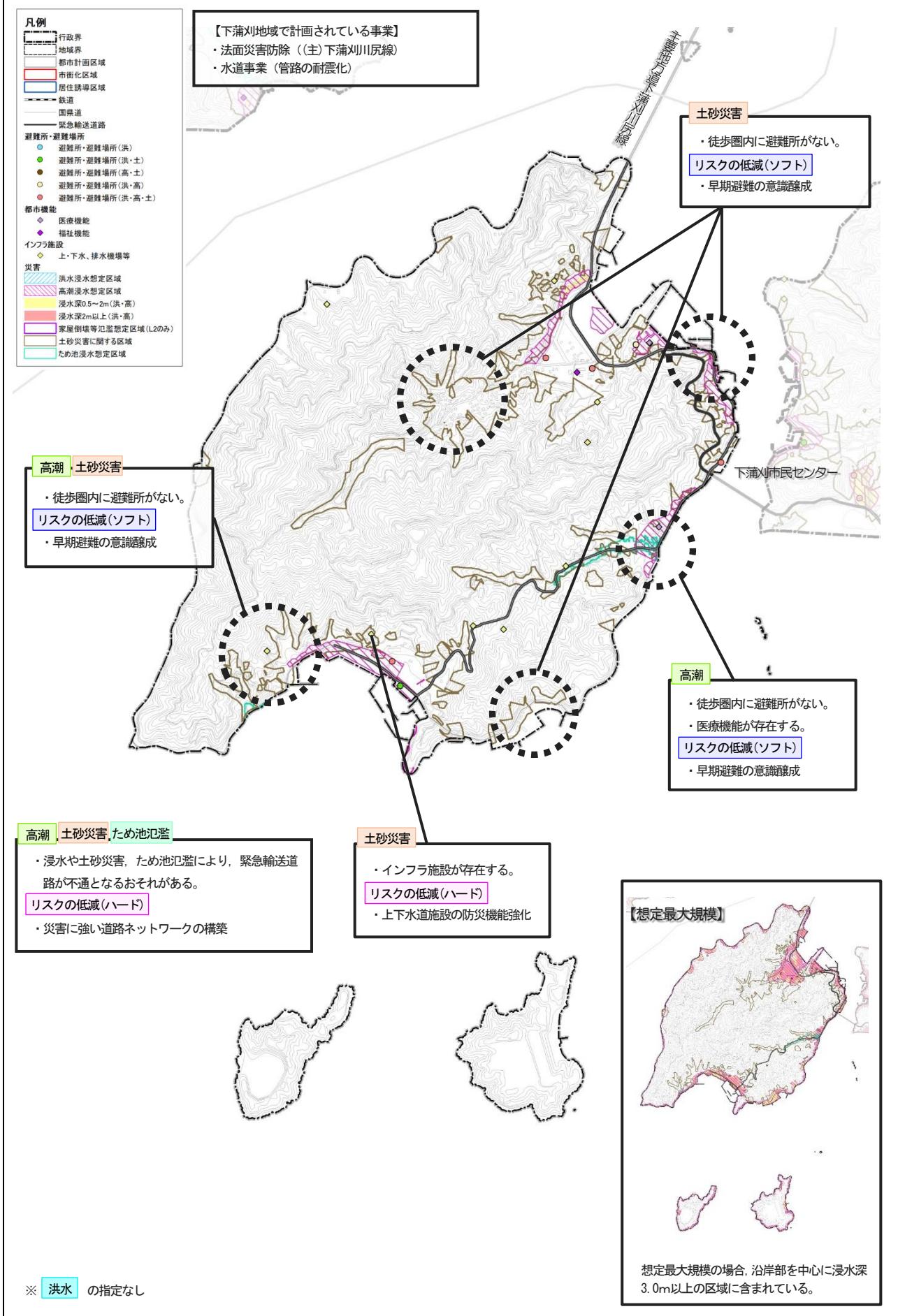


II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫



(15) 下蒲刈地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫



【下蒲刈地域で計画されている事業】

- ・法面災害防除 ((主)下蒲刈川尻線)
- ・水道事業 (管路の耐震化)

土砂災害

- ・徒歩圏内に避難所がない。
- リスクの低減(ソフト)
 - ・早期避難の意識醸成

高潮 土砂災害

- ・徒歩圏内に避難所がない。
- リスクの低減(ソフト)
 - ・早期避難の意識醸成

高潮

- ・徒歩圏内に避難所がない。
- ・医療機能が存在する。
- リスクの低減(ソフト)
 - ・早期避難の意識醸成

高潮 土砂災害 ため池氾濫

- ・浸水や土砂災害、ため池氾濫により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減(ハード)
 - ・災害に強い道路ネットワークの構築

土砂災害

- ・インフラ施設が存在する。
- リスクの低減(ハード)
 - ・上下水道施設の防災機能強化

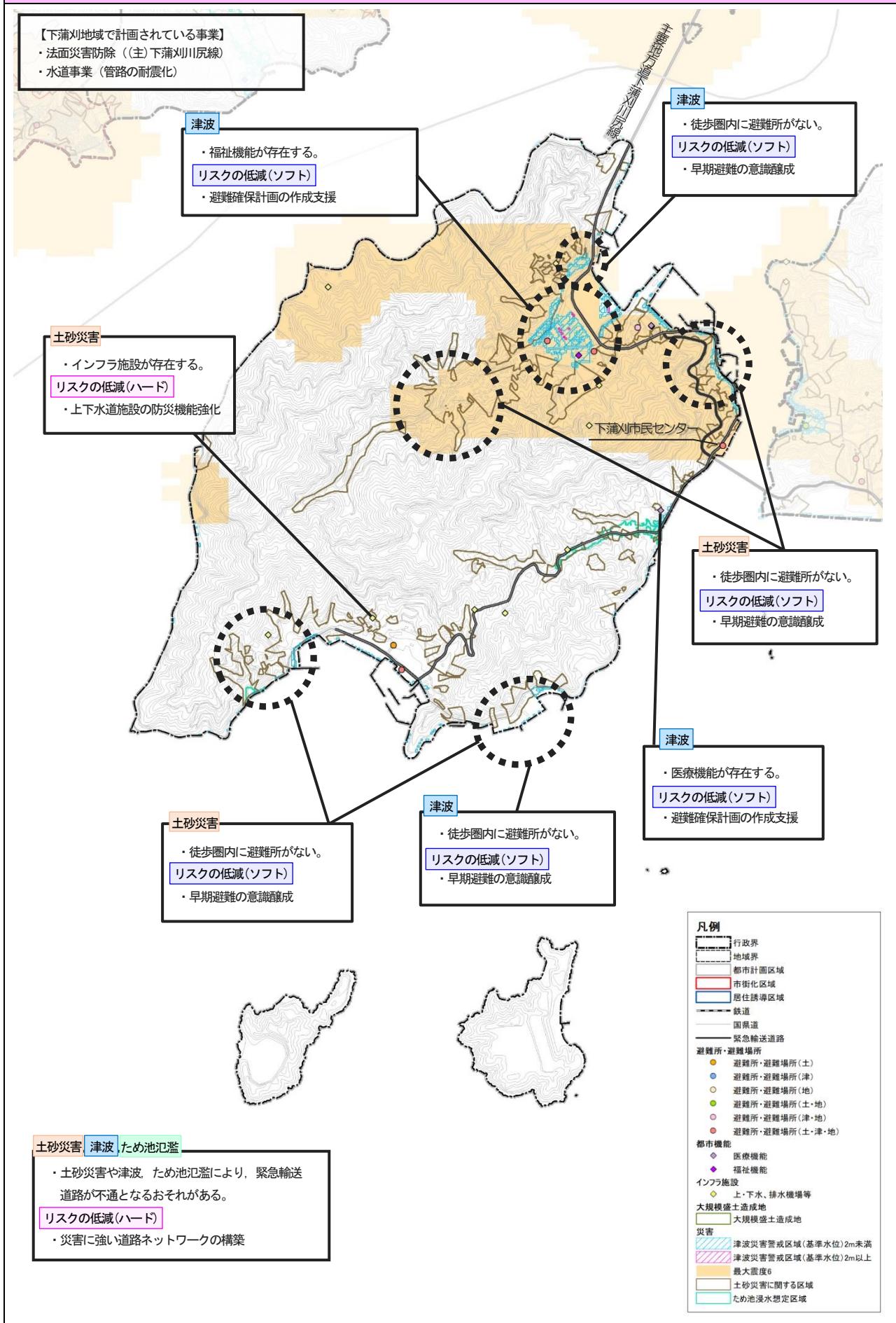
【想定最大規模】



想定最大規模の場合、沿岸部を中心に漫水深3.0m以上の区域に含まれている。

※ 洪水 の指定なし

II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫



(16) 蒲刈地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

【蒲刈地域で計画されている事業】

- ・法面災害防除 ((一)上蒲刈循環線)
- ・水道事業 (管路の耐震化)

高潮、土砂災害、ため池氾濫

- ・浸水や土砂災害、ため池氾濫により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減(ハード)
 - ・災害に強い道路ネットワークの構築

土砂災害

- ・インフラ施設が複数存在する。
- リスクの低減(ハード)
 - ・上下水道施設の防災機能強化

凡例

| | |
|---------------------|---------------------|
| 行政界 | 行政界 |
| 地域界 | 地域界 |
| 都市計画区域 | 都市計画区域 |
| 市街化区域 | 市街化区域 |
| 居住誘導区域 | 居住誘導区域 |
| 鉄道 | 鉄道 |
| 国県道 | 国県道 |
| 緊急輸送道路 | 緊急輸送道路 |
| 避難所・避難場所 | 避難所・避難場所 |
| ● 避難所・避難場所(洪) | ● 避難所・避難場所(洪) |
| ● 避難所・避難場所(洪・土) | ● 避難所・避難場所(洪・土) |
| ● 避難所・避難場所(高・土) | ● 避難所・避難場所(高・土) |
| ○ 避難所・避難場所(洪・高) | ○ 避難所・避難場所(洪・高) |
| ● 避難所・避難場所(洪・高・土) | ● 避難所・避難場所(洪・高・土) |
| 都市機能 | 都市機能 |
| ◆ 医療機能 | ◆ 医療機能 |
| ◆ 福祉機能 | ◆ 福祉機能 |
| インフラ施設 | インフラ施設 |
| ◆ 上・下水、排水機場等 | ◆ 上・下水、排水機場等 |
| 災害 | 災害 |
| ■ 洪水浸水想定区域 | ■ 洪水浸水想定区域 |
| ■ 高潮浸水想定区域 | ■ 高潮浸水想定区域 |
| ■ 深水深0.5~2m(洪・高) | ■ 深水深0.5~2m(洪・高) |
| ■ 深水深2m以上(洪・高) | ■ 深水深2m以上(洪・高) |
| ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(L2のみ) | ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(L2のみ) |
| ■ 土砂災害に関する区域 | ■ 土砂災害に関する区域 |
| ■ ため池浸水想定区域 | ■ ため池浸水想定区域 |

高潮

- ・福祉機能が存在する。
- リスクの低減(ソフト)
 - ・早期避難の意識醸成

ため池氾濫

- ・インフラ施設が複数存在する。
- リスクの低減(ハード)
 - ・上下水道施設の防災機能強化

土砂災害

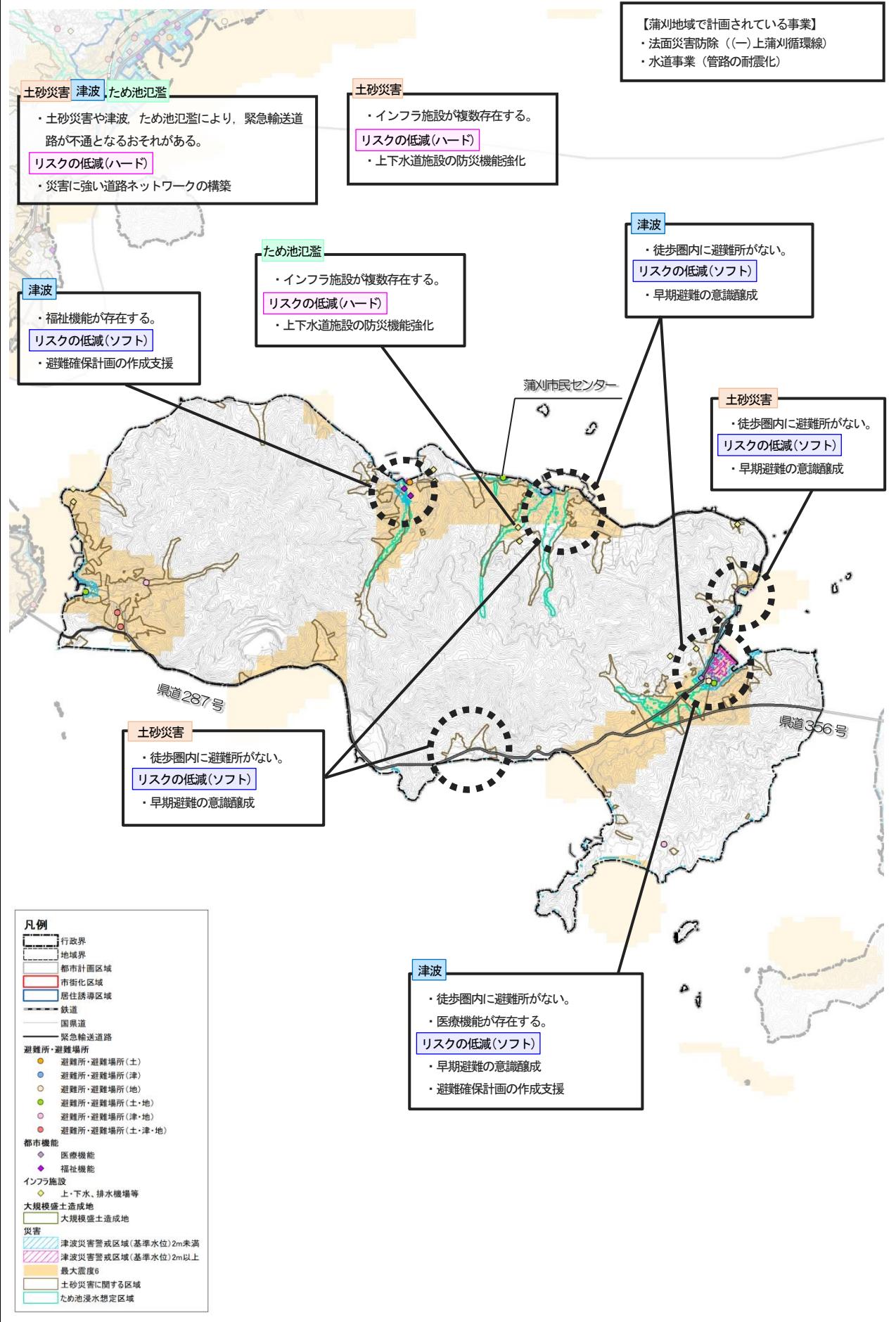
- ・徒歩圏内に避難所がない。
- リスクの低減(ソフト)
 - ・早期避難の意識醸成

【想定最大規模】

想定最大規模の場合、
沿岸部を中心に浸水
深3.0m以上の区域に
含まれている。

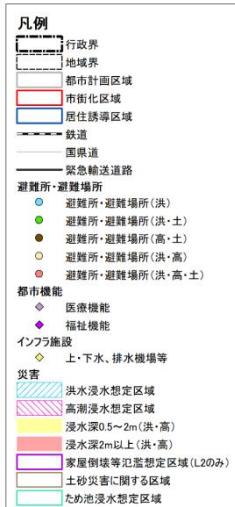
※ **洪水** の指定なし

II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫



(17) 豊浜地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫



【豊浜地域で計画されている事業】

- ・急傾斜地崩壊対策事業（歛松）
- ・道路改良事業（一）豊島線
- ・水道事業（管路の耐震化）



高潮・土砂災害

- ・浸水や土砂災害により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。

リスクの低減(ハード)

- ・災害に強い道路ネットワークの構築

土砂災害

- ・医療・福祉機能やインフラ施設が複数存在する。

リスクの低減(ハード)

- ・上下水道施設の防災機能強化

リスクの低減(ソフト)

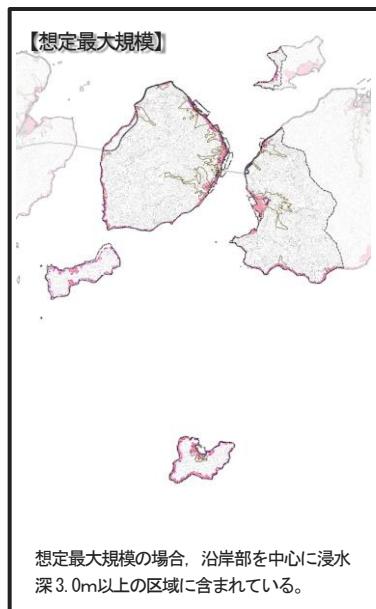
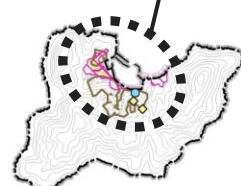
- ・避難確保計画の作成支援

高潮・土砂災害

- ・徒歩圏内に避難所がない。

リスクの低減(ソフト)

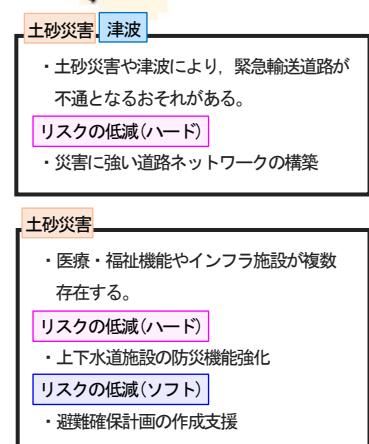
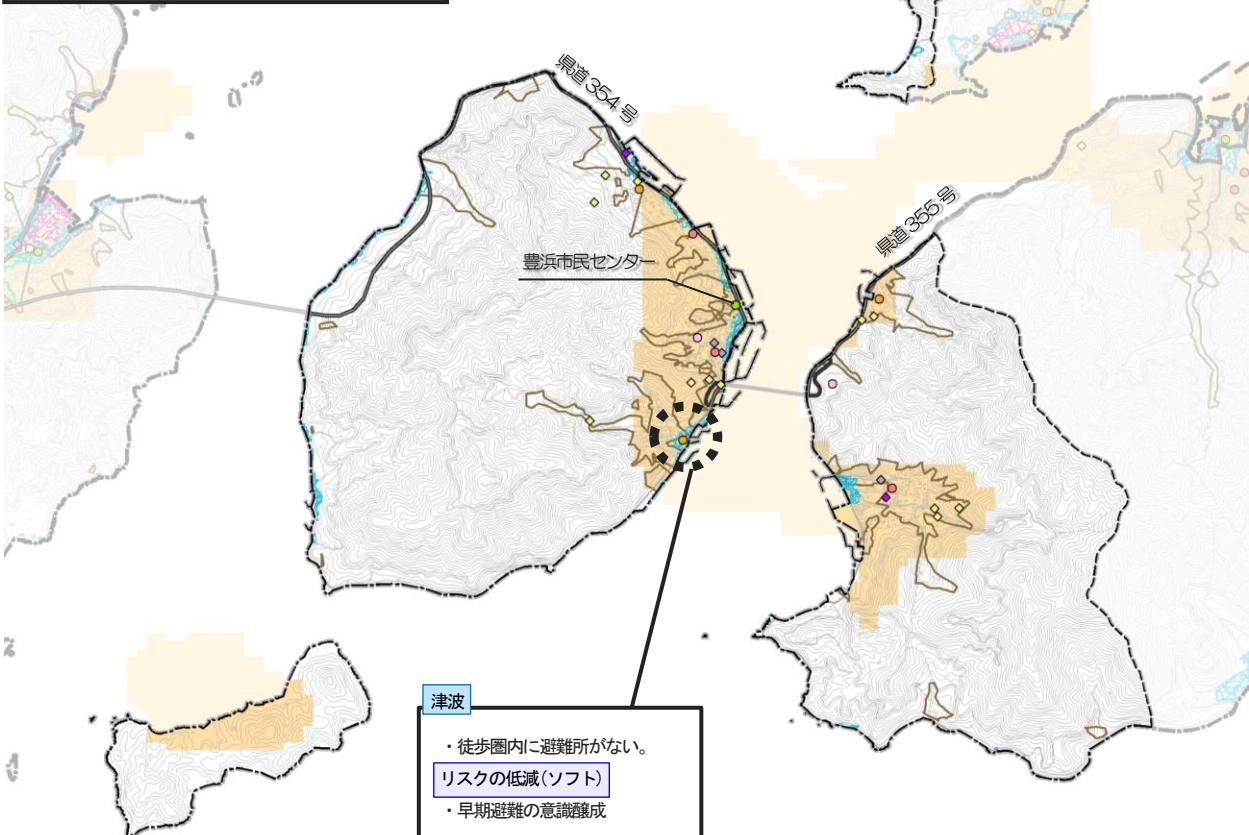
- ・早期避難の意識醸成



* 洪水 ため池氾濫 の指定なし

II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

【豊浜地域で計画されている事業】
 ・急傾斜地崩壊対策事業（歛松）
 ・道路改良事業 ((一)豊島線)
 ・水道事業（管路の耐震化）



土砂災害・津波

- ・徒歩圏内に避難所がない。
- リスクの低減(ソフト)
- ・早期避難の意識醸成

| 凡例 |
|--------------------|
| 行政界 |
| 地域界 |
| 都市計画区域 |
| 市街化区域 |
| 居住誘導区域 |
| 鉄道 |
| 国県道 |
| 緊急輸送道路 |
| 避難所・避難場所 |
| ○ 避難所・避難場所(土) |
| ● 避難所・避難場所(津) |
| ○ 避難所・避難場所(地) |
| ● 避難所・避難場所(土・地) |
| ○ 避難所・避難場所(津・地) |
| ● 避難所・避難場所(土・津・地) |
| 都市機能 |
| ◆ 医療機能 |
| ◆ 福祉機能 |
| インフラ施設 |
| ◇ 上・下水、排水機場等 |
| 大規模盛土造成地 |
| ■ 大規模盛土造成地 |
| 災害 |
| 津波災害警戒区域(基準水位)2m未満 |
| 津波災害警戒区域(基準水位)2m以上 |
| 最大震度6 |
| 土砂災害に関する区域 |
| ため池浸水想定区域 |

※ ため池氾濫 の指定なし

(18) 豊地域

I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫

【豊地域で計画されている事業】

- ・道路改良事業（沖友一周線）
- ・水道事業（管路の耐震化）

土砂災害

- ・福祉機能やインフラ施設が複数存在する。
- ・土砂災害により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。

リスクの低減(ハード)

- ・上下水道施設の防災機能強化
 - ・災害に強い道路ネットワークの構築
- リスクの低減(ソフト)
- ・避難確保計画の作成支援

高潮

- ・徒歩圏内に避難所がない。

リスクの低減(ソフト)

- ・早期避難の意識醸成

高潮

- ・浸水により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。

リスクの低減(ハード)

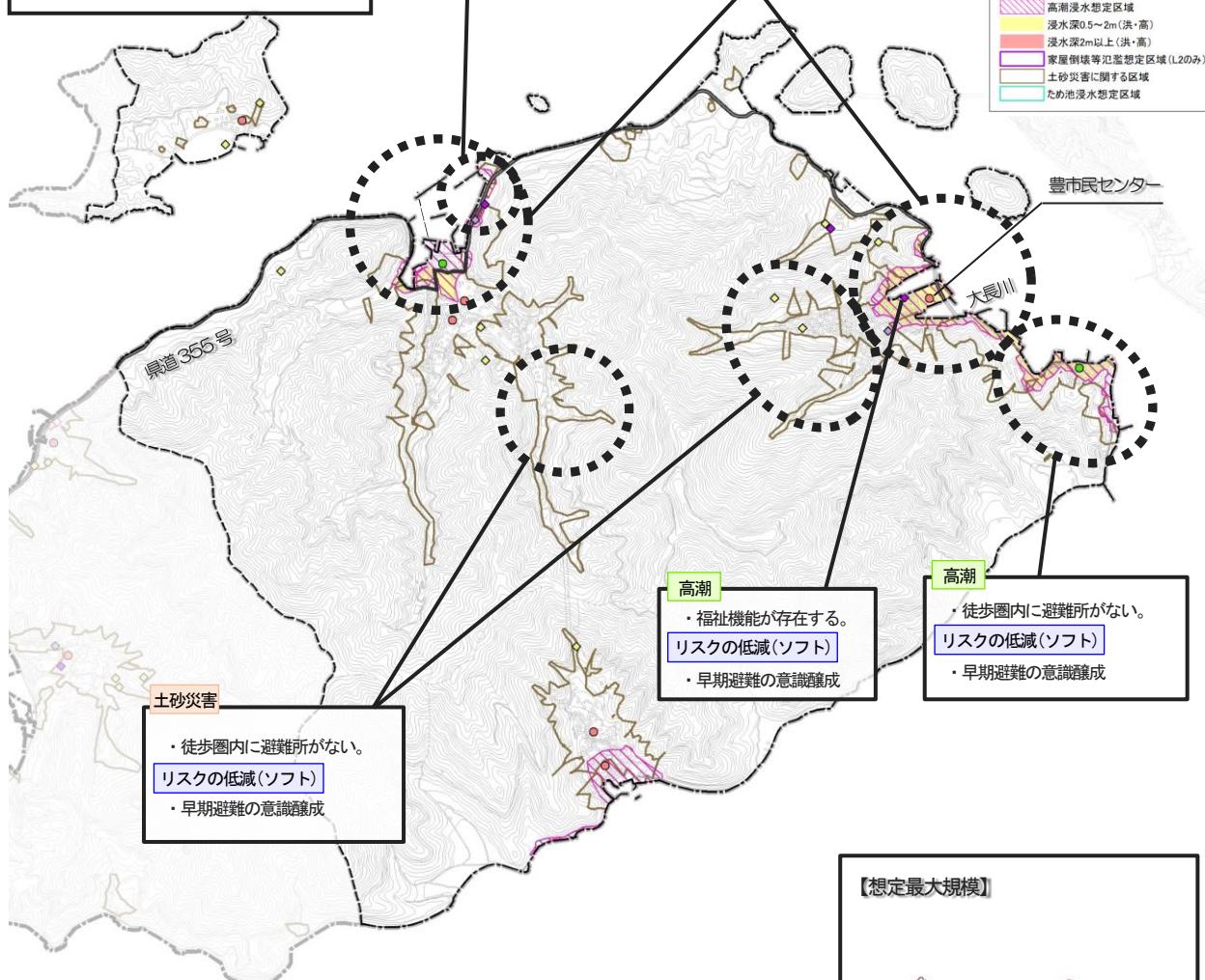
- ・災害に強い道路ネットワークの構築

凡例

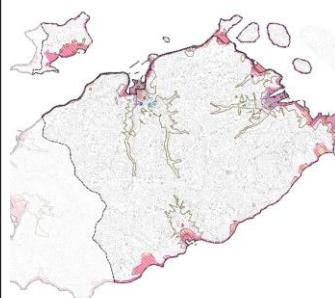
| | |
|-----------------|---|
| 行政界 | □ |
| 地域界 | □ |
| 都市計画区域 | ■ |
| 市街化区域 | ■ |
| 居住誘導区域 | ■ |
| 鉄道 | — |
| 国県道 | — |
| 緊急輸送道路 | — |
| 避難所・避難場所 | ○ |
| 避難所・避難場所(洪) | ● |
| 避難所・避難場所(洪・土) | ● |
| 避難所・避難場所(高・土) | ● |
| 避難所・避難場所(洪・高) | ● |
| 避難所・避難場所(洪・高・土) | ● |
| 都市機能 | ◆ |
| 医療機能 | ◆ |
| 福祉機能 | ◆ |
| インフラ施設 | ◇ |
| 上・下水、排水機場等 | ◇ |

災害

| | |
|-------------------|---|
| 洪水浸水想定区域 | ■ |
| 高潮浸水想定区域 | ■ |
| 浸水深0.5～2m(洪・高) | ■ |
| 浸水深2m以上(洪・高) | ■ |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域(L2のみ) | ■ |
| 土砂災害に関する区域 | ■ |
| ため池浸水想定区域 | ■ |



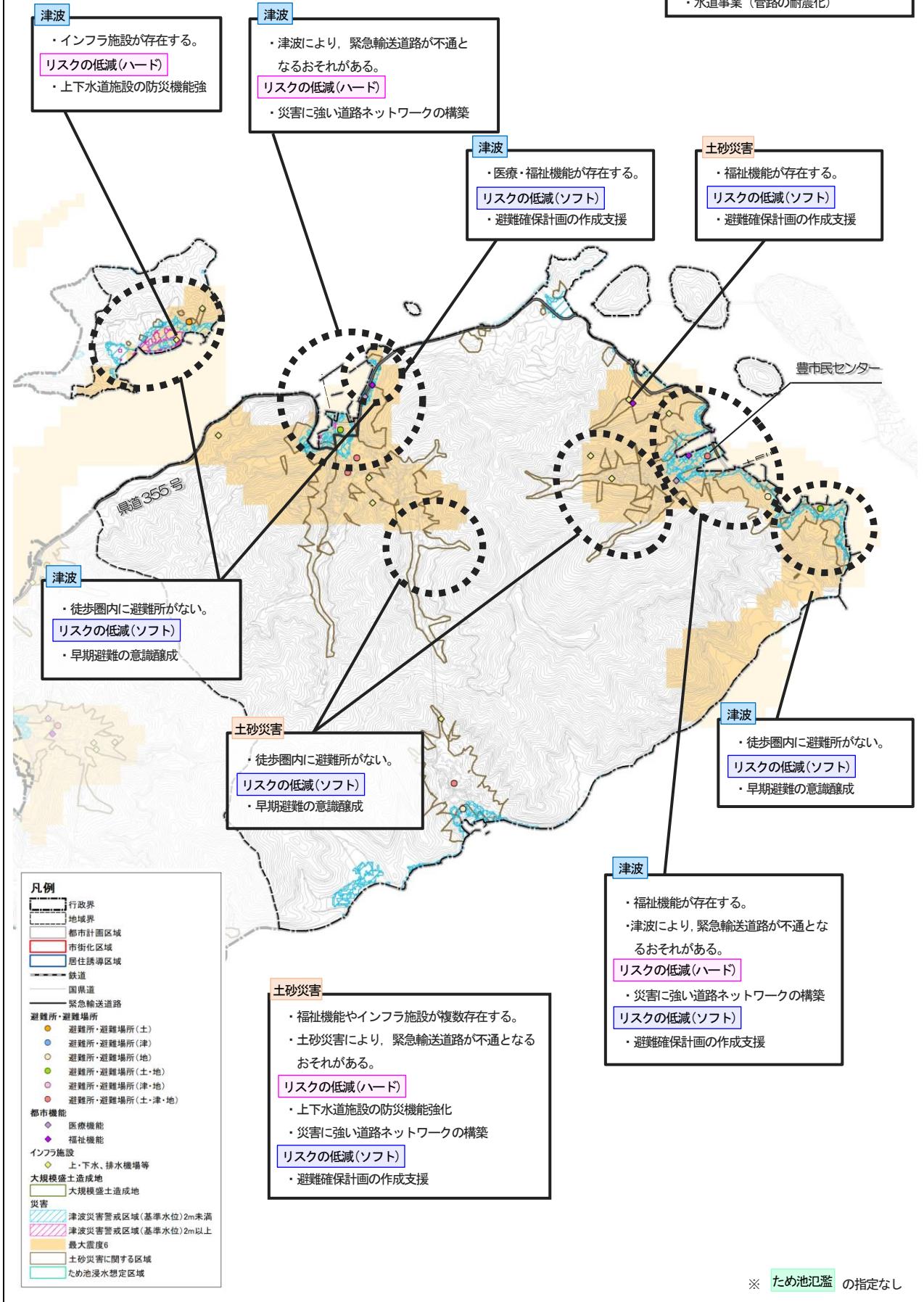
【想定最大規模】



想定最大規模の場合、沿岸部を中心に浸水深3.0m以上の区域に含まれている。

※ 洪水（計画規模）ため池氾濫 の指定なし

II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫



(19) ミクロ分析結果のまとめ

各地域における災害リスク分析の結果は、次のとおりです。

なお、各分析において地域内で1箇所以上、災害リスクがあると判断した項目すべてを「分析の結果課題あり」と表示しているため、地域によって災害リスクの大きさは異なります。

■地域別の災害リスク分析結果の整理表

| 分析項目 | | 分析の視点 | 分析の結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------------|---------------------------|-------|----|-----|----|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|-----|----|----|---|
| ハザード情報 | 都市情報 | | 中央 | 宮原 | 警固屋 | 吉浦 | 天応 | 昭和 | 郷原 | 阿賀 | 広 | 仁方 | 川尻 | 安浦 | 音戸 | 倉橋 | 下蒲刈 | 蒲刈 | 豊浜 | 豊 |
| 洪水 | 浸水深(L1) | 建物階数 | ○ | / | / | / | / | × | × | × | × | / | / | × | / | / | / | / | / | / |
| | | 避難所・避難場所 | ○ | / | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / | / | ○ | / | / | / | / | / | / |
| | | 都市機能(医療・福祉機能) | ○ | / | / | / | / | × | ○ | ○ | × | / | / | × | / | / | / | / | / | / |
| | | インフラ(上・下水、排水機場等) | ○ | / | / | / | / | ○ | ○ | ○ | × | / | / | × | / | / | / | / | / | / |
| | | 緊急輸送道路 | ○ | / | / | / | / | × | ○ | × | × | / | / | × | / | / | / | / | / | / |
| 高潮 | 浸水深(30年確率) | 建物階数 | × | / | / | × | × | × | / | / | / | × | × | × | × | - | - | - | - | - |
| | | 避難所・避難場所 | × | / | ○ | ○ | ○ | / | / | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |
| | | 都市機能(医療・福祉機能) | × | / | × | × | × | / | / | / | / | × | × | × | ○ | × | × | × | ○ | × |
| | | インフラ(上・下水、排水機場等) | × | / | ○ | × | × | / | / | / | / | × | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 緊急輸送道路 | × | / | × | × | × | / | / | / | / | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 土砂災害 | 土砂災害に関する区域 | 避難所 | × | ○ | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × |
| | | 都市機能(医療・福祉機能) | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | | インフラ(上・下水、排水機場等) | × | × | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| | | 緊急輸送道路 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 津波 | 浸水深 | 建物構造(木造建物) | ○ | / | ○ | ○ | ○ | / | / | / | × | × | ○ | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 避難所・避難場所 | ○ | / | ○ | ○ | ○ | / | / | / | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × |
| | | 都市機能(医療・福祉機能) | × | / | × | × | × | / | / | / | × | × | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ |
| | | インフラ(上・下水、排水機場等) | × | / | ○ | × | ○ | / | / | / | × | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 緊急輸送道路 | × | / | × | × | × | / | / | / | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 地震 | 震度分布 | 大規模盛土造成地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 建物構造(旧耐震基準木造建物) 緊急輸送道路 | × | × | × | × | × | × | × | ○ | × | × | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ため池 氾濫 | ため池 浸水想定区域 | 建物分布 | ○ | / | / | / | × | / | × | × | × | × | × | × | - | - | - | - | - | / |
| | | 都市機能(医療・福祉機能) | ○ | / | / | / | ○ | / | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| | | インフラ(上・下水、排水機場等) | ○ | / | / | / | ○ | / | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | × | / |
| | | 緊急輸送道路 | ○ | / | / | / | ○ | / | ○ | × | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | / |

分析の結果(凡例) ○: 分析の結果課題なし、×: 分析の結果課題あり、/: ハザードの指定なし、-: データ不足のため分析不可

(20) 取組方針と具体的な取組

(1)から(19)までの分析結果を踏まえ、各地域における防災上の課題から、取組方針及び具体的な取組を次のとおり定めます。

■マクロ分析結果 (1/3)

| 分析項目 | | 分析の視点 | 地域レベルにおける防災上の課題 | 取組方針 | 具体的な取組 |
|------------------|------------------|-----------------|---|---|--|
| ハザード情報 | 都市情報 | | | | |
| 洪水 浸水深(L1) | 建物階数 | 垂直避難で対応できるか | 【ハード対策】 <ul style="list-style-type: none"> 河川改修や雨水排水の貯留施設の整備等の浸水対策を推進し、浸水被害の軽減に努める必要がある。 | リスクの低減(ハード) <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 河川改修の促進、上下水道施設の防災機能強化、災害に強い道路ネットワークの構築 |
| | 避難所・避難場所 | 徒歩圏外の地域はないか | <ul style="list-style-type: none"> インフラ施設が浸水により機能停止するおそれがあるため、上下水道施設の計画的な改築・更新や水道施設が被災した場合のバックアップ施設の整備、下水道施設の耐水化の推進等により、機能強化を図る必要がある。 浸水により不通となる緊急輸送道路が存在するため、災害発生時も安全・確実に活用できるよう、緊急輸送道路の機能強化を図り、災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。 | | |
| | 都市機能(医療・福祉機能) | 早期避難すべき施設はないか | 【ソフト対策】 | リスクの低減(ソフト) <ul style="list-style-type: none"> 早期避難の意識醸成 防災・減災知識の普及と意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 防災情報メールの登録促進、防災行政無線の機能強化等 避難確保計画の作成支援 |
| | インフラ(上・下水、排水機場等) | 浸水による機能停止はないか | <ul style="list-style-type: none"> 垂直避難で対応ができない建物が分布しており、避難困難となる前に早期避難に繋げるために、市民が防災情報メールや防災行政無線等、多様な媒体から幅広く情報を収集できる体制を行政が整えておく必要がある。 早期避難すべき都市機能が存在するため、管理者に対して必要な助言を行い、避難場所や経路、方法等を示した避難計画の作成支援を行う必要がある。 | | |
| | 緊急輸送道路 | 不通となる緊急輸送道路はないか | | | |
| 高潮 浸水深(30年確率) | 建物階数 | 垂直避難で対応できるか | 【ハード対策】 <ul style="list-style-type: none"> 護岸等の海岸保全施設の整備を推進し、浸水被害の軽減に努める必要がある。 インフラ施設が浸水により機能停止するおそれがあるため、上下水道施設の計画的な改築・更新や水道施設が被災した場合のバックアップ施設の整備、下水道施設の耐水化の推進等により、機能強化を図る必要がある。 浸水により不通となる緊急輸送道路が存在するため、災害発生時も安全・確実に活用できるよう、緊急輸送道路の機能強化を図り、災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。 | リスクの低減(ハード) <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の整備※1、上下水道施設の防災機能強化、災害に強い道路ネットワークの構築 |
| | 避難所・避難場所 | 徒歩圏外の地域はないか | <ul style="list-style-type: none"> 垂直避難で対応ができない建物が分布しており、避難困難となる前に早期避難に繋げるために、市民が防災情報メールや防災行政無線等、多様な媒体から幅広く情報を収集できる体制を行政が整えておく必要がある。 早期避難すべき都市機能が存在するため、管理者が防災情報メールや防災行政無線等、多様な媒体から幅広く情報を収集できる体制を行政が整えておく必要がある。 | | |
| | 都市機能(医療・福祉機能) | 早期避難すべき施設はないか | 【ソフト対策】 | リスクの低減(ソフト) <ul style="list-style-type: none"> 早期避難の意識醸成 | <ul style="list-style-type: none"> 防災情報メールの登録促進、防災行政無線の機能強化等 |
| | インフラ(上・下水、排水機場等) | 浸水による機能停止はないか | | | |
| | 緊急輸送道路 | 不通となる緊急輸送道路はないか | | | |

※1 津波の浸水深は最大クラス(L2 津波)を分析の項目としていますが、海岸保全施設の整備は比較的の発生頻度の高い津波(L1 津波)を整備等の目安として設定しているため、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を合わせて実施することを基本とします。

■マクロ分析結果(2/3)

| 分析項目 | | 分析の視点 | 地域レベルにおける防災上の課題 | 取組方針 | 具体的な取組 |
|------------|------------------|----------------------|--|-------------|--|
| ハザード情報 | 都市情報 | | | | |
| 土砂災害に関する区域 | 避難所 | 徒歩圏外の地域はないか | <p>【ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県と連携し、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業により土砂災害を未然に防止する対策を進める必要がある。 | リスクの低減(ハード) | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策の推進(砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業)、上下水道施設の防災機能強化、災害に強い道路ネットワークの構築 |
| | 都市機能(医療・福祉機能) | 早期避難すべき施設はないか | <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ施設が土砂災害により機能停止するおそれがあるため、上下水道施設の計画的な改築・更新や水道施設が被災した場合のバックアップ施設の整備、下水道施設の耐水化の推進等により、機能強化を図る必要がある。 ・土砂災害により不通となる緊急輸送道路が存在するため、災害発生時も安全・確実に活用できるよう、緊急輸送道路の機能強化を図り、災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。 | | |
| | インフラ(上・下水、排水機場等) | 災害による機能停止はないか | <p>【ソフト対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の徒歩圏外となっている区域が存在しており、避難困難となる前に早期避難に繋げるため、市民が防災情報メールや防災行政無線等、多様な媒体から幅広く情報を収集できる体制を行政が整えておく必要がある。 | リスクの低減(ソフト) | <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報メールの登録促進、防災行政無線の機能強化等 ・防災・減災知識の普及と意識啓発 |
| | 緊急輸送道路 | 不通となる緊急輸送道路はないか | <ul style="list-style-type: none"> ・早期避難すべき都市機能が存在するため、管理者に対して必要な助言を行い、避難場所や経路、方法等を示した避難計画の作成支援を行う必要がある。 | | |
| 津波 | 建物構造(木造建物) | 構造被害が発生、流出する木造建物はないか | <p>【ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸等の海岸保全施設の整備を推進し、浸水被害の軽減に努める必要がある。 ・インフラ施設が浸水により機能停止するおそれがあるため、上下水道施設の計画的な改築・更新や水道施設が被災した場合のバックアップ施設の整備、下水道施設の耐水化の推進等により、機能強化を図る必要がある。 ・浸水により不通となる緊急輸送道路が存在するため、災害発生時も安全・確実に活用できるよう、緊急輸送道路の機能強化を図り、災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。 | リスクの低減(ハード) | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の整備、上下水道施設の防災機能強化、災害に強い道路ネットワークの構築 |
| | 避難所・避難場所 | 徒歩圏外の地域はないか | | | |
| | 都市機能(医療・福祉機能) | 早期避難すべき施設はないか | <p>【ソフト対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造被害が発生、流出する木造建物が分布しており、避難困難となる前に早期避難に繋げるため、市民が防災情報メールや防災行政無線等、多様な媒体から幅広く情報を収集できる体制を行政が整えておく必要がある。 | リスクの低減(ソフト) | <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報メールの登録促進、防災行政無線の機能強化等 ・防災・減災知識の普及と意識啓発 |
| | インフラ(上・下水、排水機場等) | 浸水による機能停止はないか | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の徒歩圏外となっている区域が存在しており、避難困難となる前に早期避難に繋げるため、市民が防災情報メールや防災行政無線等、多様な媒体から幅広く情報を収集できる体制を行政が整えておく必要がある。 | | |
| | 緊急輸送道路 | 不通となる緊急輸送道路はないか | <ul style="list-style-type: none"> ・早期避難すべき都市機能が存在するため、管理者に対して必要な助言を行い、避難場所や経路、方法等を示した避難計画の作成支援を行う必要がある。 | | |

■マクロ分析結果（3/3）

| 分析項目 | | 分析の視点 | 地域レベルにおける防災上の課題 | 取組方針 | 具体的な取組内容 |
|--------|---------------|-------------------------------|--|-------------|--|
| ハザード情報 | 都市情報 | | | | |
| 地震 | 震度分布 | 大規模盛土造成地 | 大規模盛土造成地はないか | リスクの低減(ハード) | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地の地質調査、地盤解析等の実施、上下水道施設の防災機能強化、災害に強い道路ネットワークの構築、住宅・建築物の耐震化や老朽空き家の除去の促進) |
| | | 建物構造 (旧耐震基準木造建物) 緊急輸送道路 | 旧耐震基準木造建物はないか。 また、旧耐震基準木造建物の倒壊により、不通となる緊急輸送道路はないか | | |
| ため池氾濫 | ため池 浸水想定区域 | 建物分布 | 浸水するおそれのある建物はないか | リスクの低減(ハード) | <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の補強工事・廃止工事の推進、上下水道施設の防災機能強化、災害に強い道路ネットワークの構築) |
| | | 都市機能(医療・福祉機能) | 早期避難すべき施設はないか | | |
| | | インフラ(上・下水、排水機場等) | 浸水による機能停止はないか | リスクの低減(ソフト) | <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報メールの登録促進、防災行政無線の機能強化等 |
| | | 緊急輸送道路 | 不通となる緊急輸送道路はないか | | |

5 防災まちづくりの将来像と取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

分析の結果から分かるように、呉市では各地域において様々な災害リスクが想定されており、災害リスクを完全に回避することは困難な状況にあります。

そのため、災害時に被害が発生しないように事前に「回避」するための取組と、災害時の被害を「低減」させるためのハード・ソフトの両面による取組を計画的に実施することで、災害リスクを可能な限り小さくする必要があります。

本計画のまちづくりの方針4では「安全な市街地への居住誘導による、安心して暮せるまちづくり」を掲げ、その実現に向けて本市が実施する誘導施策を位置付けていますが、防災まちづくりにおいては、地域の災害リスクを誰もが認識・共有したうえで、市民や企業及び行政が一体となって、地域の防災力を向上させていくことが重要になります。

のことから、本計画における防災まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

《防災まちづくりの将来像》

多様な主体が相互に連携し、地域の防災力の向上による、安心して住み続けられるまちづくり
～市民・企業・行政が共に災害リスクを認識し、それぞれの役割で共に助け合う～

(2) 取組方針及び具体的な取組

防災まちづくりの将来像の実現に向けて、マクロ分析及びミクロ分析から抽出された防災上の課題、並びに、まちづくりの方針4を推進するために位置付けた誘導施策を踏まえた取組方針及び具体的な取組を次頁のとおり定めます。

なお、取組方針及び具体的な取組については、呉市国土強靭化地域計画、呉市地域防災計画・水防計画及び流域治水プロジェクト等に定める内容と整合・連携を図ることとします。

■取組方針及び具体的な取組

| 対策の分類 | 取組方針 | 位置付け | | | 具体的な取組 | ハザード情報 | | | | | | 実施主体 | 実施時期の目標※1 | | |
|--|---------------------------------|-------|-------|------|---|--------|----|------|----|----|-------|----------|-----------|----|----|
| | | マクロ分析 | ミクロ分析 | 誘導施策 | | 洪水 | 高潮 | 土砂災害 | 津波 | 地震 | ため池氾濫 | | 短期 | 中期 | 長期 |
| リスクの回避 災害時に被害が発生しないようにする(回避する)ための取組 | 都市的土地区画整理事業の抑制 定住・移住の促進 | ○ | | | 土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入 | | | ○ | | | | 県・市 | → | | |
| | | | | ○ | 災害リスクの低いエリアへの住み替えの促進、土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用の検討 | | | ○ | | | | 県・市 | → | | |
| | | | | ○ | 高齢者ニーズに応じた住まいの提供支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市 | → | ■ | ■ |
| リスクの低減(ハード) 災害時の被害をハード対策により軽減させるための取組 | 流域治水の促進 都市基盤の整備 防災拠点の機能強化 | ○ | | | 流域治水プロジェクトに基づいた事前防災対策 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 国・県・市 | → | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 河川改修の促進 | ○ | | | | | | 国・県・市 | → | ■ | ■ |
| | | ○ | ○ | ○ | 海岸保全施設の整備 | | ○ | | ○ | | | 県・市 | → | ■ | ■ |
| | | ○ | ○ | ○ | 土砂災害対策の推進(砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業) | | | ○ | | | | 国・県・市 | → | ■ | ■ |
| | | ○ | ○ | | 大規模盛土造成地の地質調査、地盤解析等の実施 | | | | | ○ | | 市 | → | | |
| | | ○ | ○ | ○ | ため池の補強・廃止工事の推進 | | | | | | ○ | 県・市 | → | ■ | ■ |
| | | ○ | ○ | | 上下水道施設の防災機能強化 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市 | → | ■ | ■ |
| | | | ○ | | 災害に強い道路ネットワークの構築 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 国・県・市 | → | ■ | ■ |
| | | | ○ | | 公共施設の耐震化の推進 | | | | | ○ | | 市 | → | ■ | ■ |
| | | ○ | ○ | ○ | 住宅・建築物の耐震化や老朽空き家の除却の促進 | | | | | ○ | | 市・市民 | → | ■ | ■ |
| リスクの低減(ソフト) 災害時の被害をソフト対策により軽減させるための取組 | 孤立予想集落の災害予防対策 | ○ | | | 救援体制の充実、孤立に強い集落づくり | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市・市民 | → | ■ | ■ |
| | | ○ | | | 自主防災組織の結成・育成の促進 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市・市民 | → | ■ | ■ |
| | 早期避難の意識醸成 | ○ | ○ | | 防災情報メールの登録促進、防災行政無線の機能強化等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市・市民 | → | ■ | ■ |
| | 流域治水の促進(再掲) | ○ | | | 流域治水プロジェクトに基づいた事前防災対策(再掲) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 国・県・市 | → | | |
| | 防災・減災知識の普及啓発 | ○ | | ○ | ハザードマップや避難の手引きの周知 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市・事業者・市民 | → | ■ | ■ |
| | | | ○ | | 避難確保計画の作成支援 | ○ | | ○ | ○ | | | 市・事業者 | → | | |
| | ため池の適正管理 | ○ | | | 農業利用するため池の管理体制の確保 | | | | | | ○ | 市・市民 | → | ■ | ■ |

※1 短期：令和7年～令和12年（呉市長期総合計画と整合）

中期：令和13年～令和17年（呉市立地適正化計画の目標年）

長期：令和17年度以降

6 目標値

計画全体における目標値は「第6章 計画の推進」に設定していますが、防災指針においては、「安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導」の評価指標である『居住誘導区域内の人口密度』を達成するためには、以下の整備目標を設定します。

■整備目標

| 区分 | 評価指標 | 現状値 (基準年) | 目標値 (目標年) | 出典 |
|-----------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| リスクの回避 | 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域の箇所数 | 1879 箇所 (R3) | 0 箇所 (R25) | — |
| リスクの低減 (ハード) | 緊急輸送道路、重要物流道路における橋りょうの耐震化箇所(累計) | 0 橋 (R元) | 27 橋 (R7) | 第5次吳市長期総合計画 |
| | 河川機能強化改修工事実施箇所(累計) | 0 河川 (R元) | 20 河川 (R7) | 第5次吳市長期総合計画 |
| | 急傾斜地崩壊対策工事実施箇所数(累計) | 745 箇所 (R元) | 755 箇所 (R7) | 第5次吳市長期総合計画 |
| | 高潮（津波）防護達成人口率 | 63.5% (R元) | 67.0% (R7) | 第5次吳市長期総合計画 |
| | ボトルネックを解消した河川数(累計) | 0 河川 (R元) | 13 河川 (R7) | 吳市土木未来プラン |
| | 管路耐震化率（上水道） | 12.8% (R4) | 21.8% (R15) | 吳市上下水道ビジョン |
| | 管渠耐震化率（下水道） | 31.1% (R4) | 34.7% (R15) | 吳市上下水道ビジョン |
| | 雨水排水整備率 | 38.5% (R4) | 42.7% (R10) | 吳市上下水道ビジョン |
| | 住宅の耐震化率 | 81.1% (R2) | 100.0% (R17) | 吳市耐震改修促進計画（第3期計画） |
| リスクの低減 (ソフト) | 多数の者が利用する建築物等の耐震化率 | 85.2% (R2) | 100.0% (R12) | 吳市耐震改修促進計画（第3期計画） |
| | 自主防災組織活動力バー率（年間） | 83.9% (R元) | 88.7% (R7) | 第5次吳市長期総合計画 |
| | 防災意識向上度（災害対策をしている市民の割合） | 73.7% (R元) | 90.0% (R7) | 吳市土木未来プラン |



■目標及び成果指標 ※第6章 計画の推進より

| 目標 | 評価指標 | 計画策定時 | 目標年時 |
|----------------------|--------------|--------------------|---------------|
| 安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導 | 居住誘導区域内の人口密度 | 66.3 人/ha (H30) | 現状維持 (R17) |

第6章 計画の推進

1 取組目標

(1) 計画の評価指標及び目標値の考え方

計画の必要性・妥当性を市民・関係者の皆様に客観的かつ定量的に示すとともに、P D C A サイクルを確立し、適切な評価に基づきより実効性のある計画とするため、課題解決のためのまちづくりの方針・誘導施策等の取組により目標を達成することで、期待される効果を定量化する必要があります。

計画の取組目標については、「第3章 立地の適正化に関する基本的な方針」に定めるまちづくりの方針の進捗を評価する指標として設定します。

(2) 評価指標及び目標値の設定

計画期間中に達成すべき目標の評価指標及び目標値を次のとおり設定します。

| 目標 | | | |
|-----------------------|-------------------|------------------------|---------------------------------|
| 誘導すべき施設の立地 | | | |
| 評価指標 | 計画策定時（基準年） | 現状値（改定年） | 目標値（目標年） |
| 総合交通拠点施設 | — (平成 30 年) | 0 施設 (事業中) (令和 6 年) | 1 施設 (令和 8 年) |
| 障害者福祉施設 ^{※1} | 8 地域 (平成 30 年) | 10 地域 (令和 6 年) | 11 地域 ^{※2} (令和 8 年) |

評価指標の考え方
生活利便性や人々の交流が促進されていることを検証するため、各拠点における誘導施設で設定した、誘導すべき施設の立地状況を評価指標とします。

目標値の考え方
関連計画等の目標値に準じて目標値を設定します。
・関連計画の目標年以降の目標値が示された場合は、その数値を目標値とします。

指標の算定方法
関連計画の進捗状況から、立地状況を把握します。

※1 障害者福祉施設については、誘導施設の設定を基に全ての地域に施設を立地させることを目標値とします。

※2 新たに誘導する地域として、障害者福祉施設は、警固屋地域を想定しています。

目標

安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導

| 評価指標 | 計画策定時（基準年） | 現状値（改定年） | 目標値（目標年） |
|--------------|-------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 居住誘導区域内の人口密度 | 66.3 人/ha (平成 30 年) | 62.2 人/ha (令和 5 年) | 現状維持 (令和 17 年) |

評価指標の設定の考え方

安全で生活利便性が高い市街地へ居住を誘導することで、安心して暮らせるまちづくりが推進されていることを検証するため、居住誘導区域内の人口密度を評価指標とします。

目標値の設定の考え方

現在の居住誘導区域内の人口密度を維持することを目標値とします。

指標の把握方法

住民基本台帳の町丁別人口を基に、居住誘導区域内の人口を集計し、人口密度を算出します。

目標

現在、策定中の呉市地域公共交通計画と調整中

移動手段である公共交通の確保

| 評価指標 | 計画策定時（基準年） | 現状値（改定年） | 目標値（目標年） |
|----------|--|--|-------------------------|
| 公共交通利用者数 | 鉄道 896 万人/年^{※1} (平成 30 年) 路線バス 783 万人/年^{※1} (広島電鉄) 生活交通 48 万人/年^{※1} (生活バス+乗合タクシー) (平成 30 年) | 鉄道 771 万人/年^{※2} (令和 4 年) 路線バス 496 万人/年^{※3} (広島電鉄) 生活交通 89 万人/年^{※3} (生活バス+乗合タクシー) (令和 4 年) | 現状維持 (令和 6 年) |

評価指標の設定の考え方

効率的で効果的な公共交通ネットワークの確保や地域に実態に即した交通サービスの確保等を通じて、鉄道や路線バスを活用しながら日常の暮らしの中で自由に移動することができる環境づくりが進んでいることを検証するため、公共交通利用者数を評価指標とします。

目標値の設定の考え方

「呉市地域公共交通網形成計画」の目標値に準じて目標値を設定します。

- ・「呉市地域公共交通網形成計画」の目標値に合わせて、本計画の目標値についても見直します。

指標の算定方法

交通事業者からの利用実績の報告を基に集計し、公共交通利用者数を把握します。

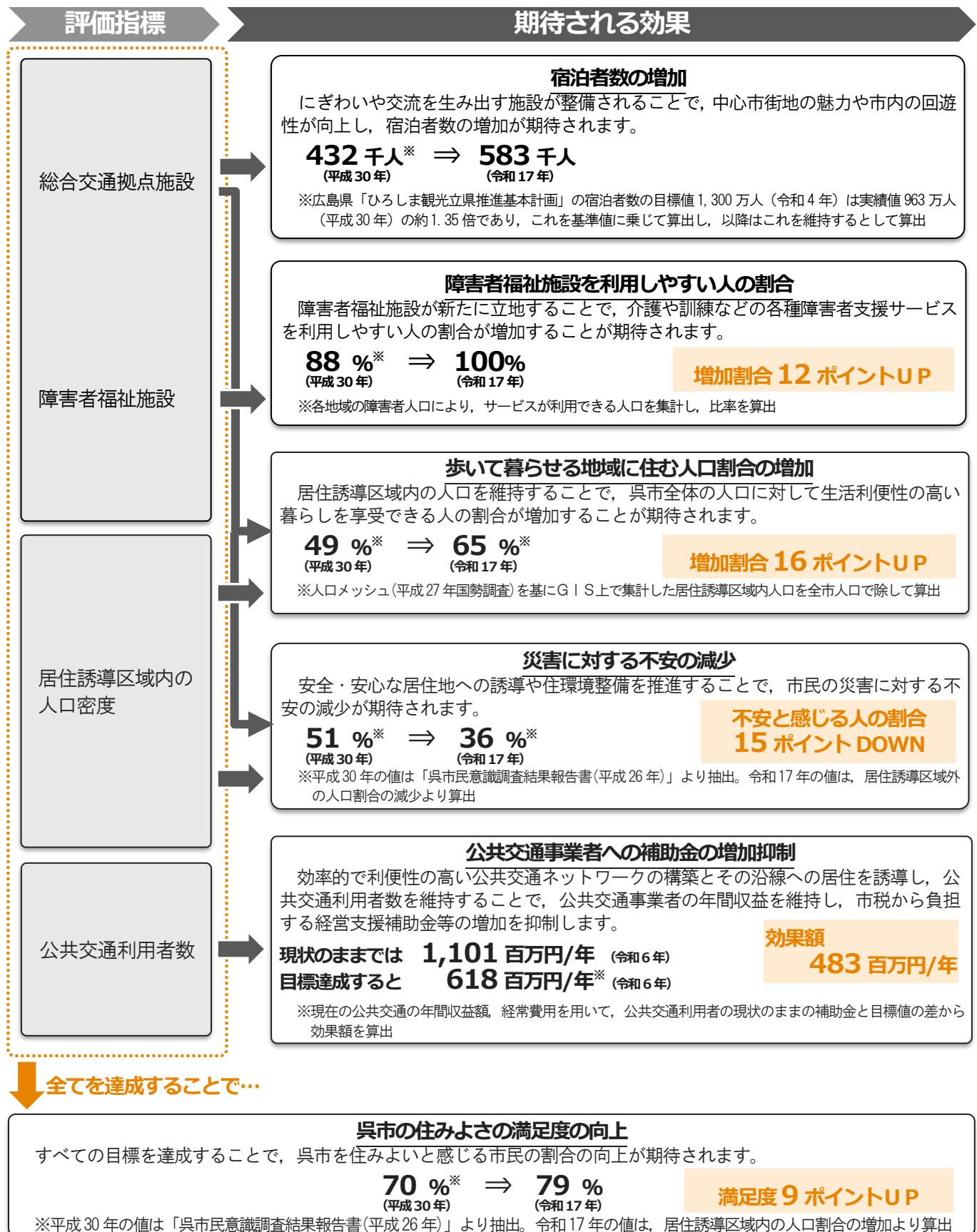
※1 公共交通事業者資料

※2 呉市統計書（令和 5 年度版）

※3 呉市資料

(3) 目標達成により期待される効果

目標値が達成された場合に期待される効果について次のとおり示します。次の図に示す効果以外にも、公共交通の利便性の向上による外出機会の増加やそれに伴うにぎわいの増加、高齢者の健康増進など様々な効果が考えられますが、代表的なものについて記載します。また本計画は、関連計画と連携し、課題解決を推進する計画であるため、関連計画の施策や目標の更新・見直しに応じて、期待される効果についても見直します。



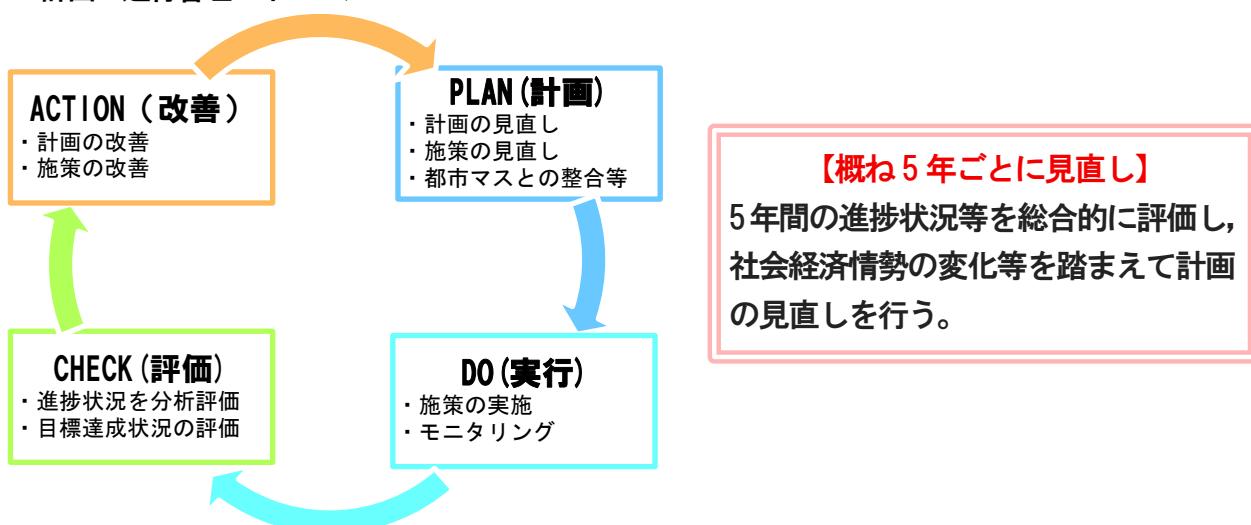
2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理等

計画の進行管理に当たっては、計画に記載された施策・事業の実施状況について把握を行うとともに、おおむね5年ごとに計画の進捗状況や妥当性等の分析・評価を行います。また、その評価結果を呉市都市計画審議会に報告し、施策の充実・強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に計画や関連する都市計画の見直し等を行います。

計画の見直しの際は、必要に応じて、住民説明会やパブリックコメント、関係団体へのヒアリング等を実施し、意見聴取を図るとともに、計画の進捗状況等をホームページ等を通じて適宜周知し、住民、企業及び行政が一体となって計画の推進に向けて取り組みます。

■計画の進行管理のイメージ

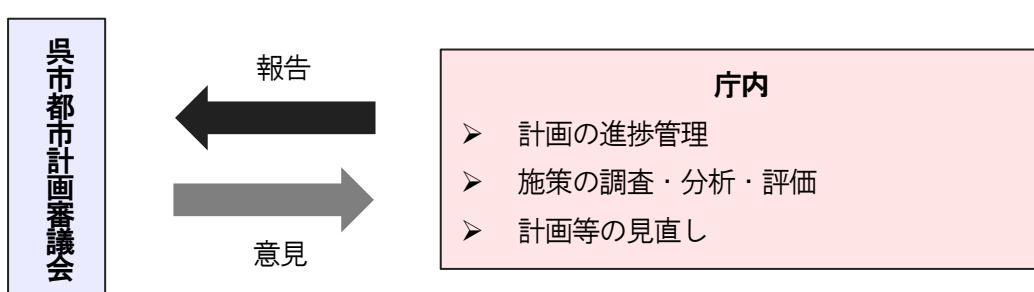


(2) 評価体制

計画の評価体制については、次に示すとおりです。

計画の進捗状況の報告や見直しの際は、呉市都市計画審議会を開催し、計画内容等に係る意見を反映できる評価体制とします。

■評価体制



(3) 計画の推進に向けた取組

計画における将来都市像の実現に向けて、呉市都市計画マスタープランに掲げる6つの目標を基本として取り組みます。また、呉市長期総合計画や関連する各分野の計画による取組を推進するとともに、既存の施設や機能、地域資源を最大限活用することで効率的かつ効果的な呉市独自のまちづくりを進めていきます。

巻末資料

策定の経緯

(1) 計画策定時

| 開催日 | 会議等 | 主な内容 |
|------------------------|-----------------------|--|
| 平成29年10月30日 | 第1回 呉市立地適正化計画検討委員会 | 立地適正化計画制度について 呉市立地適正化計画（素案）について ・呉市の現況と課題 |
| 平成29年12月20日 | 第114回 呉市都市計画審議会 | 呉市立地適正化計画の策定について |
| 平成30年 1月12日 | 第2回 呉市立地適正化計画検討委員会 | 呉市立地適正化計画（素案）について ・呉市の現況と課題 ・立地の適正化に関する基本的な方針 |
| 平成30年 4月20日 ～ 5月21日 | パブリックコメント | 呉市立地適正化計画の基本的な方針 (案)についてパブリックコメントを実施 |
| 平成30年 6月 8日 ～ 6月26日 | 住民説明会 | 音戸, 安浦, 川尻, 中央地域で人口減少 下におけるまちづくり(呉市立地適正化 計画)についての住民説明会を開催 |
| 平成30年10月 2日 | 第115回 呉市都市計画審議会 | 呉市立地適正化計画（素案）について ・呉市の現況と課題 ・立地の適正化に関する基本的な方針 |
| 平成31年 3月25日 | 第116回 呉市都市計画審議会 | 作成スケジュールの見直しについて |
| 令和元年 5月13日 | 第3回 呉市立地適正化計画検討委員会 | 作成スケジュールの見直しについて 意見等への対応について 呉市立地適正化計画（素案）について ・誘導施設の設定 |
| 令和元年 9月30日 | 第117回 呉市都市計画審議会 | 呉市立地適正化計画（素案）について ・呉市立地適正化計画の基本的な方針 (案)に対する意見 ・誘導施設の設定 |
| 令和元年12月13日 | 第4回 呉市立地適正化計画検討委員会 | 意見等への対応について 呉市立地適正化計画（案）について ・誘導施設及び誘導区域等の設定 ・計画の推進 |
| 令和2年 1月27日 ～ 3月 3日 | 住民説明会 | 市内18地域でコンパクト+ネットワー ークのまちづくり説明会を開催 |
| 令和2年 4月20日 ～ 4月28日 | 第5回 呉市立地適正化計画検討委員会 | 呉市立地適正化計画（案）に対する意見 について |
| 令和2年 6月29日 ～ 7月 9日 | 第118回 呉市都市計画審議会 | 呉市立地適正化計画（案）について |
| 令和2年 7月 6日 ～ 7月16日 | 第6回 呉市立地適正化計画検討委員会 | 呉市立地適正化計画（案）について |

| 開催日 | 会議等 | 主な内容 |
|--------------------------|--------------------|------------------|
| 令和 2 年 8月 3日 ～ 8月 21日 | 第119回 呉市都市計画審議会 | 呉市立地適正化計画（案）について |

(2) 計画改定時

| 開催日 | 会議等 | 主な内容 |
|----------------|-----------------------|---------------------|
| 令和 6 年 7月 9日 | 第1回 呉市立地適正化計画検討委員会 | 呉市立地適正化計画改定の概要について |
| 令和 6 年 8月 9日 | 第129回 呉市都市計画審議会 | 呉市立地適正化計画の改定について |
| 令和 6 年 10月 10日 | 第2回 呉市立地適正化計画検討委員会 | 呉市立地適正化計画（改定素案）について |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

呉市立地適正化計画検討委員会委員名簿

(1) 計画策定時

◎委員長 ○副委員長

(順不同敬称略)

| 分野 | 団体・機関役職名 | 氏名 |
|--------------|---|---|
| 都市計画 都市環境 | 広島文化学園大学名誉教授 | ◎今田 寛典 |
| 都市計画 交通計画 | 豊田工業高等専門学校教授 | 山岡 俊一 |
| 経済 | 公益財団法人 中国地域創造研究センター 調査研究部 経済・社会システムグループ長, 主席研究員 広島大学大学院人間社会科学研究科客員教授 | 柴田 浩喜 |
| 地域コミュニティ | 比治山大学教授 | 山田 知子 |
| 都市計画 建築 | 呉市都市計画審議会会长 (呉工業高等専門学校教授) | 篠部 裕 |
| 議員 | 呉市都市計画審議会副会長 (呉市議会議員) | 片岡 慶行 (第3回委員会まで) 中田 光政 (第4回委員会から) |
| 商工業 | 呉商工会議所副会頭 | ○大之木 捷太郎 (第3回委員会まで) 中原 充生 (第5回委員会から) |
| 交通 | 広島県バス協会専務理事 | 西川 雅己 (第3回委員会まで) 赤木 康秀 (第4回委員会から) |
| 医療 | 呉市医師会会长 | 原 豊 (第2回委員会まで) 玉木 正治 (第3回委員会から) |
| 福祉 | 呉市社会福祉施設連絡協議会会长 | 橋本 一成 (第2回委員会まで) 新田 英樹 (第3回委員会から) |
| 子育て | 元呉市すこやか子育て協会センター長 | 岡川 春恵 |
| 市民代表 | 呉市自治会連合会副会長 | 神田 晃典 |

(2) 計画改定時

◎委員長 ○副委員長

(順不同敬称略)

| 分野 | 団体・機関役職名 | 氏名 |
|-----------------|---|--------|
| 都市計画 都市環境 | 広島大学大学院先進理工系科学研究科教授 | ◎田中 貴宏 |
| 経済 | 公益財団法人 中国地域創造研究センター (総合研究リーダー) 広島大学大学院社会科学研究科客員教授 | 柴田 浩喜 |
| 地域コミュニティ | 比治山大学教授 | 山田 知子 |
| 都市計画 建築 | 呉市都市計画審議会会長 (呉工業高等専門学校教授) | 篠部 裕 |
| 議員 | 呉市都市計画審議会副会長 (呉市議会議員) | 加藤 忠二 |
| 商工業 | 呉商工会議所副会頭 | 相川 敏郎 |
| 交通 | 広島県バス協会専務理事 | 赤木 康秀 |
| 医療 | 呉市医師会会长 | 石井 哲朗 |
| 福祉 | 呉市社会福祉施設連絡協議会会长 | 新田 英樹 |
| 子育て | 呉市すこやか子育て協会常務理事 | 森谷 吾郎 |
| まちづくり | NPO 法人呉サポートセンター くれシェンド事務局長 | 香川 裕子 |
| 市民代表 | — | 田平 敬太 |
| | — | 中島 夕貴 |
| 広島県 | 広島県西部建設事務所呉支所長 | 箱田 伸洋 |
| 呉市 | 呉市土木部長 | 松川 隆志 |
| 呉市 | 呉市危機管理監 | 中濱 高宣 |
| オブザーバー (広島県) | 広島県土木建築局都市計画課長 | 梶村 隆穂 |

呉市立地適正化計画

策 定 令和2年9月

届出開始 令和3年1月

改 定 令和●年●月

呉市都市部都市計画課

〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号

TEL: 0823-25-3367 FAX: 0823-24-6831